掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6. 8. 7	金融機関の追加・合併・システム更改における口座振替データ伝送テスト業務	ＡＧＳ株式会社	1,098,900	R6. 4. 25	R6. 4. 25 ～ R6. 7. 31	本業務は、現在履行中の「口座振替データ伝送業務」に付帯する業務である。実際の口座振替データ伝送業務の仕様を理解し、同様のシステム環境で行う必要があるため、本業務を履行することが可能なのは、ＡＧＳ株式会社のみであるといえる。 以上から、業務の性質上競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、ＡＧＳ株式会社を本業務の見積者に特定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	会）出納課 011-211-2144
R7. 4. 16	収入原符整理業務	株式会社　北洋銀行	97,757,000	R7. 3. 28	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	指定金融機関に搬入された収入原符は、分類から仕分けに至る一連の工程において整理され、収入日の５営業日後には会計室から原局（調定担当課）へ送付ののち、収入の消し込みが行われ保管されて整理が終了する。各原局において市民からの問い合わせ等に対応するためには、収納事務をできるだけ速やかに行い、この収入原符の処理サイクルを確保する必要がある。 この処理サイクルを確保するためには、収入原符整理に係る一連の工程において発生しうる誤処理・事故等が発生した場合に、迅速に原因を究明し的確に対応する必要がある。原因究明のためには、払込公金と収入原符を照合することが不可欠であるが、当該照合を最も効率的に行い得る方法は、払込公金と収入原符を整理する窓口を統一して管理するほかにない。 以上のことから、誤処理や事故が発生した場合も含め、最も効率的に処理サイクルを確保する方法は、公金を集約する指定金融機関が、原符整理業務の事務管理・点検および札幌市への連絡・報告等を行う以外にない。 よって、業務の性質上競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定により、（株）北洋銀行を「収入原符整理業務」の見積者に特定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	会）出納課 011-211-2144
R6. 8. 28	防災行政無線基地局定期検査に係る点検結果通知書作成業務	株式会社日立国際電気	1,100,000	R6. 8. 19	R6. 8. 19 ～ R6. 9. 13	本業務は、電波法第７３条第１項本文の規定による無線局の定期検査に係る北海道総合通信局への提出書類の作成等を行うものである。 提出書類の作成にあたっては、無線局に係る専門知識や技術を有していることに加え、当該無線局機器の仕様に精通している者が点検作業を実施する必要がある。 また、今回定期検査の対象となっている無線局（基地局）６局は、機器本体及びソフトウェアにメーカー独自の規格を多く採用して製造されていることから、点検作業を実施するためにはメーカー固有の専門的な知識が必要である。 以上より、本業務が履行できるのはメーカーである(株)日立国際電気北海道支店のみであり、競争入札に適しないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	危）危機管理課 011-211-3062
R7. 1. 29	防災行政無線副統制台移設・再設定業務	株式会社日立国際電気	4,235,000	R6. 12. 24	R6. 12. 24 ～ R7. 3. 31	本業務は、防災行政無線の副統制台を現在の消防局庁舎から中央区複合庁舎へと移設し、移設後も正常な通信ができるよう機器の接続や再設定等を行うものである。 防災行政無線システムは、機器本体及びソフトウェアにメーカー独自の規格を採用し、製造されていることから、本業務を行うにあたっては、メーカー固有の専門的な知識に基づき行う必要がある。 よって、本業務は防災行政無線システムに対する専門知識及び技術を有し、機器及びソフトウェアを納入した株式会社日立国際電気北海道支店以外には履行できないことから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	危）危機管理課 011-211-3062
R7. 4. 9	防災行政無線システム点検保守業務	株式会社国際電気	84,156,000	R7. 3. 26	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	本業務は、防災行政無線システムについて、常に良好な稼働状態を維持するとともに、障害等発生時の迅速・的確な復旧体制の確保を図るものである。 防災行政無線システムは、機器本体及びソフトウェアにメーカー独自の規格を採用し、製造されていることから、本業務を行うにあたっては、メーカー固有の専門的な知識に基づき行う必要がある。 よって、本業務は防災行政無線システムに対する専門知識及び技術を有し、機器及びソフトウェアを納入した(株)国際電気北海道支店以外には履行できないことから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	危）危機管理課 011-211-3062
R7. 4. 9	防災行政無線移動局（日立国際電気製）点検保守業務	株式会社国際電気	5,830,000	R7. 3. 26	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	本業務は、防災行政無線移動局（無線機）のうち、日立国際電気製移動局無線機器について、常に良好な稼働状態を維持するとともに、障害等発生時の迅速・的確な復旧体制の確保を図るものである。 防災行政無線機器は、機器本体及びソフトウェアにメーカー独自の規格を採用し、製造されていることから、本業務を行うにあたっては、メーカー固有の専門的な知識に基づき行う必要がある。 よって、本業務は日立国際電気製移動局無線機器に対する専門知識及び技術を有し、機器及びソフトウェアを納入した(株)国際電気北海道支店以外には履行できないことから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	危）危機管理課 011-211-3062
R7. 4. 9	地震観測システム保守業務	株式会社高見沢サイバネティックス	1,885,125	R7. 3. 28	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	本業務は、地震観測システムについて、常に良好な稼働状態を維持するとともに、障害発生時の迅速・的確な復旧体制の確保を図るものである。 地震観測システムは、メーカー独自規格の機器及びソフトウェアを採用して構築されていることから、本業務を行うにあたっては、メーカー固有の専門的な知識に基づき行う必要がある。 よって、本業務は機器及びソフトウェアの製造元である(株)高見沢サイバネティックス以外には履行できないことから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	危）危機管理課 011-211-3062
R6. 9. 4	札幌市本庁舎非常用発電機エンジン点検整備業務	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	6,204,000	R6. 8. 6	R6. 8. 6 ～ R6. 12. 16	非常用発電機エンジンにはメーカー独自のシステム内容があり、機器運転の信頼性確保と電気設備安全管理面から、内容を熟知している者以外に委託することが不可能である。 本登録業者は、この機器を開発製造したメーカーと提携関係にあり、メーカー機器のメンテナンス専門会社であることから、点検整備を行うことができるのはこの１者のみである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）行政部庁舎管理課 011-211-2052
R6. 12. 11	札幌市本庁舎太陽光発電設備修繕業務	北見石油販売株式会社	1,144,000	R6. 11. 14	R6. 11. 14 ～ R7. 3. 17	札幌市本庁舎の太陽光発電設備は、北見石油販売株式会社内の一部署である京セラソーラーFC札幌が設計・施工したものである。本業務の施工にあたっては、メーカー独自のシステムがあり、本庁舎の電気設備全体へ影響・波及を来さないように安全かつ確実な履行 が必要となる。信頼性や安全確保のためには、システム一帯を熟知している者以外に委託することが不可能である。 したがって、この業務を実施できるのは左記１者のみとなる。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）行政部庁舎管理課 011-211-2052
R6. 12. 18	札幌市本庁舎出退表示設備改修業務	ＮＥＣネッツエスアイ株式会社	11,000,000	R6. 12. 4	R6. 12. 4 ～ R7. 3. 26	本市の出退表示設備はNECネッツエスアイ株式会社北海道支店が設計・製作したものである。 本業務の履行にあたっては、議員・役職者の出退機能に支障を来してはならない。そのためには、本市が所管する既存システムの仕様、機能等を熟知し、信頼性のあるソフトウェアの提供とシステムの安定稼働ができることが必要不可欠である。 この条件を満たし、本業務を履行できるものは左記１者のみである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）行政部庁舎管理課 011-211-2052

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.2	札幌市本庁舎ゴンドラ保守管理業務	日本ゴンドラ株式会社	1,727,000	R7.3.14	R7.4.1 ～ R8.3.31	当該業務を履行するにあたっては、専門技術者がゴンドラに組み込まれた運転制御装置に熟知していることが不可欠である。 この業務を迅速かつ適確に行うには、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術等が必要であり、この業務を実施できる本市登録業者は、上記システム製造・開発元である左記１者のみである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）行政部庁舎管理課 011-211-2052
R7.4.2	札幌市本庁舎高層用エレベータ保守管理業務	株式会社日立ビルシステム	7,510,800	R7.3.14	R7.4.1 ～ R8.3.31	当該業務を履行するにあたっては、専門技術者が高層用エレベータシステムに組み込まれた運転制御プログラム等に熟知していることが不可欠であり、この作業において、他の業者では、メーカー（（株）日立製作所）が独自開発したプログラムの把握・改定が困難であること、トラブル発生時の緊急対応や責任所在の切り分けが困難であることなどもあり、不可能である。 従って、この業務を実施できる本市登録業者は、メーカーと提携関係にある保守管理専門業者である左記１者のみである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）行政部庁舎管理課 011-211-2052
R7.4.2	札幌市本庁舎低層用エレベータ保守管理業務	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	9,204,690	R7.3.14	R7.4.1 ～ R8.3.31	当該業務を履行するにあたっては、専門技術者が低層用及び非常用エレベータシステムに組み込まれた運転制御プログラム等に熟知していることが不可欠であり、この作業において、他の業者では、メーカー（三菱電機（株））が独自開発したプログラムの把握・改定が困難であること、トラブル発生時の緊急対応や責任所在の切り分けが困難であり、不可能である。 従って、この業務を実施できる本市登録業者は、メーカーと提携関係にある保守管理専門業者である左記１者のみである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）行政部庁舎管理課 011-211-2052
R7.4.2	札幌市本庁舎自動扉（その１）保守管理業務	フルテック株式会社	1,229,959	R7.3.14	R7.4.1 ～ R8.3.31	左記業者は本庁舎に設置の自動扉（その１）の、設計及び製造を行ったメーカーの保守専門業者であり、機器の運転の信頼性の確保及び安全管理の面から当該業者以外に委託することが不可能である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）行政部庁舎管理課 011-211-2052
R7.4.2	札幌市本庁舎じん芥収集運搬業務（資源化ごみ）	一般財団法人　札幌市環境事業公社	4,758,600	R7.3.14	R7.4.1 ～ R8.3.31	札幌市競争入札参加資格者のうち、事業系一般廃棄物の収集運搬業者かつ処分許可業者であるのは、上記1者のみのため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）行政部庁舎管理課 011-211-2052
R7.4.9	札幌市本庁舎電話設備維持管理業務	岩崎通信機株式会社	3,869,250	R7.3.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	当該業務を履行するにあたっては、専門技術者が各階の岩崎通信機（株）製の電話交換機に組み込まれたプログラムの設定を変更することが不可欠である。 この作業において、他の業者がそれを変更することは、岩崎通信機（株）が独自開発したプログラムの把握・改定や、トラブル発生時の責任所在の切り分けが困難であることなどもあり、不可能である。 従って、他業者への発注は不可能であり、この業務を実施できる本市登録業者は、システム製造・開発元である岩崎通信機（株）から業務の承継を受けている左記１者のみである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）行政部庁舎管理課 011-211-2052
R7.4.9	札幌市本庁舎清掃業務４	公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会	95,271,000	R7.3.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	就労を希望する母子家庭の母又は寡婦に対して、その就労の機会及び就労に必要な知識等の習得に寄与し、自立を支援するため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	総）行政部庁舎管理課 011-211-2052
R7.3.19	公文書館所蔵資料検索閲覧システム公開・運営・保守管理業務	株式会社マイクロフィッシュ	2,481,600	R7.2.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	１　業者のシステム構築ノウハウ等の保護の観点や既存システムの安定運用の観点から、開発業者以外の者が当該業務を行うことは不可能であるため。 ２　システムの内容（データ構造等）を熟知している左記業者が業務を行うことが、不具合等の発生を最小限にすることにつながるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）行政部公文書館 011-521-0205
R6.10.16	令和６年度札幌市組織改革支援業務	株式会社リンクアンドモチベーション	14,837,900	R6.6.14	R6.6.14 ～ R6.12.31	エンゲージメントサーベイの項目（設問数・尺度・値）は事業者によって異なり、取扱事業者から利用規約及び知的財産基本法における商標権・特許権に基づき外部への公開を禁じられているため、同一事業者によるサーベイを継続的に実施しなければ、経年の比較ができず、人事異動・機構編成を踏まえた変化が分析できない。 また、組織改善の取組みは単年度で直ぐに効果が発現するものではなく、各所属長がPDCAサイクルに基づき一定期間継続して取組みを実施することが必要となる。そのため、一定期間、同一業者によるコンサティング、改善の実行・検証を繰り返すことで、初めて本事業の効果発現が期待できる。 上記のとおり、同社は本業務の円滑な履行に必要な要件を満たす唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づき、本業務の調達は同社から見積書を徴収して行うこととしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）行政部改革推進室推進課 011-211-2061
R7.4.9	令和７年度さっぽろ外国人相談窓口運営業務	公益財団法人札幌国際プラザ	34,089,000	R7.3.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、政府が策定した「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策」の中で、指定都市等に設置が求められ、令和元年11月から設置している外国人生活者等を対象に暮らしに関わる情報提供や相談を行う一元的相談窓口の運営業務である。 本業務については、１これまでも外国人からの様々な相談に対応している経験があり、高いノウハウを有していること、２外国人特有の問題を解消するために欠かせない、行政を始めとする各関係機関や専門機関、市民団体とのネットワークを有しているほか、既に在住外国人から認知されており、効果的・効率的な運営が期待できること、３やさしい日本語を含む多言語対応能力があり、共生施策に精通する職員を複数配置し、またはこうした職員の育成能力を有していること、４札幌市が推進する多文化共生施策と連携し、一体となって実施する必要があることが求められる。 これらすべての条件を満たす者は、当該相談窓口の設置以前から、地域国際化協会として、外国人の相談対応をはじめとした暮らしやコミュニケーション支援を目的とする数々の事業に取り組み、高い評価を得てきた（公財）札幌国際プラザしかいない。 なお、（公財）札幌国際プラザは、札幌市の出資団体として、多様な国際交流の振興を図るとともに、多文化共生を推進し、もって地域の発展に寄与することを目的とする法人である。令和元年度から本業務の受託者であり、困難案件に対しても関係機関と連携しながら対処するなど、適切かつ円滑に相談対応を行っている。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）国際部国際課 011-211-2032
R6.4.17	情報誌「poroco」を活用した「いい人いい街＃まいにち金メダル」プロジェクトの記事広告掲載等業務	株式会社えんれいしゃ	3,564,000	R6.4.5	R6.4.5 ～ R7.3.31	本業務において情報発信媒体として指定した「poroco」は、株式会社えんれいしゃが発行する情報誌であり、中心読者層が札幌に居住する25～49歳の女性であり、北海道内で発行されているタウン誌の中で女性読者の割合が86%と最も高く、かつ、読者のうち78%が札幌在住（90%が札幌近郊在住）である。シビックプライドの醸成にあたっては、札幌の街の魅力やライフスタイルに高い関心を持つ若年～中年層の女性をターゲットとすることで、読者自身への訴求に留まらず、SNS等を通じた情報の拡散も期待できることから、porocoが最も効果的に啓発できる情報誌である。porocoへの広告の掲載が可能なのは、porocoの発行主体である株式会社えんれいしゃに限られることから、業務履行が可能な団体（事業者）は左記選定業者以外にはないことから、契約の相手方を同者に特定することとする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）広報部広報課 011-211-2036

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6. 5. 1	イベント冊子配布業務	特定非営利活動法人札幌障害者活動支援センターライフ	2,059,492	R6. 4. 22	R6. 4. 22 ～ R7. 4. 30	障がい者の自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できる契約であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する障害者支援施設等に準ずる者で、元気ジョブアウトソーシングセンターの運営事業を受託者する者を契約の相手方とする （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	総）広報部広報課 011-211-2036
R6. 6. 5	広報誌一部指定地域配布業務	特定非営利活動法人札幌障害者活動支援センターライフ	13,363,342	R6. 5. 21	R6. 5. 21 ～ R7. 5. 31	障がい者に対して、自立訓練または就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できる契約であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する障害者支援施設等に該当する者で、元気ジョブアウトソーシングセンターの運営事業を受託する者に委託することとした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	総）広報部広報課 011-211-2036
R6. 6. 12	札幌市公式ホームページリニューアルプロジェクト支援業務	アライド・ブレインズ株式会社	49,595,370	R6. 5. 27	R6. 5. 27 ～ R9. 3. 31	本業務は、自治体ホームページ及びホームページのリニューアル、各種ＣＭＳの機能等についての専門的な知識、豊富な経験が必要となり、事業者の選定にあたっては、これらの面を総合的に評価する必要があることから、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領に基づき、公募型企画競争による契約候補者の選考を実施した。選考の結果として選出された契約候補者を契約の相手方として契約を行ったものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）広報部広報課 011-211-2036
R6. 7. 10	令和６年度札幌市LINE公式アカウント運用支援業務	Ｔ＆Ｃテクノロジーズ株式会社	1,287,000	R6. 7. 1	R6. 7. 1 ～ R7. 3. 31	本業務は、札幌市公式LINEアカウントおよびLINE情報配信システム（以下「システム」という）の運用管理を安定的かつ確実に行うことを目的としている。 契約先に選定したT&Cテクノロジーズ株式会社は、本市が札幌市公式LINEにおいて実現しようとする、外国人への市政情報や災害情報を多言語で配信できるパッケージ製品を運用する事業者であったことから、令和５年10月31日に協定（札幌市公式LINEプラットフォーム構築実証事業に関する協定）を締結し、当該事業者のパッケージ製品をベースに無償で札幌市独自の機能設計・開発を行った。令和６年３月28日から機能を公開して実証を行っており、当該協定は令和６年６月30日をもって終了することとなっている。 協定期間終了後のシステムの運用においては、当該事業者のパッケージ製品部分と札幌市独自機能は不可分であり、メンテナンスやプログラムの修正を行うことが可能な事業者は、当該事業者のみであり、業務を履行できる唯一の業者である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）広報部広報課 011-211-2036
R6. 11. 13	時代の変化や事業内容に適した効果的な情報発信の推進に関する調査・分析業務	合同会社Ｋプロジェクト	4,488,000	R6. 10. 24	R6. 10. 24 ～ R7. 3. 28	本業務は、保健福祉局、消防局、人事委員会事務局と連携し各課の専門性やターゲット層を踏まえたプロモーションを実施するものであり、それらに係る知識と高度な企画能力、高い創造性、豊富な経験が必要になることから、価格による競争入札等は適さず、公募型企画競争により契約候補者を選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）広報部広報課 011-211-2036
R7. 3. 26	レバンガ北海道のホームゲームにおける「SAPPORO SMILE DAYS」実施業務	株式会社レバンガ北海道	3,099,000	R7. 2. 27	R7. 2. 27 ～ R7. 3. 31	本業務は、(1)札幌の魅力を再発見、PRする「サッポロスマイルプロジェクト」(2)共生社会の理念の醸成を図る「いい人いい街〒まいにち金メダルプロジェクト」(3)各メディア、各プロスポーツチームと連携し、スポーツの持つさまざまなチカラを活用しまちづくりを進める「スポーツのチカラ×まちのミライプロジェクト」の３プロジェクトの周知を通じ、市民のまちへの愛着心や共生社会の理念、まちづくりの機運の醸成を図ることを目的に、札幌をホームタウンとするプロバスケットボールチーム「レバンガ北海道」のホームゲームで「SAPPORO SMILE DAYS」を実施し、冠試合の実施及びPRブースの確保、３プロジェクトのPRに効果的なノベルティの検討及び製作、広報活動等を行うものです。 本業務は、一定の集客力を有し、「さっぽろの『笑顔になれるまちづくり』の実現に向けた連携協定」の締結、社会貢献プロジェクト「LEVANGA ACTION」の実施、「スポーツによるまちづくり」応援宣言の実施など、上記３プロジェクトと理念を共通する取り組みを多数実施している「レバンガ北海道」のホームゲームと連携して実施することで、３プロジェクトの目的を果たし、市民のまちへの愛着心や共生社会の理念、まちづくりの機運を官民一体で加速度的に醸成することができるものであり、また、効果的なPRのため、同チームとのコラボレーショングッズの制作を想定しており、選手の肖像、ロゴなど同社が持つツールを積極的かつ柔軟に活用し、周知啓発することが可能であるのは株式会社レバンガ北海道以外にありません。 以上から、本業務の受託者として同社以外に適当なものがおらず、業務の性質又は目的が競争入札に適していないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とします。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）広報部広報課 011-211-2036
R7. 4. 2	著名キャラクターを活用したシティプロモート推進業務	株式会社コンサドーレ	5,500,000	R7. 3. 21	R7. 3. 21 ～ R7. 3. 31	本業務は、国内外の人々や企業を惹きつけるための街の価値の創出とシティプロモートの一層の推進を目的に、株式会社サンリオが展開するキャラクター・ハローキティを活用し、国内外問わず広く情報発信力を持つ株式会社サンリオの公式ホームページ上で札幌市のさまざまな魅力を国内外に発信するためのデジタル絵本の企画・制作等を行うものです。本市では、平成24年1月に策定した「魅力都市さっぽろシティプロモート戦略」に基づき、札幌が「笑顔になれる街」であることを目指して、このコンセプトを国内外に向けて札幌の魅力を発信するとともに、市民の地域愛着心の醸成に向けた取り組みを進めています。ハローキティの「誰からも愛される親善・友好の象徴」という特徴は、本市のシティプロモートのコンセプトと一致しており、国連とのSDGs活動や各行政機関における事業のプロモーション等で数多く活用されています。また、ハローキティは日本国内のみならず世界規模で認知度が高く、国内外で幅広い年代で多くのファンを有することから、本業務を契機として市民の郷土愛の一層の醸成や地域の活性化、札幌市の更なる認知拡大や魅力向上に多大に寄与することが期待されます。本業務の実施にあたっては、株式会社サンリオのみならず、キャラクター版権を有する関連会社等との調整が必要となり、これを担うことができるのは、デジタル絵本制作について株式会社サンリオと包括的に連携し、全ての関連会社と円滑な調整を図ることが可能な株式会社コンサドーレのみです。上記理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者との特定随意契約とします。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）広報部広報課 011-211-2036
R7. 4. 16	令和７年度札幌市公式ホームページ運用等業務	株式会社大塚商会	10,930,920	R7. 3. 26	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	本業務は、札幌市公式ホームページ、「札幌市公式ホームページ運用システム（以下、システムという。）」及びサーバーの運用管理を安定的かつ確実に行うことを目的としている。 市公式ホームページ及びシステムに障害等が発生すると、市民への円滑かつ速やかな情報提供が著しく損なわれる恐れがあることから、市公式ホームページ及びシステムの運用管理には、非常に高い安定性と確実性が求められるとともに、万が一障害が発生した場合には、即時に復旧対応を行うことが不可欠である。 システムはパッケージ製品（CMS-8341）に本市独自の機能を追加しているため全体構成が複雑化しており、本業務を迅速かつ安全、確実に遂行するためには、システムやサーバーの全体構成、設計仕様、運用実態を総合的に把握、理解している必要がある。特に障害発生時には、システム・サーバー・ネットワーク等の全体の稼働状態から発生原因を迅速に特定し、確実に対処をする必要がある。 当該事業者は、平成22年度に実施したシステム構築及び構築当初からの保守業務に携わってきたほか、本市独自の機能の追加を担うなど、システム全体設計及び運用状況を熟知しており、サーバーやネットワーク環境に関する十分な知識も有しており、上述の条件を満たしている。 以上のことから、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）広報部広報課 011-211-2036

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.9	令和７年度広報誌レイアウト制作業務	株式会社アンバサンド	9,662,400	R7.3.28	R7.3.28 ～ R8.3.31	広報さっぽろは、幅広い世代の方々が読むことを想定して作成しており、特に特集・企画記事を市民が読み進めるような誌面にするためには、レイアウトが親しみやすく、文字や写真、イラストなどを駆使して作成することが重要である。 そのため、高度な技術と経験を要するデザイン会社に制作を委託しているが、契約の相手方の選定に当たっては、技術力を価格による競争で判断することが困難であることから、公募による企画競争を実施している。 企画競争実施委員会が実施した審査において、各委員の採点により、最低基準点（当日の出席委員数×170点×0.5）を超え、最も点数が高かったため、契約候補者として選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）広報部広報課 011-211-2036
R7.4.9	令和7年度札幌市LINE公式アカウント運用支援業務	Ｔ＆Ｃテクノロジーズ株式会社	1,710,000	R7.3.31	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、札幌市公式LINEアカウントおよびLINE情報配信システム（以下「システム」という）の運用管理を安定的かつ確実に行うことを目的としている。 契約先に選定したT&Cテクノロジーズ株式会社は、本市が札幌市公式LINEにおいて実現しようとする、外国人への市政情報や災害情報を多言語で配信できるパッケージ製品を運用する事業者であったことから、令和５年度に協定（札幌市公式LINEプラットフォーム構築実証事業に関する協定）を締結し、当該事業者のパッケージ製品をベースに無償で札幌市独自の機能設計・開発を行い、令和６年度に「札幌市LINE公式アカウント運用支援業務」契約を締結した。 当該システムの運用においては、当該事業者のパッケージ製品部分と札幌市独自機能は不可分であり、メンテナンスやプログラムの修正を行うことが可能な事業者は、システムの設計・開発を行った当該事業者のみであり、本業務を履行できる唯一の業者である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）広報部広報課 011-211-2036
R6.9.4	札幌市コールセンター運営業務	リンケージサービス株式会社	8,639,400	R6.8.26	R6.12.1 ～ R11.11.30	本業務は、市政全般にわたる幅広い内容の問合せに円滑かつ効率的に対応することや安定的な運営を行うこと、また、災害や障害が発生した際にも滞ることなく運営を継続することが求められることから、本業務の運営に必要な行政運営全般に関する理解と高度な知識及び経験が必要であるとともに、コールセンター運営に関する専門的かつ高度なノウハウ及び企画力が求められる。 そのため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により、価格による競争入札等には適さないと考えられることから、公募型企画競争（プロポーザル）により契約候補者を決定し、契約候補者に対する随意契約を締結することとする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）広報部市民の声を聞く課 011-211-2045
R7.4.16	令和7年度声の集約システム保守業務	株式会社エストコスモ	1,122,000	R7.3.14	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は「声の集約システム」の安定稼動及び不具合発生時の対応を目的とするものであり、本業務を実施するにあたっては、同システムの各種プログラムや運用等を熟知したうえで保守を行う必要がある。 当該事業者は、本システムを構築した業者であり、同システムの改修、機能改善及び保守業務を継続して受託し、本システムの機能及び運用の実態を詳細に把握していることから、本業務を迅速かつ安全、確実に履行することが可能である。他の事業者が本業務を履行するためには、知識や技術を習得することに多大な時間を必要とすることから、当該事業者以外に本業務を履行できる業者はない。以上の理由により、上記規定に基づき特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）広報部市民の声を聞く課 011-211-2045
R7.4.2	令和７年度法律相談業務	札幌弁護士会	10,604,000	R7.3.25	R7.4.1 ～ R8.3.31	当該業務の実施に当たっては、市役所本庁舎及び区役所（10区）に弁護士を毎日２名・241日派遣する必要があり、当該業務を安定的に履行することが可能な者は、800名を超える弁護士が加入している札幌弁護士会以外にないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）広報部市民の声を聞く課 011-211-2045
R6.7.3	令和６年度マネジメント研修指導業務	株式会社日本マンパワー	5,101,800	R6.5.14	R6.5.14 ～ R6.8.31	職員研修指導業務は、職員の業務遂行能力や業務能率の向上を目的とするものであり、その実施に当たって、自治体の業務を踏まえた研修カリキュラムの作成や講師から受講者に対する的確な講義に加え、専門的な知識・経験が求められる。 しかし、研修事業は特に資格・免許を必要とせず、誰でも講師として事業を行い得るものであるため、価格のみの競争となる競争入札を実施した場合、落札した事業者の企画内容や講師の技術・能力によっては、効果的な研修を実施できず、結果として事業の目的が果たされないこととなる。 よって、職員研修指導業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（平成27年３月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。）第３条第１項１号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないもののうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争（プロポーザル方式）を実施したものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）職員部人事課 011-211-2072
R6.11.6	令和６年度採用年次別職員研修指導業務	株式会社日本マンパワー	3,092,100	R6.10.15	R6.10.15 ～ R6.12.27	職員研修指導業務は、職員の業務遂行能力や業務能率の向上を目的とするものであり、その実施に当たって、自治体の業務を踏まえた研修カリキュラムの作成や講師から受講者に対する的確な講義に加え、専門的な知識・経験が求められる。 しかし、研修事業は特に資格・免許を必要とせず、誰でも講師として事業を行い得るものであるため、価格のみの競争となる競争入札を実施した場合、落札した事業者の企画内容や講師の技術・能力によっては、効果的な研修を実施できず、結果として事業の目的が果たされないこととなる。 よって、職員研修指導業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（平成27年３月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。）第３条第１項１号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないもののうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争（プロポーザル方式）を実施したものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）職員部人事課 011-211-2072
R6.12.25	令和６年度出前研修指導業務	株式会社パトス	3,672,790	R6.11.18	R6.11.18 ～ R7.3.31	職員研修指導業務は、職員の業務遂行能力や業務能率の向上を目的とするものであり、その実施に当たって、自治体の業務を踏まえた研修カリキュラムの作成や講師から受講者に対する的確な講義に加え、専門的な知識・経験が求められる。 しかし、研修事業は特に資格・免許を必要とせず、誰でも講師として事業を行い得るものであるため、価格のみの競争となる競争入札を実施した場合、落札した事業者の企画内容や講師の技術・能力によっては、効果的な研修を実施できず、結果として事業の目的が果たされないこととなる。 よって、職員研修指導業務は、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（平成27年３月25日財政局契約管理担当局長決裁。以下「要領」という。）第３条第１項１号に規定する業務の性質・目的が競争入札に適しないもののうち、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするものに該当すると認められることから、公募型企画競争（プロポーザル方式）を実施したものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）職員部人事課 011-211-2072

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.11.27	ｅラーニングサービス導入による職員の自律的学習支援業務	株式会社ビズアップ総研	1,100,000	R6.11.19	R6.11.19 ～ R7.3.31	本市が求めるｅ－ラーニングサービスを提供可能な業者を把握するため、令和６年10月に情報提供依頼（RFI）を公募により実施した。その結果、左記事業者を含め３社から情報提供があったが、別添のとおり、本市が求める10,000本以上の日本語対応コンテンツを用意することができ、且つ自治体向けの行政基礎知識・地方自治法・地方公務員法・公会計に係るコンテンツを用意し、加えて１つのIDを複数職員で使いまわすことが可能と回答したのは左記事業者のみであった。 ｅ－ラーニングサービスは各提供業者がそのサービス提供に係る排他的権利を有しており、かつ、本市が求める要件を備えたサービスが左記事業者の提供するサービスに限られることを、公募による情報提供依頼によって確認している。 上記のとおり、左記事業者が本件業務の履行に必要な要件を満たす唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき、本業務の見積者に特定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）職員部人事課 011-211-2072
R7.4.9	令和６年度札幌市職員ストレスチェック業務	システムデザイン開発株式会社	5,379,000	R6.6.20	R6.6.20 ～ R7.2.28	ストレスチェックは労働安全衛生法に基づく事業者の責務であり、その目的は職員自身のメンタル状態に気づきの機会を設けるとともに、安全衛生の観点から、職場に内在する問題点を発見し、改善を図ることにある。そのため、単に職員へアンケートを取るだけでは十分とは言えず、アンケート結果に基づく専門的な知識や経験による適切な分析や助言が必要不可欠となる。 また、回答率が高いほどより実態に即した状況把握が可能となり、今後の対策を検討するにあたって有益な資料となることから、回答率の向上を図るため、Ｗｅｂ受検を活用している。大規模な本市職員のＷｅｂ受検にあたり、システムを適切に運営するためには、情報セキュリティやネットワーク等に関する専門的な知識も有していることが必要であることから、価格のみによる競争入札に適さない。このため、本業務の委託業者の選定について、公募型企画競争（プロポーザル方式）により実施することとする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）職員健康管理課 011-211-2086
R7.4.16	令和７年度札幌市職員健康診断業務	札幌市共済組合	157,533,145	R7.3.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	本市における健康診断業務については、平成５年１月11日の市長助役会議において、札幌市職員共済組合が健康管理センターを建設の上、任命権者と一体的に職員等の健康管理を実施する方針を決定し、平成８年度から健康管理センターで札幌市職員共済組合が健康診断を実施する現在の体制となっている。 本件業務については、以下理由により競争入札に適しておらず、札幌市職員共済組合に業務委託することが適当と考える。 １　保健事業との共同実施による効果的・効率的な予防・健康づくり 札幌市職員共済組合が健診結果等のデータを分析の上、健康診断業務と一体的に共済組合の自主事業である保健事業を実施することにより、本市職員の効果的・効率的な疾病予防・健康づくりが期待できる。 また、札幌市職員共済組合は、保険者として人間ドック等の保健事業を実施しているところ、本市職員の健康診断と共同で実施することにより、効率的に受診することが可能である。 ２　健診結果データの経年管理による効果的な事後指導、健康教育等の実施 健康管理センターでは、健診結果データを経年で管理しており、個々の健診結果に応じた保健師等の事後指導や統計分析を基にした健康教育を効果的に実施することが可能である。 ３　健診受診率の維持向上 健康管理センターでは、本市が必要と認める健診項目や本市職員の健診日程調整等に柔軟に対応することが可能であり、職員の健診受診率の維持向上が期待できる。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）職員健康管理課 011-211-2086
R7.4.23	令和７年度札幌市職員健康管理システム保守業務	株式会社ＨＢＡ	3,740,000	R7.3.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	本件は、令和元年度に再構築を行った札幌市職員健康管理システムの運用支援や障害対応業務である。 本件システムの運用支援や障害対応を行うにあたっては、システム全体の整合性を保ち、正常稼働が保証されなければ、職員の健康管理事務に重大な支障をきたす恐れがあるものである。したがって、本件業務の履行にあたっては、本件システムを熟知している者以外は非常に困難である。特定者は、本件システムの開発業務を専属的に行っており、同じく人給、庶務事務システム等の他システムとの連携情報についても熟知している。 また、システム間連携も含めたシステム全体を熟知しているため、状況分析や修正対応が必要最小限で済み、費用を抑えることが可能である。 仮に、他の者が本件業務を受託した場合、システムの詳細分析や動作確認等の作業に要する期間や経費が膨大となるとともに、障害発生時における復旧に多くの時間を費やすことが予想され、職員の健康管理業務に重大な支障をきたす恐れがある。 したがって、地方自治法施行令第167条の２第１項第６号の規定に基づき、本件は特定者以外が業務を履行することが適当ではないと判断されることから、特定随意契約とし、特定者を契約の相手方として指名する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	総）職員健康管理課 011-211-2086
R6.9.25	給与改定対応に係る会計年度任用職員給与計算システム改修	富士通Ｊａｐａｎ株式会社	7,700,000	R6.9.18	R6.9.18 ～ R6.12.31	本役務は、既に契約を締結した役務「会計年度任用職員制度創設に伴うシステム設計・開発業務」（以下「既契約特定役務」という。）により調達したシステムのサービス利用につき、既契約特定役務に連接して提供を受ける同種の役務である。 当該システムは、既契約特定役務の保有するパッケージシステムを前提としており、調達の相手方以外の者から調達をした場合、システム仕様の詳細を知り得ず、サービス利用の便益を享受することに著しい支障が生ずる。 加えて、選定事業者以外の者の場合、要件定義の段階において、本市独自の人事給与制度や業務フローを理解するために各種ヒアリングを要するため、本業務の開発・テスト期間を考慮すると、本業務を達成することは極めて困難である。 よって、本業務は選定事業者から調達する必要があることから、特定者を相手方とする随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）職員部勤労課 011-211-2082
R6.11.6	人事給与・庶務事務システム及び会計年度任用職員給与計算システム基盤NEWSネット接続対応業務	富士通Ｊａｐａｎ株式会社	2,975,100	R6.10.31	R6.10.31 ～ R7.12.31	情報システム部において、札幌DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進方針に基づき、デジタル活用による行政サービスの高度化に向けたデジタル環境整備事業での取組として、インターネット接続系の新たな業務ネットワークであるNEWSネットの構築を進めており、イントラネットを利用している人事給与事務において、今後、イントラネットからNEWSネットへの移行処理が必要になる。 人事給与・庶務事務システム及び会計年度任用職員給与計算システムは、特定随意契約に係る契約の相手方の保有するパッケージシステムを前提としており、契約予定の相手方以外の者から本役務を調達した場合、システム仕様の詳細を知り得ず、サービス利用の便益を享受することに著しい支障が生ずるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）職員部勤労課 011-211-2082

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.11.27	令和６年度　人事給与・庶務事務システム及び会計年度任用職員給与計算システム機器等の保守業務	ＦＬＣＳ株式会社	11,317,284	R6.11.12	R6.12.1　～　R7.3.31	本業務は、既に契約を締結している借受物品「人事給与・庶務事務システム及び会計年度任用職員給与計算システム機器等の賃貸借」の保守業務である。 本システムにて行う給与計算業務については、毎月の事務日程が厳密に定められており、遅延が許されない。 また、委託業務内容は、故障や定期点検だけでなく、ソフトウェアサポートサービス対応（システムの障害や使用上の疑義が生じた場合の対応）も含まれているため、保守技術の熟練度、障害発生時の速やかな対応、保守機材の確保などに加え、システム及び構成機 器に関する高度な知識と経験を有する必要がある。この条件を満たす者は、当該借受物品の所有者であるFLCS株式会社に限定される。 以上より、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、本契約は特定者を相手方とする随意契約とする （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）職員部勤労課 011-211-2082
R7.3.26	令和７年度　人事給与・庶務事務システム及び会計年度任用職員給与計算システム機器等の保守業務	ＦＬＣＳ株式会社	33,951,852	R7.3.12	R7.4.1　～　R8.3.31	本業務は、既に契約を締結している借受物品「人事給与・庶務事務システム及び会計年度任用職員給与計算システム機器等の賃貸借」の保守業務である。 本システムにて行う給与計算業務については、毎月の事務日程が厳密に定められており、遅延が許されない。 また、委託業務内容は、故障や定期点検だけでなく、ソフトウェアサポートサービス対応（システムの障害や使用上の疑義が生じた場合の対応）も含まれているため、保守技術の熟練度、障害発生時の速やかな対応、保守機材の確保などに加え、システム及び構成機器に関する高度な知識と経験を有する必要がある。この条件を満たす者は、当該借受物品の所有者であるFLCS 株式会社に限定される。 以上より、契約の性質または目的が競争入札に適さないため、本契約は特定者を相手方とする随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）職員部勤労課 011-211-2082
R7.3.26	令和７年度　人事給与・庶務事務システム及び会計年度任用職員給与計算システム運用保守業務	富士通Ｊａｐａｎ株式会社	119,565,600	R7.3.13	R7.4.1　～　R8.3.31	本役務は、「人事給与、庶務事務システム再構築に係る設計・開発業務」、「会計年度任用職員制度創設に伴うシステム設計・開発業務」及び「人事給与・庶務事務システム及び会計年度任用職員給与計算システム基盤等の更新業務」（以下「既契約特定役務」という。）により調達したシステムのサービス利用につき、既契約特定役務に連接して提供を受ける同種の役務である。当該システムは、既契約特定役務の保有するパッケージシステムを前提としており、契約予定の相手方以外では、当該パッケージシステムの選定理由の一つである法改正の自動適用について、対応することができず、仕様書の要件を満たすことができない。また、本システムにて行う給与計算業務は、毎月の事務日程が厳密に定められており、遅延が許されないが、契約予定の相手方以外ではシステム仕様を知るすべがなく、本市からの質問に回答するためには開発元への確認の時間を要するため業務に支障を及ぼす。 　したがって、既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため、契約の相手方は当該パッケージシステムの提供元である富士通Japan株式会社に限定される。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	総）職員部勤労課 011-211-2082
R6.7.31	首都圏シティプロモーション業務	株式会社読売エージェンシー北海道支社	5,478,000	R6.7.4	R6.7.4　～　R7.3.31	首都圏において、ビジネス人材であり、将来の移住者対象となる年代である20代半ば～40代半ばをメインターゲットとしたシティプロモーションを実施することにより、本市への興味・関心を引き起こすとともに、札幌にゆかりのある方や札幌に関心があり札幌を応援するいわゆる「札幌ファン」のすそ野を広げ、人的ネットワークの創出と拡大を促進することが重要である。 　本業務の実施にあたっては、高度な企画力や高い創造性、豊富な経験に基づく業務実施能力が求められ、価格による競争入札等には適さないことから、複数の相手方から企画案を募り、当該企画案を評価して、最も優秀・適当と思われる事業者を選定する公募型企画競争を実施することとした。（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）東京事務所 03-3216-5090
R7.9.24	冬をテーマにした札幌暮らしプロモーション業務	株式会社北海道新聞社	11,000,000	R6.11.21	R6.11.21　～　R7.3.31	首都圏の30代～40代のビジネスパーソンをターゲットとして、札幌市の生活環境やビジネス環境、街の活気などの魅力資源を発信し、国内有数の住みやすい街としてのイメージアップや認知度・好感度の向上を図ることで、札幌ファンを拡大するとともに移住意欲を高めることが重要である。 　本業務の実施にあたっては、高度な企画力や高い創造性、豊富な経験に基づく業務実施能力が求められ、価格による競争入札等には適さないことから、複数の相手方から企画案を募り、当該企画案を評価して、最も優秀・適当と思われる事業者を選定する公募型企画競争を実施することとした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	総）東京事務所 03-3216-5090
R6.11.20	住民票の写しへの振り仮名追加に係る証明書コンビニ交付システム改修業務	富士通Ｊａｐａｎ株式会社	15,950,000	R6.11.8	R6.11.8　～　R7.3.31	当該システムは、左記事業者の「MICJET」をベースに同社が本市の仕様に基づき独自のカスタマイズを加えたものである。カスタマイズ部分の著作権は本市に帰属し、その使用権は、本市が当該システムを使用するために必要な範囲で許諾されているが、システム改変は許諾されていない。 　よって、本業務を行うことができるのは左記事業者のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約(特定)とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）住民情報課 011-211-2296
R6.11.20	戸籍への氏名の振り仮名追加に関わるシステム改修業務	リコージャパン株式会社	8,030,000	R6.11.12	R6.11.12　～　R7.3.31	当該システムは、左記事業者とソフトウェア利用許諾契約を締結して利用しているが、当該システムの著作権は同社に帰属しており、システム改変は許諾されていない。 　よって、本業務を行うことができるのは左記事業者のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約（特定）とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）住民情報課 011-211-2296
R7.1.8	令和６年度札幌市戸籍総合システム仮想基盤更改等業務	リコージャパン株式会社	12,551,000	R6.12.23	R6.12.23　～　R7.3.31	本市が使用している戸籍総合システムは、左記事業者とソフトウェア利用許諾契約を締結して利用しているが、同契約第3条において、ソフトウェアを利用できるハードウェアが指定されており、その変更には事前の承諾が必要とされている。このたび、同社へハードウェアの変更について確認を実施したところ、別添のとおり機器更新・役務作業にはシステム環境設計及びソフトウェア詳細設定を熟知した同社SEによる作業実施が条件とされたところである。 　よって、本市において継続して戸籍総合システムを使用するためには左記事業者による機器更新等作業の実施が必須とされていることから、本件作業を実施できるのは左記事業者のみである。ゆえに、同地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約(特定)とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）住民情報課 011-211-2296

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.3.19	旧・中央区民センター施設等設備維持管理業務	株式会社八興	7,293,000	R7.3.1	R7.3.1 ～ R7.9.30	Ｒ７年９月までの間は他に施設の利用者もないため一時閉鎖を予定しているところ、当該建物は、札幌市と民間企業等との区分所有であり、民間企業所有部分においてテナントが営業を継続していることから、設備の稼働及び維持管理の継続が不可欠となっている。令和７年１０月に介護認定事務センターが、令和７年１１月には教育支援センターがそれぞれ入居する見込みであるが、現時点で施設利用の詳細が確定しておらず、今後変動することも見込まれる。そのため、競争入札に必要となる設備の維持管理の範囲や水準等を定める仕様の確定が困難となり、契約期間が上記施設の運用を開始する直前の令和７年９月までとする短期契約にならざるを得ないことから、一般競争入札に適さない。また竣工から４０年以上が経過し、設備の老朽化が顕著となっており不具合も度々発生しているほか、管理者不在のまま施設の維持管理を行う必要があること等から、設備の適正な維持管理にあたっては、長年当該施設の設備の維持管理に従事し、設備の現状や修繕の経緯、保守上の留意点などを熟知した職員を有する当事業者に委託することが最も適切かつ有利である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	デ）住民情報課 011-350-5738
R7.4.2	令和７年度前期　戸籍総合システム保守及び稼働支援業務	リコージャパン株式会社	68,289,210	R7.3.28	R7.4.1 ～ R7.12.31	本市においては左記事業者が制作したソフトウェア「戸籍総合システム」を用いており、保守対象となる機器類についても同ソフトウェアを活用することを前提にネットワークが構築されている。他事業者が本件業務を受託する場合、ソフトウェアを含む機器構成の開示等が必要であるが、同ソフトウェアの権利元である左記事業者よりソフトウェアの解析行為が禁じられているため、他事業者に受託させることができない。 よって、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」並びに「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号」に基づき、左記事業者との随意契約(特定)とする。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）住民情報課 011-211-2296
R7.4.2	令和７年度戸籍総合システム複合機保守点検業務（前期）	リコージャパン株式会社	6,256,958	R7.3.28	R7.4.1 ～ R7.9.30	当該機器は、戸籍総合システムの入出力機器であり、戸籍総合システムの一部である。そのため、設定作業等を行うには法務省の認容を受けている事業者である必要がある。 また、本市登録事業者で、当該機器（リコー社製）の保守を行うことができるのは左記事業者及び左記事業者と代理店契約を結んでいる事業者のみである。 以上２点の条件を満たすのは、上記選定事業者のみである。 よって、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき、左記事業者との随意契約(特定)とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）住民情報課 011-211-2296
R7.4.2	戸籍総合システムソフトウェアライセンス（令和７年度 前期）	リコージャパン株式会社	14,146,110	R7.3.28	R7.4.1 ～ R7.12.31	上記ソフトウェアライセンスは、本市が利用している戸籍総合システムを利用する上では必須のソフトウェアである。当該ライセンスを提供することができるのは、本市戸籍総合システムの開発ベンダかつソフトウェアライセンスの権利元であり、唯一販売提供を行っている左記事業者のみである。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、左記事業者との随意契約(特定)とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）住民情報課 011-211-2296
R7.4.16	旧・中央区民センター施設吸収冷温水機保守点検業務	パナソニック産機システムズ株式会社	1,747,680	R7.3.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	本事業は旧・中央区民センター施設の吸収冷温水機における保守点検業務を行うものである。 当該施設に設置されている吸収冷温水機は三洋電気株式会社（現・パナソニック）製であり、これを保守点検・調整するためには、機器のデータ採集等を行うための専用ソフトウエアが必要があるが、このソフトウエアは左記事業者所属の技術員以外貸与されないものである。 以上の理由から、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、左記事業者を随意契約の相手方として選定する。 (令和４～７年度札幌市競争入札参加資格者名簿登録業者) （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）住民情報課 011-350-5738
R7.7.23	戸籍総合システム用出力機器等借受（月額契約）	リコーリース株式会社	1,206,348	R7.3.31	R7.4.1 ～ R7.9.30	調達機器は現在リースを受けている機器であり、再リースにあたっては現行受託者からしか調達することができないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）住民情報課 011-211-2296
R6.4.24	札幌市デジタル環境整備PMO・全体統括支援業務（令和６年度上期）	札幌総合情報センター株式会社	92,103,000	R6.4.5	R6.4.5 ～ R6.9.30	本業務は、イントラネットを始めとした本市デジタル環境について、より効果的にDXを推進し、現在および将来進める各プロジェクトを円滑に運営するためのプロジェクトマネジメント支援を行う業務である。 履行にあたってはイントラネットを始めとしたネットワークおよびシステムの構成、基本設定や運用ポリシー等、本市のデジタル環境を熟知し、効率的に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠である。 左記事業者は札幌市イントラネット運用保守業務を受注しているほか、インターネット接続及び公式HP等、モバイルワーク環境、集中ファイルサーバ、エクストラネット、地理情報システムなどの本市デジタル環境の基盤となるネットワークおよびシステムの運用保守業務を複数受注しており、本市デジタル環境を熟知し、総合的な判断でプロジェクトマネジメント支援を行えるため、上述の履行に必要な条件を満たしている。 また、他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市のネットワークおよびシステムのセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479
R6.6.5	Google Workspace導入に係る設計検討業務	札幌総合情報センター株式会社	66,770,000	R6.5.20	R6.5.20 ～ R6.9.30	本業務は、本市が新たなグループウェア環境として導入を検討するGoogle Workspaceの導入・移行の実現性を評価するために必要な設計検討、設定作業、移行計画検討等を行う業務である。 履行にあたってはイントラネットをはじめとしたネットワークおよびシステムの構成、基本設定や運用ポリシー等を熟知し、効率的かつ網羅的に業務を遂行できる知識や技術が不可欠である。 左記事業者は本市デジタル環境の基盤となるネットワーク、システムの運用保守業務である「札幌市業務ネットワーク及びサービス運用保守業務（インターネット接続及び公式HP、モバイルワーク環境、グループウェア等の運用保守）」を受注するほか、現在本市が進めるNEWSネット構築に係る全体統括支援業務である「札幌市デジタル環境整備PMO・全体統括支援業務」等を受注しており、本市デジタル環境を熟知し、効率的かつ網羅的に業務を遂行できるため、上述の履行に必要な条件を満たしている。 また、他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市のネットワークおよびシステムのセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.6.19	LGWANネットワークほか構成変更業務	パナソニックコネクト株式会社	1,118,040	R6.6.14	R6.6.14 ～ R6.9.30	本業務は、「行政情報系ネットワーク」で使用する機器の撤去や設定変更を行うものである。 「行政情報系ネットワーク」は、本業務の対象である、LGWANネットワークの他にイントラネットをはじめ総合行政システム、基幹系情報システム、戸籍システム等の原局システムなど、本市の行政情報系システムの通信基盤となる非常に重要な設備である。これらのネットワークは、万が一不具合が発生した場合には、各種システムの稼動に支障をきたし、行政事務の執行に多大な影響を及ぼすこととなる。 本業務を安全かつ確実に履行するためには、既存ネットワークの全体構成、設計仕様、運用実態などを総合的に把握し、十分な知識を持って問題が起こらないよう計画・準備した上で作業する必要性がある。また、万が一の問題発生時には、迅速かつ確実に処理できなければならない。 また、他事業者が上記の要件を満たすためには、これらの情報開示が必要となるが、情報基盤のセキュリティ情報が多数含まれており。複数の事業者にこれを開示することは、サイバー攻撃等のセキュリティリスクに直面することとなる。 以上より、当該ネットワークの構築および当初より設備の保守業務に携わり、ネットワーク全体設計、運用状況を熟知している左記事業者が、本業務を確実・安全に履行できる唯一の事業者である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6879
R6.8.14	アカウント登録Webシステム機能改修業務	株式会社エストコスモ	1,042,800	R6.6.28	R6.6.28 ～ R6.10.31	本業務は、札幌市イントラネットの職員認証システムであるスマートカード認証が顔認証に移行することに伴い、令和３年度に左記事業者が構築したアカウント登録Webシステムの職員認証システムに関わる設定の変更及び機能の廃止を実施する業務である。 履行にあたっては本システムに関する知識及び改修に関する技術が必須である。 左記事業者は本システムの構築及び運用保守業務を継続して受託し、稼働するサーバの構成や設定内容を熟知している。また、本システムは本市イントラネット環境を利用するために必須なActiveDirectoryやメールサーバ、共有資源基盤と連携をしているため、他事業者が本業務の要件を満たすためには、本市のイントラネット環境のセキュリティ情報を含む多数の情報開示が必要となり、外部からのイントラネットへの不正アクセスやサイバー攻撃のリスクに直結することから、公に情報開示することができないと判断される。以上のことから、左記事業者は本市の要件に基づいて本システムの改修を確実に実施できる唯一の事業者である。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479
R7.4.9	NEWSネット無線LAN設計業務	東日本電信電話株式会社	3,966,600	R6.6.28	R6.6.28 ～ R6.8.30	本業務は、令和５年度に実施した「NEWSネットワークを構成する無線LANネットワークの設計及び令和５年度分の構築業務」（以下、「昨年度業務」という。）の成果品である各種設計書を元に、令和６年度内に整備を計画しているエリアの詳細な調査を行うものである。 昨年度業務の調査結果により、新たな課題が判明したため、本市設計方針の一部を変更する必要性が生じ、現地での詳細調査や設計図面の更新が必要となる。 本業務を安全かつ確実に履行するためには、本市無線LANネットワークの構成や設計方針熟知し、効率的に各種業務を実施できる知識や技術が不可欠である。 当該事業者は本市無線LANネットワークの構築および運用保守業務に携わり、必要な知識や技術を有しており、上述の履行に必要な条件を満たしている。 加えて、他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、ネットワーク構成等のセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することは、サイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 これらのことから、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479
R6.7.17	情報通信伝送路経路構築ほか業務	東日本電信電話株式会社	10,395,000	R6.7.3	R6.7.3 ～ R6.12.13	札幌市情報通信伝送路は、市民サービスや本市行政事務を取り扱う行政情報系ネットワーク、住民基本台帳ネットワーク等の通信を担う情報通信回線網である。伝送路に異常があった場合は、各種ネットワーク通信に支障をきたし、市民サービス及び行政事務の執行に多大な影響を及ぼす。 本業務は現用光ケーブル心線の切断及び融着を行うものである。また、不具合発生時には通信伝送路全体の稼働状態から異常の原因を推測して迅速かつ確実に対応する必要がある。このため、履行にあたっては、本市情報通信伝送路の全容を把握し、安定運用を維持しつつ効率的に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠である。 左記事業者は当該通信伝送路構築の当初から関連設備の詳細設計、運用支援及び設備保守に携わっており、通信伝送路の経路、接続先及び心線使用状況を把握している唯一の事業者である。 他の事業者が同様の要件を満たすにはこれらの情報を開示する必要があるが、通信基盤のセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはセキュリティリスクに直結することとなる。 よって、本業務を履行できる者は当該事業者をおいて他にいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6879
R6.7.17	住民基本台帳ネットワーク機器更新業務	パナソニックコネクト株式会社	1,882,100	R6.7.3	R6.7.3 ～ R7.3.21	住民基本台帳ネットワークは、他自治体と連携して住民基本台帳データを伝送しているネットワークである。当該ネットワークに異常があった場合は、市民サービス及び行政事務の執行に多大な影響を及ぼす。 本業務は当該ネットワークで使用する機器の更新・設定や作業完了後の試験を行うものである。また、不具合発生時にはネットワーク全体の稼働状態から以上の原因を推測して迅速かつ確実に対応する必要がある。このため、履行に当たっては、既存ネットワークの全容を把握し、安定運用を維持しつつ効率的に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠である。 左記事業者は当該ネットワークの保守業務に携わっており、ネットワークの全体設計及び運用状況を熟知している唯一の事業者である。 他の事業者が同様の要件を満たすにはこれらの情報を開示する必要があるが、通信基盤のセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはセキュリティリスクに直結することとなる。 よって、本業務を履行できる者は当該事業者をおいて他にいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6879
R6.7.17	無停電電源装置蓄電池交換業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	73,700,000	R6.7.3	R6.7.3 ～ R7.3.21	本業務を遂行するに当たっては、本設備に関する十分な専門知識と交換する物品の品質管理が必要となる。 左記業者は、無停電電源装置の製造元である三菱電機（株）の系列会社であり、保守専門会社として無停電電源装置の保守・修理・整備を一任されており、交換用部品等の調達並びに本業務に必要な知識及び技術的要件を兼ね備えている唯一の業者である。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6879

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R7.4.9	インターネットブレイクアウト構成の構築及び運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	18,260,000	R6.10.1	R6.10.1 ～ R7.3.31	本業務は、職員によるクラウドサービス型グループウェアの円滑な利用に向け、現在整備を進めているインターネット接続系ネットワーク（以下、「NEWSネット」という。）でのインターネットブレイクアウト構成を設計・構築等行うものである。 本業務の履行にあたっては、NEWSネットの構成やグループウェアの設計・設定方針等を熟知し、効率的かつ網羅的に遂行できる知識や技術を有することが不可欠である。 当該事業者は、本市デジタル環境の運用保守業務である「札幌市業務ネットワーク及びサービス運用保守業務（NEWSネット、グループウェア等の運用保守）」やグループウェアの設計検討業務である「Google Workspace導入に係る設計検討業務」を受託しているほか、NEWSネット構築に係る全体統括支援業務である「札幌市デジタル環境整備PMO・全体統括支援業務」等も受託していることから、本市デジタル環境を熟知しており、効率的かつ網羅的に本業務を遂行できるため、上述の履行に必要な条件を満たしている。 また、他事業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市デジタル環境のセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクを高めることに直結することから、公に情報開示できない。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479
R6.10.16	札幌市デジタル環境整備PMO・全体統括支援業務（令和６年度下期）	札幌総合情報センター株式会社	99,440,000	R6.10.9	R6.10.9 ～ R7.3.31	本業務は、イントラネットを始めとした本市デジタル環境について、より効果的にDXを推進し、現在および将来進める各プロジェクトを円滑に運営するためのプロジェクトマネジメント支援を行う業務である。 履行にあたってはイントラネットをはじめとしたネットワークおよびシステムの構成、基本設定や運用ポリシー等を熟知し、効率的かつ網羅的に業務を遂行できる知識や技術が不可欠である。 左記事業者は本市デジタル環境の基盤となるネットワーク、システムの運用保守業務である「札幌市業務ネットワーク及びサービス運用保守業務（インターネット接続及び公式HP、モバイルワーク環境、グループウェア等の運用保守）」を受注しており、本市デジタル環境を熟知し、総合的な判断でプロジェクトマネジメント支援を行えるため、上述の履行に必要な条件を満たしている。 また、他事業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市のネットワークおよびシステムのセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479
R6.11.6	NEWSネットアカウント登録システム要件定義支援業務	札幌総合情報センター株式会社	19,833,000	R6.10.22	R6.10.22 ～ R7.3.31	本業務は、インターネット接続系ネットワーク（以下、「NEWSネット」という。）内でユーザー、端末等のアカウント情報を管理するActive Directoryへのデータ登録、変更、削除等の入力機能や他システムへの連携データの出力機能等を担う「NEWSネットアカウント登録システム」の構築に向けた要件定義支援を行う業務である。 履行にあたってはイントラネット、NEWSネットをはじめとした現在及び将来的なネットワークおよびシステムの構成、基本設定や運用ポリシー等を熟知し、効率的かつ網羅的に業務を遂行できる知識や技術が不可欠である。 左記事業者は本市デジタル環境の基盤となるネットワーク、システムの運用保守業務である「札幌市業務ネットワーク及びサービス運用保守業務（インターネット接続及び公式HP、モバイルワーク環境、グループウェア等の運用保守）」、本市が進めるNEWSネット構築に係る全体統括支援業務である「札幌市デジタル環境整備PMO・全体統括支援業務」等を受注しており、本市デジタル環境を熟知し、効率的かつ網羅的に業務を遂行できるため、上述の履行に必要な条件を満たしている。 また、他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市のネットワークおよびシステムのセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479
R6.11.27	中央区役所情報通信伝送路経路構築業務	東日本電信電話株式会社	7,319,400	R6.10.30	R6.10.30 ～ R7.3.28	札幌市情報通信伝送路は、市民サービスや本市行政事務を取り扱う行政情報系ネットワーク、住民基本台帳ネットワーク等の通信を担う情報通信回線網である。伝送路に異常があった場合は、各種ネットワーク通信に支障をきたし、市民サービス及び行政事務の執行に多大な影響を及ぼす。 本業務は現用光ケーブル心線の融着を伴うものであり、本業務に起因する不具合発生時には、通信伝送路全体の稼働状態から異常の原因を推測して迅速かつ確実に対応する必要がある。このため、履行にあたっては、本市情報通信伝送路の全容を把握し、安定運用を維持しつつ効率的に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠である。 左記事業者は当該通信伝送路構築の当初から関連設備の詳細設計、運用支援及び設備保守に携わっており、通信伝送路の経路、接続先及び心線使用状況を把握している唯一の事業者である。 他の事業者が同様の要件を満たすにはこれらの情報を開示する必要があるが、通信基盤のセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはセキュリティリスクに直結することとなる。 よって、本業務を履行できる者は当該事業者をおいて他にいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6879
R7.4.9	入札等執行調書 NEWSネット無線LAN設計業務（９区役所）	東日本電信電話株式会社	11,339,900	R6.11.15	R6.11.15 ～ R7.3.24	本業務は、令和７年度内に無線LAN環境の整備を計画しているエリア（中央区役所を除く９区役所）について、令和５年度に実施した「NEWSネットワークを構成する無線LANネットワークの設計及び令和５年度分の構築業務」の成果品を基に、現地のフロアレイアウト等を調査した上で、無線アクセスポイント設置箇所や配線ルート等を立案するとともに設計図面を更新する業務である。 本業務を安全かつ確実に履行するためには、本市無線LANネットワークの構成や設計方針を熟知し、効率的に各種業務を実施できる知識や技術が不可欠である。 当該事業者は本市無線LANネットワークの構築および運用保守業務に携わり、必要な知識や技術を有しており、上述の履行に必要な条件を満たしている。 加えて、他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、ネットワーク構成等のセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することは、サイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 これらのことから、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6.12.25	ストリーミング機器更新業務	パナソニックコネクト株式会社	3,080,000	R6.12.16	R6.12.16 ～ R7.3.21	本業務は、市議会本会議や市長記者会見など、「行政情報系ネットワーク」を使用して、庁内に映像・音声を配信するストリーミング設備の更新である。 本業務を安全かつ確実に履行するためには、行政情報系ネットワークの全体構成、設計仕様、運用実態などを総合的に把握し、十分な知識を持って問題が起こらないよう計画・準備した上で作業する必要性がある。また、万が一の問題発生時には、迅速かつ確実に処理できなければならない。 上記以外の事業者が上記の要件を満たすためには、これらの情報開示が必要となるが、情報基盤のセキュリティ情報が多数含まれており、公にこれを開示することは、サイバー攻撃等のリスクに直面することとなる。 以上より、当該ネットワークの構築および当初より設備の保守業務に携わり、ネットワーク全体設計、運用状況を熟知している左記事業者が、本業務を確実・安全に履行できる唯一の事業者である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6879
R7.1.29	Google Workspace導入に係る構築及びデータ移行等業務	札幌総合情報センター株式会社	90,948,000	R7.1.8	R7.1.8 ～ R7.3.31	本業務は、本市が新たなグループウェアとして採用する「Google Workspace」の導入に向けた環境構築、データ移行等を行う業務である。 履行にあたってはイントラネットをはじめとしたネットワークおよびシステムの構成、基本設定や運用ポリシー等を熟知し、効率的かつ網羅的に業務を遂行できる知識や技術が不可欠である。 左記事業者は本市デジタル環境の基盤となるネットワーク、システムの運用保守業務である「札幌市業務ネットワーク及びサービス運用保守業務（インターネット接続及び公式HP、モバイルワーク環境、グループウェア等の運用保守）」を受注するほか、現在本市が進めるNEWSネット構築に係る全体統括支援業務である「札幌市デジタル環境整備PMO・全体統括支援業務」等を受注しており、本市デジタル環境を熟知し、効率的かつ網羅的に業務を遂行できるため、上述の履行に必要な条件を満たしている。 また、他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市のネットワークおよびシステムのセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479
R7.1.29	アカウント登録WebシステムNEWSネット対応業務	株式会社エストコスモ	2,542,100	R7.1.16	R7.1.16 ～ R7.3.31	本業務は、NEWSネットの利用及び「Google Workspace」の導入に伴い、アカウント登録Webシステム（以下「本システム」という。）の機能改修等を実施する業務であり、履行にあたっては、本システムに関する知識及び改修に関する技術が必須である。 左記事業者は、本システムを構築し、その後の運用保守業務も適正に履行していることに加え、稼働するサーバやネットワークの構成、設定内容を熟知していることから、現に稼働している本システムの運用に影響を与えることなく、限られた期間内で安全確実に業務履行することが可能な唯一の事業者である。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479
R7.4.9	NEWSネット無線LAN環境整備業務（本庁舎ほか）	東日本電信電話株式会社	41,499,700	R7.2.18	R7.2.18 ～ R7.3.31	本業務は、令和６年度内に無線LAN環境の整備を計画しているエリア（本庁舎及び中央区複合庁舎等）について、令和５年度に実施した「NEWSネットワークを構成する無線LANネットワークの設計及び令和５年度分の構築業務」の成果品を基に、対象エリアに設置予定の無線LAN機器に対して、必要な設定等を行う業務である。 本業務を安全かつ確実に履行するためには、本市無線LANネットワークの構成や設計方針を熟知し、効率的に各種業務を実施できる知識や技術が不可欠である。 当該事業者は本市無線LANネットワークの構築および運用保守業務に携わり、必要な知識や技術を有していることに加えて、令和５年度に実施した「NEWSネットワークを構成する無線LANネットワークの設計及び令和５年度分の構築業務」を受注し、適切に履行した経緯があることから、上述の履行に必要な条件を満たしている。 加えて、他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、ネットワーク構成等のセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することは、サイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 これらのことから、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479
R7.3.19	電子計算機用空調機保守業務	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	6,336,000	R7.2.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	左記事業者は空調機の製造元である三菱電機（株）の系列会社であり、保守専門会社として空調機の保守・修理・整備を一任されており、交換用部品等の調達及び修繕に必要な知識及び技術的要件を兼ね備え、安全確実に本業務を実施できる唯一の事業者である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6879
R7.4.2	情報通信伝送路保守業務	東日本電信電話株式会社	16,341,600	R7.2.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	札幌市情報通信伝送路は、市民サービスや本市行政事務を取り扱う行政情報系ネットワーク、住民基本台帳ネットワーク等の通信を担う情報通信回線網である。伝送路に異常があった場合は、各種ネットワーク通信に支障をきたし、市民サービスならびに行政事務の執行に多大な影響を及ぼす。 本業務は、同設備の設備点検、運用調整、障害対応、技術支援、資料整備及び監視装置の保守を行うものであり、不具合発生時には通信伝送路全体の稼働状態から異常の原因を類推し、迅速かつ確実に対応する必要があることから、履行にあたっては、本市情報通信伝送路の全容を把握し、安定運用を維持しつつ効率的に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠である。 左記事業者は当該通信伝送路構築の当初から関連設備の詳細設計、運用支援及び設備保守に携わっており、通信伝送路の経路、接続先及び心線使用状況を把握している唯一の事業者である。 また、他事業者が同様の要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、通信基盤のセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することは、サイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することとなる。 よって、本業務を履行できる者は当該事業者において他にいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6879
R7.4.9	無停電電源装置保守業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	2,508,000	R7.2.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	左記事業者は、無停電電源装置の製造元である三菱電機（株）の系列会社であり、保守専門会社として無停電電源装置の保守・修理・整備を一任されており、交換用部品等の調達及び修繕に必要な知識及び技術的要件を兼ね備えている唯一の事業者である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6879
R7.3.26	アカウント登録Webシステム運用保守業務	株式会社エストコスモ	12,573,000	R7.3.3	R7.4.1 ～ R8.1.31	本業務は、イントラネット及びNEWSネットのユーザアカウント及びコンピュータアカウントを管理する「アカウント登録Webシステム」に対して運用保守を行うものであり、履行にあたっては、本システムに関する知識が必須である。 左記事業者は、本システムを構築し、その後の運用保守業務も適正に履行していることに加え、稼働するサーバやネットワークの構成、設定内容を熟知していることから、現に稼働している本システムの運用に影響を与えることなく、安全確実に業務履行することが可能な唯一の事業者である。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.30	Google Workspace導入に係る構築及びデータ移行等業務（令和７年度）	札幌総合情報センター株式会社	218,790,000	R7.3.24	R7.4.1 ～ R7.9.30	本業務は、本市が新たなグループウェアとして採用する「Google Workspace」の導入に向けた環境構築、データ移行等を行う業務である。 履行にあたってはイントラネットをはじめとしたネットワークおよびシステムの構成、基本設定や運用ポリシー等を熟知し、効率的かつ網羅的に業務を遂行できる知識や技術が不可欠である。 左記事業者は本市デジタル環境の基盤となるネットワーク、システムの運用保守業務である「札幌市業務ネットワーク及びサービス運用保守業務（インターネット接続及び公式HP、モバイルワーク環境、グループウェア等の運用保守）」を受注するほか、現在本市が進めるNEWSネットワーク構築に係る全体統括支援業務である「札幌市デジタル環境整備PMO・全体統括支援業務」等を受注しており、本市デジタル環境を熟知し、効率的かつ網羅的に業務を遂行できるため、上述の履行に必要な条件を満たしている。 また、他業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、本市のネットワークおよびシステムのセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479
R7.4.16	札幌市業務ネットワーク及びサービス運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	929,445,000	R7.3.27	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、札幌市職員が業務で利用しているイントラネット、エクストラネット、DMZ1、モバイルワーク環境、共有資源基盤及びクラウド接続基盤のネットワークインフラ、サービス及びこれから業務ネットワークとして全庁で利用開始されるNEWSネットの運用保守を行うものである。 本業務を安全かつ確実に履行するためには、各ネットワークインフラやサービスの構成、基本設定や運用ポリシーを熟知するとともに、安定運用を維持しつつ効率的に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠である。 また、 NEWSネットは、職員の業務ネットワークとしてイントラネットと密接な連携が必要であり、サービス等の連携が必要でありながらも、相互通信を適切に遮断しなければならない等、既存環境の構成等の情報を熟知し、全体を俯瞰しながら確実にコントロールする技術が必要となる。 当該事業者は、対象のネットワークインフラやサービスの構築及び運用保守業務を継続して受託していることから、本業務に必要な知識や技術を備えており、上述の履行に必要な要件を満たしている。 また、他事業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、外部からのサイバー攻撃の対象となり得るセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	デ）情報．システム調整課 011-826-6479
R6.4.24	基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾	札幌総合情報センター株式会社	19,003,190,834	R6.4.1	R6.4.1 ～ R26.3.31	本市における基幹系情報システムは、当該事業者との間で締結された基幹系情報システムソフトウェアの利用許諾（平成22年４月13日締結）及び基幹系情報システムソフトウェアの利用許諾その２（平成26年５月30日締結）（以下、「現行契約」という。）に基づき、毎月定められた利用料を支払うことによりソフトウェアの提供を受けているところである。 当該ソフトウェアの著作権は当該事業者が有しており、本市が引き続き標準仕様に準拠した基幹系情報システムソフトウェアの提供を受けるための利用許諾契約締結の相手方は当該事業者以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.6.12	国保システム改修業務（マイナ保険証移行に伴う対応）	札幌総合情報センター株式会社	59,129,400	R6.4.5	R6.4.5 ～ R7.1.31	本業務は、基幹系システムの一部である国保システムを改修する業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は、札幌市との間で締結した「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施するところである。 標準化と並行して本業務を実施する場合、変更された設計内容やプログラムを標準化対応で改修中の設計書やプログラムにマージを行うとともに、変更内容を理解し、変更による影響への対応を行う必要がある。また、標準仕様書が随時改定される中、標準化による改修内容を随時本業務に反映する必要がある。 札幌市が本業務を直接調達し、SNET以外の者と契約した場合、その事業者に対してSNETによる円滑なマネジメントが及ばない状況となる。 そのため、計画通りのマージ作業及び付随作業などを行うことができず、国から示された期限までの標準化対応が困難となることや、随時改定される標準仕様書の内容を本業務に反映させることが困難となることといった著しい支障が生ずるおそれがある。 したがって、SNETを相手方として随意契約を行う。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.5.8	税収納管理システム改修業務（電子納税に係る処理等改善対応）	札幌総合情報センター株式会社	62,146,700	R6.4.19	R6.4.19 ～ R7.2.28	本業務は、基幹系システムの一部である税収納管理システムを改修する業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 標準化と並行して基幹系システムの改修を実施する場合、変更された設計内容やプログラムを標準化対応で改修中の設計書やプログラムにマージするとともに、変更内容を理解し、その影響への対応を行う必要がある。また、標準仕様書が随時改定される中、標準化による改修内容を随時本業務に反映する必要がある。 札幌市が本業務を直接調達してSNET以外の者と契約した場合、その事業者に対してSNETによる円滑なマネジメントが及ばない状況となる。 そのため、計画通りのマージ作業及び付随作業などを行うことができず、国から示された期限までの標準化対応が困難となることや、随時改定される標準仕様書の内容を本業務に反映させることが困難となることといった著しい支障が生ずるおそれがある。 したがって、SNETを相手方として随意契約を行う。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.5.8	住民税システム改修業務（税制改正対応等）	札幌総合情報センター株式会社	138,927,800	R6.4.19	R6.4.19 ～ R7.2.28	本業務は、基幹系システムの一部である住民税システムを改修する業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 標準化と並行して基幹系システムの改修を実施する場合、変更された設計内容やプログラムを標準化対応で改修中の設計書やプログラムにマージするとともに、変更内容を理解し、その影響への対応を行う必要がある。また、標準仕様書が随時改定される中、標準化による改修内容を随時本業務に反映する必要がある。 札幌市が本業務を直接調達してSNET以外の者と契約した場合、その事業者に対してSNETによる円滑なマネジメントが及ばない状況となる。 そのため、計画通りのマージ作業及び付随作業などを行うことができず、国から示された期限までの標準化対応が困難となることや、随時改定される標準仕様書の内容を本業務に反映させることが困難となることといった著しい支障が生ずるおそれがある。 したがって、SNETを相手方として随意契約を行う。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.6.12	介護保険システム改修業務（介護認定事務センターへの業務集約）	札幌総合情報センター株式会社	256,931,400	R6.4.19	R6.4.19 ～ R7.10.31	本業務は、基幹系システムの一部である介護保険システムを改修する業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 標準化と並行して本業務を実施する場合、変更された設計内容やプログラムを標準化対応で改修中の設計書やプログラムにマージを行うとともに、変更内容を理解し、変更による影響への対応を行う必要がある。また、標準仕様書が随時改定される中、標準化による改修内容を随時本業務に反映する必要がある。 札幌市が本業務を直接調達し、SNET以外の者と契約した場合、その事業者に対してSNETによる円滑なマネジメントが及ばない状況となる。 そのため、計画通りのマージ作業及び付随作業などを行うことができず、国から示された期限までの標準化対応が困難となることや、随時改定される標準仕様書の内容を本業務に反映させることが困難となることといった著しい支障が生ずるおそれがある。 したがって、SNETを相手方として随意契約を行う。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.6.12	市中間サーバ改修業務（マイナンバー情報照会機能開発対応）	札幌総合情報センター株式会社	74,745,000	R6.4.19	R6.4.19 ～ R7.3.31	本業務は、マイナンバー制度における情報照会を行う際に、税系システムなどの業務システムと国中間サーバを仲介する市中間サーバを改修する業務である。 市中間サーバは基幹系システムのシステム基盤の一部であり、自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）における「団体内統合宛名」の対象でもある。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は、既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 標準化と並行して本業務を実施する場合、変更された設計内容やプログラムを標準化対応で改修中の設計書やプログラムにマージするとともに、変更内容を理解し、その影響への対応を行う必要がある。また、標準仕様書が随時改定される中、標準化による改修内容 を随時本業務に反映する必要がある。 札幌市が本業務を直接調達してSNET以外の者と契約した場合、その事業者に対してSNETが直接マネジメントできない状況となる。 そのため、計画通りのマージ作業及び付随作業などを行うことができず、国から示された期限までの標準化対応が困難となることや、随時改定される標準仕様書の内容を本業務に反映させることが困難となることといった著しい支障が生ずるおそれがある。 したがって、SNETを相手方として随意契約を行う。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.5.15	固定資産税システム改修業務（土地概要調書データ項目追加対応）	札幌総合情報センター株式会社	2,552,000	R6.4.22	R6.4.22 ～ R6.6.28	本業務は、基幹系システムの一部である固定資産税システムを改修する業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 標準化は、標準仕様書が随時改定される中、効率的な作業計画を立案し、国から示された期限までの対応が必要な事業である。そのため、標準化と並行して基幹系システムの改修を実施する場合、変更された設計内容を標準化対応で改修中の設計書にマージするとともに、変更内容を理解し、その影響への対応を行い、計画の見直しが発生しないようSNETによる一体的なマネジメントの下で実施する必要がある。 札幌市が本業務を直接調達してSNET以外の者と契約した場合、その事業者に対してSNETによる円滑なマネジメントが及ばない状況となり、SNETが計画している改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなるなど、標準化計画全体の進捗に著しい支障が生じるおそれがある。 したがって、SNETを相手方として、随意契約を行う。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.5.8	財務会計システム改修業務（行政評価事業調書及び予算要求画面）	富士通Ｊａｐａｎ株式会社	6,875,000	R6.4.30	R6.4.30 ～ R6.9.30	財務会計システム（以下「本システム」という。）は、当該事業者のパッケージソフトに本市独自の要件を追加して開発したものであり、本システムの仕様は他の事業者に公開されているものではなく、当該事業者のみが知り得るものである。 また、当該事業者は本システムの運用にも携わっていることから、現に稼働している本システムの運用に影響を与えることなく本業務を履行することが可能な唯一の事業者である。 したがって、本システムの内部構造を熟知している当該事業者をおいて、本システムの改修業務を実施できる事業者は他にない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6.6.26	国保系収滞納システム改修業務（早期納付勧奨業務の委託対応）	札幌総合情報センター株式会社	42,310,400	R6.5.8	R6.5.8 ～ R7.3.31	本業務は、基幹系システムの一部である国保系収滞納システムを改修する業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 標準化と並行して本業務を実施する場合、変更された設計内容やプログラムを標準化対応で改修中の設計書やプログラムにマージを行うとともに、変更内容を理解し、変更による影響への対応を行う必要がある。また、標準仕様書が随時改定される中、標準化による改修内容を随時本業務に反映する必要がある。 札幌市が本業務を直接調達し、SNET以外の者と契約した場合、その事業者に対してSNETによる円滑なマネジメントが及ばない状況となる。 そのため、計画通りのマージ作業及び付随作業などを行うことができず、国から示された期限までの標準化対応が困難となることや、随時改定される標準仕様書の内容を本業務に反映させることが困難となることといった著しい支障が生ずるおそれがある。 したがって、SNETを相手方として随意契約を行う。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.5.22	法人市民税システム改修業務（eLTAX連携項目の追加対応）	札幌総合情報センター株式会社	5,967,500	R6.5.9	R6.5.9 ～ R6.9.30	本業務は、基幹系システムの一部である法人市民税システムを改修する業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 標準化と並行して基幹系システムの改修を実施する場合、変更された設計内容やプログラムを標準化対応で改修中の設計書やプログラムにマージするとともに、変更内容を理解し、その影響への対応を行う必要がある。また、標準仕様書が随時改定される中、標準化による改修内容を随時本業務に反映する必要がある。 札幌市が本業務を直接調達してSNET以外の者と契約した場合、その事業者に対してSNETによる円滑なマネジメントが及ばない状況となる。 そのため、計画通りのマージ作業及び付随作業などを行うことができず、国から示された期限までの標準化対応が困難となることや、随時改定される標準仕様書の内容を本業務に反映させることが困難となることといった著しい支障が生ずるおそれがある。 したがって、SNETを相手方として随意契約を行う。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.6.12	基幹系システム等の全体統括及び個別プロジェクト支援業務（令和6年度上期）	札幌総合情報センター株式会社	80,949,000	R6.5.9	R6.5.9 ～ R6.9.30	本業務では、基幹系情報システムに関する運用保守、開発改修、自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）といった各プロジェクトのマネジメント支援等を実施する。 一方、令和6年度から標準化に向けて、本市は本事業者と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版） の利用許諾」を締結し、標準仕様に準拠したシステムを構築している。 現行システムの運用保守や制度改正等への対応と標準化への対応を両立し、国から定められた期限までに完遂するためには、現行システムの運用保守・開発改修についても標準化後のシステムとの整合性を担保しながらマネジメントすることが不可欠である。 仮に本業務を他の事業者が受託した場合、運用保守、開発改修、標準化の一体的なマネジメントが実施できず、本市の基幹系情報システム等に係る市民サービス提供に著しい支障が生ずるおそれがあるため、本業務の受託者としては「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版） の利用許諾」を締結する本事業者以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.6.12	軽自動車税システム改修業務（納税情報ファイルの車種追加対応）	札幌総合情報センター株式会社	5,670,500	R6.5.9	R6.5.9 ～ R7.3.31	本業務は、基幹系システムの一部である軽自動車税システムを改修する業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 標準化と並行して基幹系システムの改修を実施する場合、変更された設計内容やプログラムを標準化対応で改修中の設計書やプログラムにマージするとともに、変更内容を理解し、その影響への対応を行う必要がある。また、標準仕様書が随時改定される中、標準化による改修内容を随時本業務に反映する必要がある。 札幌市が本業務を直接調達してSNET以外の者と契約した場合、その事業者に対してSNETによる円滑なマネジメントが及ばない状況となる。 そのため、計画通りのマージ作業及び付随作業などを行うことができず、国から示された期限までの標準化対応が困難となることや、随時改定される標準仕様書の内容を本業務に反映させることが困難となることといった著しい支障が生ずるおそれがある。 したがって、SNETを相手方として随意契約を行う。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.6.26	高齢・障がい福祉システム改修業務（令和６年度報酬改定対応）	札幌総合情報センター株式会社	48,906,000	R6.6.11	R6.6.11 ～ R7.3.31	本業務は、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定に対応するための高齢・障がい福祉システムの改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までにデータ連携の標準化に対応すること、標準化されたシステムを構築すること等が困難である。 よって、本業務を実施できるのは、標準化されたシステムを構築するSNETによる一体的なマネジメントが及ぶよう、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6.7.3	標準準拠システムインフラ・環境検討業務（令和６年度上期）	札幌総合情報センター株式会社	97,900,000	R6.6.20	R6.6.20 ～ R6.9.30	本業務は、基幹系情報システムを含む標準化対象20業務及び関連するシステムが利用する、ガバメントクラウドやマイナンバー利用事務系ネットワークに対して、グランドデザインを検討し要件定義を実施する業務である。 本業務を遂行するにあたり、以下の要件を満たす必要がある。 ・ネットワークの移行作業規模やリスクを軽減するために、現行の基幹系情報システムのネットワーク環境を拡張して構築する方針であることから、現行の基幹系情報システムのネットワーク環境や、アプリケーション視点でのシステム要件や設計思想などに精通していること。 ・ガバメントクラウドへの移行作業規模やリスクを軽減できるよう、現行の基幹系情報システムのインフラ環境に対して、アプリケーション視点で精通していること。 ・ガバメントクラウドやマイナンバー利用事務系ネットワークに対する要件を明確にできるよう、標準仕様書に適合したシステムを開発・提供するASP事業者であること。 ・基幹系情報システムのような、マルチベンダ体制によるシステム運用・保守、改修などのプロジェクト体制のマネジメント経験が豊富であること。 本事業者は、現行の基幹系情報システムを開発し、運用業務を受託している事業者であることから、現行の基幹系情報システムのネットワークやインフラ環境の構築にも精通している。また、本事業者は、標準化対象業務の大部分を占める、標準化仕様書に適合したシステムを提供するASP事業者である。 その他、本事業者は、総合行政情報システムや基幹系情報システムといったマルチベンダ体制によるプロジェクトを、20年以上に渡って経験している。 以上のことから、本業務を遂行するための要件を満たす事業者は本事業者以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.8.14	令和６年度Fit&Gap調査業務（基幹系）	札幌総合情報センター株式会社	193,325,000	R6.6.26	R6.6.26 ～ R7.9.30	本業務は、本市基幹系情報システムの自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に向けた各システムのFit&Gap分析・精査や、標準準拠システムへの移行検討を行う業務であり、一般的なシステム開発プロセスにおいて、システム化範囲を検討する要件分析作業に関連する業務である。 本業務は、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」（以下、「ソフトウェア利用契約」）に基づいて実施されているシステム開発プロジェクトと並行して実施することから、当該システム開発プロジェクトとの作業調整が必要になり、作業の進捗状況や成果物内容を踏まえて、作業実施期間の調整、作業範囲の調整、作業優先度の調整といった、本業務とシステム開発プロジェクトの双方に対する、一体的なプロジェクトマネジメントを実施する必要があり、本業務に対する作業優先度の調整が発生することも見込まれる。 当該事業者は、令和6年4月に本市とソフトウェア利用契約を締結しており、国から示された期限までに標準化の対応を完了させるべく、システム開発プロジェクトの実施と一体的なマネジメントを行っている。 本業務を当該事業者以外に委託した場合、その事業者に対して当該事業者のマネジメントが困難な状況となり、本業務の作業の進捗状況や成果物内容を随時に把握できなくなることや、本業務の作業優先度の調整が困難になることから、要件分析作業に対するプロジェクトマネジメントができなくなり、国から示された期限までに標準化に対応することが困難となる。 よって、定められた期限までの標準化への対応、本業務の遂行を共に実現させるには、一体的なマネジメントを可能とする「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結した当該事業者以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.8.14	令和６年度データ要件標準対応業務（A工程・基幹系）	札幌総合情報センター株式会社	260,772,600	R6.6.26	R6.6.26 ～ R7.9.30	本業務は、本市基幹系情報システムの自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に向けて、本市基幹系情報システムと標準仕様書に規定される基本データリスト及び機能別連携仕様とのFit&Gapを行う業務である。 本業務は、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」（以下、「ソフトウェア利用契約」）に基づいて実施されているシステム開発プロジェクトと並行して実施することから、当該システム開発プロジェクトとの作業調整が必要になり、作業の進捗状況や成果物内容を踏まえて、作業実施期間の調整、作業範囲の調整、作業優先度の調整といった、本業務とシステム開発プロジェクトの双方に対する、一体的なプロジェクトマネジメントを実施する必要があり、本業務に対する作業優先度の調整が発生することも見込まれる。 当該事業者は、令和6年4月に本市とソフトウェア利用契約を締結しており、国から示された期限までに標準化の対応を完了させるべく、システム開発プロジェクトの実施と一体的なマネジメントを行っている。 本業務を当該事業者以外に委託した場合、その事業者に対して当該事業者のマネジメントが困難な状況となり、システム開発プロジェクトとの間での、作業優先度の調整が困難になること、制度改正等による改修業務との間での、想定していないマージ作業及び付随作業などが突発的に発生することで、一体的なプロジェクトマネジメントが不可能になり、国から示された期限までに標準化に対応することが困難となる。 よって、定められた期限までの標準化への対応、本業務の遂行を共に実現させるには、一体的なマネジメントを可能とする「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結した当該事業者以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.10.9	医療助成システム改修業務（子ども医療費助成高3拡大等対応）	札幌総合情報センター株式会社	35,290,200	R6.7.1	R6.7.1 ～ R7.3.31	本業務は、令和5年10月4日付で可決された条例改正により令和7年4月１日に施行予定である、子ども医療費助成制度の対象者年齢拡大に対応するための医療助成システムの改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までにデータ連携の標準化に対応すること、標準化されたシステムを構築すること等が困難である。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.7.31	法人市民税システム改修業務（地方税法施行規則様式改正対応）	札幌総合情報センター株式会社	5,032,500	R6.7.10	R6.7.10 ～ R6.9.30	本業務は、基幹系システムの一部である法人市民税システムを改修する業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までにデータ連携の標準化に対応すること、標準化されたシステムを構築すること等が困難である。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.8.14	団体内統合宛名システム及び住民記録システム改修業務（申請管理機能追加対応）	札幌総合情報センター株式会社	52,015,700	R6.7.17	R6.7.17 ～ R8.3.31	本業務は、「団体内統合宛名システム」及び「住民記録システム」に、申請情報の管理や連携などを行う機能追加の改修を行う業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までにデータ連携の標準化に対応すること、標準化されたシステムを構築すること等が困難である。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.10.9	基幹系システムの標準化移行支援業務（令和6年度上期）	札幌総合情報センター株式会社	78,377,200	R6.7.19	R6.7.19 ～ R6.9.30	本業務では、基幹系情報システムに関する自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に係る調査・各種方針の策定・移行に関する支援等を実施する。 一方で、令和6年度から標準化に向けて、本市は当該事業者と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版） の利用許諾」を締結し、国から示された期限までに標準化の対応を完了させるべく、システム開発プロジェクトの実施と一体的なマネジメントを行っている。 標準化に係る移行作業を、国から定められた期限までに完遂するためには、システム開発プロジェクトを実施する事業者が移行までを見据えて一体的にマネジメントすることが不可欠である。 仮に他の事業者が本業務を受託した場合、調査・各種方針の策定・移行に対して、システム開発プロジェクトを実施する事業者のマネジメントが及ばないこととなり、国から示された期限までに標準化に対応することが困難となる。 よって、本業務の受託者としては「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版） の利用許諾」を締結した当該事業者以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.11.20	住基ネット中間サーバ改修業務（申請管理機能追加対応）	ＢＩＰＲＯＧＹ株式会社	28,435,000	R6.7.23	R6.7.23 ～ R7.3.31	本業務は、住基ネット中間サーバ（以下「本システム」という。）にて、マイナポータルｋらの申請情報の取得等を行う機能追加の改修を行うものである。 本業務を確実に履行するためには、本システムの機能、アプリケーションの動作、各種設定情報、関連システムとの連携仕様等を把握している必要がある。 左記事業者は、本システムを開発・納入し、過去の改修業務も受託しているとともに、納入以降も運用保守業務を継続して受託してきた実績があり、上記に掲げる本システムの機能等を熟知している。 以上のことから、当該事業者は本市の要件に基づいて本システムの改修を確実に実施できる唯一の事業者である。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.9.4	契約基本システム改修業務（定時申請対応）	株式会社つうけんアドバンスシステムズ	5,390,000	R6.8.22	R6.8.22 ～ R7.3.31	本業務は、契約基本システムの入札参加資格審査における等級格付の審査項目に「札幌SDGs企業登録」、「下水道河川局工事優秀施工業者表彰」及び「監理補佐」を追加する業務である。本業務の履行には、契約基本システムの仕様を熟知し、現に稼動しているシステムの安定性を保ちつつ、的確かつ迅速に業務遂行できることが不可欠となる。 当該事業者は、本システムの開発及び保守業務を受託しており、仕様等を熟知している。 ついては、これら仕様の理解がある当該事業者以外にこれを履行できる事業者はいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.11.20	介護保険システム改修業務（敬老健康パス制度導入に係る対応）	札幌総合情報センター株式会社	11,833,800	R6.9.17	R6.9.17 ～ R7.3.31	本業務は、基幹系システムの一部である介護保険システムを改修する業務である。　札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までにデータ連携の標準化に対応すること、標準化されたシステムを構築すること等が困難である。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	デ）情報．システム管理課 001-826-6713

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.11.20	基幹系システム等の全体統括及び個別プロジェクト支援業務（令和6年度下期）	札幌総合情報センター株式会社	74,998,000	R6.9.20	R6.10.1 ～ R7.3.31	本業務では、基幹系情報システムに関する運用保守、開発改修、自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）といった各プロジェクトのマネジメント支援等を実施する。 令和6年度から標準化に向けて、本市は札幌総合情報センター株式会社と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結し、標準仕様に準拠したシステムを構築している。 現行システムの運用保守や開発改修と標準化への対応を両立し、国から定められた期限までに標準化を完遂するためには、標準化の活動だけではなく、現行システムの運用保守や開発改修の活動についても標準化後のシステムとの整合性を担保しながらマネジメント することが不可欠である。 仮に本業務を他の事業者が受託した場合、運用保守、開発改修、標準化の一体的なマネジメントが実施できず、本市の事業に著しい支障が生ずるおそれがあるため、本業務の受託者としては「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版） の利用許諾」を締結す る当該事業者以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-682-6713
R6.11.20	基幹系-インフラ提供サービス（第三期）・令和6年度サービス追加業務（その２）	ＢＩＰＲＯＧＹ株式会社	9,810,900	R6.9.30	R6.10.1 ～ R7.3.31	札幌市基幹系情報システムのインフラストラクチャー（以下、「インフラ」という。）は、「基幹系-インフラ提供サービス業務（第三期）」（以下、「サービス業務」という。）により提供されたものを利用している。 現在提供されているメモリ、CPU、ストレージ等のリソース及びライセンスについて、今年度下期からの自治体システム標準化対応を行うための検証環境や移行作業環境が多数必要のため各種リソースが不足することが見込まれ、併せて環境構築や設定変更などの作業量も増加となる。 本業務はサービス業務の契約に基づき「インフラ提供サービス」「運用・保守サービス」を追加するものであることから、サービス業務を受託している当該事業者以外に本業務を受託できる事業者はいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.11.6	契約基本システムChrome対応事前検証業務	株式会社こうけんアドバンスシステムズ	3,630,000	R6.10.15	R6.10.15 ～ R7.3.31	本業務は、 Microsoft EdgeのIEモードにより起動している契約基本システム（以下「本システム」という。）を今後庁内の標準ブラウザとなるChromeによる起動に移行するため、改修範囲の明確化を目的とした事前検証業務である。本業務の履行には、本システムの仕様を熟知し、現に稼働しているシステムの安定性を保ちつつ、の確かつ迅速に業務遂行できることが不可欠となる。 当該事業者は、本システムの開発及び保守業務を受託しており、仕様等を熟知している。 ついては、これら仕様の理解がある当該事業者以外にこれを履行できる事業者はいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.11.20	住基ネット中間サーバ改修業務（法改正に伴う振り仮名対応）	ＢＩＰＲＯＧＹ株式会社	19,569,000	R6.10.21	R6.10.21 ～ R7.3.31	本業務は、住基ネット中間サーバ（以下「本システム」という。）にて、法改正に対 応するためのデータ連携機能の改修を行うものである。 本業務を確実に履行するためには、本システムの機能、アプリケーションの動作、各 種設定情報、関連システムとの連携仕様等を把握している必要がある。 左記事業者は、本システムを開発・納入し、過去の改修業務も受託しているとともに、納入以降も運用保守業務を継続して受託してきた実績があり、上記に掲げる本システムの機能等を熟知している。 以上のことから、当該事業者は本市の要件に基づいて本システムの改修を確実に実施 できる唯一の事業者である。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.11.20	住民記録システム等改修業務（法改正に伴う氏名等振り仮名対応）	札幌総合情報センター株式会社	49,274,500	R6.10.21	R6.10.21 ～ R7.3.21	本業務は、法改正に対応するための住民記録システム及び他課閲覧システムの改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までにデータ連携の標準化に対応すること、標準化されたシステムを構築すること等が困難である。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R7.1.29	総合行政共通基盤ＮＥＷＳネット接続対応業務	札幌総合情報センター株式会社	9,350,000	R6.10.25	R6.10.25 ～ R7.1.31	本業務は、庁内ネットワーク再構築にて整備される新インターネット接続系ネットワーク等の物理端末からシステム利用者が 総合行政情報システムへのアクセスを可能とするための接続対応業務である。 本業務の履行にあたっては、本システムの仕様のみならず、その基盤上で稼働している文書管理・財務会計など各業務システムとの関連性や、本市イントラネットで提供される職員認証基盤などを熟知していることが要件となる。 また、当該事業者は、各業務システムとの連携など本市が必要とする機能を実現するため本システムを開発するとともに稼働当初より運用保守業務を継続して受託しており、現に稼働している本システムの運用に影響を与えることなく本業務を履行することが可能な唯一の事業者である。 したがって、本システムの内部構造を熟知している当該事業者をおいて、本業務を実施できる事業者は他にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.11.20	総合行政情報システムのクラウド移行に係る事前調査業務	札幌総合情報センター株式会社	9,482,000	R6.10.29	R6.10.29 ～ R7.3.31	本業務は、総合行政情報システムにおける共通基盤システムのクラウド移行に係る、各業務システムを含めた全体マスタスケジュールを作成、本システムのクラウド移行に伴い利用するクラウドサービスプロバイダーの比較検討及び本市のネットワーク環境やグループウェア更改等に向けたシステム利用イメージの整理・課題検討を行い、今後見込まれるクラウド移行検討を円滑に行うための事前調査業務である。本業務の履行にあたっては、共通基盤システムの仕様のみならず、その基盤上で稼働している文書管理・財務会計など各業務システムとの関連性や、本市庁内ネットワークの再構築にて整備される新インターネット接続系ネットワークの概要を熟知していることが要件となる。 当該事業者は、各業務システムとの連携など本市が必要とする機能を実現するため本システムを開発するとともに稼働当初より運用保守業務を継続して受託しており、現に稼働している本システムの運用に影響を与えることなく本業務を履行することが可能な唯一の事業者である。 したがって、本システムの内部構造を熟知している当該事業者をおいて、本業務を実施できる事業者は他にない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6.11.20	基幹系システムの標準化移行支援業務（令和6年度下期）	札幌総合情報センター株式会社	91,855,500	R6.10.30	R6.10.30 ～ R7.3.31	本業務では、基幹系情報システムに関する自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に係る計画・移行支援等を実施する。 一方で、令和6年度から標準化に向けて、本市は本事業者と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版） の利用許諾」を締結し、標準仕様に準拠したシステムを構築している。標準化に係る移行作業を、国が定めた期限までに完遂するためには、構築にあたる事業者が移行までを見据えて一体的にマネジメントすることが不可欠である。 仮に他の事業者が本業務を受託した場合、調査・各種方針の策定や移行に対して構築にあたる事業者のマネジメントが及ばないこととなり、標準化の遂行に著しく支障を生ずるおそれがあるため、本業務の受託者としては「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版） の利用許諾」を締結する本事業者以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.11.20	標準準拠システムインフラ・環境検討業務（令和６年度下期）	札幌総合情報センター株式会社	264,000,000	R6.10.30	R6.10.30 ～ R7.3.31	本業務は、「標準準拠システムインフラ・環境検討業務（令和6年度上期）」の検討や要件定義をした成果を用いて、ガバメントクラウド上に、ネットワーク兼統合運用環境および共通機能（標準準拠システム連携基盤）環境の構築を行い、原局所管の標準準拠システムなどの全体を統制するためのガバメントクラウド利用方針書などの作成、運用の検証を行う業務である。 そのため、本業務を遂行するにあたり、以下の要件を満たす必要がある。 ・「標準準拠システムインフラ・環境検討業務（令和6年度上期）」において作成した成果物の内容を理解して、検討・設計内容の背景なども含めて熟知していること。 ・ネットワークの移行作業規模やリスクを軽減するために、現行の基幹系情報システムのネットワーク環境を拡張して構築する方針であることから、現行の基幹系情報システムのネットワーク環境や、アプリケーション視点でのシステム要件や設計思想などに精通していること。 ・ガバメントクラウドへの移行作業規模やリスクを軽減できるよう、現行の基幹系情報システムのインフラ環境に対して、アプリケーション視点で精通していること。 ・ガバメントクラウドやマイナンバー利用事務系ネットワークに対する要件を明確にできるよう、標準仕様書に適合したシステムを開発・提供するASP事業者であること。 ・基幹系情報システムのような、マルチベンダ体制によるシステム運用・保守、改修などのプロジェクト体制のマネジメント経験が豊富であること。 本事業者は、「標準準拠システムインフラ・環境検討業務（令和6年度上期）」を受託した事業者であり、かつ、現行の基幹系情報システムを開発し、運用業務を受託している事業者であり、上記の要件を満たす事業者である。 また、本事業者は、総合行政情報システムや基幹系情報システムと同様のマルチベンダ体制によるプロジェクトを、20年以上に渡って経験している。 以上のことから、本業務を遂行するための要件を満たす事業者は本事業者以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.11.20	標準準拠システムガバメントクラウド接続方式検討業務	札幌総合情報センター株式会社	53,350,000	R6.10.30	R6.10.30 ～ R7.3.31	本業務は、「マイナンバー利用事務ネットワーク」の情報セキュリティ対策の検討と、「マイナンバー利用事務ネットワーク」とインターネット環境の二つの環境を一台の端末で利用できるアーキテクチャ検討を行う業務である。本業務を遂行するにあたり、以下の要件を満たす必要がある。・ネットワークの移行作業規模やリスクを軽減するために、マイナンバー利用事務ネットワーク（現行の基幹系情報システムのネットワーク環境を拡張利用）て構築する方針であることから、現行の基幹系情報システムのネットワーク環境や、アプリケーション視点でのシステム要件や設計思想などに精通していること。・ガバメントクラウドへの移行作業規模やリスクを軽減できるよう、現行の基幹系情報システムのインフラ環境に対して、アプリケーション視点で精通していること。・ガバメントクラウドやマイナンバー利用事務ネットワークに対する要件を明確にできるよう、標準仕様書に適合したシステムを開発・提供するASP事業者であること。・基幹系情報システムのような、マルチベンダ体制によるシステム運用・保守、改修などのプロジェクト体制のマネジメント経験が豊富であること。 本事業者は、現行の基幹系情報システムを開発し、運用業務を受託している事業者であることから、現行の基幹系情報システムのネットワークやインフラ環境の構築にも精通している。また、本事業者は、標準化対象業務の大部分を占める、標準化仕様書に適合したシステムを提供するASP事業者である。その他、本事業者は、総合行政情報システムや基幹系情報システムといったマルチベンダ体制によるプロジェクトを、20年以上に渡って経験している。以上のことから、本業務を遂行するための要件を満たす事業者は本事業者以外にない （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.11.20	令和６年度Fit&Gap追加調査業務（基幹系）	札幌総合情報センター株式会社	138,820,000	R6.10.30	R6.10.30 ～ R7.3.31	本業務は、本市基幹系情報システムの自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に向けた各システムのFit&Gap分析・精査や、標準準拠システムへの移行検討を行う業務であり、一般的なシステム開発プロセスにおいて、システム化範囲を検討する要件分析作業に関連する業務である。 本業務は、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」（以下、「ソフトウェア利用契約」という。）に基づいて実施されているシステム開発プロジェクトと並行して実施することから、当該システム開発プロジェクトとの作業調整が必要になり、作業の進捗状況や成果物内容を踏まえて、作業実施期間の調整、作業範囲の調整、作業優先度の調整といった、本業務とシステム開発プロジェクトの双方に対する、一体的なプロジェクトマネジメントを実施する必要があり、本業務に対する作業優先度の調整が発生することも見込まれる。 当該事業者は、令和6年4月に本市とソフトウェア利用契約を締結しており、国から示された期限までに標準化の対応を完了させるべく、システム開発プロジェクトの実施と一体的なマネジメントを行っている。 本業務を当該事業者以外に委託した場合、その事業者に対して当該事業者のマネジメントが困難な状況となり、本業務の作業の進捗状況や成果物内容を随時に把握できなくなることや、本業務の作業優先度の調整が困難になることから、要件分析作業に対するプロジェクトマネジメントができなくなり、国から示された期限までに標準化に対応することが困難となる。 よって、定められた期限までの標準化への対応、本業務の遂行を共に実現させるには、一体的なマネジメントを可能とするソフトウェア利用契約を締結した当該事業者以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.11.13	マイナンバー利用事務NW環境変更業務（令和6年度下期）	ＢＩＰＲＯＧＹ株式会社	76,890,000	R6.10.31	R6.10.31 ～ R7.3.31	本業務は、「基幹系-インフラ提供サービス業務（第三期）」（以下、「サービス業務」という。）にてサービス提供されている札幌市基幹系情報システムのインフラストラクチャーに対して行う環境変更作業である。 サービス業務の受託者は当該事業者であることから、本業務を受託できる事業者は当該事業者以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R7.1.15	住基ネット中間サーバ改修業務（NW変更に伴う対応）	ＢＩＰＲＯＧＹ株式会社	1,287,000	R6.11.19	R6.11.19 ～ R6.12.27	本業務は、住基ネット中間サーバ（以下「本システム」という。）にて、マイナポータルからの申請情報の取得等を行うためのネットワーク変更等の作業を行うものである。　本業務を確実に履行するためには、本システムの機能、アプリケーションの動作、各種設定情報、関連システムとの連携仕様等を把握している必要がある。　左記事業者は、本システムを開発・納入し、過去の改修業務や運用保守業務を継続して受託している実績がある。また、本業務と密接に関わりがあり、現在進行中の開発プロジェクトである「住基ネット中間サーバ改修業務（申請管理機能追加対応）」も左記事業者が受託しており、本システムの機能等を熟知している。　以上のことから、当該事業者は本市の要件に基づいて本システムの改修を確実に実施できる唯一の事業者である。　したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム管理課 001-826-6713
R7.1.22	介護保険システム改修業務（基準費用額の見直し対応）	札幌総合情報センター株式会社	15,818,000	R6.12.27	R6.12.27 ～ R7.8.29	本業務は、基幹系システムの一部である介護保険システムを改修する業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までにデータ連携の標準化に対応すること、標準化されたシステムを構築すること等が困難である。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R7.1.22	高齢・障がい福祉システム改修業務（精神旅客運賃減額対応等）	札幌総合情報センター株式会社	15,521,000	R6.12.27	R6.12.27 ～ R7.3.31	本業務は、精神手帳に「旅客運賃減額」欄を追加する対応及び国保連における上限額管理事務の電子化対応についての高齢・障がい福祉システムの改修業務である。　札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。　仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までにデータ連携の標準化に対応すること、標準化されたシステムを構築すること等が困難である。　よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R7.2.5	令和６年度データ要件標準対応業務（移行要件定義等・基幹系）	札幌総合情報センター株式会社	56,518,000	R7.1.21	R7.1.21 ～ R7.3.31	本業務は、本市基幹系情報システムの自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に向けて、令和７年度に向けて実施するデータ要件・連携要件の標準仕様への適合作業のうち、システムの切替に関する作業や、切替後のシステムで必要となる運用・保守作業の設計等を行う業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は、令和6年4月より本市と締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」（以下、「ソフトウェア利用契約」）に基づき、国から示された期限までに自治体システム標準化の対応を完了させるべく、システム開発プロジェクトの実施と一体的なマネジメントを行っている。 本業務は、ソフトウェア利用契約に基づいて実施されているシステム開発プロジェクトと並行して実施することから、当該システム開発プロジェクトとの作業調整が必要になり、作業の進捗状況や成果物内容を踏まえて、作業実施期間の調整、作業範囲の調整、作業優先度の調整といった、本業務とシステム開発プロジェクトの双方に対する、一体的なプロジェクトマネジメントを実施する必要があり、本業務に対する作業優先度の調整が発生することも見込まれる。 本業務をSNET以外に委託した場合、その事業者に対してSNETのマネジメントが困難な状況となり、システム開発プロジェクトとの間での、作業優先度の調整が困難になること、制度改正等による改修業務との間での、想定していないマージ作業及び付随作業などが突発的に発生することで、一体的なプロジェクトマネジメントが不可能になり、国から示された期限までに自治体システム標準化に対応することが困難となる。 よって、定められた期限までの自治体システム標準化への対応、本業務の遂行を共に実現させるには、一体的なマネジメントを可能とする「ソフトウェア利用契約」を締結したSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R7.2.12	令和６年度標準化対応業務（移行要件定義等・基幹系）	札幌総合情報センター株式会社	87,747,000	R7.1.21	R7.1.21 ～ R7.3.31	本業務は、本市が指定する開発標準を用いて、標準化に向けた準備活動として、各業務システムで実施した機能要件等のFit&Gap分析業務の成果物と、デジタル庁から公開されている標準仕様書に基づき、基幹系情報システムを標準準拠したシステムにするための移行要件定義作業を実施する業務である。　札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は、令和6年4月より本市と締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」（以下、「ソフトウェア利用契約」という。）に基づき、国から示された期限までに自治体システム標準化の対応を完了させるべく、システム開発プロジェクトの実施と一体的なマネジメントを行っている。　本業務は、ソフトウェア利用契約に基づいて実施されているシステム開発プロジェクトと並行して実施することから、当該システム開発プロジェクトとの作業調整が必要になり、作業の進捗状況や成果物内容を踏まえて、作業実施期間の調整、作業範囲の調整、作業優先度の調整といった、本業務とシステム開発プロジェクトの双方に対する、一体的なプロジェクトマネジメントを実施する必要があり、本業務に対する作業優先度の調整が発生することも見込まれる。 本業務をSNET以外に委託した場合、その事業者に対してSNETのマネジメントが困難な状況となり、システム開発プロジェクトとの間での、作業優先度の調整が困難になること、制度改正等による改修業務との間での、想定していないマージ作業及び付随作業などが突発的に発生することで、一体的なプロジェクトマネジメントが不可能になり、国から示された期限までに自治体システム標準化に対応することが困難となる。　よって、定められた期限までの自治体システム標準化への対応、本業務の遂行を共に実現させるには、一体的なマネジメントを可能とする「ソフトウェア利用契約」を締結したSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R7.2.19	税収納管理システム改修業務（宿泊税追加対応）	札幌総合情報センター株式会社	172,876,000	R7.1.27	R7.1.27 ～ R8.3.31	本業務は、宿泊税制度の開始に対応するための税収納管理システムの改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までにデータ連携の標準化に対応すること、標準化されたシステムを構築すること等が困難である。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R7.2.19	税宛名システム改修業務（宿泊税追加対応）	札幌総合情報センター株式会社	44,141,900	R7.1.27	R7.1.27 ～ R8.2.27	本業務は、宿泊税制度の開始に対応するための税宛名システムの改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までにデータ連携の標準化に対応すること、標準化されたシステムを構築すること等が困難である。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R7.2.19	その他税システム改修業務（宿泊税追加対応）	札幌総合情報センター株式会社	167,520,100	R7.1.27	R7.1.27 ～ R8.3.31	本業務は、宿泊税制度の開始に対応するためのその他税システムの改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までにデータ連携の標準化に対応すること、標準化されたシステムを構築すること等が困難である。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R7.3.19	高齢・障がい福祉システム改修業務（令和７年度支援調整課設置対応）	札幌総合情報センター株式会社	5,060,000	R7.1.28	R7.1.28 ～ R7.3.31	本業務は、令和6年6月12日に公布された児童手当の制度改正に対応するための手当システム（児童）の改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施して いる。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への 対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジ メントが不十分になり、国から示された期限までに標準化されたシステムを構築すること等が困難である。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R7.3.19	手当システム（児童）改修業務（監護相当・生計費負担確認対応）	札幌総合情報センター株式会社	69,605,800	R7.2.10	R7.2.10 ～ R7.9.30	本業務は、令和6年6月12日に公布された児童手当の制度改正に対応するための手当システム（児童）の改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までにデータ連携の標準化に対応すること、標準化されたシステムを構築すること等が困難である。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.5.7	基盤運用および運用全体統括業務（行政データ利活用追加作業）	札幌総合情報センター株式会社	4,917,000	R7.3.3	R7.3.3 ～ R7.3.31	本業務は、今後整備するデータ連携基盤に向けて、基幹系情報システムからデータを抽出し、データ連携基盤へ提供するためのデータ加工方法に関する技術検証を実施するものである。 本市は、札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という）と「基幹系ー基盤運用および運用全体統括業務」を締結しており、SNETが基幹系情報システムの運用・保守に関する全体の統括をしているところである。また、本市は、自治体システム標準化（以下、「標準化」という）に向けて、令和6年度より、SNETと「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結し、標準仕様に準拠したシステムを構築中である。 本業務を実施するにあたっては、基幹系情報システムが稼働している環境に対して、調査やデータ抽出の作業を実施するため、基幹系情報システムの運用・保守に関する全体の統括並びに標準化に係るシステムの構築及び移行に関する作業を実施しているSNETが一体的なマネジメントをする中で実施することが必要である。 SNET以外の事業者が本業務を受託した場合、基幹系情報システムが稼働している環境に対する調査やデータ抽出の作業を、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない中で実施することとなり、基幹系情報システムの稼働や各システムの運用保守業務で実施する作業に影響を与えて本市の行政サービスの提供に問題が発生するおそれがある。また、標準化に伴う活動に対して、作業の順序やスケジュールの調整が及ばなくなるといった影響を与え、国から示された期限までに標準化を完遂することが困難となる。 以上のことから、本業務を履行できるのはSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R7.4.23	令和７年度　文書管理システム運用保守業務	富士通Ｊａｐａｎ株式会社	55,990,000	R7.3.7	R7.4.1 ～ R8.3.31	文書管理システム（以下「本システム」という。）は、当該事業者のパッケージソフトに本市独自の要件を追加して開発したものであり、本システムの仕様は他の事業者に公開されているものではなく、当該事業者のみが知り得るものである。 また、当該事業者は本システムの運用にも携わっていることから、現に稼働している本システムの運用に影響を与えることなく本業務を履行することが可能な唯一の事業者である。 したがって、本システムの内部構造を熟知している当該事業者をおいて、本システムの改修業務を実施できる事業者は他にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R7.4.2	金融機関・財務連携代行システム改修業務（宿泊税追加対応）	札幌総合情報センター株式会社	7,224,800	R7.3.12	R7.3.12 ～ R8.3.31	本業務は、宿泊税制度の開始に対応するための金融機関・財務連携代行システムの改修業務である。 宿泊税導入に対応するためには、本システム以外に、その他税システム、税宛名システム、税収納管理システム、税滞納整理システム及び税証明システムの改修業務を併せて行う必要があり、本業務においてはこれらのシステム改修と一体的なマネジメントを行うことが必須である。 上記システムは、札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）と札幌市との間で既に締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。そのため、宿泊税導入に関する改修業務においても自治体システム標準化と一体的なマネジメントを行うためにSENTと随意契約を締結する予定である。 仮に本業務のみ札幌市が直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で実施した場合、SNETが実施する他システムの改修スケジュールに合わせた改修や試験等ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までに標準化されたシステムを構築すること等が困難である。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R7.4.2	税証明システム改修業務（宿泊税追加対応）	札幌総合情報センター株式会社	46,956,800	R7.3.12	R7.3.12 ～ R8.3.31	本業務は、宿泊税制度の開始に対応するための税証明システムの改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までに標準化されたシステムを構築すること等が困難である。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R7.4.2	滞納整理システム改修業務（宿泊税追加対応）	札幌総合情報センター株式会社	44,545,600	R7.3.12	R7.3.12 ～ R8.3.31	本業務は、宿泊税制度の開始に対応するための滞納整理システムの改修業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までに標準化されたシステムを構築すること等が困難である。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R7.4.2	国保システム改修業務（子ども・子育て支援法改正対応）	札幌総合情報センター株式会社	182,226,000	R7.3.12	R7.3.12 ～ R8.3.31	本業務は、基幹系システムの一部である国保システムを改修する業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までに標準化されたシステムを構築すること等が困難である。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R7.4.9	基幹系システム等の全体統括及び個別プロジェクト支援業務（令和7年度上期）	札幌総合情報センター株式会社	88,209,000	R7.3.12	R7.4.1 ～ R7.9.30	本業務では、基幹系情報システムに関する運用保守、開発改修、自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）といった全体を統括するマネジメントのほか、各プロジェクトのマネジメント支援等を実施する。 本市は、標準化にむけて令和6年度より、札幌総合情報センター株式会社（以下、SNET）と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版） の利用許諾」を締結し、標準仕様に準拠したシステムを構築している。 現在稼働している基幹系情報システムに対する、運用保守や開発改修の対応と、標準化の対応を両立し、国から示された期限までに標準化を完遂するためには、現在稼働している基幹系情報システムの運用保守・開発改修の活動を、標準化の活動と整合性を担保しながら、一体的にマネジメントすることが不可欠である。 仮に本業務をSNET以外が受託した場合、運用保守、開発改修、標準化の活動を一体的にマネジメントできず、国から示された期限までに標準化を完遂することが困難である。そのため、本業務の受託者としては「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結する SNET 以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R7.4.23	後期高齢システム改修業務（子ども・子育て支援法改正対応）	札幌総合情報センター株式会社	64,277,400	R7.3.12	R7.3.12 ～ R8.3.31	本業務は、基幹系システムの一部である後期高齢システムを改修する業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修している設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、国から示された期限までに標準化されたシステムを構築すること等が困難である。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結するSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R7.4.9	基幹系-インフラ提供サービス（第三期）・令和7年度サービス追加業務	ＢＩＰＲＯＧＹ株式会社	11,993,652	R7.3.19	R7.4.1 ～ R8.3.31	札幌市基幹系情報システムのインフラストラクチャー（以下、「インフラ」という。）は、「基幹系-インフラ提供サービス業務（三期）」（以下、「サービス業務」という。）により提供されたものを利用している。 現在提供されているメモリ、CPU、ストレージ等のリソース及びライセンスについて、令和7年度当初より不足することが見込まれることから、リソース、ライセンスを追加する必要がある。 本業務はサービス業務の契約に基づき「インフラ提供サービス」を追加するものであることから、サービス業務を受託している当該事業者以外に本業務を受託できる事業者はいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R7.4.9	令和７年度住民基本台帳ネットワークシステム運用保守業務	ＢＩＰＲＯＧＹ株式会社	49,896,000	R7.3.19	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、基本四情報の記録等を住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）システムへ連携するための「CS（コミュニケーションサーバ）」、基幹系情報システムとCSを連携する本市独自の「中間サーバ」を安全かつ安定的に稼働させるための運用・保守を行う業務である。 住基ネットを利用した業務は即時性が求められ、何らかの障害が検知されると、CS、中間サーバを一体として速やかに調査し、原因を特定したうえで、迅速に対処しなければならない。 実際、各サーバの運用保守業者が異なっていたとすると、データ連携の不備などが発生した場合、業者間で調整しながら障害の範囲・発生箇所・原因等を特定する作業から始めなければならず、復旧までに相応の時間を要する。対応が完了するまでの間、区窓口では市民へのサービス提供が困難となり、結果として市民に不利益を生じさせてしまうこととなる。 このように、CSと中間サーバ間の不具合による対応時間は、区窓口業務における市民サービスに直結するため、極めて高い連接性を有しているものとして取り扱う必要がある。したがって、住基ネットを安全かつ安定的に稼働させるためには、これらを一体的に運用することが不可欠である。 当該事業者は、本市の委託により中間サーバの開発、納入を行っており、過去に実施した改修及び保守業務を受託してきた実績があり、中間サーバの機能、各種設定情報、アプリケーションの動作特性、関連システムとの連携仕様等を既に熟知している。本業務は、これらを引き継いで作業するものであることから、過去の役務と密接な関連性を有している。 仮に他の事業者に本業務を委託した場合、これを履行するために、当該事業者の書式で作成された関連資料を基に、中間サーバの機能、各種設定情報、アプリケーションの動作特性、関連システムとの連携仕様等を把握する必要があり、インシデントや障害発生時の調査に多大な時間を必要とする。 このような状況を前提においた場合、業務履行に必要不可欠な知識がないまま本業務を実施することになり、その結果、本市は本業務による安全かつ安定的な稼働の提供を受けることが困難となる。 以上のことから、本業務を受託できるのは、本市独自の中間サーバを開発し、以降、改修及び運用・保守業務を継続して受託している当該事業者の他にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R7.4.9	基幹系－基盤運用および運用全体統括業務	株式会社北海道日立システムズ	113,520,000	R7.3.19	R7.4.1 ～ R8.3.31	本市の現行基幹系情報システム（以下、「当該システム」という。）には38システムが属しており、複数の事業者が基盤を除く各業務システムの運用保守を実施している、大規模かつミッションクリティカルなマルチベンダ体制となっている。 本業務は、当該システムの共通基盤の運用及び運用全体の統括支援（各システム処理の整合性確保や利用環境の全体調整など）を行う。 本業務を実施するためには以下の要件を満たす必要がある。 ・共通基盤の安定的かつ効率的な運用を担保するために、外部連携を含めた当該システム全体の構成や、使用されている製品・技術、各業務システムのアプリケーションの特性を熟知していること。 ・本業務の契約期間開始とともに、安定した運用を開始するために、共通基盤の運用手順に関する知見や、各業務システムが必要とするインフラ環境の維持構築等に関する知見を十分に備えていること。 ・運用体制全体を統括し、当該システムを安定的かつ効率的に運用するためには、現行の運用保守業務を複数の事業者が受託しているマルチベンダ体制ならではの、全体調整や運用調整に関する知見や経験があること。 上記の条件を満たす事業者は、現行の当該システムの構築を行い、現在に至るまでそのシステム基盤の運用及び運用全体統括業務を継続して受託している実績のある当該事業者以外にいない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R7.4.23	令和７年度　（総合行政）共通基盤システム運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	61,459,200	R7.3.19	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、現在稼働している総合行政共通基盤システム（以下「本システム」という。）の運用保守を行う業務である。 本業務の履行にあたっては、本システムの仕様のみならず、その基盤上で稼働している文書管理・財務会計など各業務システムとの関連性や、本市イントラネットで提供される職員認証基盤及び情報資産を安全に取り扱うためのセキュリティ設定を熟知していることが要件となる。 当該事業者は、各業務システムとの連携など本市が必要とする機能を実現するため本システムを開発するとともに稼働当初より運用保守業務を継続して受託しており、仕様等を熟知している。 また、仮に他事業者が同要件を満たすためにはセキュリティ設定等の情報開示が必要となるが、複数の事業者にこれを開示することは、セキュリティリスクへの直結が懸念され、セキュリティ保全の観点から不適切と判断される。 したがって、当該事業者以外にこれを履行できる事業者はいない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R7.4.23	基幹系－基盤保守業務	ピースミール・テクノロジー株式会社	66,990,000	R7.3.19	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務では、基幹系情報システム（以下、「当該システム」という。）のシステム基盤の保守を実施する。 このシステム基盤の根幹となる基盤フレームワークは、当該システムの構築にあたり、国立研究開発法人産業技術総合研究所が独自開発したフレームワークを本市向けに変更したものである。導入後の維持管理については、ピースミール・テクノロジー株式会社（以下、「当該事業者」という。）が、一貫して実施している。その内容・構成等に関する知識、保守に係るノウハウは当該事業者のみが有しているため、本業務を実施可能な事業者は当該事業者以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R7.4.16	令和７年度 契約基本システム運用保守業務	株式会社つうけんアドバンスシステムズ	14,889,600	R7.3.24	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、現在稼働している契約基本システム（以下「本システム」という。）の運用保守を行う業務である。本業務の履行には、本システムの仕様を熟知し、現に稼動しているシステムの安定性を保ちつつ、的確かつ迅速に業務遂行できることが不可欠となる。 当該事業者は、本システムの開発及び保守業務を受託しており、仕様等を熟知している。 本業務には本システムの仕様の理解が不可欠であり、当該事業者以外にこれを履行できる事業者はいない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R7.4.23	介護保険システム改修業務（利用者負担段階の基準額調整）	札幌総合情報センター株式会社	68,072,400	R7.3.26	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、基幹系システムの一部である介護保険システムを改修する業務である。 札幌総合情報センター株式会社（以下、「SNET」という。）は既に札幌市との間で締結している「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」に基づき、自治体システム標準化に向けて札幌市にサービス提供すべく基幹系システムの改修を実施している。 仮に札幌市が本業務を直接調達し、SNETによる一体的なマネジメントが及ばない状況で本業務を実施した場合、変更された設計内容やプログラムなどを、SNETが改修してい設計書やプログラムにマージするとともに、付随して変更内容の理解と変更による影響への対応を行う必要があるが、札幌市が直接契約した事業者に対してSNETが直接的に指示できない状況となってしまうことから、SNETが計画しているシステム改修スケジュールに合わせたマージ作業及び付随作業ができなくなる、突発的な計画変更を強いられるなどマネジメントが不十分になり、標準化されたシステムを構築すること等が困難である。 よって、本業務を実施できるのは、「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結しているSNET以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R6.5.22	令和６年度（仮称）共生社会推進条例の制定に向けた市民参加事業実施業務	株式会社ＫＩＴＡＢＡ	3,410,000	R6.4.25	R6.4.25 ～ R6.7.31	本業務は、限られた期間の中で、ワークショップを通じて、条例の制定に関する市民等のニーズ・意識を抽出・分析するものであるところ、障がい・年齢・性別・民族・国籍等の幅広いテーマに関する知見やワークショップの円滑な開催ノウハウ等が求められる。 このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下「実施要領」という。）第３条第１項第１号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。 企画競争実施委員会において、実施委員が企画提案書、ヒアリングの内容を総合的に評価し、意見交換を行った結果、最も優れた提案を行った契約候補者が本業務を遂行する能力を有していると判断し、全員一致で契約候補者を選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139
R6.6.26	外国人材の確保に向けた調査分析業務	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所	5,000,000	R6.5.30	R6.5.30 ～ R6.8.30	本業務は、限られた期間の中で、試算や本市の課題整理、効果的な外国人材確保に向けた本市の取組の提案を行うものであり、広範な知識や円滑な調査実施能力が求められる。 このことから、本業務においては、高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験等が求められることから、事業者の選定に当たっては、これらの要件を総合的に評価する必要がある。 よって、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により、価格による競争に適さないと判断されるため、公募型企画競争を実施する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.7.3	令和６年度（仮称）第３次都心まちづくり計画策定支援業務	株式会社ノーザンクロス	9,955,000	R6.5.31	R6.5.31 ～ R7.3.14	本業務は、札幌都心の現状や社会経済情勢、広範囲にわたる既存の都市計画関連情報や沿道関係者および有識者等による意見を踏まえ、都心のまちづくりの今後の方向性を検討するものであり、その遂行には都市計画等に関する広範かつ専門的な技術・経験を有している必要がある。上記より本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下「実施要領」という。）」第３条第１項第１号 「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」（別添参照）に該当するものと判断される。そのため、複数の者から、本業務に取り組む上での視点等についての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139
R6.7.3	令和６年度札幌駅周辺工事間情報共有会議運営支援業務	株式会社ドーコン	6,094,000	R6.6.14	R6.6.14 ～ R7.3.14	本業務は、札幌駅周辺で行われる各事業に関する情報から調整が必要な事項や課題の洗い出し、札幌駅周辺の事業者による市民等への周知情報の拡充に向けた検討、会議の運営支援を行うもので札幌駅周辺の事業者による市民等への周知情報の拡充に向けた検討、会議の運営支援を行うものである。この業務を遂行するためには、広範かつ専門的な知識と経験が必要であり、複数の者から提案を募り、業務執行能力の優れたものを選ぶ必要があるため、競争入札には適さないものと判断される。ついては、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下、実施要領）」第３条第１項第１号（11）「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」（別添１参照）に該当することから、複数の者から実施方針、体制等に関する提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139
R6.7.17	令和６年度新幹線札幌駅東改札口周辺エリアまちづくり推進支援業務	株式会社ノーザンクロス	4,950,000	R6.7.3	R6.7.3 ～ R7.3.21	業務を行うためには、エリアマネジメント、コミュニティデザイン、都市計画等に関する広範かつ専門的な知識、経験が必要となり、その遂行には専門的かつ高度な技術・経験を有している必要があることから、本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下「実施要領」という。）」第３条第１項第１号 「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」（別添参照）に該当するものと判断される。このため、上記の諸条件を満たした複数の者から、札幌駅交流拠点や創成東地区のまちづくりに関する計画や検討経過を踏まえたうえで、本業務に取り組む上での視点、将来ビジョンやエリアに備えるべき、あるいは集積すべき都市機能に関する検討の方向性や手法、エリアにおけるまちづくりの機運を高めるための手法や取組内容などについての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139
R6.8.14	令和６年度札幌市官民連携窓口設立・運営支援業務	デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社	16,999,950	R6.7.3	R6.7.3 ～ R7.3.31	本業務は、官民連携窓口の設立・運営に際し、本市に対して、様々な分野に関する専門的な助言等を行うとともに、行政の性質を理解しつつ、幅広いネットワークを駆使した民間事業者との調整能力が求められる。さらには、官民連携の推進に資する様々な企画・実施を行うことも必要である。このことから、本業務については、その性質又は目的が価格による競争入札等には適しないものであり、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第３条第１項第１号 「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139
R6.8.14	令和６年度札幌市ウォーカブルビジョン策定支援業務	株式会社ＫＩＴＡＢＡ	6,930,000	R6.7.4	R6.7.4 ～ R7.3.21	本業務は、ビジョン策定に向けて、公募型実証実験箇所における多面的な効果検証を行う必要があり、札幌市が指定する交通量調査及び滞在時間調査等のほかに受託者独自の調査項目を設定があり、札幌市が指定する交通量調査及び滞在時間調査等のほかに受託者独自の調査項目を設定することを要件としている。またビジョン素案作成においても、ウォーカブルに関する専門的な知識や経験が必要であり、検討委員会の資料作成においても専門的なノウハウ等が求められる。 このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下「実施要領」という。）第３条第１項第１号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139
R6.8.14	札幌市のＧＸ推進に係る取組の理解促進のための映像制作放送等業務	札幌テレビ放送株式会社	13,156,000	R6.7.19	R6.7.19 ～ R6.9.30	本業務は、高度な企画・編集能力、専門的な知識や経験が必要となり、事業者の選定にあたっては、これらの要件を総合的に評価する必要があることから、価格による競争入札等に馴染まない。よって、本業務に関する委託事業者については、公募型企画競争（プロポーザル方式）により選定し、別途行う実施委員会において最も優れた企画案を提案したもの（契約候補者）と随意契約を行うこととする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139
R6.8.7	令和６年度居心地が良く歩きたくなる都心まちづくりの推進に向けた基本方針等検討業務	株式会社ドーコン	9,999,000	R6.7.23	R6.7.23 ～ R7.3.14	本業務は、「（仮称）第３次都心まちづくり計画」の策定に向けて、「居心地が良く歩きたくなる都心まちづくり」の基本方針等について検討するとともに、有識者等による検討部会の開催及び関係団体等へのヒアリングの実施を支援するものであり、業務を行うにあたっては都市計画等に関する専門的な知識・経験を有している必要がある。 上記より本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下「実施要領」という。）」第３条第１項第１号 「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」（別添参照）に該当するものと判断される。そのため、複数の者から、本業務に取り組む上での視点等についての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139
R6.7.31	都心エネルギーマスタープラン改定支援業務	株式会社日本設計	12,980,000	R6.7.26	R6.7.26 ～ R7.3.14	本業務は、「（仮称）第３次都心まちづくり計画」等の関連計画との整合を図りつつ、エネルギー事業者やビル事業者等の有識者による意見を踏まえながら、プランの改定に向けた検討を行うものであり、その遂行には都市計画および環境・エネルギー分野に関する専門的かつ高度な技術・経験を有している必要がある。ゆえに、本業務は価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下、「実施要領」という。）」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識または経験を必要とするもの」（別添参照）に該当するものと判断される。このため、上記の諸条件を満たした複数の者から、本業務に取り組む上での視点等についての提案を募り、その良否を実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139
R6.8.14	ファシリティへの水素導入検討及び札幌市水素利活用方針改定支援業務	株式会社ドーコン	7,920,000	R6.8.1	R6.8.1 ～ R7.3.21	本業務は、施設の立地条件等に基づき分類を行った上で水素導入手法の検討を行うものであることから、履行にあたっては、解析能力のほか、高度な技術力や発想力、企画開発力が必要不可欠となる。そのため、競争入札には適さず、公募型企画競争（プロポーザル方式）により企画書を提出させ、優秀であると判断された提案者を相手方として随意契約を締結することとしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6. 9. 18	札幌駅周辺エリアにおける公共サインの掲出にかかる基本的な考え方検討業務	株式会社ソフトスケープ	3,556,300	R6. 9. 2	R6. 9. 2 ～ R7. 3. 21	本業務は、札幌駅周辺エリアにおけるわかりやすく統一感のある公共サインの掲出の実現を図るため、サインの掲出にかかる基本的な考え方の検討を行い、関係者と共有を行うものである。この業務を遂行するためには、広範かつ専門的な知識と経験が必要であり、複数の者から提案を募り、業務執行能力の優れたものを選ぶ必要があるため、競争入札には適さないものと判断される。ついては、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下、実施要領）」第３条第１項第１号（11）「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」）（別添１参照）に該当することから、複数の者から実施方針、体制等に関する提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139
R6. 11. 6	マンガ等のポップカルチャー活用に関するプロトタイプ施設企画・運営・調査分析業務	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	27,390,000	R6. 9. 13	R6. 9. 13 ～ R7. 2. 28	本業務は、札幌ならではのマンガ等のポップカルチャーを活用した独自の在り方について検証することを目的として、マンガ等のポップカルチャーに関する企画展を企画・運営するとともに、オリジナルグッズの販売、札幌に関連するマンガ家やマンガ作品を紹介する展示スペースの企画・制作を実施するものであり、高度な創造性や専門的かつ広範な知識が求められるものである。このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下「実施要領」という。）第３条第１項第１号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139
R6. 10. 16	令和６年度南北線さっぽろ駅コンコース改修概略検討業務	株式会社日建設計	8,503,000	R6. 9. 17	R6. 9. 17 ～ R7. 3. 25	本業務は、「2業務の概要」のとおり、コンコースの拡張箇所周辺の改修の基本的な考え方を整理し、それに基づいて空間デザインを具体化してパース等を作成し、改修案として決定するための資料作成を行い、併せて、同時期に進められる南北線さっぽろ駅ホーム増設工事実施設計と調整し、改修案とホーム増設工事の範囲分け等の整理を行うものである。こうした内容の業務を遂行するためには、広範かつ専門的な知識、経験が必要となり、その遂行には専門的かつ高度な技術・経験を有している必要があることから、本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下「実施要領」という。）」第３条第１項第１号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」（別添１参照）に該当するものと判断される。このため、上記の諸条件を満たした複数の者から、本業務に取り組む上での視点や検討の深度化をする案の設定に関する考え方等についての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139
R6. 10. 23	令和６年度大通公園西周辺エリアまちづくりガイドライン骨子検討支援業務	株式会社日建設計	4,510,000	R6. 10. 2	R6. 10. 2 ～ R7. 3. 24	本業務は、「大通及びその周辺のまちづくり方針」西Ｃゾーンとその周辺について、都心西側の回遊拠点を形成し、美しいみどりや歴史・文化芸術を活かした多様な交流をはぐくむといった、まちづくり方針における「強化の考え方」の実現や、まちづくりの動きのはぐくみの軸の外側へ波及させていくことを目指し、当エリアにおけるまちづくりの目標や空間形成の方針等をガイドラインとしてとりまとめるものである。こうした内容の業務を行うためには、エリアマネジメント、コミュニティデザイン、都市計画等に関する広範かつ専門的な知識、経験が必要となり、その遂行には専門的かつ高度な技術・経験を有している必要があることから、本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下「実施要領」という。）」第３条第１項第１号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」（別添参照）に該当するものと判断される。このため、上記の諸条件を満たした複数の者から、過去の大通公園西周辺エリアのまちづくりに係る過去の議論を踏まえたうえで、本業務に取り組む上での視点や、業務を進める手法などについての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139
R6. 11. 6	札幌の特色を活かした国際金融都市の実現に向けた基礎調査業務	三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング株式会社	19,992,060	R6. 10. 16	R6. 10. 16 ～ R7. 3. 31	本事業は、国際金融都市に関する高度な知識及び効果的な施策提言に係る豊かな経験が求められる。よって、当業務は、性質・目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第３条第１項に基づき、公募型企画競争により受託者の選定を行うこととしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139
R6. 11. 6	令和６年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務	株式会社北海道アルバイト情報社	5,354,800	R6. 10. 17	R6. 10. 17 ～ R7. 3. 31	本業務は限られた期間に、１・さっぽろ圏への移住意識創出を図り、多くの集客を行うための効果的・創造的な広報の実施、２・さっぽろ圏への移住意欲喚起を促すに当たり、移住に関する専門的な知識や経験が必要になるためである。以上のことから、価格による競争入札等には適さないと考えられ、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（平成27年３月25日付け財政局契約管理担当局長決裁。以下「実施要領」という。）第３条第１項第１号に規定する「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を実施することが相当である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139
R6. 11. 20	規制緩和を生かしたまちづくりの推進に関する調査・研究業務	株式会社日本総合研究所	14,383,259	R6. 10. 24	R6. 10. 24 ～ R7. 3. 31	本業務は、限られた期間の中で、国家戦略特区という専門的かつ特殊な内容について、民間事業者等へのヒアリングを含めた調査・分析を行い、本市の取組検討に向けた提案を行うものであり、広範な知識や円滑な調査実施能力が求められる。このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないものとして、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下「実施要領」という。）第３条第１項第１号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139
R6. 11. 6	令和６年度道庁南エリアまちづくり推進支援業務	株式会社ノーザンクロス	3,960,000	R6. 10. 25	R6. 10. 25 ～ R7. 3. 21	本業務を行うためには、エリアマネジメント、コミュニティデザイン、都市計画等に関する広範かつ専門的な知識、経験が必要となり、その遂行には専門的かつ高度な技術・経験を有している必要があることから、本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下「実施要領」という。）」第３条第１項第１号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」（別添参照）に該当するものと判断される。このため、上記の諸条件を満たした複数の者から、研究会が策定した道庁南エリアまちづくりビジョンや大通及びその周辺のまちづくり方針等の関連計画の内容を踏まえた本業務に取り組む上での視点や課題、エリア内の事業者等への意見聴取や課題に対する方策案を検討する上で重視する視点などについての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6. 12. 4	令和６年度大通・創世交流拠点まちづくり基本方向検討業務	株式会社日建設計	6,930,000	R6. 11. 8	R6. 11. 8 ～ R7. 3. 21	本業務は、はぐくみの軸強化方針に掲げる「大通・創世交流拠点における象徴的空間の創出」に向け、当該拠点におけるまちづくりの基本方向の検討や象徴的空間及び大通沿道街区と大通公園・創成川公園との一体感を感じられる空間の形成に向けた施策の検討を行うものである。こうした内容の業務を行うためには、再開発、都市計画及び建築計画等に関する広範かつ専門的な知識、経験が必要となり、その遂行には専門的かつ高度な技術・経験を有している必要があることから、本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第３条第１項第１号 「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するものと判断される。このため、上記の諸条件を満たした複数の者から、本業務に取り組む上での視点や、業務を進める手法などについての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139
R6. 12. 4	「グローバルGX戦略会議 札幌ラウンド2024」広告制作・掲載業務	株式会社日本経済新聞社	27,500,000	R6. 11. 25	R6. 11. 25 ～ R7. 3. 31	当該広告掲載業務は、株式会社日本経済新聞社と共催で実施するシンポジウムについての広告掲載であり、同社が発行する新聞紙面により、国内外の関係者に開催要旨を広く周知するためのものである。電子版含む購読数が約200万を超え、国際メディアとの国内最大規模のネットワークを有し、本市が今回シンポジウムの対象とするビジネスパーソン及び投資家に最大限訴求するためには、当該業者以外に、効果的な国内及び国外への情報発信業務を実施できる者がいない。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約としたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139
R6. 12. 18	中島公園駅周辺地区まちづくりガイドライン骨子検討業務	株式会社日建設計	4,400,000	R6. 11. 29	R6. 11. 29 ～ R7. 3. 21	本業務は、エリアの魅力を高める機能導入や街並み形成、空間利活用等を検討するほか、民間開発の支援・誘導策やエリアマネジメントの展開方策、新MICE施設との連携などの取組を検討するものであり、その遂行には都市計画やエリアマネジメント等に関する広範かつ専門的な知識、高度な技術・経験を有している必要がある。ゆえに、本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下「実施要領」という。）」第３条第１項第１号 「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」（別添参照）に該当するものと判断される。このため、上記の諸条件を満たした複数の者から、本業務に取り組む上での視点や、業務を進める手法などについての提案を募り、その良否を実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139
R7. 1. 29	令和６年度都心まちづくりプラットフォーム公共的空間活用会議運営支援業務	株式会社ｃｏｍｍｏｎｓ　ｆｕｎ	2,992,000	R7. 1. 6	R7. 1. 6 ～ R7. 3. 21	公共的空間活用会議は、都心で活動する民間事業者等の多様な関係者が連携・協力しながら、都心においてプレイスメイキング等を実施する官民連携のまちづくり体制であり、公共的空間活用会議の運営にあたっては、多様な業種・業態の会員との議論を深めながら、プレイスメイキング等の企画検討を支援していく必要がある。また、公共的空間における実証実験の企画検討等においては、単なるイベントの実施ではなく、公共的空間に関する国内外のまちづくりの動向を把握し、官民連携プラットフォームによる実施という特殊性を踏まえたうえで、札幌都心のまちづくりに資するものという視点を持ち、取り組む必要がある。上記より、その遂行には専門的かつ高度な技術・経験を有している必要があることから、本業務については価格による競争入札等には適さないと考えられ、かつ「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（以下「実施要領」という。）」第３条第１項第１号 「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」（別添２参照）に該当するものと判断される。このため、上記の諸条件を満たした複数の者から、過去のプラットフォームに関する検討結果を踏まえたうえで、本業務に取り組む上での視点、公共的空間を活用したプロジェクトの企画支援にあたっての重視すべき視点、効果検証の考え方や手法、プロジェクトの継続した実行に当たって必要と考える視点、会員相互の議論を促し効果的に検討を行うための手法、及び空地所有者に対して行うヒアリングや利活用の促進に向けた方策の検討を行うにあたり必要と考える視点についての提案を募ったうえで、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争を採用する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139
R7. 2. 12	令和６年度子ども向けユニバーサルデザインワークショップ実施業務	株式会社ポロワッカ	1,599,999	R7. 1. 24	R7. 1. 24 ～ R7. 3. 28	本業務は、ワークショップを通じて子どもたちがＵＤに対する理解を深めるために実施するものであり、子どもたちがＵＤについて学び、考えることができるテーマの設定はもとより、例えばＵＤに配慮した製品を実際に体験する場の設定やゲームを活用した形式など、子どもでも気軽に参加しやすい仕掛けを企画し、実施することが求められるところ、本ワークショップの実施に　当たっては、ＵＤに関する知見や子どもを対象としたワークショップの円滑な開催ノウハウ等が求められる。 このことから、本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下「実施要領」という。）第３条第１項第１号 「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139
R7. 2. 12	統計調査支援システムに係る電子地図の作成業務	株式会社ゼンリン	1,674,200	R7. 1. 29	R7. 1. 29 ～ R7. 2. 28	本業務は、「統計調査支援システム」に取り込む電子地図を調達するものである。当該システムは、株式会社ゼンリンが版権を有しており、この者以外の電子地図には対応していないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部政策推進課 011-211-2139
R7. 4. 16	令和7年度「さっぽろ圏e旅ギフト」運営業務	公益社団法人北海道観光機構	1,852,400	R7. 3. 31	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	本業務は、「さっぽろ圏ｅ旅ギフト」の運営業務である。さっぽろ圏ｅ旅ギフトとは、ふるさと納税の制度を活用し、寄附者に対して参画自治体の加盟店で使用することができるデジタルチケットを発行するものであり、圏域で連携して実施することで周遊促進や地域経済の活性化等が期待できる。また、ふるさと納税の制度を活用するものであるため、寄附の獲得が増えれば、本市財政にとっても有益である。「さっぽろ圏ｅ旅ギフト」の圏域市町村での導入については、令和５年度に別添参考１のとおり公益社団法人北海道観光機構から提案があった。検討の結果、周遊を促進し圏域の活性化に資する取組であると判断し、本市の参画について決定したところである。なお、圏域市町村では、小樽市、岩見沢市、江別市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町が参画している。本取組を実施するためには、寄附受付・デジタルチケット発行を行うために参画市町村に共通したポータルサイトが必要であるが、開始時に同機構がポータルサイトの構築を担っているため、同機構以外が運営に携わることは不可能である。なお、現時点で、さっぽろ圏について同様のポータルサイト構築等を行っている事業者はいない。また、同機構は、北海道の観光振興推進の中核を担うことを目的に設立された団体であり、市町村の観光産業とのつながりが深い。さらに、蓄積されたデータにより観光客のニーズを捉えた加盟店開拓が可能であり、多様なコンテンツによるＰＲも期待できる。北海道の観光産業について、同機構と同等の実績と知見を備え、加盟店開拓とＰＲにより寄付者獲得を行える事業者は他にいない。以上の理由から、公益社団法人北海道観光機構を契約の相手方と特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部企画課 011-211-2192

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.5.28	令和７年度札幌市官民連携窓口運営支援業務	デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社	11,000,000	R7.3.31	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、官民連携窓口の運営に際し、本市に対して、様々な分野に関する専門的な助言等を行うとともに、行政の性質を理解しつつ、幅広いネットワークを駆使した民間事業者との調整能力が求められる。さらには、対話の機会の創出等、官民連携の推進に資する様々な企画・実施を行うことも必要となる。このことから、本業務については、その性質又は目的が価格による競争入札等には適さないものであり、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下「実施要領」という。）第３条第１項第１号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）政策企画部企画課 011-211-2192
R6.5.22	札幌市景観計画見直しに係る関係調査・検討業務	株式会社石塚計画デザイン事務所	11,594,000	R6.5.9	R6.5.9 ～ R7.3.21	本業務は景観法のみならず、建築基準法や都市計画法、屋外広告物法などの各種法令に対する専門的な知識を有し、これらを総合的に検討する高度な技術力及び幅広い経験が必要となることなどから、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第３条第１項第１号に該当すると判断し、公募型企画競争（プロポーザル方式）による契約候補者の選考を実施した。 左記の者は、「札幌市景観計画見直しに係る関係調査・検討等業務に係る公募型企画競争実施委員会」における審査の結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約（特定）の相手方の候補者とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）都市計画部都市計画課 011-211-2506
R6.6.26	令和６年度ミニ大通周辺地区まちづくり推進業務	株式会社石塚計画デザイン事務所	4,907,100	R6.6.12	R6.6.12 ～ R7.3.21	本業務は、中央区のミニ大通（都市計画道路「北４条通歩行者専用道」）周辺地区の町内会役員や地元企業で構成される、地域まちづくり活動団体「ミニ大通を未来へつなぐ協議会（以下、「協議会」という。）」の討議支援などを通じて、地域まちづくり支援を行うものである。 なお、本協議会への地域まちづくり支援にあたっては、R4・5年度に業務委託を実施しており、協議会構成員の意見聴取及び意向把握などを主な目的としていた。 討議支援に際しては、エリアマネジメントなどの全国の先進的な事例も踏まえた様々な手法の比較衡量が必要となるなど、「高度な技術力、専門的な知識、幅広い経験（以下、「技術力など」という。）」が必要となることから、企画競争（プロポーザル方式）により公募したところ、両年とも唯一の企画提案者である、当該事業者が業務を受託している。 そのような中、R6年度においては、過年度に整理を行った協議会構成員の意見及び意向を基に、目指す将来像の実現に向けた地域主体のまちづくりへと繋げるため、持続可能な組織体制づくりや機運醸成に重点を置いて支援する必要がある。 また、協議会ミーティングの開催回数・時間が限られていることや、協議会構成員の負担を考慮すると、討議支援においてこれまでと異なる又は重複した説明を行うことや、これまでに挙がった意見について再度説明を求めることなどは避ける必要がある。 以上のことから、適切かつ円滑な討議支援を実施するためには、過年度の業務で求められていた技術力などのみならず、これまでの協議会の取組や代表的な意見を把握することに留まらない、協議会構成員個々の意向や関係性などを鑑みた、迅速かつ柔軟な対応を行うことが不可欠である。 これらの要件を満たすのは、過年度の業務を通じて、本業務に相応しい技術力などを有すると認められ、また、協議会構成員との対話を重ねてきたことで、個々の意向や関係性など十分に把握し、信頼関係も構築されている当該事業者のみであることから、本業務を適切かつ確実に履行できるのは当該事業者をおいて他にいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）都市計画部都市計画課 011-211-2506
R6.7.10	令和６年度篠路駅周辺地区地域主体のまちづくり活動支援業務	日本データーサービス株式会社	3,245,000	R6.6.24	R6.6.24 ～ R7.3.21	篠路駅周辺地区では、地区の特色を活かした活力ある地域交流拠点の形成を図るため、社会基盤の整備を進めるとともに、民間開発等による都市機能の集積や地域主体のまちづくり活動の実現による地域交流拠点にふさわしいまちづくりを目指している。本業務は、令和４年度に策定したまちづくり計画に基づき、社会基盤整備や駅前街区及び市有地における土地利用の検討の進捗を踏まえつつ、地域主体のまちづくり活動の将来的な実現及び地域の魅力創出を目指した機運醸成のための企画・取組の支援を行うものである。 こうした取組を進めるにあたり、篠路駅周辺地区の戸建住宅中心の閑静な住宅街としての特性と市内17拠点（清田を除く）で最も駅乗車数が少ない等の特性をあわせ持つことから、まちづくり活動の核となる事業者等がいない中、地域が主体となり地域交流拠点にふさわしいまちづくり活動を持続的に展開していくためには、全国の先進的な事例も踏まえた様々な取組を参考としつつ発展させ、当地区の特性にあわせた活動の支援を検討していく必要である。 そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本業務の性質が競争入札に適しないと考えられることから、公募型企画競争による契約候補者の選考を実施した。 日本データーサービス株式会社は「令和６年度　篠路駅周辺地区地域主体のまちづくり活動支援業務企画競争実施委員会」における審査の結果、入選者として選定されたことから、随意契約（特定）の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）都市計画部都市計画課 011-211-2506
R6.7.10	令和６年度真駒内地域エリアマネジメント推進業務	株式会社ＫＩＴＡＢＡ	3,564,000	R6.6.28	R6.6.28 ～ R7.3.21	札幌市では、真駒内駅前地区の土地利用再編等を具体化する「真駒内駅前地区まちづくり計画」を令和５年度に策定した。 このまちづくり計画では、真駒内駅前にふさわしい公共空間を充実し、滞留・交流の拠点や南区各地の魅力発信の場とするため、にぎわいの核となる交流広場を設けることとしている。その交流広場を拠点としたエリアマネジメントの活動を推進することで、真駒内・南区での暮らしや地域の魅力を高めることを目指している。 また、このまちづくりの効果を持続的に発揮するためには、土地利用再編と合わせたまちづくりを支える取組として、貴重な地域資源である豊かな自然を生かし、真駒内地域らしい魅力ある都市空間の形成や、多様な主体が協働しながら持続的に活動する仕組みづくりを行い、地域主体のまちづくりを進める必要がある。 今年度については、まちの持続的なにぎわいに寄与する交流広場の活用や地域主体のまちづくり（エリアマネジメントの推進）の実現を目指し、まちづくりの機運醸成に向けた取組を企画・開催するため、「令和６年度真駒内地域エリアマネジメント推進業務」を委託することとしている。 当該業務の委託にあたっては、高度な創造性、技術力、専門的な知識等が必要と判断されることから、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第３条第１項第１号に該当すると判断し、公募型企画競争（プロポーザル方式）による契約候補者の選考を実施した。 左記の者は、「令和６年度真駒内地域エリアマネジメント推進業務に係る公募型企画競争実施委員会」における審査の結果、入選者として選定されたことから、随意契約（特定）の相手方の候補者とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）都市計画部都市計画課 011-211-2506

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.8.14	令和６年度　篠路駅周辺地区の土地利用に係る調査業務	有限責任監査法人トーマツ	8,800,000	R6.7.4	R6.7.4 ～ R7.1.31	篠路駅周辺地区では、地区の特色を活かした活力ある地域交流拠点の形成を図るため、社会基盤の整備を進めるとともに、民間開発等による都市機能の集積や地域主体のまちづくり活動の実現による地域交流拠点にふさわしいまちづくりを目指している。本業務は、令和４年度に策定した「篠路駅周辺地区まちづくり計画」（以下「まちづくり計画」という。）に基づき、社会基盤整備の進捗を踏まえつつ、篠路駅周辺地区の開発を通じた　当地区の魅力創出や地域活力の向上を目指し、低未利用地の最適な土地利用に向けた整備及びその活用について、民間企業との連携による実現可能性を精査するための調査を行うものである。 これまでの土地利用検討においては、過年度に実施した篠路駅周辺地区の低未利用地等の利活用に係る市場ニーズやポテンシャル等を把握するためのサウンディング型市場調査の結果や、行政・民間の各視点に応じた事業収支等の検討を総合的に勘案し、まちづくり計画に定める土地利用方針の実現に寄与する可能性が高い土地利用計画案を検討するに留まっている。具体的には、まちづくり計画の「まちづくり重点エリア」である駅前エリアに公共施設を集約し、各施設跡地を含めた低未利用な市有地を利活用するというものである。 そこで、本業務においては過年度までの土地利用検討の経過を踏まえ、PPP／PFI手法の導入により、民間の資金や創意工夫を活用することにより効率的かつ効果的であって良好な公共サービスの実現可能性を広げることを検討し、全国的な先進・類似事例による知見を踏まえた最適な土地利用計画案の精査をこれまで以上に発展させる必要があり、まちづくり計画の実現に向けて官民連携手法の検討に関するノウハウや多彩な技術力等の支援が求められている。 そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本業務の性質が競争入札に適しないと考えられることから、公募型企画競争による契約候補者の選考を実施した。 有限責任監査法人トーマツ札幌事務所は「令和６年度　篠路駅周辺地区の土地利用に係る調査業務企画競争実施委員会」における審査の結果、入選者として選定されたことから、随意契約（特定）の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）都市計画部都市計画課 011-211-2506
R7.4.9	令和６年度真駒内駅前地区まちづくり検討業務	日本工営都市空間株式会社	19,580,000	R6.7.12	R6.7.12 ～ R7.3.21	真駒内駅前地区のまちづくりについては、平成25年度に「真駒内駅前地区まちづくり指針」を策定し、現在の通過型から、人が集まる滞留・交流型の駅前地区への転換を目指すことや、活動と交流の広がりで南区全体の魅力を向上させることにより、真駒内地域はもとより南区全体の拠点として、駅前地区の再生に向けた取組を展開することを基本方針としている。また、この指針の実現に向け、駅前地区の土地利用再編等を具体化するものとして、「真駒内駅前地区まちづくり計画」（以下「まちづくり計画」という。）を令和５年11月に策定したところである。 　今年度については、まちづくり計画に沿ったまちづくり実現に向けて、事業を推進していくための検討を進める必要があることから、「令和６年度真駒内駅前地区まちづくり検討業務」を委託することとしている。 当該業務の委託にあたっては、高度な創造性、技術力、専門的な知識等が必要と判断されることから、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第３条第１項第１号に該当すると判断し、公募型企画競争（プロポーザル方式）による契約候補者の選考を実施した。 左記の者は、「令和６年度真駒内駅前地区まちづくり検討業務に係る公募型企画競争実施委員会」における審査の結果、入選者として選定されたことから、随意契約（特定）の相手方の候補者とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）都市計画部都市計画課 011-211-2506
R6.9.25	都市計画基礎調査補完調査・データ統合業務	日本データーサービス株式会社	3,388,000	R6.9.17	R6.9.17 ～ R7.3.24	都市計画基礎調査（建物及び土地利用データの作成）は、都市計画法第６条第１項の規定に基づき、建築物及び土地利用の現況を調査するものであり、札幌市では調査結果を「都市計画基礎調査解析システム（以下、システム）」で運用することにより、区域区分や用途地域等の都市計画決定、その他都市計画関連業務等に広く活用しているところである。 　本業務では、今年度北海道が行っている都市計画基礎調査に加えて、本市が必要とする項目につき補完調査を行い、北海道の基礎調査業務データ（以下、「道調査」という。）と統合することで、令和６年３月 31 日現在の建物及び土地利用データを作成することとする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）都市計画部都市計画課 011-211-2506
R6.6.5	令和6年度将来交通体系調査・検討業務	株式会社ドーコン	36,993,000	R6.5.13	R6.5.13 ～ R7.3.21	本業務は、札幌市総合交通計画に位置付けている清田方面公共交通機能向上及び次期ＰＴ調査の実施に向けた調査・検討等を行うものである。これらの確実な履行に当たっては高度な創造性や専門的な知識・経験が必要であり、その能力を有する適任な者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。 このため、本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 01-211-2492
R6.6.12	令和6年度北海道新幹線啓発活動業務	株式会社アド・ビューロー岩泉	7,199,500	R6.5.31	R6.5.31 ～ R7.3.17	本業務は、2030年度（令和12年度）末とされている札幌までの全線開業の一日も早い実現を目指し、早期開業に向けた市民等の機運の醸成を行うものであり、業務の実施にあたっては、札幌市民や札幌を訪れる観光客等に向けて、北海道新幹線の札幌開業に伴う効果や利便性、札幌市や北海道新幹線沿線地域の魅力等の情報を効果的に発信することが必要となる。 そのためには、様々な情報発信手法・ＰＲ手法の活用や複合的な展開、年間を通じての総合的、一体的な情報発信やＰＲ活動の提供など、専門的な手法や知識等を有するとともに、確実な履行能力を有する適任な業者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当。） 本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 01-211-2492
R6.6.12	令和6年度手稲山口地域協議会運営支援業務	株式会社石塚計画デザイン事務所	8,085,000	R6.5.31	R6.5.31 ～ R7.3.21	2030年度（令和12年度）末とされている札幌までの全線開業に向け、着実に市内トンネル工事を進めるためには、当該受入地における確実な対策土の受入が必要である。 また、対策土の受入にあたっては周辺住民のご理解、ご協力が不可欠であり、その確保に向け、本業務で実施する協議会は要となる取組である。 本業務の確実な履行にあたっては、広範かつ専門的な知識・技術・経験や創造性が必要であり、その能力を有する適任なものを選定する必要があることから、本業務は性質上、競争入札には適さないものと判断される。（地方自治法施工令第167条の２第１項第２号該当） このため、本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.6.12	令和6年度新たな公共交通システム調査・検討業務	株式会社ドーコン	35,992,000	R6.5.31	R6.5.31 ～ R7.3.21	本業務は、新たな公共交通システムの検討及び実験計画の検討を行うこととしており、公共交通に関する多様な技術の活用について調査検討を行うものである。 これらの確実な履行に当たっては、広範かつ専門的な知識・経験や高度な分析力・創造性が必要であり、その能力を有する適任な者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札には適さないものと判断される（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。 このため、本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492
R6.7.3	路線バス運転手確保に向けた魅力発信業務	株式会社北海道アルバイト情報社	9,996,800	R6.6.17	R6.6.17 ～ R7.3.31	本業務は、市内路線バスの運転手としての就職希望者の増加等を目的として、多様な手法を活用して幅広い対象者に伝わる効果的な広報を行うものである。この確実な履行に当たっては、高度な専門的知識やノウハウに加え、多様な情報媒体の活用等の創意工夫に富んだ提案・運営能力が必要であるため、その性質上、競争入札に適しないものである（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。 このため、本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 01-211-2492
R6.7.24	令和６年度新たな公共交通システムに係るトータルデザイン検討業務	株式会社ジイケイ設計	13,966,700	R6.7.3	R6.7.3 ～ R7.3.21	本業務は、新たな公共交通システムに係るデザインコンセプトの検討や、トータルデザインの対象範囲、車両等の個別デザイン決定に向けた流れ等の検討を行うものである。 これらの確実な履行に当たっては、広範かつ専門的な知識・経験や高度な分析力・創造性が必要であり、その能力を有する適任な者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札には適さないものと判断される（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。 このため、本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492
R6.10.9	令和６年度創成川通交通円滑化検討業務	株式会社ドーコン	19,965,000	R6.9.18	R6.9.18 ～ R7.3.25	本業務は、創成川通の交通円滑化について、過年度業務の成果や関係機関による検討状況、都心部における再開発やMICE施設の計画など交通状況の変化や期待される整備効果について、ハード・ソフト両面からの検討を行うものである。 これらの確実な履行に当たっては、高度な創造性や専門的な知識・経験が必要であり、その能力を有する適任な者を選定する必要があるため、本業務はその性質上、一般競争入札には適さないものと判断される（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当）。 このため、本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492
R6.10.9	令和６年度札幌駅周辺交通円滑化検討業務	パシフィックコンサルタンツ株式会社	19,954,000	R6.9.18	R6.9.18 ～ R7.3.25	本業務は、令和元年10月に策定された「札幌駅交流拠点北５西１・西２地区再開発基本構想」で掲げる基盤整備の方針の実現に向けた検討を行い、バス事業者や交通管理者等との協議・調整を図る基礎となるものであるため、精緻かつ高水準の成果を得なければならない。 これらの確実な履行に当たっては、高度な創造性や専門的な知識・経験が必要であり、その能力を有する適任な者を選定する必要があるため、本業務はその性質上、一般競争入札には適さないものと判断される（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当）。 このため、本業務の委託業者の選定に当たって公募型企画競争を行った結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約の相手方とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492
R7.2.26	手稲区デマンド交通マネジメント業務	トヨタカローラ札幌株式会社	20,427,000	R7.2.19	R7.4.1 ～ R10.3.31	本業務は、これまで実施してきた実証実験の成果を基に、AIを活用したデマンド交通の運行支援及び予約システムの構築等を行うものである。 これらの確実な履行に当たっては、広範かつ専門的な知識・経験や高度な分析力・創造性を活かした実現性の高い提案が必要であり、その能力を有する適任な者を選定する必要がある。 このことから、本業務はその性質上、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第３条第１項第１号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争（プロポーザル方式）を採用する。 なお、公募型企画競争の結果選定された契約候補者との契約は、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492
R7.4.2	訪日外国人旅行者の北海道旅行における丘珠空港利用促進プロモーション業務	株式会社北海道エアシステム	2,000,000	R7.3.14	R7.3.14 ～ R7.3.31	本業務は、JALグループの航空会社であるHACがJALグループの国際線ネットワークの強みを生かして外国人に向けて丘珠空港の利便性や路線についての情報発信を行い、丘珠空港の認知度向上及び訪日外国人旅行者の丘珠空港利用を促進することを目的とするもの。JALグループのネットワークを活かし、業務の目的を最も効果的に達成することができるのはHACの他になく、役務の提供を行うものが1者に特定されるため、随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492
R7.4.16	令和７年度南区デマンド交通実証実験支援業務	トヨタカローラ札幌株式会社	2,860,000	R7.3.25	R7.4.1 ～ R7.8.31	本業務は、運転手不足の深刻化等によりバス路線の維持が困難となっている中、バス事業者がデマンド型運行へ転換し、効率的な運行により路線の維持を目指す実証運行の取組を支援することを目的に、バス事業者に対してＡＩデマンド交通システムの提供等を行っている。 実証運行にあたっては、ＡＩデマンド交通システムを活用し、会員登録や予約受付、配車指示等を行っている。バス事業者が本格運行へ向けて、実証運行の結果を適切に評価・検証し、地域特性に合った運行計画を策定するためには、２年間の実証運行期間中、同じシステムを活用することが不可欠である。このシステムを提供できる業者は、過年度業務でシステムを提供した当該業者のみである。 以上の事由から、当該業者を本契約の相手方として選定する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R7.4.16	札幌市公共交通情報提供システム(えきバスナビ）運用・保守業務	株式会社メディア・マジック	14,091,000	R7.3.25	R7.4.1 ～ R8.3.31	本システムは、多様で複雑な札幌市の交通網におけるバスの乗り換えを含んだ経路や乗継料金などの情報を提供するものであり、本業務は、本システムの安定的な稼働を確保することを目的としている。 本業務を実施するうえでは、本システムの全体構成、設計仕様、システム特性に加え、バス事業者のバスロケーションシステムとの関連性や札幌市の交通ネットワークを熟知していることが要件となる。 当該業者は、これまで本システムの要件定義、設計、開発、運用、保守、バス事業者側のバスロケーションシステムと連携する機能も構築しており、また、札幌市内バス事業者独自のバス運行情報サービスも運営していることから、札幌市の交通ネットワークにも精通している。 そのため、本業務を履行できる業者は、当該業者の他にない。 以上の事由から、本契約の相手方を当該業者に特定する(地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当)。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492
R7.4.16	「札幌いま・むかし探検ひろば」等総合管理業務	札幌丘珠空港ビル株式会社	3,080,000	R7.3.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	札幌丘珠空港ビル株式会社は、札幌丘珠空港ビルを所有・管理している会社である。空港内は高度なセキュリティの確保が必要な施設であることから、同社は当該ビルの開館時間内には必ず職員又は警備員を常駐させている。 「札幌いま・むかし探検ひろば」の管理、施設内設置物更新についても、高度なセキュリティの確保のためには、館内他施設との一体的な警備の下で行う必要性があることから、当該施設の管理業務を行える業者は、同社のみである。 よって、本契約の相手方は当該業者に特定され、契約の性質または目的が競争入札に適しないため、特定による随意契約を行うことといたしたい(地方自治法施行令第167条の２第１項第２号該当)。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	政）総合交通．都市交通課 011-211-2492
R6.7.17	固定資産税地理情報システムネットワークアドレス変更業務	株式会社日立ソリューションズ東日本	2,779,700	R6.7.9	R6.7.9 ～ R6.9.30	札幌市固定資産税地理情報システム（以下「GIS」という。）は日立ソフトエンジニアリング株式会社（現株式会社日立ソリューションズ東日本）が開発したGISソフトウェアをベースに同社が本市に合わせてカスタマイズしたものであり、その保守業務については同社と特定随意契約を締結している。 GISはネットワークアドレスの変更のみでは起動せず、別途設定が必要となるが、その設定（起動確認含む）及び継続的な運用の担保が可能なのは開発業者であり保守業者である同社に限られる。 加えて、ネットワークアドレスの変更後にシステム障害が発生した場合、システム本体に起因するものか、ネットワークアドレスの変更に起因するものかを他社が判断し早急に対応することは不可能である。 以上から、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行例第167条の2第1項第2号を適用し、株式会社日立ソリューションズ東日本北海道ソリューション営業部と特定随意契約を締結する必要がある。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	財）税政部固定資産税課 011-211-2228
R6.10.9	札幌市固定資産税地理情報システム用サーバ機等の再リースに伴うハードウェア保守業務	株式会社日立ソリューションズ東日本	1,760,000	R6.9.30	R6.10.1 ～ R7.3.31	札幌市固定資産税地理情報システム（以下「GIS」という。）とは、地理空間情報に関する様々なデータを加工・管理する地理情報システムに固定資産税の評価機能等を併せ持ったシステムであり、札幌市の固定資産税課税業務の根幹を成している。 GISについては、現在の株式会社日立ソリューションズ東日本が構築し、運用保守業務を担ってきた。 本件業務は、GISを運用するためのサーバ機等を再リースすることによるハードウェアの保守業務であり、株式会社日立ソリューションズ東日本と契約締結している今年度のシステム保守業務の一部を延長するものである。 システム障害が発生した際に原因調査及び切り分けを行い、GISを迅速に復旧させるにはGISに精通した株式会社日立ソリューションズ東日本による一元的な対応が不可欠である。 以上から、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行例第167条の2第1項第2号を適用し、株式会社日立ソリューションズ東日本北海道ソリューション営業部と特定随意契約を締結する必要がある。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	財）税政部固定資産税課 011-211-2228
R6.10.9	札幌市固定資産税地理情報システム用サーバ機等の再リース	三菱ＨＣキャピタル株式会社	1,633,500	R6.9.30	R6.10.1 ～ R7.8.31	税政部固定資産税課では令和元年９月19日に三菱HCキャピタル株式会社北海道支店（旧 日立キャピタル株式会社北海道法人支店）と「札幌市固定資産税地理情報システム用サーバ機等」のリース契約（以下「原契約」という。）を締結している。 本契約は、原契約のリース期間を延長するものであることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定者を相手方とする随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	財）税政部固定資産税課 011-211-2228
R7.3.26	令和７年度札幌市固定資産税地理情報システム保守業務	株式会社日立ソリューションズ東日本	71,416,422	R7.3.17	R7.4.1 ～ R8.3.31	・固定資産税地理情報システム（以下「GIS」という。）とは、地理空間情報に関する様々なデータを加工・管理する地理情報システムに固定資産税の評価機能等を併せ持ったシステムであり、札幌市の固定資産税課税業務の根幹を成している。 ・GISは日立ソフトエンジニアリング株式会社（現株式会社日立ソリューションズ東日本）が開発したGISソフトウェアをベースに同社が本市に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であるため、その保守を他者が履行することは不可能である。 ・以上から、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号を適用し、株式会社日立ソリューションズ東日本北海道ソリューション営業部と特定随意契約を締結する必要がある。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	財）税政部固定資産税課 011-211-2228
R7.4.2	令和７年度札幌市固定資産税地理情報システムデータ検査・構造化業務	株式会社ティー・ユー・シー	53,020,000	R7.3.24	R7.4.1 ～ R8.3.31	・本業務は、別事業者が作成する地番データの検査を実施するとともに、検査後の地番データ等を札幌市固定資産税地理情報システム（以下「GIS」という。）に対応するよう加工（＝構造化）する業務である。 ・GISにおける土地評価の自動計算は、株式会社ティー・ユー・シーが構築したプログラムにより作成された構造化後の地番データを取り込むことで可能となる仕様となっている。 ・そして、本プログラムについては、プログラムソース等が非公開となっているため、当該業務を他者が履行することは不可能である。 ・以上から、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号を適用し、株式会社ティー・ユー・シーと特定随意契約を締結する必要がある。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	財）税政部固定資産税課 011-211-2228

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.9	証明書コンビニ交付システム（税証明書）運用保守業務	富士通Ｊａｐａｎ株式会社	3,410,000	R7.3.31	R7.4.1 ～ R8.3.31	本システムは富士通株式会社（令和3年度より富士通Japan株式会社北海道支社が承継。令和5年度より富士通Japan株式会社北海道公共ビジネス部に名称変更。）が開発したパッケージを同社が本市の仕様に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であるため、その運用保守を他者が履行することは不可能である。 以上のことから、本業務の調達は競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号を適用し、富士通Japan株式会社と特定随意契約を締結する必要がある。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	財）税政部納税指導課 011-211-2292
R7.3.12	北部市税事務所清掃業務	北海道メディカルサービス株式会社	6,884,007	R7.3.4	R7.4.1 ～ R8.3.31	事務所の利用に当たって賃貸人と締結している賃貸借契約書に館内規則の遵守に係る規定があり、その館内規則によって清掃事業者が指定されている。このため、本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、北海道メディカルサービス株式会社と特定随意契約を締結する必要がある。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	財）北部市税事務所納税課 011-207-3912
R6.5.15	自動車重量税印紙購入	株式会社フクリ企画サービス	1,995,000	R6.4.5	R6.4.5 ～ R6.4.19	本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	財）管財部管財課 011-211-2222
R6.5.1	固定資産税地理情報システム市有地評価替え機能に係るシステム保守業務	株式会社日立ソリューションズ東日本	1,973,400	R6.4.17	R6.4.17 ～ R7.3.31	本機能は株式会社日立ソリューションズが開発したＧＩＳソフトウェアに同社が本市に合わせて追加搭載したものであり、プログラムソース等が非公開であるため、その保守を他者が履行することは不可能である。本業務の調達は競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号を適用し、株式会社日立ソリューションズ東日本と特定随意契約を締結する必要がある。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	財）管財部管財課 011-211-2222
R6.6.26	自動車重量税印紙購入	株式会社フクリ企画サービス	1,990,000	R6.5.22	R6.5.22 ～ R6.6.5	本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	財）管財部管財課 011-211-2222
R6.7.24	自動車重量税印紙購入	株式会社フクリ企画サービス	1,950,000	R6.7.3	R6.7.3 ～ R6.7.16	本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	財）管財部管財課 011-211-2222
R6.8.14	自動車重量税印紙購入	株式会社フクリ企画サービス	1,990,000	R6.8.1	R6.8.1 ～ R6.8.9	本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	財）管財部管財課 011-211-2222
R6.9.25	自動車重量税印紙購入	株式会社フクリ企画サービス	1,950,000	R6.9.3	R6.9.3 ～ R6.9.18	本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	財）管財部管財課 011-211-2222
R6.11.13	自動車重量税印紙購入	株式会社フクリ企画サービス	1,985,000	R6.10.31	R6.10.31 ～ R6.11.13	本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	財）管財部管財課 011-211-2222
R7.1.22	自動車重量税印紙購入	株式会社フクリ企画サービス	1,990,000	R7.1.9	R7.1.9 ～ R7.1.20	本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	財）管財部管財課 011-211-2222
R7.2.26	自動車重量税印紙購入	株式会社フクリ企画サービス	1,980,000	R7.2.14	R7.2.14 ～ R7.3.5	本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	財）管財部管財課 011-211-2222
R7.4.2	自動車重量税印紙購入	株式会社フクリ企画サービス	1,800,000	R7.3.18	R7.3.18 ～ R7.3.31	本件物品は定価販売品であり、価格競争性がないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	財）管財部管財課 011-211-2222
R7.4.9	札幌市電子入札システム運用サービス提供業務	富士通Ｊａｐａｎ株式会社	47,740,000	R7.3.27	R7.4.1 ～ R8.3.31	本システムは当該事業者が開発したパッケージを同社が本市の仕様に合わせてカスタマイズしたものであり、プログラムソース等が非公開であるため、現行の運営サービス提供業務を他者が履行することは不可能である。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	財）管財部契約管理課 011-211-2152
R7.4.9	電子入札コアシステムプログラム・サポートサービス	一般財団法人　日本建設情報総合センター	2,722,500	R7.3.31	R7.4.1 ～ R8.3.31	電子入札コアシステムは当該事業者が製造したパッケージソフトであり、プログラムソース等が非公開であるため、その技術的サポートを他者が履行することは不可能である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	財）管財部契約管理課 011-211-2152
R7.4.2	土木工事積算システム運用管理業務	東芝デジタルソリューションズ株式会社	41,250,000	R7.3.25	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、本市で利用している「土木工事積算システム」について、通年で行う運用管理作業を委託するために、これを発注するものである。 本業務の対象となる「土木工事積算システム」は、当該業者がパッケージプログラムの著作権を有しており、上記システム利用に伴う運用管理を行うことができる唯一の業者であり、他者の履行が不可能である。 したがって、競争入札に適しないものであることから、当該業者と特定随意契約とする。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	財）工事管理室技術管理課 011-211-2462
R7.3.26	中央区複合庁舎における高機能発券機を活用した窓口連携業務	日本管財株式会社	14,025,000	R7.2.28	R7.2.28 ～ R7.9.30	中央区複合庁舎は、PFI手法により整備を行い、令和7年2月25日に供用開始を予定。供用開始後は、このPFI事業下で維持管理業務を担う日本管財株式会社北海道支店（上述）が、来庁者への窓口案内や各種手続きに係る申請書等記載の支援を行うためのフロアマネージャー（以下「案内記入補助用フロアマネージャー」という。）を配置する予定である。 庁舎３階には来庁者が各種手続きを効率的に進められるよう戸籍住民課や保健福祉課、保険年金課等を集約するが、これに加え高機能発券機による窓口連携機能を新たに導入することで、複数の窓口で手続きを行う必要のある市民が来庁した時点で最初に取得した番号順で様々な課を効率的に回れるようにし、待ち時間の短縮によりさらなる利便性向上を図る予定である。この窓口連携を有効に機能させるには、来庁者が３階に到着した時点で来庁目的を丁寧にヒアリングしたうえで、来庁者の状況に応じ手続きを要する課等を迅速かつ適切に高機能発券機へ登録し、混乱なく誘導する必要があることから、これに特化した窓口連携用のフロアマネージャーを、案内記入補助用フロアマネージャーとは別に配置予定である。 当該窓口連携業務実施に際しては、以下の条件を満たす企業であることが不可欠である。 １　区役所で行われる各種手続き・業務に十分な理解を有し、市内でも特出して転入者が多い中央区において、供用開始直後に到来する転入転出が多い時期（３－４月）も含め、高機能発券機による窓口連携機能を活用し、混乱なく来庁者を案内できる能力をもった人材の配置が可能であること。 ２　高機能発券機の窓口連携機能に精通し、適切にシステム操作を行うことができる人材の配置が可能であること。 ３　別に配置する案内記載補助用フロアマネージャーとの密な連携により、混雑状況や来庁者の傾向に応じ、３階フロアの窓口業務が停滞しないよう、状況に応じ運用プロセスを調整できること。 ４　３の業務を通じて得たノウハウを総合的に蓄積し、業務繁閑に柔軟に対応した人材配置やマニュアルの作成（改定）を実施できること。 上記の条件１～４を満たし、本市はじめての試みとなる高機能発券機による窓口連携機能の運用にかかる当該業務を円滑かつ安定的に遂行できるのは、中央区複合庁舎の整備段階から、庁舎内の総合案内、電話対応、窓口案内業務に係る運用方法を中央区職員との綿密な情報交換のもと検討を重ねてきた上記記載の契約の相手方のみである。 よって、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により、特定者を相手方とする随意契約といたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）地域振興部区政課 011-211-2176

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.2	札幌市コミュニティ施設予約システム運用・保守業務	株式会社ＨＢＡ	5,095,200	R7.3.24	R7.4.1 ～ R8.3.31	本システムは、本市が独自に開発したコミュニティ施設のインターネット予約のためのシステムであり、開発業者である(株)HBAが所有するサーバーセンターに専用サーバーを設置し、インターネットを経由して利用する仕組みである。 本業務の効率的で的確な履行のためには、既調達役務である「札幌市コミュニティ施設予約システム開発業務」及び「札幌市コミュニティ施設予約システム回収業務」の成果を熟知していることが必要不可欠である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）地域振興部区政課 011-211-2252
R6.6.5	札幌市市民自治推進課ホームページテンプレート修正業務	株式会社大塚商会	3,905,000	R6.5.28	R6.5.28 ～ R7.3.31	本業務は、市民文化局市民自治推進課が所管する町内会・自治会ページのデザイン変更、テンプレートの制作、検索機能の追加、札幌市公式ホームページ運用システム（以下、「CMS」）への適用及び動作検証を行うものである。 現在のホームページについてはCMSにより更新・管理を行っているが、当該CMSについては既製品に本市独自の機能追加を行っている。 ホームページの閲覧者に対し、円滑かつ速やかに正確な情報提供を行うため、変更後のテンプレートがCMSで正常に作動することを検証のうえ、実装する必要があることから、テンプレートの制作、検証及び適用を行う業者はCMSの特性や各機能の実態等をプログラムレベルで正確に把握し、システム全体を総合的に理解している必要がある。 当該事業者は、CMSのシステム設計・開発及び保守業務を担っており、上記の要件を満たし、本業務を確実かつ円滑に遂行できる唯一の業者である。 以上により、左記業者を選定することとしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）市民自治推進課 011-211-2253
R7.1.8	「令和６年度町内会アドバイザー派遣制度等」企画運営業務	株式会社ＫＩＴＡＢＡ	15,180,000	R6.7.12	R6.7.12 ～ R7.3.31	当該業務は、個々の町内会の実情に応じたアドバイスの実施や、町内会関係者のための講座の企画・運営、広く町内会活動のヒントとなる情報や活動事例を紹介する情報紙の作成を行うものであることから、町内会に関する専門的な知識が必要である。また、限られた予算内で、より効果の高い町内会への支援をする必要がある当該業務においては、価格による競争入札に適さないため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第３条により、公募型企画競争を実施し、契約候補者を決定して、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により随意契約を行う。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）市民自治推進課 011-211-2253
R7.1.8	「令和６年度町内会加入促進啓発事業等」企画運営業務	アイピープラス株式会社	11,231,000	R6.7.30	R6.7.30 ～ R7.3.31	本業務は、多様な情報媒体を通じて、町内会等の地域活動を啓発し、効果的に町内会への加入促進につなげることが重要である。限られた予算内で、より広報効果の高いプロモーション活動を展開する必要がある本業務は、価格による競争入札に適さないため、札幌市役務契約に係る規格競争実施要領第３条により、公募型企画競争を実施のうえ契約候補者を決定し、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）市民自治推進課 011-211-2253
R6.9.18	令和6年度地域まちづくり人材育成事業	株式会社ＫＩＴＡＢＡ	5,302,000	R6.9.2	R6.9.2 ～ R7.3.31	当該事業は、まちづくり活動を促進する上で、活動団体の課題解決能力の向上を図る人材を育成することを目的としており、そのために実施する研修等には、専門的な知識や技術、経験等が求められることから、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（平成27年３月25日財政局契約管理担当局長決裁）第３条第１項第１号の規定に基づき、公募型企画競争を行うことができるものと認められるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）市民自治推進課 011-211-2964
R6.12.25	令和６年度地域のための遊休スペース等活用支援事業　設計支援等業務	一般社団法人北海道建築士事務所協会札幌支部	2,178,000	R6.12.17	R6.12.17 ～ R7.3.31	本業務の設計支援では様々な建築物の改修に係る設計図書の作成及び概算金額の算出を適法かつ適切に行う必要がある。また、検証業務にあたる建築事務所等と、設計した建築事務所等との利害関係が及ばないためにも、幅広いネットワークを有することが求められるほか、設計や工事等を委託する建築主（申請グループ）の利益を保護する役割も必要となっている。 選定事業者は、建築士法に基づく「建築士事務所の業務の適正な運営を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣の指定を受け、公平な立場から建築士事務所の業務に関わることが出来る本市で唯一の団体である。また、建築士事務所に設計等を委託する建築主の利益の保護を図ることを目的とした役割、責任を担う団体であり、市内400 社以上の会員を有している。履行実績としては、平成24 年度～平成30 年度、令和４年度、５年度に同業務の実績がある。 以上のことから、本業務の性質及び目的を鑑みると、競争入札に適さず、また選定事業者は参加資格者ではないが、ほかに本業務を適切かつ確実に履行できる者がないことから、地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号に基づき、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）市民自治推進課 011-211-2964
R7.2.26	ＳＮＳをきっかけとした消費者トラブルに係る消費者教育映像等制作業務	株式会社道新サービスセンター	9,586,500	R7.2.6	R7.2.6 ～ R7.3.31	本業務は、ＳＮＳをきっかけとした消費者トラブルの未然防止のため、映像、静止画等の啓発用コンテンツを制作するものである。本事業の履行に当たっては、情報発信効果を最大限に高める工夫が必要となるほか、高度な創造性や企画力が求められることから、価格により比較する競争入札には適さない。したがって、公募型企画競争の上、随意契約により委託の相手方を選定することとする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	市）市民生活部消費生活課 011-211-2245
R7.4.16	特定計量器定期検査等業務及び特定計量器定期検査手数料徴収事務	一般社団法人北海道計量協会	25,190,000	R7.3.6	R7.4.1 ～ R8.3.31	特定計量器の定期検査は、計量法第１９条第１項の規定により、特定市が行うことになっているが、同法第２０条に市長が指定する指定定期検査機関に定期検査を行わせることができると規定されている。一般社団法人北海道計量協会は、検査業務を行う申請をして、札幌市長が指定した唯一の指定定期検査機関であり、本市内には同協会の他に指定定期検査機関がないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）市民生活部消費生活課 011-211-2245
R7.4.16	消費生活支援事業関係業務	公益社団法人　札幌消費者協会	84,183,000	R7.3.31	R7.4.1 ～ R8.3.31	1　本市では年間約10,000件前後の消費生活相談対応や各種講座を多数実施していることから、事務を的確に実施するに足りる知識及び技術を備えた、相談員及び啓発職員を一定数以上確保できること。 2　消費者の権利の尊重及びその自立の支援に資するよう、公正かつ中立に事務を実施するため、相談者や事業者等と直接的な利害関係のない、高い公益性を有していること。 3　事務の円滑かつ効果的な実施に当たっては、関係機関との連携・協力体制の確保が必要であるため、各機関との連携・協力体制を構築しており、また、今後もその構築及び維持が可能であること。 4　左記事業者は、昭和45年から本業務を受託しており、その履行結果も良好である。そのため、高度に専門的な本業務について、経験・ノウハウを有し、適切かつ確実な履行が見込めること。 上記の条件を満たす者は当該事業者のほかにないことから、地方自治法施行令第167条第２項第２号に基づき、特定による随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）市民生活部消費生活課 011-211-2245

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.16	札幌市消費者被害防止ネットワーク事業業務	公益社団法人　札幌消費者協会	11,660,000	R7.3.31	R7.4.1　～　R8.3.31	1　当該事業の関係機関や消費生活サポーターから、支援対象者の消費者トラブルについて相談を受けるほか、必要に応じて消費生活相談室と連携し、実態調査や適切な助言及び相談窓口の紹介など、消費生活相談業務に相当する専門性のある高い知識及び経験が要求されること。 2　支援対象者や見守る立場の人に対する講座等の啓発活動を年間100回程度行うため、消費者トラブルや消費者教育に精通し、相応の啓発活動実務経験を有し、また消費生活推進員の統括や補助・支援を行える人員を一定数以上確保する必要があること。 3　支援対象者の消費者被害を未然に防止し、または早期に発見・救済するため、関係機関や消費生活サポーター等とのネットワーク体制を拡充し、連携していく必要があることから、関係機関等との信頼関係の維持や構築を可能とする信頼性を有していること。 4　消費者トラブルに関する相談や、関係機関とのネットワーク体制の構築などから鑑みて、当該事業に関して直接的な利害を有する者は不適切であることから、公正かつ中立な立場で実務を実施できる公益性が求められること。 5　当該業務は、平成19年度の事業開始時より公益社団法人札幌消費者協会が継続して受託していることから、業務内容を熟知しており、支援対象者の見守り活動に関する経験・ノウハウを有している。また、同協会は、これまでに培ってきた当該事業の関係機関との強い信頼関係も築いている状況にあること。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）市民生活部消費生活課 011-211-2245
R6.5.15	アイヌ文化体験コーナー運営業務	札幌アイヌ協会	8,619,330	R6.4.1	R6.4.1　～　R7.3.31	本業務は、アイヌ文様の刺繍、アイヌ伝統工芸品の木彫りなどを札幌市アイヌ文化交流センター（以下「センター」という。）に来館した市民等に気軽に体験してもらうことで、その伝統文化に対する理解を促進することを目的とする業務である。実施に当たっては、札幌におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術が求められる。 また、本業務はセンター開館日常設となることから、各伝統文化に精通した相当数の講師を用意できる運営体制のほか、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。 これらの条件を満たす団体は、札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき、特定による随意契約とする。なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録ではないが、令和４年度において本業務を受託し、良好な履行実績がある。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R6.5.8	アイヌの伝統的生活空間の再生事業　自然素材育成業務	札幌アイヌ協会	2,269,850	R6.4.24	R6.4.24　～　R6.12.31	本業務は、市有地において、アイヌ文化活動を行う際に必要となる自然素材の栽培育成管理等を実施するものである。 　業務の実施に当たっては、札幌市におけるアイヌ民族の状況を理解していることに加え、アイヌの伝統的な自然素材とその育成について専門的な知識・技術・経験等を有し、植栽・除草・収穫等の維持管理を通年で継続実施できることが必要である。 　これらの条件を満たし適切に業務を履行できるのは、必要なノウハウ及び組織体制を有している札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき、随意契約とする。 　なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録業者ではないが、令和５年度においても同業務を受託し、良好な履行実績がある。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第2号）	市）市民生活部アイヌ施策課 011-211-2399
R6.5.8	アイヌの伝統的生活空間の再生事業　体験交流業務	札幌アイヌ協会	1,921,700	R6.4.24	R6.4.24　～　R6.12.31	本業務は、市民を対象とした体験交流（調理体験、民具づくり、子ども遊び）を企画・実施するものである（それぞれ全２～４回の実施。延べ150名の参加を想定。）。 　業務の実施に当たっては、札幌市におけるアイヌ民族の状況を理解していることに加え、アイヌの伝統文化について専門的な知識・技術・経験等を有し、講座を企画し実施できることが必要である。 　これらの条件を満たし適切に業務を履行できるのは、必要なノウハウ及び組織体制を有している札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき、随意契約とする。 　なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録業者ではないが、令和５年度においても同業務を受託し、良好な履行実績がある。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）市民生活部アイヌ施策課 011-211-2399
R6.5.22	アイヌ文化交流センター庭園管理業務	札幌アイヌ協会	2,420,000	R6.4.26	R6.4.26　～　R6.11.30	本業務は、札幌市アイヌ文化交流センターの庭園（歴史の里・自然の里）及びセンター敷地内の自然景観をアイヌ伝統文化にふさわしいものにし、また、アイヌ民族伝統の生活様式、生活空間を表現するために、アイヌ民族の伝統的手法と知識によって、樹木、芝、野草、薬草、山菜等、庭園全体の維持管理と植栽を一体的に行うものである。 実施に当たっては、札幌におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術を有し、かつ、実施回数が多いため相当数の従事者を用意できる運営体制である必要がある。さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。 これらの条件を満たす団体は札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、開館以来継続して本業務を受託しており、良好な履行実績がある。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R6.5.22	アイヌ文化体験講座実施業務	札幌アイヌ協会	1,422,720	R6.5.1	R6.5.1　～　R7.2.28	本業務は、アイヌ民族の間に古くから伝わるアイヌ文様の刺繍、アイヌ伝統工芸品の木彫り、アイヌ伝統料理の調理などを市民等に体験してもらうことで、その伝統文化に対する理解を促進することを目的とする業務である。 実施に当たっては、札幌におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術が求められる。 また、業務が長期間にわたり、実施回数も多く、さらに内容も多岐にわたることから、各伝統文化に精通した相当数の講師を用意できる運営体制である必要がある。さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。 これらの条件を満たす団体は、札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき、特定による随意契約とする。なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録ではないが、令和5年度において同種業務を受託し、良好な履行実績がある。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.5.22	アイヌ文化体験イベント実施業務	札幌アイヌ協会	1,756,920	R6.5.1	R6.5.1 ～ R6.12.27	本業務は、アイヌ民族の間に古くから伝わる伝統文化を広く市民に伝えるとともに、市民自らが体験してもらうことを目的とする事業である。 実施に当たっては、札幌におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術を有し、かつ、実施回数が多いため相当数の従事者を用意できる運営体制である必要がある。さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。 これらの条件を満たす団体は札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき、特定による随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、令和５年度においても同種業務を受託しており、良好な履行実績がある。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R6.5.22	アイヌ文化体験プログラム等実施業務	札幌アイヌ協会	6,974,682	R6.5.1	R6.5.1 ～ R6.12.27	本業務は、アイヌ民族の歴史や伝統的な歌・踊り・民族音楽等を提供するプログラムを通して、児童・生徒等にアイヌ文化を体験・学習してもらい、アイヌ民族の歴史や固有の文化に対する理解を促進することを目的とする事業である。 実施に当たっては、札幌におけるアイヌ民族の状況を十分に理解し、専門的な知識や技術を有し、かつ、実施回数が多いため相当数の従事者を用意できる運営体制である必要がある。さらに、業務を確実に実施させるために、本業務と類似の業務を良好に行ってきた実績も必要である。 これらの条件を満たす団体は札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の２第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格者ではないが、平成17年度から体験プログラム、平成28年度から出前体験プログラムの実施において同種業務を継続して受託し、良好な履行実績がある。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R6.5.22	アイヌ文化紹介システムコンテンツ更新業務	ソニーマーケティング株式会社	2,079,000	R6.5.2	R6.5.2 ～ R7.3.31	本業務は、アイヌ文化紹介システムについて、アイヌ文化体験イベントの開催タイミングに合わせてコンテンツを更新する業務である。 本業務では、システム全体についての基本的な知識に加えて、必要となるシステムのカスタマイズ、機器の仕様に応じたシステムの設定や機器のセッティング、調整などを行うため、当該システムに関する知識と経験が必要不可欠である。 これらの条件を満たし、本業務を履行できるのは、ミナパにおいてハコニワコタン等の開発を実施したソニーマーケティング株式会社のみであることから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき、特定による随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R6.6.5	アイヌ文化交流センター送迎バス試験運行等業務	株式会社じょうてつ	6,948,150	R6.5.7	R6.5.7 ～ R6.11.29	本業務は、アイヌ文化交流センター（以下「センター」という。）のアクセス向上及び誘客促進のため、札幌市市営地下鉄南北線真駒内駅前とセンター間を結ぶ送迎バスを試験運行するとともに、効果的な広報やデータ集計を行う業務である。 業務の実施に当たっては、送迎バスを安全かつ確実に運行するための車両や停留所等の資材及び運転手等の人員体制を備えている必要がある。 加えて、効果的な広報に当たっては、センター方面を訪れる予定の市民や観光客の目に留まる広報媒体を有している必要があるとともに、当課が試験運行の効果測定、ニーズ検証等を行う上で必要となる、既存路線バスの乗降者数も含めたデータ集計ができる組織体制を有していることが求められる。 これらの条件を満たし、適切に業務を履行できるのは、同区間を運行する唯一の路線バス事業者である株式会社じょうてつのみであることから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき、随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R7.1.15	アイヌ文化交流センター昇降機修繕	日本エレベーター製造株式会社	1,280,400	R6.9.9	R6.9.9 ～ R6.12.28	本業務は、札幌市アイヌ文化交流センターに設置している昇降機の定期点検時に動作不良があった停電時自動着床装置の交換・修理を行い正常に機能するように修繕を行うものである。 履行に際しては、日本エレベーター製造(株)製の昇降機に精通し、必要な部品等を確保し、迅速な対応が必要なことから、製造メーカーである左記業者でなければ対応が不可能である。 以上のことから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R6.10.2	令和６年度市民参加型アイヌアートモニュメント制作業務	札幌アイヌ協会	971,630	R6.9.20	R6.9.20 ～ R6.12.27	本業務は、「令和６年度市民参加型アイヌアートモニュメント設置事業」のうち、講師と市民によるアイヌ文様のタペストリーの共同制作を行うものである。 　業務の実施にあたっては、札幌市におけるアイヌ民族の状況を理解していることに加え、アイヌ文化に関する専門的な知識・技術を有する講師を十分に確保することができる組織体制を持ち、また、タペストリーのデザイン制作や市民との共同制作等の業務を円滑に実施するためのノウハウを有している必要がある。 　これらの条件を満たし適切に業務を履行できるのは、必要なノウハウ及び組織体制を有している札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき、随意契約とする。 　なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録業者ではないが、平成28年度以降継続して当該業務を受託し、誠実に遂行している（令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）市民生活部アイヌ施策課 011-211-2399
R7.10.8	アイヌ文化紹介システム更新業務	ソニーマーケティング株式会社	3,839,000	R7.1.31	R7.1.31 ～ R7.3.31	本業務は、地下鉄南北線さっぽろ駅構内の「アイヌ文化を紹介する空間」（ミナパ）に設置した「アイヌクイズ」のコンテンツ及びシステムをカスタマイズした上でアイヌ文化交流センター（以下「センター」という。）に導入されている『アイヌ文化紹介システム』（以下「システム」という。）に追加し、来館者がアイヌ文化に対する理解を深めることができるようにすることを目的としている。 　本業務を実施するためには、システム全体についての基本的な知識に加えて、委託者が別途調達する機器の仕様に応じたシステムの設定や調整を行うための知識と経験が必要不可欠である。 　これらの条件を満たし、本業務を履行できるのは、システムの開発を実施したソニーマーケティング株式会社のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定による随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.16	令和７年度アイヌ文化を発信する空間映像系展示等保守業務	ソニーマーケティング株式会社	2,937,000	R7.3.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	当該業務は、「アイヌ文化を発信する空間」における映像系展示コンテンツシステム（以下「システム」という。）の定期点検、定期清掃及びシステム障害発生時の対応を行うものである。 当該システムは、メインシアター、テーブルシアター、タッチパネル、柱の演出等、様々な映像系展示物を、多数の機器による複雑なシステム構成により制御・運用しているものである。 そのため、突発的なシステム障害が発生した場合に、設置機器やシステムプログラムの状況の確認、原因の特定、システムの復旧等を迅速かつ適切に対処するためには、システム開発者のノウハウが必須となる。また、定期点検・定期清掃では、メインシアターバックヤード内という狭い空間にて多数の機器を取り扱うため、システムの全体像を理解した上で、ケーブルや端子部に負荷をかけないよう慎重な作業が要求される。さらに、システム機器の構造上、一部の機器については、設置位置を変更して作業等を行わなければならず、作業終了後は、システム運用に支障をきたさないよう設置位置を再調整する必要がある。 以上のことから、当該業務の遂行には、システム全体について熟知していることが必須の要件であり、「アイヌ文化を発信する空間映像系展示等制作業務」の受託者である当該業者は、システム全体を熟知している唯一の業者であるため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）市民生活部アイヌ施策課 011-211-2277
R7.10.1	アイヌ文化交流センター吸収冷温水機保守点検業務	パナソニック産機システムズ株式会社	1,046,100	R7.3.31	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、札幌市アイヌ文化交流センターの冷暖房用の熱源機である吸収冷温水機の保守点検を行うものである。 履行に際しては、パナソニック（株）製（旧・三洋電機空調（株））の吸収冷温水機に精通し、故障等の際に迅速な対応が必要であることから同社製の吸収冷温水機の販売・取付・保守業者であり、機器を熟知している左記業者でなければ対応が不可能である。 以上のことから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）市民生活部アイヌ施策課 011-596-5961
R6.7.3	令和６年度フォーラム運営業務	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	3,842,300	R6.6.28	R6.6.28 ～ R7.3.31	本業務は、企業や市民に対し男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成を目的としていることから、女性活躍推進や男性の家事育児参画促進のみならず性的マイノリティへの理解促進及び配慮、ＤＶ防止啓発に向けた理解など、多岐にわたるテーマのセミナーを複数開催することを想定している。 本業務を効果的に実施するためには、これらの幅広い分野についてのテーマ設定やそれに適した講師選定、テーマに即した様々な啓発対象（企業・市民）にあわせた広報周知等の開催手法など、男女共同参画全般に関わる豊富な知見やノウハウ、そして実績は必要不可欠である。 当該事業者は、札幌市男女共同参画センターの指定管理者であり、指定管理業務としてジェンダー課題に関する様々な講座を実施し企業や市民に対して学習機会の提供を行っているほか、女性のための総合相談・法律相談事業や男女共同参画活動団体支援事業等も実施しているところである。 また、本市からの委託業務である性的マイノリティ電話相談業務や困難を抱える女性に対する支援業務を受託実施するなど、性的マイノリティ支援団体や女性支援団体を含めた男女共同参画活動団体とのネットワークも有しており、想定するセミナーテーマすべてに精通し、当該事業実施のための豊富な知見やノウハウを有している。 また、令和３～５年度に実施した本事業を受託し、適切なテーマ設定及び講師・登壇者を企画提案し、良好に実施した実績も有している。 以上のことから、当該業務を確実かつ良好に履行できるのは、札幌市男女共同参画センターの指定管理者として必要な実績・資質が備わっている当該事業者の他にはない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）男女共同参画課 011-211-2962
R6.7.31	ＬＧＢＴフレンドリー指標制度の登録企業拡大に向けた企業訪問等業務	株式会社帝国データバンク	2,887,920	R6.7.19	R6.7.19 ～ R7.3.14	本業務は、市内企業を訪問し指標制度の登録に向けた働きかけを行い、性的マイノリティに関する取組を進める企業に登録してもらうとともに、当事者による研修等をきっかけとして性的マイノリティに関する取組を進める企業を増やすことで、社会全体での理解を広げることを目的としている。 この目的を達成するためには、単なる制度周知ではなく、市内企業の情報や現状分析を基に、効果的な対象企業の選定や企業に応じたアプローチ手法の工夫などが求められ、これを実施するためには企業情報に関する専門的な知識や活用経験などが必要で、価格による競争入札には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下「要領」という。）第３条第１項第１号に規定する「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するものと判断される。 こうしたことから、専門的な知識や経験を有する者から企画提案を募ったうえで、本業務を適切に実施できる業務遂行能力に優れたものを選ぶ公募型企画競争入札を行った。 企画競争実施委員会において、企画提案書の内容及びヒアリングの結果をもとに審査を行い、評価点の合計が最も高いものを契約候補者として選定し、その契約候補者と特定随意契約を行うもの。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）男女共同参画課 011-211-2962
R6.8.14	札幌エルプラザ公共施設情報システム更改業務	東日本電信電話株式会社	15,763,000	R6.8.7	R6.8.7 ～ R7.1.31	札幌エルプラザ公共４施設（男女共同参画センター、消費者センター、市民活動サポートセンター、環境プラザ）では、多岐にわたる各種業務を円滑に運営するため、複数のシステムで構成されている「札幌エルプラザ公共施設情報システム」を構築し、その利用により業務の効率化を図っている。 本システムは施設職員だけではなく、施設利用者が日常的にホームページを通じて団体登録や貸室予約等で使用しており、今回の更改作業を確実かつ期限内に実施できなければ施設職員及び利用者に混乱を与え、施設運営に重大な影響を及ぼしかねないため、高い安定性と確実性が求められる。 東日本電信電話株式会社は、札幌エルプラザ公共施設情報システムを構築し、これまでの度重なる改修や長年の運営保守を受託しており、本システム全体構造を正確かつ総合的に理解し十分に熟知しているため、本業務を本システムの安全性、安定稼働を損なわないよう作業できるのは当事業者以外にいない。 以上のことから、当事業者を相手方として随意契約を行う。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）男女共同参画課 011-211-2962
R6.6.5	ダニ・カラヴァン作「隠された庭への道」補修業務	株式会社ＳＤアート	16,280,000	R6.5.17	R6.5.17 ～ R6.7.19	本業務は、札幌芸術の森野外美術館の代表作品の一つである「隠された庭への道（ダニ・カラヴァン）」の補修を行うものである。彫刻作品の補修にあたっては、作家等の意向に沿った方法で実施する必要があるため、本業務を履行するためには、「スタジオ ダニ・カラヴァン」との意思疎通を円滑に行うことが要求されるほか、彫刻補修に関する知識を十分に有していることが求められる。 当該事業者は、札幌芸術の森の第１期から第３期工事にわたり、野外美術館作品の総合設置計画策定及び設置・監修業務を行った株式会社空間造形コンサルタントの後継会社であり、他都市でも作品の補修実績が多数ある。また、本作品の劣化は令和３年度に実施した札幌芸術の森彫刻作品現況調査により判明したものであるが、当該事業者は当該調査の受託業者であり、本作品の現況について熟知している。また、スタジオ ダニ・カラヴァンは当該作品の補修について当該事業者に委任しており、スタジオ ダニ・カラヴァンと 密に連携し、意向を十分に反映させながら補修を進めることができる。 以上により、当該事業者は適切な方法より本業務を実施することができる唯一の業者であるため、随意契約を締結することといたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）文化部文化振興課 011-211-2261

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.6.5	令和6年度メディアアーツ創造都市札幌の若手人材育成業務	株式会社ランドスキップ	9,944,000	R6.5.27	R6.5.27 ～ R7.3.31	本事業は、メディアアーツ分野の専門的人材と連携して若手創造人材にワークショップ等を開催するとともに、参加者作成の成果物をCG映像に取り込み他の事業との連携、相乗効果を図る取組であり、本事業を実施の中で質的評価を行う専門的かつ先進的な取組である。 これに係る最適なサービスの提供方法を定めることが困難であるため、価格による競争入札等には適さない。このことから、公募型企画競争により契約候補者を決定し、契約候補者に対する随意契約を締結することとする。（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）文化部文化振興課 011-211-2261
R6.6.26	さっぽろアートステージ2024運営業務	さっぽろアートステージ実行委員会	25,399,000	R6.6.12	R6.6.12 ～ R7.3.31	さっぽろアートステージ実行委員会は、民間事業者を中心に、事業の実施主体となり得る法人・団体で組織された実行委員会である。 本実行委員会について、舞台芸術部門は、市内で劇場を運営する法人・団体で組織された「札幌劇場連絡会」、音楽部門は、地元音楽シーンをリードする「（株）エフエム北海道」、学生音楽部門は、本市教育委員会の協力を得ながら、「北海道高等学校文化連盟」及び「札幌市立中学校文化連盟」が担当し、美術部門は、市内の多くの芸術家と繋がりを持ち、アートイベント等をプロデュースする「ＣＡＩ現代芸術研究所」、メイン会場を管理・運営する「札幌駅前通まちづくり株式会社」及び「札幌市民交流プラザ（札幌市芸術文化財団）」の各法人・団体によって組織されている。 当該業務は、本市が11月を文化芸術月間と位置づけ、舞台芸術部門、音楽部門、学生音楽部門、美術部門、ダンス部門からなる、多彩な文化事業を複合的・総合的に実施するもので、複数のジャンルを統一テーマのもとプランニングし、効果的に事業を実施する必要がある。 したがって、本業務の実施に当っては、各部門（分野）を代表する法人等が、事業の実施主体として携わるとともに、かつ、トータルで運営の管理を行うことで、各事業の連携効果を生み出す必要があるが、各部門（分野）において十分な知識を有し、緊密な連携のもと、総合的・効果的に遂行できる者は、当該実行委員会の他にはない。 このため、当該業務委託は、契約の目的が競争入札等に適さないものと認められることから、「さっぽろアートステージ実行委員会」を相手方として特定するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）文化部文化振興課 011-211-2261
R6.10.9	札幌市教育文化会館大・小ホール幕類吊り込み調整業務	株式会社松尾幕商会	13,695,000	R6.6.14	R6.6.14 ～ R6.9.27	本業務は、令和５年度に契約締結した物品調達案件「札幌市教育文化会館大ホール幕類」及び「札幌市教育文化会館小ホール幕類」により納品された幕類の吊り込み作業を行うものである。 幕類の吊り込み作業においては、バトンに幕類を吊り込み後、調整を複数回行うものであるが、幕類の仕様を十分に熟知していなければ調整作業時に幕類を汚損・損傷させる事故が発生する可能性がある。 また、吊り込みをして初めて幕類の不備が判明することも十分あり得、その原因が幕類そのもの又は吊り込み作業によるものか判然としない可能性がある。納入業者と吊り込み業者が同一であることで、責任の所在が明確となり、補修作業や調達作業も円滑に行うことができる。 さらに、当該幕類は納入後１年間を無償保証として保証期間を設定しているが、納品した業者以外の責任に帰すべき事由により幕類が損傷した場合は無償保証の対象外となる。 以上のことから、作業時の責任を明確化し、かつ、本市が無償保証の利益を逸失することなく本業務を円滑に遂行できる者は、当該幕類の仕様を熟知した納品業者以外にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札に適さないものと認め、当該業者を選定するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）文化部文化振興課 011-211-2261
R6.10.30	札幌コンサートホール大ホール客席椅子修繕業務	ＫＳＳ株式会社	11,938,872	R6.6.27	R6.6.27 ～ R7.3.28	本業務は、札幌コンサートホール大ホールに設置されている、客席椅子の修繕を行うものである。 札幌コンサートホール大ホールの客席椅子は、コトブキシーティング（以下、「コトブキ」と言う。）製であり、開館から27年間、コトブキのグループ会社であるＫＳＳ株式会社がメンテナンスを行ってきた。背パッド、座、座起立装置等の修繕の際には、グループ会社であるＫＳＳ株式会社のみが取扱っている純正部品を使っており、コトブキが実施する研修を受け、コトブキ製品を熟知した技術者が対応している。 本業務は、大ホール客席椅子を部分的に修繕するものであり、意匠性及び音響性能へ影響を与えずに修繕する必要があるため、既存椅子と同じ材料を使用する必要がある。 このことから、純正部品を入手でき、かつ当該椅子の構造を熟知し、意匠性及び音響性能に影響を与えずに本業務を遂行できる者は、他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、当該業者を選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）文化部文化振興課 011-211-2261
R6.10.16	札幌コンサートホール受変電設備保護継電器修繕業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	2,343,000	R6.7.17	R6.7.17 ～ R7.10.31	本業務は、札幌コンサートホール受変電設備の保護継電器の更新を行うものである。 札幌コンサートホールに設置している保護継電器は株式会社三菱電機製であり、本業務の履行にあたっては、修繕対象機器の開発製造者である左記業者以外は有し得ない専門的な知識・技術を必要とするほか、開発製造者独自の部品や工具を用いて交換、試験調整を行わなければならないため、左記業者でなければ実施できない。 また、既存の受変電盤及び盤内蔵機器についても三菱電機製であるため、他社メーカーとの互換性が無く、他社メーカーの保護継電器に交換する場合は、別途盤内改造（盤取付位置、結線改造(設計)が別途発生）等が必要となり、費用が高額となる。 以上のことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、当該業者を選定するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）文化部文化振興課 011-211-2261
R6.10.2	「こころの劇場」誘導案内業務	サントリーパブリシティサービス株式会社	1,587,520	R6.7.29	R6.7.29 ～ R6.8.30	令和６年度「こころの劇場」は、札幌文化芸術劇場hitaruにて開催する。本事業は１公演あたり2,000人前後の移動が伴うこと、小学生を対象とした事業であり大人は引率者のみであること、また、午前公演と午後公演の入れ替え時間が短時間であること等から、劇場利用にあたっては、安全かつ円滑な移動を案内することが求められており、施設の特性を把握した上で、児童の案内を迅速に行う必要がある。加えて、当劇場は、札幌市民交流プラザ建物の４階から９階に位置し、施設内の移動に階段またはエスカレーター、エレベーターの利用を伴うことから、特段の安全配慮が必要となる。 サントリーパブリシティサービス（株）は、札幌市民交流プラザのレセプショニスト委託業者でもあり、施設の特性を熟知している。過年度の同事業において受託実績があるほか、本市の施設である札幌コンサートホールにて公演に係るレセプション業務を長らく請け負っており、本市の子どもの文化芸術体験事業「Kitaraファースト・コンサート事業」をはじめ子ども向けコンサート等におけるレセプション公演業務の実績が多数あることから、迅速な児童の誘導や、緊急時対応を行うことができる。 市内においては、当該業者の他には、札幌市民交流プラザの特性を十分に理解し、児童を対象とした公演時の安全かつ迅速な案内実績を豊富に有する者は見当たらず、１社に特定されることから、本業務の遂行にあたっては、当該業者を特定の相手方とする随意契約を行うこととする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）文化部文化振興課 011-211-2261

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.10.16	札幌市教育文化会館展示スペース検討・設計業務	株式会社石本建築事務所	6,270,000	R6.8.9	R6.8.9 ～ R6.11.29	本業務は、札幌市教育文化会館２階喫茶スペースを芸術作品の展示スペースに改装するために必要な設え及び建築設備等について検討・設計を行うものである。 改装にあたって支障となる建築仕上げ・電気設備・機械設備等の一時的な撤去については、令和５年度に実施済みの「札幌市教育文化会館喫茶スペース改装検討業務（以下、『改装検討業務』という）」において、検討及び図面作成が完了しており、本業務実施にあたっては、これら一時撤去した建築設備等を確実に復旧することを盛り込んだ内容とする必要がある。 また、令和６年度中に展示スペースの設置を完了しなければならないことから、極めて短期間で本業務を完了させることが求められている。 このことから、これらの前提条件を全うした上で、確実に本業務を遂行できるのは、改装検討業務を受託した左記業者以外になく、現場を最も熟知していることにより、事前調査の時間短縮や経費節減も図られることから、左記業者を選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）文化部文化振興課 011-211-2261
R6.10.16	札幌市教育文化会館喫茶スペース改装前施設整備監理・調整業務	株式会社石本建築事務所	2,035,000	R6.8.9	R6.8.9 ～ R6.10.31	本業務は、札幌市教育文化会館２階喫茶スペースを芸術作品の展示スペースに改装するために実施する「札幌市教育文化会館喫茶スペース改装前施設整備業務（以下、「施設整備業務」という）」において、監理・調整を行うものである。 札幌市教育文化会館は、令和４～６年度の３か年にわたる改修工事が行われ、建築・設備ともに多岐に渡る改修が行われている。 施設整備業務は、これらの改修内容を前提として実施する必要があることから、施設整備業務に必要な図面等の作成については、当該工事を最も熟知している工事監理業務受託者以外にない等の理由で、左記業者を選定して令和５年度に業務完了している（札幌市教育文化会館喫茶スペース改装検討業務）。 本業務は、前述の図面等に基づき、施設整備業務が仕様書どおりに行われるよう、確実な監理・調整が求められることから、これを遂行できるのは札幌市教育文化会館の最新の状況を把握している左記業者以外になく、現場を最も熟知していることにより、事前調査の時間短縮や経費節減も図られることから、左記業者を選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）文化部文化振興課 011-211-2261
R6.10.16	札幌市教育文化会館喫茶スペース改装中防火対策業務	ユカロン札幌株式会社	3,414,620	R6.8.20	R6.8.20 ～ R6.10.31	本業務は、令和６年８月９日付で契約締結し、同年10月31日完了予定である「札幌市教育文化会館喫茶スペース改装前施設整備業務」（以下、「施設整備業務」という。）の実施にあたり必要となる防火対策として、中央消防署予防課から指導を受けた事項について措置するものである。 措置の内容としては、施設整備業務着手の直後に火災感知器やスプリンクラーヘッドを一時撤去することから、未警戒となる区域への防火対策として、１時間耐火仕様の間仕切壁及び消火器（50型）を設置するものであるが、当該措置の必要性が判明した時期の関係上、施設整備業務とは別の業務として発注することとなったものである。 本業務は、施設整備業務で実施する消防設備の一時撤去や、既存床仕上げ材撤去の作業工程と入り組むことから、他の業者が実施した場合、工程管理が複雑となり、安全管理上の問題がある上、現地調査から始めることとなるため、札幌市教育文化会館のリニューアルオープンまでに実施する必要がある施設整備業務が、完了できない見込みである。 以上により、施設整備業務の受託者であり、現地を熟知している左記事業者は、本業務を工期内に実施することができる唯一の業者であるため、随意契約を締結することといたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）文化部文化振興課 011-211-2261
R6.10.16	創成川公園彫刻作品メンテナンス業務	特定非営利活動法人アルテピアッツァびばい	1,489,752	R6.9.15	R6.9.15 ～ R6.11.29	本業務は、創成川公園に設置している安田侃彫刻作品４点のコーティング、補修等の保守に係る業務を委託するものである。 特定非営利活動法人アルテピアッツァびばいは、平成18年から現在に至るまで、安田侃氏制作の彫刻作品40点以上を展示する「安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄」の管理運営を行っており、日常的に安田侃氏制作作品の保守管理を行っている。また、当該事業者に所属する研究員については、国内に設置されている安田侃氏制作作品のメンテナンスにも多数関わっており、対象作品である白大理石彫刻の取扱も熟知している。 加えて、安田侃氏より、対象作品のコーティングや補修の施工については、専用のコーティング剤を用い、作品に精通した当該事業者に委託するよう指定があった。 以上より、本業務については、当該業者以外が施工することが困難であることから、本業務の遂行にあたっては、当該業者を特定の相手方とする随意契約を行うこととする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）文化部文化振興課 011-211-2261
R6.11.13	（仮称）札幌自然史博物館整備検討に係る補足調査業務	株式会社丹青社	1,980,000	R6.10.29	R6.10.29 ～ R7.3.28	本業務は、平成26年度に策定した「（仮称）札幌博物館基本計画」、平成30年度に策定した「(仮称)札幌博物館展示・事業基本計画」及び上記計画に基づいた諸室構成等に関する令和元年度の検討結果を基に、想定する施設規模等の補足調査を行うものである。 当該事業者は上記２計画及び令和元年度の検討業務の受託事業者であり、本市の博物館計画について熟知しており、本業務の遂行に不可欠な業務実績や知見、検討経過について十分な蓄積があることから、検討期間の短縮及び調査に係る経費の節減を図ることができる。併せて業務の継続性が確保されることにより、本業務を確実に円滑に遂行できる唯一の業者である。 以上の理由から、当該業者への委託は契約の目的を達成させるために必要不可欠であり、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当するため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）文化部文化振興課 011-374-5002
R7.1.15	札幌芸術の森美術館空調自動制御設備修繕業務	ジョンソンコントロールズ株式会社	2,200,000	R6.12.13	R6.12.13 ～ R7.3.14	本業務は、札幌芸術の森美術館空調自動制御設備の排煙濃度計、温度検出器等の交換を行うものである。 札幌芸術の森美術館の空調自動制御設備は、ジョンソンコントロールズ株式会社製であり、同社独自の規格で作られた純正部品しか適合しない。 これら部品の調達と施工の両方が可能な業者は、当該空調自動制御設備の製作者である上記相手方以外に存在しないことから、本業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、左記業者を選定するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）文化部文化振興課 011-211-2261
R7.1.15	札幌芸術の森美術館搬入口オーバースライダー修繕業務	三和シヤッター工業株式会社	979,000	R6.12.13	R6.12.13 ～ R7.3.14	本業務は、札幌芸術の森美術館搬入口のオーバースライダーの修繕を行うものである。 当該オーバースライダーは、三和シャッター工業株式会社製であり、同社独自の規格で作られた純正部品しか適合しない。 これら部品の調達と施工の両方が可能な業者は、当該オーバースライダーの製作者である上記相手方以外に存在しないことから、本業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、左記業者を選定するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）文化部文化振興課 011-211-2261

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.2.19	中野北溟記念室作品額装等業務	株式会社昌文堂	1,221,000	R7.2.5	R7.2.5 ～ R7.3.31	本業務は、令和７年４月中から開始する中野北溟記念室第一回展示のため、書道作品の額装等を行うものである。 株式会社昌文堂は、これまでも中野北溟氏の作品の展示に札幌市内外にて複数回携わっており、対象作品の価値を十分に引き出す展示を行うことができる事業者である。額装などの準備も含め、書道作品の展示業務を請け負える事業者はわずかであるが、展 示作品の著作者である中野北溟氏からも、対象作品の特徴を熟知し、かつ展示方法のノウハウを保有している当該事業者により作品の展示業務が行われることが望ましいとの指定があった。 以上により、当該事業者は、当該作品の性質等を十分に理解しており、作家の意向に沿った方法で本業務を実施することができる唯一の業者であるため、随意契約を締結することとする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）文化部文化振興課 011-211-2261
R7.3.26	札幌コンサートホール大ホール吊マイク装置ワイヤー修繕業務	アビックラボ株式会社	2,035,000	R7.2.17	R7.2.17 ～ R7.3.31	本業務は、札幌コンサートホール大ホールの吊マイク装置のワイヤー交換及び制御装置のプログラム更新作業を含む総合試験調整を行うものである。 当該吊マイク装置は、調整室から天井裏にある制御盤を介し、コンピュータープログラムにより昇降動作を制御しているが、ワイヤー交換に伴い、吊マイク昇降時の停止位置調整が必要であるため、プログラムの更新が必須となる。 当該プログラムは、製造社（ヤマハサウンドシステム株式会社）独自のプログラムであるが、現在は生産及び保守対応期間が終了しており、ヤマハサウンドシステム株式会社の総代理店であるアビックラボ株式会社が通年の保守管理業務を請け負っているため、プログラム更新作業は当該業者しか実施できない。 このことから、本業務を遂行できるのは、プログラム更新を請け負えるアビックラボ株式会社の他にはないことから、本業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、左記業者を選定するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）文化部文化振興課 011-211-2261
R7.3.26	札幌市時計台時計機械保守等業務	札幌市時計台時計機械保存会	3,646,093	R7.3.17	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、札幌市時計台（以下「時計台」という。）に設置している時計機械の保守点検を行うとともに保守技術の継承を図るものである。時計機械は、明治14年（1881年）に付設された時計塔に設置されており、時計台とともに重要文化財に附（つけたり）指定されている大変貴重な時計機械である。また、平成21年（2009年）には機械遺産に認定されている。現在、時計機械は2名の職人により10年以上の間、適切に保守されているが、保守及び保守技術の継承に当たっては、当該時計機械特有の専門的知識、技術及び経験が必要となるため、これらを有する職人によって行うことが不可欠であり、当該職人以外にこれらの知識等を有する職人はいない。また、当該職人は時計機械の適切な保存及び保守の実施並びに保守技術の伝承を目的としている札幌市時計台時計機械保存会に所属し活動している。このことから、本件業務を遂行できる者は札幌市時計台時計機械保存会の他になく、本件業務に係る契約の性質が競争入札等に適さない（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第２号）と認め、本保存会を選定するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）文化財課 011-211-2312
R7.3.26	新琴似屯田兵中隊本部管理業務	新琴似屯田兵中隊本部保存会	1,881,000	R7.3.17	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、新琴似開拓に関する歴史を伝えるための施設である新琴似屯田兵中隊本部について、地域に根ざした文化財としての保存・活用を図りながら受付案内等の管理を行うものである。 新琴似屯田兵中隊本部保存会は、新琴似開拓に関する歴史を後世へ伝承すること、文化財としての当該施設の保存を目的に組織されている。また、館内の展示資料については、その多くが同保存会所有の屯田兵に関する資料であり、指定文化財である建造物を活用し、当時の様子をうかがえる資料をもとに開拓の歴史を後世に伝える役割に大きく貢献している。 このことから、新琴似開拓に関する歴史に精通し、かつ豊富な資料を活用しつつ、地域に根ざした文化財としての保存・活用を行いながら、本業務を遂行できる者は、同保存会の他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、同保存会を選定するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）文化財課 011-211-2312
R7.3.26	旧黒岩家住宅管理業務	旧黒岩家住宅（旧簾舞通行屋）保存会	3,296,040	R7.3.17	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、簾舞地区開拓に関する歴史を伝えるための施設である旧黒岩家住宅（旧簾舞通行屋）について、地域に根ざした文化財としての保存・活用を図りながら管理を行うものである。 旧黒岩家住宅（旧簾舞通行屋）保存会は、旧黒岩家住宅の家屋を末永く保存し、簾舞地区開拓における先人の苦労を後世に伝承することを目的として組織されている。 また、同保存会が独自に収集した民具・農具等を展示・解説することで、効果的に文化財及び同地区の開拓期における先人の功績を伝承する役割に大きく貢献している。 このことから、簾舞地区開拓に関する歴史に精通し、かつ豊富な資料を活用しつつ、地域に根ざした文化財としての保存・活用を行いながら、本業務を遂行できる者は、同保存会の他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、同保存会を選定するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）文化財課 011-211-2312
R7.3.26	札幌村歴史資料等管理業務	札幌村歴史資料等管理業務	4,323,000	R7.3.17	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、大友亀太郎をはじめとする旧札幌村の郷土開拓の歴史を伝えるための施設である札幌村郷土記念館について、地域に根ざした文化財としての保存・活用を図りながら管理を行うものである。 札幌村郷土記念館保存会は、大友亀太郎をはじめとする旧札幌村の郷土開拓に尽した先人の功績を後世へ伝承することを目的に組織されており、関係連合町内会と密接な連携を取りながら、札幌村郷土記念館内で業務対象資料を含めた地域の歴史に係る郷土資料を展示し、来館者に対する説明・案内を行っている。 このことから、大友亀太郎をはじめとする旧札幌村の郷土開拓の歴史に精通し、かつ豊富な資料を活用しつつ、地域に根ざした文化財資料として保存・活用を行いながら本業務を遂行できる者は、同保存会の他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、同保存会を選定するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）文化財課 011-211-2312
R7.3.26	手稲記念館展示室管理業務	手稲記念館管理運営委員会	5,313,000	R7.3.17	R7.4.1 ～ R8.3.31	手稲記念館は、郷土の歴史を後世に伝えるとともに、札幌市への合併後における新たなコミュニティづくりの拠点が必要との地域住民の意向を受けて昭和44年に設置されたもので、展示室のほか集会所及び講堂で構成されている。 本業務は、手稲記念館の展示室について、地域に根ざした展示室としての保存・活用を図りながら管理を行うものである。 手稲記念館管理運営委員会は、手稲記念館を長年にわたり利用してきた地元の団体で構成されており、郷土の歴史に精通し、地域に根ざした展示室としての保存・活用を行いながら、手稲記念館の展示室を管理運営することができる者は、同委員会の他にはいないことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、同委員会を選定するものである （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	市）文化財課 011-211-2312

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.4.17	令和6年度カーリング普及促進業務	（一社）札幌カーリング協会	4,356,000	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	当該業務の実施には、利用者と施設設備の安全管理及び利用者の競技力向上のため、競技及び施設に関する専門知識を有する指導員の確保が必要である。 一般社団法人札幌カーリング協会は、日本スポーツ協会公認カーリングコーチが多数所属するなど、本業務を遂行するために必要な指導者レベルや人員数を有している唯一の団体である。 以上のことから、同協会以外に当該業務を確実に実施できるものがおらず、契約の性質または目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.4.24	運動部活動アスリート派遣	一般社団法人Ａ－ｂａｎｋ北海道	16,388,000	R6.4.4	R6.4.4 ～ R7.3.31	本業務は、中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校の運動部活動に専門的な知識技能を有するアスリートを派遣し、顧問教諭の指導知識や指導力の向上、部員の意欲及び競技力の向上を図るものである。 一般社団法人A-bank北海道は、オリンピアンやトップチーム等で活躍した道内居住のアスリートを小中学校等の授業・部活動・講演会等に派遣を行い、また、子ども向けのスポーツ教室やイベントを実施している法人である。中学校等の運動部活動に対して年間を通して複数のアスリートを派遣した実績のある団体は同法人が道内において唯一であり、30部活動９競技種目に対して競技実績の高いアスリートを派遣することができるのは同法人の他に無い。 さらに同法人は、市内に事務所を設置していることから学校との連絡調整や緊急時の即時対応が可能である。加えて、所属アスリートのほとんどが札幌市に居住しており、当業務実施において経費面及び業務遂行の確実性を鑑みても適する団体は同法人の他に無い。 以上の事由から、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に基づきA-bank北海道との特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.4.24	厚別公園競技場主競技場保全業務	長谷川体育施設株式会社	246,400,000	R6.4.11	R6.4.11 ～ R7.3.31	日本陸連が定める「陸上競技場公認に関する細則」において、「舗装を一部改修するときは、舗装材は、既存の舗装材と同等のものとし、表面仕上げおよび硬度は、既存の舗装と同一とする。」と規定している。 よって、第３種公認競技場の継続には、既存の舗装材を調達し、かつ、当該舗装材を用いた舗装技術を有している左記業者のみが施工可能である。 以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者を特命とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.4.24	厚別公園競技場補助競技場保全業務	日本体育施設株式会社	128,480,000	R6.4.11	R6.4.11 ～ R7.3.31	日本陸連が定める「陸上競技場公認に関する細則」において、「舗装を一部改修するときは、舗装材は、既存の舗装材と同等のものとし、表面仕上げおよび硬度は、既存の舗装と同一とする。」と規定している。 よって、第３種公認競技場の継続には、既存の舗装材を調達し、かつ、当該舗装材を用いた舗装技術を有している左記業者のみが施工可能である。 以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者を特命とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.5.8	モエレ沼公園デザイン監修業務	一般社団法人　モエレ支援機構	1,727,000	R6.4.19	R6.4.19 ～ R7.3.31	本業務は、モエレ沼公園の野球場大規模改修工事及び設計にあたり、財団の同意を得る必要があるデザインに影響を及ぼす変更について、イサム・ノグチの芸術的遺産として維持していくために、監修を受けるものである。 モエレ沼公園の造成時に札幌市と米国のイサム・ノグチ財団（以下「財団」という）の間で締結した契約に基づき、施設の位置、素材、色、形状などデザインに影響を及ぼす変更に関して財団から文書による同意を得ることとなっているが、当該団体は、財団からこの同意の権限について委任されており、本業務に必要な条件を満たす唯一の者である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.5.8	市民運動広場調査解析・施工管理業務	パシフィックコンサルタンツ株式会社	20,240,000	R6.4.22	R6.4.22 ～ R7.3.28	令和３年度、令和４年度の業務では、その将来予測の妥当性を評価するため、地下水観測を継続的に実施し、令和５年度業務では、造成工事を開始したことによる地下水への影響観測を実施した。 令和６年度においても、これまでに引き続き令和２年度業務の解析条件及び予測結果の妥当性を評価するものである。そのため、本業務の履行者は、令和２年度業務の解析条件等を正確かつ詳細に把握し、地下水観測方法の継続性を確実に担保することが求められる。 パシフィックコンサルタンツ株式会社北海道支社は、令和２年度から令和５年度業務の履行者であり、解析条件及び調査方法等を熟知している。そのため、当法人が本業務を行った場合、前提条件整理等の時間を大幅に短縮できるため、経費の削減が図られること、また、観測の継続性が担保されるため、履行品質の確保が図られることから、競争に付すよりも有利である。 以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付すことが不利と認められるとき。」に該当すると判断し、随意契約（特定）により調達することとした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.7.3	札幌ドーム可動設備保全業務	川崎重工業株式会社	439,450,000	R6.5.16	R6.5.16 ～ R8.3.20	札幌ドームのホヴァリングステージ等可動設備の一括更新を行うことは、予算面及び工期の面から不可能であり、ドーム施設を稼働営業させながらの段階的かつ部分的な更新が必要となります。また、同設備には、メーカー独自の部品や技術が使用されています。本業務は、札幌ドームの可動設備の主要部品更新業務であり、上記のとおり、施設を稼働させながらの更新かつ、既設使用部品との互換性を確保するには、設計・製造メーカーの技術が必要かつ、製造メーカー部品以外での代替が不可能である。 以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者を特命とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R7.1.8	大倉山ジャンプ競技場ほか３施設圧雪車整備業務	スノーシステムズ株式会社	8,925,400	R6.5.16	R6.11.18 ～ R7.1.24	本業務は、大倉山ジャンプ競技場ほか３施設の圧雪車整備業務です。当該圧雪車はケースボーラー社製で、製造メーカー独自の技術が使用されております。 上記メーカーであるケースボーラー社の国内で唯一の代理店が、スノーシステム（株）であり、他に取扱業者がないことから、同社に特定随契することとする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.7.3	平岸プール可変床保全業務	三菱重工機械システム株式会社	9,625,000	R6.5.17	R6.5.17 ～ R7.2.28	本業務は平岸プールに設置されている可変床の稼働や異常を検出した際に機器を停止させる等をプログラムによって自動制御する機器（PLC）の部品及び電気を供給する直流電源装置の更新を行うものである。可変床についてはメーカー独自の部品や制御が使用されているため、メーカー以外による部品代替及び交換作業の実施が不可能である。 以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者に特命とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.8.7	令和６年度オリンピック・パラリンピック教育運営調整業務	一般社団法人北海道オール・オリンピアンズ	8,958,574	R6.5.27	R6.5.27 ～ R8.2.28	本業務は、オリンピック・パラリンピック教育におけるオリンピアン・パラリンピアンによる講演・体験授業を実施するため、講師の選定・派遣ならびに謝礼の支払い等の事務手続きを行うとともに、当日スケジュールに係る調整を各学校・札幌オリンピックミュージアムと行うものである。 業務履行にあたっては、札幌市内への講師派遣を年間を通じて100回以上にわたって行うため、オリンピアン・パラリンピアンとの広いネットワークを有していることが求められ、業務履行可能業者は限られる。 さらに、本事業は札幌オリンピックミュージアムを活用したオリンピズムの浸透を標榜しており、同施設との連携・協力体制の構築が求められる。 上記選定事業者は、北海道ゆかりのオリンピアン・パラリンピアンが活動の中心を担っており、これまでもオリパラ教育の講師派遣に協力をいただいていることから、本市の求めるオリンピアン・パラリンピアンとの広いネットワークを有していることは実証されている。加えて、オリンピックミュージアム内に活動拠点を設けており、当日進行の担い手である学芸員・スタッフとの連携を即時に図ることが可能である。 以上の事由により、本業務を履行可能な唯一な事業者として、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に基づき、上記選定事業者と特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.6.19	新美香保体育館整備に係る既存設備影響検討業務	株式会社日本設計	1,595,000	R6.6.12	R6.6.12 ～ R6.8.30	本業務は、過年度に実施した「新美香保体育館整備基本計画策定支援業務」及び「新美香保体育館整備基本計画策定支援追加検討業務」（以下、合せて「過年度業務」という。）にて検討したモデルプランを基に、新美香保体育館整備が建設候補地の既存施設及び設備に与える影響を調査し、改修方針等を作成するものである。 　改修方針等の作成は、過年度業務で得られた成果を基に行われるものであり、本業務を的確かつ円滑に遂行するためには、同種業務の業務経験を有することはもとより、新美香保体育館の整備方針及び法律等の諸条件を熟知していることが必要不可欠である。また、本業務で得られた成果品は、今年度検討する新美香保体育館建設に係る要求水準書作成の基礎資料として活用するものである。 　左記業者は、過年度業務において再委託業者として施設計画の検討を行い、関係機関との協議においては中心となって実務を担った業者である。そのため、過年度業務の成果内容を熟知していることから、本業務を的確かつ円滑に遂行でき、履行品質の確保が期待できる。 　さらに、左記業者が本業務を行う場合、これまでの知見やノウハウを継続して活用することで、前提条件整理等の労力や時間を大幅に短縮することができ、経費削減及び履行期間の短縮が図られることから、競争に付すよりも有利である。 　以上の理由により、地方自治法施行令第167条の２第１項第６号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当すると判断する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.7.10	区体育館等における障がい者スポーツ体験会運営業務	一般財団法人　札幌市スポーツ協会	1,277,700	R6.6.18	R6.6.18 ～ R7.3.31	本業務は、区体育館等において、障がい者スポーツを体験するものであり、体験会を行う区体育館等の市民利用枠や競技団体利用枠との調整が必須であることに加え、障がい者スポーツの指導員資格、知識・経験を有するスタッフを配置する必要がある。　当該団体は、区体育館等の指定管理者であり、各施設の年間スケジュールを管理し、市民利用枠や競技団体利用枠との調整が可能である。また、当該団体には障がい者スポーツ指導員の資格所持者も在籍しており、さまざまな障がい者スポーツ競技団体との連携を密に取ることが可能なことに加え、これまでも障がい者スポーツに関するイベント業務の実績があることから、障がい者等の不特定多数の参加者の対応や会場の安全確保という面でも優れており、契約中に実施する複数回の体験会を、安定して実施できるものと考えられる。 　以上の理由から、本業務を受託可能な団体は当該団体のみであると判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.7.10	札幌ドーム周辺整備に係る交通計画追加検討業務	株式会社ドーコン	4,554,000	R6.6.20	R6.6.20 ～ R6.8.30	本業務は、札幌ドーム周辺のスポーツ交流拠点整備に向け、令和5年度に実施した「札幌ドーム周辺スポーツ交流拠点基本計画追加検討業務」をもとに、令和4年度に実施した「札幌ドーム周辺地域におけるスポーツ交流拠点基本計画検討業務」における交通計画の追加検討を行うものである。これは、令和4年度業務の成果を基に行われるものであることから、本業務を的確かつ円滑に遂行するためには、同種業務の業務経験を有することはもとより、検討の前提条件を熟知し、これまでの調査・検討の内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 株式会社ドーコンは、令和4年度業務を公募型プロポーザルの結果受託したグループにおいて交通計画等を担当した構成社であり、これまでの検討過程や課題等を熟知しているとともに、すでに習得している知見やノウハウを継続して活用可能であることから、本業務を的確かつ円滑に遂行でき、履行品質の確保が期待できる。 さらに、当法人が本業務を行う場合、前提条件整理等の労力、時間を大幅に省略、短縮できるため、経費削減及び履行期間の短縮が図られることから、競争に付すよりも有利である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.7.17	令和６年度ウインタースポーツ塾 in Summer 運営業務	一般財団法人　札幌市スポーツ協会	2,856,700	R6.6.24	R6.6.24 ～ R6.9.6	ウインタースポーツ塾in Summerはウインタースポーツの裾野拡大を目的とした、札幌市内の小学生を対象とした冬季競技３種目の体験会であり、この３種目をまとめて企画・広報・募集し、必要に応じて種目間で応募者の振り分けを調整するなど、３種目を一体的に運営することが必要である。よって、当該事業の実施には、３種目すべてについて、専門的知識を有する指導者・スタッフの円滑かつ確実な手配や実施会場の状況を踏まえた適切な安全確保が求められる。 　一般財団法人札幌市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）は、３種目の競技団体がすべて加盟団体となっており、各競技団体との独自のネットワークに基づく密接な連携が可能である。 　各競技団体とのネットワークや安全管理ノウハウを生かし、３種目すべての体験会を一体的かつ円滑・安全に実施することができる団体はスポーツ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に基づき、スポーツ協会との特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.7.17	札幌藻岩山スキー場運営体制移行に係る協議支援業務	有限責任監査法人トーマツ	5,742,000	R6.6.27	R6.6.27 ～ R7.3.31	本業務の実施に当たっては、藻岩山スキー場の現在までの経緯や現状の運営体制における課題、札幌市内のスキー場における藻岩山スキー場の位置付けを踏まえた上で進めていく必要がある。 施設の老朽化が進む藻岩山スキー場において、とりわけリフトについては、年式が古く（第１リフトは1979年建設）修繕が難しいものもあることから、施設リニューアルに向けた新たな運営体制への移行については待ったなしの状況であり、３者協議を確実に年度内に完了させる必要がある。 また、３者協議については、1「ロッジの解体・建設時期の調整」をはじめ2「リフトの更新手法」3「リフト事業に係る委託料・使用料の整理」4「土地の開発等による関係部局との調整」、5「管理運営協議会の体制見直し」など多岐に渡っており、これらの全てを年度内に行うためには相当程度のスピード感が求められる。 当該事業者は、スポーツ局が令和４年度に発注した「藻岩山スキー場運営体制構築検討業務」及び令和５年度に発注した「藻岩山スキー場運営体制移行に係る参入意向調査業務」（以下、「過年度業務」という。）の受注事業者であり、藻岩山スキー場における現在までの経緯・経過を熟知している。 本業務は過年度業務から継続する業務であり、当該事業者が引き続き関与することで、事前に踏まえるべき事項について改めて調査・確認する必要がなく、限られた期間内で確実かつ効率的・効果的な業務の履行が見込めることから、当該事業者との特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.7.31	大倉山ジャンプ競技場人工降雪設備保全業務	株式会社エナジーデザイン	13,970,000	R6.7.9	R6.7.9 ～ R7.1.31	本業務は大倉山ジャンプ競技場に設置されている人工降雪設備の送水ポンプの更新を行うものである。本設備は、メーカー独自の技術が使用されており、本ポンプにおいても、人工降雪用に使用するために、くみ上げ能力を上げる加工が必要となるため、メーカー以外による部品代替及び交換作業の実施が不可能である。 以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者を特命とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.9.4	月寒体育館冷凍設備保全業務	株式会社前川製作所	1,100,000	R6.7.10	R6.7.10 ～ R6.10.31	本業務は月寒体育館の冷凍設備の構成機器である電磁弁等の更新を行うものである。上記機器を含む冷凍設備については、メーカー独自の部品や技術が使用されており、メーカー以外の部品代替及び交換作業の実施が不可能である。 以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者を特命とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.8.7	札幌ドームごみ処理設備保全業務	新明和工業株式会社	2,860,000	R6.7.12	R6.7.12 ～ R7.3.19	本業務は札幌ドームに設置されているごみ処理設備の整備業務です。ごみ処理設備であるコンパクタについてはメーカー独自の部品や機構が使用されているため、メーカー以外の部品代替及び交換作業の実施が不可能です。そのため、コンパクタの製造メーカーである左記業者以外にこの業務を実施できるものが他にいないことから、左記業者に特定随契とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.8.7	札幌ドームエレベーター設備保全業務	東芝エレベータ株式会社	5,775,000	R6.7.12	R6.7.12 ～ R7.3.19	本業務は札幌ドームに設置されているエレベーター設備の整備業務です。既設エレベーター設備についてはメーカー独自の部品や機構が使用されているため、メーカー以外の部品代替及び交換作業の実施が不可能です。そのため、既設エレベーターの製造メーカーである左記業者以外にこの業務を実施できるものが他にいないことから、左記業者に特定随契とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.9.4	札幌ドーム消防設備保全業務	ホーチキ株式会社	8,131,200	R6.7.12	R6.8.7 ～ R7.1.10	本業務は札幌ドームの消防設備の構成機器である泡消火設備、ガス漏れ検知器、制御盤バッテリー及び放水銃用コンプレッサーの保全業務を行うものである。上記機器を含む消防設備については、メーカー独自の部品や技術が使用されており、メーカー以外の部品での代替が不可能であり、他の消防設備機器との互換性を確保することが不可能である。 以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者を特命とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.11.27	円山総合運動場陸上競技場保全業務	日本体育施設株式会社	2,134,000	R6.7.12	R6.9.30 ～ R7.3.31	日本陸上競技連盟が定める「陸上競技場公認に関する細則」において、「舗装を一部改修するときは、舗装材は、既存の舗装材と同等のものとし、表面仕上げおよび硬度は、既存の舗装と同一とする。」と規定している。 また、既存の舗装材は、製造メーカーである左記業者以外に供給されていないため、材料の調達及び当該舗装材を用いた舗装は左記業者以外では不可能である。 よって、第２種公認競技場の公認を受けている当該施設の保全は、左記業者以外に実施できる者がいないため、左記業者を特命とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.8.7	札幌ドーム各塁ベース設備保全業務	ＩＨＩ運搬機械株式会社	40,128,000	R6.7.17	R6.7.17 ～ R7.3.21	本業務は札幌ドームの各塁ベースの更新を行うものである。各塁ベースはメーカー独自の部品や技術が使用されており、本業務において既設部品との互換性を確保するためには、メーカー以外による部品選定及び交換作業の実施が不可能である。 以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者を特命とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.9.18	大和ハウス プレミストドーム遮光幕保全業務	太陽工業株式会社東北支店	11,770,000	R6.8.22	R6.8.22 ～ R7.3.31	本業務は、大和ハウス プレミストドームの遮光幕設備の各種部品交換を実施するものである。 本業務の対象となる遮光幕設備については、製造メーカー以外の部品への代替が不可能であり、部品供給も左記業者以外には行われない。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、左記業者に特命とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.9.18	スポーツ交流施設屋根幕材残存強度試験業務	太陽工業株式会社東北支店	990,000	R6.8.22	R6.8.22 ～ R7.3.31	本業務は、スポーツ交流施設の屋根に使用されている幕材の強度が新設時の強度と比較してどの程度低下しているか試験するものである。 スポーツ交流施設の幕材は、建築基準法が想定しない特殊の建築材料を大臣が個別に審査して認める建築基準法旧38条に基づき、平成７年６月９日付けで認定を受けたもので、幕材の強度低下の比較や試験のため検体採取した部分の補修は、幕材の製造メーカー以外に実施することが不可能である。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、左記業者に特命とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.10.9	中島体育センター暖房用ボイラー保全業務	株式会社ヒラカワ	7,407,400	R6.8.22	R6.8.22 ～ R6.12.13	本業務は中島体育センターの暖房用ボイラーの主要部品であるバーナ等の更新を行うものである。上記機器を含む暖房用ボイラーについては、メーカー独自の部品や技術が使用されており、メーカー以外の部品代替及び交換作業の実施が不可能である。 以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者を特命とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6. 10. 9	全国障害者スポーツ大会札幌市選手団等派遣業務	一般社団法人札幌市障がい者スポーツ協会	12,925,000	R6. 8. 30	R6. 8. 30 ～ R6. 12. 27	本事業の実施にあたっては、選手である障がい者の容態に合わせた安全の確保や介助、競技用具の選択、技能指導等を適切に行い、各関係団体と連携を図る必要がある。 当該協会は、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第３条に規定する参加資格者ではないが、専ら選手団派遣、選手・指導員の育成等の障がい者スポーツに係る普及活動を事業としており、障がい者スポーツに関する知識と経験の面において強い専門性を持つ。また、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の登録団体であり、各関係団体との緊密な協力関係を有する市内唯一の団体である。 市内において、当該法人以外に本事業で求められる運営体制を確保できる法人がないことから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定により随意契約（特定）とすることとする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6. 10. 16	第23回全国障害者スポーツ大会札幌市選手団等派遣業務	一般社団法人札幌市障がい者スポーツ協会	12,925,000	R6. 8. 30	R6. 8. 30 ～ R6. 12. 27	本事業の実施にあたっては、選手である障がい者の容態に合わせた安全の確保や介助、競技用具の選択、技能指導等を適切に行い、各関係団体と連携を図る必要がある。 当該協会は、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第３条に規定する参加資格者ではないが、専ら選手団派遣、選手・指導員の育成等の障がい者スポーツに係る普及活動を事業としており、障がい者スポーツに関する知識と経験の面において強い専門性を持つ。また、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の登録団体であり、各関係団体との緊密な協力関係を有する市内唯一の団体である。 市内において、当該法人以外に本事業で求められる運営体制を確保できる法人がないことから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定により随意契約（特定）とすることとする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6. 10. 9	大和ハウス プレミストドーム大型映像装置保全業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	29,700,000	R6. 9. 3	R6. 9. 3 ～ R7. 3. 26	大和ハウス プレミストドームの大型映像装置には、メーカー独自の部品や技術が使用されており、本業務は既存の構成部品の整備である。設計・製造を行ったメーカーの技術が必要となるため他では互換性を確保できないことから左記業者以外にこの業務を実施できる者がない。そのため、左記業者に特命とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6. 10. 9	大和ハウス プレミストドーム直流電源装置保全業務	株式会社北海道ジーエス・ユアササービス	5,830,000	R6. 9. 3	R6. 9. 3 ～ R7. 3. 26	大和ハウス プレミストドームの直流電源設備の一括更新を行うことは、予算面及び工期の面から不可能であり、ドーム施設を稼働営業させながらの段階的かつ部分的な更新が必要となります。また、同設備には、メーカー独自の部品や技術が使用されています。本業務は、大和ハウス プレミストドームの直流電源設備のうち蓄電池の更新でありそれ以外の設備は流用しての作業になります。上記のとおり、稼働させながらの更新であるため、既設使用部品との互換性を確保するには、製造メーカー部品以外での代替が不可能であること、かつ、設計・製造メーカーの技術が必要となることから左記業者以外にこの業務を実施できる者が他にないため、左記業者に特命とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6. 10. 9	平岸プール自動制御設備保全業務	株式会社オーテック	2,695,000	R6. 9. 11	R6. 9. 11 ～ R7. 1. 31	本業務は平岸プールの自動制御設備の一部である自動制御機器の更新を行うものである。上記機器を含む自動制御設備については、メーカー独自の技術が使用されており、他の自動制御機器との互換性を確保しながらの部品交換作業の実施が不可能である。 以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者を特命とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6. 10. 30	平岸プール暖房設備保全業務	東テク北海道株式会社	1,785,300	R6. 9. 11	R6. 9. 11 ～ R7. 1. 31	本業務は平岸プールの真空式温水器の制御関連部品の更新を行うものである。上記機器を含む真空式温水器については、メーカー独自の部品や技術が使用されており、メーカー以外の部品代替及び交換作業の実施が不可能である。しかし、メーカーである昭和鉄工（株）は札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）への登録がされていないため、本業務を実施できる者は北海道地区において昭和鉄工（株）の製品販売の代理店であり、保守整備の指定会社となっている東テク北海道（株）以外にいない。 以上より、左記業者を特命とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6. 10. 30	大和ハウス プレミストドーム中央監視装置保全業務	アズビル株式会社	17,160,000	R6. 9. 20	R6. 9. 20 ～ R7. 2. 14	本業務は大和ハウス プレミストドームの中央監視設備の構成機器である電動２方弁等の保全業務を行うものである。中央監視装置は、メーカー独自の部品やソフトフェアが使用されており、メーカー以外にシステム全体の互換性を確保しながら、部品を交換することが不可能である。 以上より、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者を特命とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6. 10. 30	大和ハウス プレミストドーム受変電設備保全業務	株式会社アサヒファシリティズ	1,155,000	R6. 9. 30	R6. 9. 30 ～ R7. 1. 29	本業務は、大和ハウス プレミストドームの受変電設備に使用されている重要な設備に関する業務である。 本業務を行うためには施設を停電させる必要があり、年に１回設定される全停電日に作業を実施することになり、施設が広く設備点数も多いことから、停電前の設備養生や復電後の設備復旧も大掛かりなものとなる。 また、全停電日は停電時にしか実施出来ない他の修繕工事や点検作業も行われるため分単位でスケジュールを設定し、１００名を超える作業者が各所で作業を実施する大規模な作業となる。加えて、確実に全停電日に事故無く作業を完了させ、次のイベント開催に備えなくてはならない。 それらの各種作業は当該設備の保守や維持管理を行っている(株)アサヒファシリティズ北海道支店が作業全体を統括し、限られた時間内で完了するよう全体工程や手順を検討した上で、全体の指揮をとっている。 そのため、本業務を実施するにあたっては電気主任技術者として施設を熟知している(株)アサヒファシリティズ北海道支店による業務実施が必須であり、他の事業者では業務を実施することが出来ない。よって同社に特定随契することとする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6. 10. 30	手稲区体育館電動カーテンほか保全業務	宏栄建設株式会社	5,242,600	R6. 9. 30	R6. 9. 30 ～ R7. 1. 28	本業務は手稲区体育館の競技室の電動カーテン及び排煙窓の稼働装置並びに西面外壁の排気口の保全を行うものである。 本業務の保全対象は足場を必要とする高所であるが、手稲区体育館で実施されている防水改修及びドレン管改修工事で設置した足場を利用又は一部組換えて作業することで、履行品質を確保しつつ、履行期間の短縮と経費の節減が見込める。 また、本業務の作業エリアと工事エリアが重複していることから、作業動線の交差による接触事故を防ぐための安全管理や工程管理が必要不可欠である。 以上より、改修工事を請け負っている左記業者を特命とする。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第６号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6. 11. 27	大和ハウス プレミストドームシャッター保全業務	文化シヤッターサービス株式会社	6,050,000	R6. 10. 23	R6. 10. 23 ～ R7. 3. 31	本業務は、大和ハウス プレミストドームの既存電動シャッターの各種部品交換を実施するものである。 電動シャッターについては、メーカー独自の部品や技術が使用されているため、既存設備との互換性を確保するにはメーカー以外の部品への代替が不可能である。 したがって、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者に特命とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.11.27	豊平区体育館換気窓用開閉装置保全業務	丸竹豊建業株式会社	4,345,000	R6.10.23	R6.10.23 ～ R7.3.25	本業務は豊平区体育館の競技室及び体育室の換気用開閉装置の保全を行うものである。 本業務の保全対象は足場を必要とする高所であり、豊平区体育館で実施されている競技室天井改修工事で設置した足場材を利用することで、履行品質を確保しつつ、履行期間の短縮と経費の節減が見込める。 また、本業務の作業エリアと工事エリアが重複していることから、作業動線の交差による接触事故を防ぐための安全管理や工程管理が必要不可欠である。 以上より、改修工事を請け負っている共同企業体の幹事企業である左記業者を特命とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R7.5.7	札幌ドーム周辺スポーツ交流拠点事業手法等検討業務	ＥＹストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社	30,998,880	R6.10.31	R6.10.31 ～ R7.3.28	事業手法等の検討に必要となる分析力や技術的スキル等、広範かつ高度な専門的知識と豊富な経験が必要とされ、価格による競争入札等になじまないものであることから、委託先の選定にあたっては公募型企画競争により実施。 左記業者は、令和６年10月９日に開催した札幌ドーム周辺スポーツ交流拠点事業手法等検討業務に係る企画競争実施委員会において企画提案の審査をした結果、最も高い評価を得たため、上記業務の内容に最も適した委託候補業者として選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.12.4	タグラグビー親子体験教室運営業務	一般財団法人　札幌市スポーツ協会	1,776,500	R6.11.12	R6.11.12 ～ R7.3.26	札幌市では、ラグビーワールドカップ2019開催後も、継続的な応援者の拡大と競技人口の増加を目指し、裾野拡大を図っているところである。 本体験教室は約440人の参加者が見込まれ、子どもにはラグビーの楽しさを体感してもらい、親には競技への理解を深めてもらうことで、競技を始めるきっかけを作り、競技の裾野を拡大することを目的としている。 そうしたなか、一般財団法人札幌市スポーツ協会（以下「協会」という。）は、当該事業の会場となっている施設の指定管理者であり、競技に興味を持った子どもたちの育成及び上達を目的とした有料のタグラグビー教室（以下「自主事業」という。）を行っていることから、協会のノウハウを活用できることに加え、スポーツ施設を戦略的に活用することで本体験教室と自主事業を一体的に実施することが可能となり、より効果的に継続的なラグビー普及振興を図ることができる。 また、本体験教室と自主事業を一体的に実施するに当たっては、事業内容等の棲み分け及び調整が必要となるが、スポーツ協会は加盟団体である北海道ラグビーフットボール協会（札幌支部）と連携を図り、子どもの指導経験が豊富な指導者を確保できるとともに、事業内容等の調整を円滑に行うことができるため、より効果的な指導内容で実施することができる。 以上の理由から、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.12.4	歩くスキーコース管理運営業務	一般財団法人　札幌市スポーツ協会	7,022,400	R6.11.13	R6.11.13 ～ R7.3.26	札幌市スポーツ協会は ・中島公園、白旗山競技場の歩くスキー常設コースに必要な案内標識やスノーフェンスを所有している。 ・中島公園で貸出を行っている歩くスキーを所有している。 ・指定管理者となっている白旗山競技場の管理棟前が常設コースの発着場となっていることから、白旗山競技場を含むコース全体を一体として整備することができる。 ・指定管理者となっている中島体育センターや白旗山競技場を拠点としたコースとなっていることから、コースの安全管理や随時コースの巡回を行うことができる。 以上のことから、中島体育センター及び白旗山競技場の指定管理者である一般財団法人札幌市スポーツ協会は本業務を履行できる唯一の業者である。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R7.1.8	令和６年度札幌国際スキー場・Fu's snow area　スキーインストラクター派遣業務	株式会社札幌リゾート開発公社	7,809,230	R6.11.18	R6.11.18 ～ R7.3.31	札幌国際スキー場を利用する市内18校、Fu's snow areaを利用する市内28校からスキー学習へのインストラクター派遣依頼があった。 派遣インストラクターは天候や雪質、障害物や他のスキーヤー等、スキー場に内在する危険を回避し、何よりも安全を確保する状況判断能力が求められる。 札幌国際スキー場並びにFu's snow area直轄のスキー学校は、スキー場のコースを熟知した指導資格を有するインストラクターが在籍しており、年齢や技術レベルに合わせた安全な指導法や救急法についての講習を実施してスキー学習の受け入れに備えている。また、緊急事案が発生した際に備えてインストラクター、パトロール、救護、索道関係者と連携した訓練が実施されている。インストラクターの派遣にあたっては、スキー場直轄のスキー学校に所属するインストラクターを派遣することが安全で最も合理的である。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、上記スキー場を運営する株式会社札幌リゾート開発公社との特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R7.1.8	令和６年度　サッポロテイネスキー場　スキーインストラクター派遣業務	加森観光株式会社テイネ事業部	4,577,673	R6.11.18	R6.11.18 ～ R7.3.31	サッポロテイネスキー場を利用する市内18校からスキー学習へのインストラクター派遣依頼があった。 派遣インストラクターは天候や雪質、障害物や他のスキーヤー等、スキー場に内在する危険を回避し、何よりも安全を確保する状況判断能力が求められる。 サッポロテイネスキー場直轄のスキー学校は、スキー場のコースを熟知した指導資格を有するインストラクターが在籍しており、年齢や技術レベルに合わせた安全な指導法や救急法についての講習を実施してスキー学習の受け入れに備えている。また、緊急事案が発生した際に備えてインストラクター、パトロール、救護、索道関係者と連携した訓練が実施されている。インストラクターの派遣にあたっては、スキー場直轄のスキー学校に所属するインストラクターを派遣することが安全で最も合理的である。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、上記スキー場を運営する加森観光株式会社テイネ事業部との特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R7.1.8	令和６年度　朝里川温泉スキー場　スキーインストラクター派遣業務	株式会社Sasson	4,180,000	R6.11.18	R6.11.18 ～ R7.3.31	市内の10校から朝里川温泉スキー場におけるスキー学習へのインストラクター派遣依頼があった。 派遣インストラクターは天候や雪質、障害物や他のスキーヤー等、スキー場に内在する危険を回避し、何よりも安全を確保する状況判断能力が求められる。 朝里川温泉スキー場直轄のスキー学校は、スキー場のコースを熟知した指導資格を有するインストラクターが在籍しており、年齢や技術レベルに合わせた安全な指導法や救急法についての講習を実施してスキー学習の受け入れに備えている。また、緊急事案が発生した際に備えてインストラクター、パトロール、救護、索道関係者と連携した訓練が実施されている。インストラクターの派遣にあたっては、スキー場直轄のスキー学校に所属するインストラクターを派遣することが安全で最も合理的である。 以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、上記スキー場を運営する株式会社Sassonとの特定随意契約としたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.1.8	大和ハウス プレミストドーム自動ドア保全業務	フルテック株式会社	1,320,000	R6.11.19	R6.11.19 ～ R7.3.31	本業務は、大和ハウス プレミストドームの自動ドアの部品交換を実施するものである。 自動ドアについては、メーカー独自の部品や技術が使用されているため、既存設備との互換性を確保するにはメーカー以外の部品への代替が不可能である。 したがって、左記業者以外に本業務を実施できる者がいないため、左記業者に特命とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R7.1.8	令和６年度青少年山の家における「歩くスキー出前授業」実施業務	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	2,860,000	R6.11.26	R6.11.26 ～ R7.3.19	本業務は札幌ドームに設置されているごみ処理設備の整備業務です。ごみ処理設備であるコンパクタについてはメーカー独自の部品や機構が使用されているため、メーカー以外の部品代替及び交換作業の実施が不可能です。そのため、コンパクタの製造メーカーである左記業者以外にこの業務を実施できるものが他にいないことから、左記業者に特定随契とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R7.1.8	ウインタースポーツ塾運営業務	一般財団法人　札幌市スポーツ協会	9,579,900	R6.12.2	R6.12.2 ～ R7.2.28	ウインタースポーツ塾はウインタースポーツの裾野拡大を目的とした小学生対象の冬季競技７種目の体験会であり、この７種目をまとめて企画し、一体的に運営することが必要である。よって、当該事業の実施には、７種目すべてについて、専門知識を有する指導者・スタッフの円滑かつ確実な手配や、各実施会場の状況を踏まえた適切な安全確保が求められる。 一般財団法人札幌市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）は、７種目の競技団体がすべて加盟団体となっており、各競技団体との独自のネットワークに基づく密接な連携が可能である。また、各種目のスポーツ少年団を取りまとめていることから、参加者に対して少年団への加入を促し、子どもたちの競技継続やウインタースポーツの普及・振興に寄与することが可能である。 各競技団体とのネットワーク、少年団との連携や安全管理ノウハウを生かし、７種目すべての体験会を一体的かつ円滑・安全に実施することができる団体はスポーツ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、スポーツ協会との特定随意契約としたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R7.2.5	総合型地域スポーツクラブのモデル事業管理運営等業務	一般財団法人　札幌市スポーツ協会	1,499,300	R6.12.20	R6.12.20 ～ R7.3.14	本業務は、本市における「総合型地域スポーツクラブ」の育成を目指し、 スポーツに親しむ人々が多様な競技・種目に気軽に親しめる環境を構築する際の課題解決に向け、運営団体・実施主体の整備、指導者の確保、受益者負担の在り方等、より具体的な課題等を把握するために行うものである。 実施時間については、学校体育施設開放事業（以下「学校開放」という。）との重複が想定されるため、学校開放において会場の管理・運営を行っている体育振興会との調整が必要となるが、一般財団法人札幌市スポーツ協会（以下「協会」という。）は、学校開放の受託事業者であり、学校開放との調整や体育振興会との連絡・調整を円滑に行うことができる唯一の事業者である。 また、協会は小学生を対象とした「DO！スポKIDS」や、55歳以上の方を対象とした「DOスポ！シニア健康塾」等、幅広い年代を対象とした多種多様な事業の企画・運営を行っており、指導経験が豊富な指導者を確保できるとともに、協会に加盟している各競技団体とも連携し、多種目を体験できる内容で事業を実施することができる。 以上の理由から、協会以外に当該業務を確実に実施できるものがいないため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき、特定随意契約といたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R7.3.26	冬季パラスポーツ体験会運営業務	一般財団法人　札幌市スポーツ協会	1,425,600	R7.1.31	R7.1.31 ～ R7.3.31	本業務は、令和７年２月16日（日）に、「月寒屋外競技場」、「月寒体育館」、「どうぎんカーリングスタジアム」にて、冬季パラスポーツ４種目（シットスキー、パラアイスホッケー、車いすカーリング、デフカーリング）を体験できる事業である。また同日、同会場において、一般財団法人札幌市スポーツ協会（以下「協会」という）が主催する「わくわくウィンターフェスタ（以下「フェスタ」という）」と連携することで集客PRにおける相乗効果や業務の効率化が図られることから、効果的な事業の実施にはフェスタと一体的な運営が必要不可欠である。 また、会場設営や参加者への対応については、指定管理者であり、会場を熟知している協会が円滑に進めることができることに加え、安全面においても、これまで障がい者スポーツ体験会等を多数実施してきた実績のある協会は、安定した運営を行うことが可能である。（特に今回は、東京2025デフリンピックPRのため、「デフカーリング」を新たに加える予定で、ろうあ者の競技者及びスタッフとの対応も必要で、協会はパラスポーツ指導員の資格を有した職員が多数在籍している） 以上の理由から、本業務を受託可能な団体はフェスタの主催者である協会のみであるため、本業務は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、協会との特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R7.3.5	プロスポネットSAPPORO チャレンジフェスタ運営業務	一般財団法人　札幌市スポーツ協会	1,430,000	R7.2.5	R7.2.5 ～ R7.3.31	札幌市では、札幌市に本拠地を置く４つのプロスポーツチームと設立した「プロスポネットSAPPORO」と連携・協力して共通目標である「スポーツを通じたまちづくり」を進めているところである。 本事業は約180人の参加者が見込まれ、参加者の子ども達、保護者達には各スポーツチームの魅力、各種スポーツの楽しさを体感、競技への理解を深めてもらうことでスポーツ観戦の文化の醸成だけでなく、スポーツを始めるきっかけを作ることを目的としている。 一般財団法人札幌市スポーツ協会（以下「協会」という。）は、本事業の会場となっている体育施設の指定管理者であることに加えて、サッカー、野球、フットサルを含めた様々な種目でスポーツの普及振興のための自主事業を行っているとともに、各種競技団体・少年団のハブ機能を担っている事業者である。管理する体育施設を戦略的に活用した自主事業の実施及び少年団活動の支援におけるノウハウ、少年団を含めた競技団体とのネットワークを生かすことにより、複数種目のプロスポーツチームと連携した本事業において、参加者である子どもたちのスポーツ活動継続につながる効果的な業務運営ができる唯一の事業者である。 以上の理由から、地方自治法施工令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき、特定随意契約としたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R7.3.5	モエレ沼公園野球場スタンド給排水設備保全業務	株式会社ふじ研究所	1,130,800	R7.2.12	R7.2.12 ～ R7.3.31	本業務はモエレ沼公園野球場給排水設備のトイレ系統の給水ポンプ吐出部側配管に水道メーターを設置するものである。本施設は令和７年１月末に引き渡しを受けた施設であり、野球場として給排水設備の全面運用を開始していない状況にあるため、本格運用までに不具合等が発生した場合の責任の所在を明確にしておく必要があることから、新築設備工事を受注した左記業者に発注する必要がある。また、配管切替の全体像を把握していないと思わぬ事故に繋がる可能性があり、事故の防止や緊急対応の面からも左記業者以外に作業を行うことは不可能である。 以上より、左記業者を特命とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.5.7	（仮称）新スケート・カーリング場整備事業者選定アドバイザリー業務	株式会社長大	49,698,000	R7.3.11	R7.3.11 ～ R9.3.31	本事業における事業者の募集・選定にあたっては、デザインビルド方式による事業実施についての幅広い知識及び高度な専門的知識と豊富な経験が必要とされ、価格による競争入札等になじまないものであることから、委託先の選定にあたっては公募型企画競争により実施。 左記業者は、令和７年２月12日に開催した（仮称）新スケート・カーリング場整備事業者選定アドバイザリー業務に係る企画競争実施委員会において企画提案の審査をした結果、最も高い評価を得たため、上記業務の内容に最も適した委託候補業者として選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R7.4.23	令和7年度スポーツ局ほか清掃業務	オリックス・ファシリティーズ株式会社	5,909,750	R7.3.12	R7.4.1 ～ R8.3.31	スポーツ局等が入居するORE札幌ビルの貸主であるオリックス・アセットマネジメント株式会社から、貸室内清掃について管理会社が行うと指定があることから（管理規則「D．衛生・清掃」記載）、本業務は同ビルの管理会社である左記業者のみが実施可能である。 よって、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき、左記業者との特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R7.4.23	札幌市スポーツ施設公衆無線LAN運用業務	東日本電信電話株式会社	10,978,000	R7.3.12	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、国際競技大会等が開催可能な札幌市スポーツ施設において、国内外からの観光客等に対し、公衆無線ＬＡＮによるインターネット接続サービスを提供することを目的とするものである。 本市では、市営地下鉄駅・コンベンションセンター・大通公園などの公共施設等にて、利用者の利便性向上の観点から統一の認証方法による公衆無線LAN サービス『Sapporo_City_Wi-Fi』を提供しており、本業務は札幌市スポーツ施設においても、同一のサービス提供を求めるものである。 『Sapporo_City_Wi-Fi』は、平成27 年度に公募型企画競争により選定された当該事業者が専用システムを構築してサービス提供しているものであり、他の運用エリアと連携した同一サービスを提供できる唯一の事業者である。 以上のとおり、本件業務を確実に履行できるのは左記事業者のみであることから、特命随契とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R7.4.30	令和7年度札幌市学校施設開放事業管理運営業務	一般財団法人　札幌市スポーツ協会	381,194,000	R7.3.31	R7.4.1 ～ R8.3.31	ア　本市の学校体育施設開放事業は、昭和49年に「学校開放管理センター」を設立して、本市が直営で一元的な集中管理をしていた。その後、利用者の増加に伴う事務量の増加を受け、昭和59年に財団法人札幌市スポーツ振興事業団（現：一般財団法人札幌市スポーツ協会）が設立されたことから、同センターの運営、事業の実施について同事業団に委託し実施してきた。以降、同事業団は、各区体育館に事務局機能の一部を持たせることによって、地域での学校開放利用者へ、機動的かつきめ細かな体制を確立しながら円滑に本業務を遂行しており、本業務に精通している。 イ　本市では「札幌市公共施設予約情報システム（以下「システム」という）。」の業務端末を区体育館等窓口に設置していることから、区体育館等の指定管理者となっている協会は、利用者の利便性の向上や経費削減を図りながら、同システムを活用してセンター管理校の利用申込や利用調整を行うことができる唯一の事業者である。 ウ　協会は、自らが指定管理者となっている区体育館等を活用することができ、各区体育館等に事務局機能の一部を持たせ、そこを拠点とした11の区域を設定して事業体制を敷くことで、市内280校以上の学校開放校や利用者へのきめ細やかな対応を行うことができる唯一の事業者である。 以上の理由から、本業務を受託可能な団体は当該団体のみである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	ス）スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R6.9.4	札幌市生活保護電算事務システム改修等業務（生活保護訪問支援アプリ「RelayNote」の導入等）	株式会社アイネス	4,790,500	R6.8.13	R6.8.13 ～ R7.2.28	札幌市生活保護電算事務システム（以下「生保OA」という。）は、選定事業者が著作権を有するパッケージシステムにカスタマイズを施す形で開発を行っており、改修にあたっては、システムパッケージ部分と密接に関連したプログラム変更が含まれる。また、タブレット端末用生活保護訪問支援アプリ「RelayNote」（以下「訪問支援アプリ」という。）」は、生保OAと同じく、選定事業者によって開発されたものであり、生保OAとのデータ連携を行うことで想定されている機能を使用できるものとなっている。 よって、生保OA及び訪問支援アプリの根幹を把握しており、かつ著作権を保有している選定事業者の他に改修並びにAPI連携用サーバ及びタブレット端末のセットアップを行えないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）総務部 011-211-2992
R7.12.24	札幌市生活保護電算事務システム改修業務（児童手当支給回数変更対応）	株式会社アイネス	2,200,000	R6.8.30	R6.8.30 ～ R7.2.28	札幌市生活保護電算事務システムは、選定事業者が著作権を有するパッケージシステムにカスタマイズを施す形で開発を行っており、改修にあたっては、システムパッケージ部分と密接に関連したプログラム変更が含まれる。 よって、システムの根幹を把握しており、かつ著作権を保有している選定事業者の他に改修を行うことができないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）総務部 011-211-2992
R7.3.19	令和７年度　就労ボランティア体験事業委託業務	キャリアバンク株式会社	25,993,000	R7.3.11	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務の目的達成のためには、生活困窮者に対する理解と、複合的な課題に対応するための専門的な知識や相談支援等の経験が必要である。また、生活困窮者の自立に向け、個人の状況に応じて状況の聞き取りから課題解決に至るまで信頼関係を構築する必要があることからも、価格競争による競争入札等に適さないと判断されるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）総務部 011-211-2992
R7.3.19	令和７年度～令和9年度　札幌まなびのサポート事業委託業務	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	167,995,300	R7.3.11	R7.4.1 ～ R10.3.31	本業務の目的達成のためには、生活に困窮し、家庭環境が不安定な傾向にある子どもがいる世帯に対する理解と、学習環境等様々な課題に対応するための専門的な知識や経験が必要である。また参加者の学習習慣の定着を図るだけではなく、自尊感情やコミュニケーション能力向上め、事業者との信頼関係が求められることから、価格競争による競争入札等に適さないと判断されるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）総務部 011-211-2992
R7.4.2	生活保護受給者及び支援給付受給者で札幌市介護保険被保険者以外の者の要介護・要支援認定調査業務	社会福祉法人　札幌市社会福祉協議会	4,897,817	R7.3.19	R7.4.1 ～ R8.3.31	生活保護受給者及び支援給付受給者で札幌市介護保険被保険者以外の者（40歳以上65歳未満の者で特定16疾病に該当し、かつ医療保険に未加入の者をいう。）に係る要介護（要支援）認定新規申請に関する認定調査（以下「認定調査」という。）は、「生活保護法による介護扶助の運営要領に関する疑義について」（平成13年3月29日付け社援保発第22号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）第2の問7により、介護保険被保険者との統一を図るため、介護保険と同様の取扱いとすることが適当とされている。 そして、介護保険においては、認定調査は、市町村職員又は指定市町村事務受託法人のみが実施できることとされており、札幌市で指定市町村事務受託法人の事務受託の指定を受けている事業者は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」）のみである。 以上のとおり、生活保護受給者及び支援給付受給者で札幌市介護保険被保険者以外の者における認定調査業務について、公平・中立かつ円滑に執行できる体制が整っている事業者は社会福祉協議会のみであるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）総務部 011-211-2992

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.2	令和7年度生活保護世帯及び支援給付世帯の健康診査業務	一般社団法人　札幌市医師会	8,291,701	R7.3.26	R7.4.1　～　R8.3.31	健康診査事業については、健診を受けようとする受診対象者が身近な地域で気軽に受診できる環境を整備することが必要であることから、市内全域にわたって十分な数の医療機関から本事業に参加することの同意を得ることが可能な団体でなければならず、かつ、健診単価や受診内容、健診方法を統一しなければならないことからも、各医療機関を総括する窓口となりうるものを相手方として委託する必要が生じるが、この条件を満たす者としては、本市においては、一般社団法人札幌市医師会のみである。 　また、同会は、長年、生活保護世帯等の健康診査業務のみならず、札幌市国民健康保険における特定健康診査においても、良好な実績をあげていることから、健診のノウハウと実績を有しているとともに、確実な契約の履行を期待できる。 以上の理由から、一般社団法人札幌市医師会との特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）総務部 011-211-2992
R7.4.16	令和７年度生活保護電算事務システム等運用保守業務	株式会社アイネス	30,666,495	R7.3.27	R7.4.1　～　R8.3.31	札幌市生活保護電算事務システムは、選定事業者が著作権を有するパッケージシステムにカスタマイズを施す形で開発を行っており、運用保守にあたっては、システムパッケージ部分と密接に関連したプログラム変更が含まれることから、根幹を把握しており、かつ著作権を保有している選定事業者の他に保守を行えないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）総務部 011-211-2992
R7.3.12	令和７年度～令和９年度　札幌市生活就労支援センター運営業務	キャリアバンク株式会社	455,743,200	R7.3.7	R7.4.1　～　R10.3.31	本業務の目的達成のためには、生活困窮者に対する理解と、複合的な課題に対応するための専門的な知識や相談支援等の経験が必要である。また、生活困窮者の自立に向け、個人の状況に応じて状況の聞き取りから課題解決に至るまで信頼関係を構築する必要があることからも、価格競争による競争入札等に適さないと判断されるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）地域福祉・生活支援課 011-211-2932
R7.4.16	令和７年度札幌市中国帰国者生活相談室管理運営業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	9,425,900	R7.3.28	R7.4.1　～　R8.3.31	本業務は、中国残留邦人等からの生活相談に対する情報提供や助言等を行うとともに、通院の同行や生活実態把握のための家庭訪問を行うものであるため、中国残留邦人等の言語や境遇を理解し、継続的に関わることが求められる。 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会は、当該事業委託当初の平成12年度から当相談室の管理運営業務を実施し、中国残留邦人等に対する知識や相談経験が豊富な専任職員による支援を長期かつ継続的に行ってきた実績を有するほか、高齢者等を対象とする相談支援事業を幅広く行っている。 対象者の生活、健康状況や扶養義務者との交流状況等を細やかに把握し、中国残留邦人等の支援のためのノウハウを蓄積している社会福祉法人札幌市社会福祉協議会は、高齢化が進み地域で孤立しやすい中国残留邦人等に対して包括的な支援を行うことが可能であり、本業務を円滑かつ適正に遂行しうる唯一の団体である。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、委託先として社会福祉法人札幌市社会福祉協議会を選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）地域福祉・生活支援課 011-211-2932
R7.4.16	令和７年度情報センター運営業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	17,360,755	R7.3.31	R7.4.1　～　R8.3.31	本業務は、社会福祉総合センター３階の情報センターにおいて、福祉に関する図書等の貸出や管理等を行うとともに、地域福祉活動やボランティア活動などの福祉情報を市民へ提供するものである。 情報センターは、市民に対し福祉情報を提供することを目的に設立された施設であり、その管理に当たっては、地域福祉のみならず、高齢や障がい、子どもなど幅広く福祉に精通し、専門的知識や経験を活かして各分野で必要とされる福祉情報を収集・提供することが求められる。 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的に、社会福祉法上に位置づけられた民間の福祉団体である。同団体は、総合センター内に事務所を置き、様々な福祉関係団体の事務局を担うとともに、各種福祉団体やボランティア団体等が行う福祉活動の連絡・調整や、社会福祉事業についての総合的企画・調整など福祉活動の中心的役割を果たしており、他に同等の機能を果たしている団体はない。 また、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会は、地域福祉に関する専門的な知識を有し、各区社会福祉協議会を通じて地域福祉活動に関する情報収集やボランティアの要請、活動希望を随時把握する体制を構築し、日々、市民等からの相談を受けて対応を行うなど、その経験に基づき、効果的な福祉情報の収集・提供が期待できる。 したがって、本委託事業を円滑かつ適正に遂行することができる唯一の団体は社会福祉法人札幌市社会福祉協議会であると認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）地域福祉・生活支援課 011-211-2932
R7.4.16	令和７年度札幌市成年後見推進センター運営業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	24,557,500	R7.3.31	R7.4.1　～　R8.3.31	本事業は、本市の権利擁護支援・成年後見制度の利用推進に向け、成年後見制度に関わる専門職団体、高齢者、障がい者に関わる保健福祉の関係機関、医療・行政・司法、地域の関係団体と連携を図る地域連携ネットワークのコーディネート等を行い、さらに、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護支援に関する広報・啓発活動や制度利用等に関する相談対応に取り組む機関の運営を行うものであることから、高い専門性や公平性が求められる。 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下「市社協」）は、全国の都道府県及び政令市の社会福祉協議会のみが実施することができる「日常生活自立支援事業」を行い、日常生活を送るうえで支障がある認知症高齢者等を対象に、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行っている。当該事業の利用者の中には、認知機能の低下により成年後見制度への移行を要するなど、当該事業と成年後見制度は密接な関係を有しており、成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携が求められている。 また、市社協は日常生活自立支援事業に加え、一般の市民がボランティアとして後見活動を行う市民後見人の育成やその活動支援を行う「市民後見推進事業」や市長申立て手続き等を行う「成年後見制度利用支援事業」を行っているほか、法人後見の実施団体であるため、権利擁護支援に関する高い専門性を有しており、成年後見制度に関連する事業を一体的に実施することが効果的であると考えられる。 したがって、本委託事業を円滑かつ適正に遂行することができる唯一の団体は市社協であると認められることから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定により、本業務は特定随意契約により実施し、委託先として市社協を選定いたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）地域福祉・生活支援課 011-211-2932

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.30	令和７年度民生委員・児童委員研修等業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	1,324,400	R7.3.31	R7.4.1 ～ R8.3.31	民生委員法では、民生委員に対して一定の区域ごとに協議会の設置が義務付けられており、協議会の任務として、必要な資料及び情報を集めることや必要な知識及び技術の修得をさせることが定められている。 また、自治体に対しては民生委員の指導訓練を実施する ことが定められている。 札幌市においては、札幌市民生委員児童委員協議会（以下「市民児協」という。）の事務局を、市民児協会則に基づき札幌市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が担っており、市社協は、市民児協が行う各事業の企画調整を行っている。 また、市社協は、全国組織である全国社会福祉協議会の構成団体であるが、全国社会福祉協議会は全国民生委員児童委員連合会の事務局を担っているため、民生委員活動の支援における最新の情報や他都市の状況等を把握することが可能である。 以上の点から、市社協は、民生委員活動や地域福祉における民生委員の役割について高度な知識を有しているとともに、全国規模のネットワークを活用して情報収集を行うなど、他団体では持ちえないノウハウを持っており、札幌市が実施する当該研修を効率的か つ効果的に実施できる唯一の団体であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務は特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）地域福祉・生活支援課 011-211-2932
R6.4.17	令和６年度敬老ＩＣカード及び福祉乗車証等の利用に伴うＩＣカード共通利用センターシステム運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	22,616,000	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	敬老優待乗車証制度及び障がい者交通費助成制度（以下「両制度」という。）では、ＳＡＰＩＣＡ共通利用センター内のＩＣカード利用に関わるシステムを経由し、両制度のＩＣカードに関する情報連携及び管理等を行っている。 本業務では、両制度のＩＣカードに係るサービス及び記名ＳＡＰＩＣＡの利用に係るサービスを提供するため、ＳＡＰＩＣＡ共通利用センター内に設置された札幌総合情報センター所有のシステム並びに本市所有のＩＣカード情報の連携及び管理等に係るシステムの安定稼働に向けた運用保守を行い、各種情報管理業務及び精算業務等を行う。 このことから、本業務の実施は、上記のシステムを所有し、ＳＡＰＩＣＡ共通利用センターの運用保守を行っている選定事業者のみが可能となる。 以上により、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当するため、選定事業者と随意契約を締結する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）高齢福祉課 011-211-2976
R6.4.17	札幌シニア大学運営業務	一般社団法人札幌市老人クラブ連合会	5,951,814	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	本事業は、老人クラブや町内会など地域活動のリーダー養成を目的としており、当該業務を遂行するに当たっては老人クラブ等が行う地域活動の取組や実態について把握し、地域活動団体とのネットワークを全市規模で保有するなど、地域活動に繋ぐ役割を担う必要があるが、一般社団法人札幌市老人クラブ連合会は、老人クラブに対する研修会や地域活動の実施など、日頃から育成指導や連絡調整を行うなどこの役割を果たしている。 また、当該法人は、老人クラブ活動の育成・支援を通じて、地区ごとの老人クラブを束ねるなど地域活動団体と繋がりを有するとともに、長年に渡って当該業務を担っており、当該大学の卒業生とも関わりをもち地域活動を支援している実績がある。 上記の理由から、当該業務を確実かつ安定的に実施できる者は当該法人をおいて他にはなく、競争入札に適さないため、当該法人との特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）高齢福祉課 011-211-2976
R6.5.15	札幌市高齢者健康ポイントアプリ等の構築に係るPMO支援業務	グラビス・アーキテクツ株式会社	58,299,745	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	本件業務は、令和６年度に開発する高齢者向け健康ポイントアプリ等の開発におけるプロジェクト管理全般を行うものである。 本プロジェクトでは、札幌市の基幹系ネットワーク、イントラネット、外部ネットワークにある３つのシステムについて、それぞれ異なるベンダーが開発・改修を行い、全体で連携して稼働するシステム群を整備する。 履行に当たっては、本市の情報セキュリティに支障が生じないよう、セキュリティに関する制約等を遵守しながらプロジェクトを管理していくことが求められるため、機密事項である本市のネットワーク構成やセキュリティ上の制約を熟知している必要がある。加えて、本プロジェクトは複数のシステムの連携が生じる等、大規模かつ複雑なものであることから、本業務に対する理解はもちろん、プロジェクト管理の分野に関する十分なノウハウが必要不可欠である。 当該事業者は、本市の「情報政策技術支援業務（総合評価型一般競争入札）」を受託し、本市が行う情報システムの新規開発、改修及の案件等に対して技術的、専門的な観点から助言等を行ってきた実績があることから、本市のネットワークの構成及びセキュリティ上の制約等に精通している数少ない事業者である。 また、当該事業者は本市の「財務会計システム再構築に係る支援業務」、「文書管理システム再構築に係る調達支援業務」等、自治体のプロジェクト管理の分野で豊富な履行実績を有している。さらに、「札幌市高齢者向け健康ポイントアプリ等の要件定義業務（企画提案型入札）」の履行実績もあることから当該アプリの要件分析についても深い理解がある。 以上により、本契約に求められる条件を全て満たし、適切かつ確実に本業務を履行することが可能と見込まれる事業者は、左記事業者をもって他にない。 ついては、競争入札に適さないことから、当該事業者との特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）高齢福祉課 011-211-2674
R6.5.15	札幌市介護サポートポイント事業運営業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	8,000,300	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	本事業は、介護サポーター及び受入施設への研修や連絡調整等を行うものであり、ボランティア活動に関する知識やボランティアのコーディネートに関する経験のほか、多数の介護サポーター及び受入施設の情報を適切に管理することが求められる。 本事業は、介護サポーター及び受入施設への研修や連絡調整等を行うものであり、ボランティア活動に関する知識やボランティアのコーディネートに関する経験のほか、多数の介護サポーター及び受入施設の情報を適切に管理することが求られる。　社会福祉法人札幌市社会福祉協議会は、従前からボランティア活動センターを運営しており、ボランティア活動の普及啓発や研修、ボランティア相談や登録、コーディネートなど、札幌市のボランティア活動の拠点としての役割を担い、ボランティア登録者や活動先の情報管理など、本事業の業務に精通している。 また、当該法人は、施設福祉事業を検討する施設福祉部会の設置や札幌市老人福祉施設協議会の事務局を担い、社会福祉事業施設に共通する諸問題についての調査・研究、情報提供や市内の老人福祉施設相互間及び関係行政機関等と密に連絡調整を行っており、介護サポーターの受入施設である介護保険施設等とも繋がりを有し、円滑に連絡調整を行うことが可能である。 上記の理由から、年間を通じて、確実かつ安定的に事業を遂行できる団体は当該法人をおいて他にはなく、競争入札に適さないため、当該法人との特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）高齢福祉課 011-211-2976

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.23	札幌市敬老優待乗車証、障がい者交通費助成対象者及びICカード管理システム改修業務	株式会社日立製作所	51,502,000	R6.4.9	R6.4.9 ～ R7.3.31	本市では、市民の健康的な活動や社会参加を後押しし、健康寿命を延ばしていくことを目的として、現行の敬老優待乗車証制度（以下「敬老パス」という。）を発展させ、新たに敬老健康パス制度を導入することを目指しており、敬老パス・障がい者交通費助成の対象者データに影響を与えることなく、新制度の対象者を適切に管理するためには、現行の対象者管理システムに改修を加える必要がある。 左記事業者は、対象者管理システムの開発及び運用保守業務を担っており、関連システムの構成やネットワーク環境に深い理解を有している。また、対象者管理システムで管理・保持しているデータに何らの影響を与えることなく、前述の目的を達するためのシステム構築が可能な事業者でもある。 以上により、本業務の最も適切かつ確実な履行が可能と見込まれる事業者は左記事業者以外になく、左記事業者との特定随意契約により調達する。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	保）高齢福祉課 011-211-2976
R7.7.9	令和７度敬老ＩＣカード及び福祉乗車証等の利用に伴うＩＣカード共通利用センターシステム運用保守業務	札幌総合情報センター株式会社	24,277,000	R7.3.31	R7.4.1 ～ R8.3.31	敬老優待乗車証制度及び障がい者交通費助成制度（以下「両制度」という。）では、ＳＡＰＩＣＡ共通利用センター内のＩＣカード利用に関わるシステムを経由し、両制度のＩＣカードに関する情報連携及び管理等を行っている。 本業務では、両制度のＩＣカードに係るサービス及び記名ＳＡＰＩＣＡの利用に係るサービスを提供するため、ＳＡＰＩＣＡ共通利用センター内に設置された札幌総合情報センター所有のシステム並びに本市所有のＩＣカード情報の連携及び管理等に係るシステムの安定稼働に向けた運用保守を行い、各種情報管理業務及び精算業務等を行う。 このことから、本業務の実施は、上記のシステムを所有し、ＳＡＰＩＣＡ共通利用センターの運用保守を行っている選定事業者のみが可能となる。 以上により、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当するため、選定事業者と随意契約を締結する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）高齢福祉課 011-211-2976
R6.4.10	令和６年度介護保険要介護（要支援）認定に係る認定調査業務	社会福祉法人　札幌市社会福祉協議会	605,220,000	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	要介護（要支援）認定新規申請に関する認定調査は、介護保険法第24条の2第１項により、都道府県知事が指定する指定市町村事務受託法人（以下、「事務受託法人」。）に委託することができ、札幌市圏域をサービス提供地域としている事務受託法人は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下、「社協」。）、一般社団法人北海道介護支援専門員協会（以下、「支援専門員協会」。）、日本ビジネスデータープロセシングセンター（以下、「日本データー」。）の３箇所で、いずれも事業所は札幌市内にあり、調査員数はそれぞれ、社協が155人、支援専門員協会は20人、日本データーは1人である。 なお、支援専門員協会は、激甚災害時のみに指定市町村事務の委託契約を取り交わすとされているので、本業務を委託することはできない。 以上から、令和６年度委託予定件数約85,000件を公平均一に一括して調査できるだけの調査体制を保有しているのは、認定調査専門の調査センターを市内８ヵ所に設置し、公平・中立かつ円滑な認定調査に努めている社協のみである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保健福祉部介護保険課 011-211-2547
R6.8.14	区介護認定審査会の審査資料作成システム用複合機借受け（再リース）	三菱ＨＣキャピタル株式会社	1,317,360	R6.8.5	R6.10.1 ～ R7.3.31	再リース契約のため競争入札を行うことが適さないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保健福祉部介護保険課 011-211-2547
R7.4.30	札幌市介護認定事務業務	株式会社日本ビジネスデータープロセシングセンター	899,479,900	R7.3.3	R7.3.3 ～ R12.3.31	本業務は、区役所に代わって介護認定業務の根幹を担う非常に重要なものであり、業務が停滞して介護認定の通知が遅れてしまったり、介護保険システムへの入力誤り・誤送付があったりすると市民生活に多大な影響を及ぼしてしまう。そのため、受託者の選定に当たっては価格で評価する競争入札は適さず、公募型企画競争により、介護認定業務の専門的な知識や経験を具体的に提案させた上で、契約候補者を選定したため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保健福祉部介護保険課 011-211-2547
R7.4.30	介護保険要介護（要支援）認定に係る認定調査業務	社会福祉法人　札幌市社会福祉協議会	687,401,000	R7.3.21	R7.4.1 ～ R8.3.31	要介護（要支援）認定新規申請に関する認定調査は、介護保険法第24条の2第１項により、都道府県知事が指定する指定市町村事務受託法人（以下、「事務受託法人」。）に委託することができ、札幌市圏域をサービス提供地域としている事務受託法人は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下、「社協」。）、一般社団法人北海道介護支援専門員協会（以下、「支援専門員協会」。）、日本ビジネスデータープロセシングセンター（以下、「日本データー」。）の３か所で、いずれも事業所は札幌市内にあり、調査員数はそれぞれ、社協が152人、支援専門員協会は14人、日本データーは1人である。 なお、支援専門員協会は、激甚災害時のみに指定市町村事務の委託契約を取り交わすとされているので、本業務を委託することはできない。 以上から、令和７年度委託予定件数約92,000件を公平均一に一括して調査できる体制を保有しているのは、認定調査専門の調査センターを市内８か所に設置し、公平・中立かつ円滑な認定調査に努めている社協のみであるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保健福祉部介護保険課 011-211-2547
R6.5.29	令和６年度（2024年度）個別支援計画事業者研修会開催業務	特定非営利活動法人北海道地域ケアマネジメントネットワーク	1,307,684	R6.5.8	R6.5.8 ～ R7.3.14	当該法人は、相談支援専門員の要件となる「相談支援従事者研修」について、北海道から委託を受けて実施している唯一の法人であり、ケアマネジメントに関する高い知識・経験と研修開催の実績を有していることから、本事業の委託先として適当である。 また、同等の実績を有する団体は他にないことから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき、当該法人を選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）障がい．障がい福祉課 011-211-2938
R6.7.31	令和６年度（2024年度）札幌市障害福祉サービス事業所等キャリアパス制度導入支援事業委託業務	公益財団法人介護労働安定センター	1,450,306	R6.6.28	R6.6.28 ～ R7.3.31	本事業は障害福祉サービス事業所等にキャリアパス制度（経験や資格に応じた昇給・手当制度など）の導入を支援し、福祉人材の職場定着の促進を目指す事業であるが、事業所の運営業態は多様であり、その抱える課題も様々なものがあるため、その実施にあたっては、人事労務知識だけに限らず、障害福祉業界に関する幅広い知見が必要となる。 当該法人は「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律　（平成4年法律第63号 ）」に則り、福祉労働に関する総合的支援機関として、平成４年４月１日に厚生労働省所管の公益法人として設置されて以来、障害福祉・介護事業所における雇用の安定などを主な事業に掲げ、各事業所の様々なニーズに沿った取り組みを約30年に渡って実施している法人である。また、同事業を通して障害福祉分野に精通する社会保険労務士等との密接な連携体制を確保しており、本事業に適した相談員を安定的に確保することができる法人である。 障害福祉・介護事業所における雇用管理の改善支援を行う法人として同法にて設置されている法人は他に無く、多種多様な運営業態の事業所が抱える様々な人事労務課題への深い理解や、本事業に適した専門知識を有する人材の安定的な供給力など、本事業を効果的に行う上で必要な要件を兼ね備えている唯一の法人であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）障がい．障がい福祉課 011-211-2938

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6. 9. 25	令和６年度（2024年度）札幌市障害福祉サービス事業所管理者等研修企画運営業務	キャリアバンク株式会社	4,179,560	R6. 9. 12	R6. 9. 12 ～ R7. 3. 14	本事業の目的は、障がい福祉サービス事業者等が安定的に人材を確保するとともに、それら人材を定着させるための手法を取得してもらうことにある。当該目的をより高い水準で達成するためには、人材確保等の手法に精通し、高度な企画力と専門的知識を持つ事業者による効果の高い研修内容であることが求められる。 そのため、本研修事業者の選定に当たっては、価格による競争入札等には適しないものと判断されることから、複数の相手方から企画案を募り、当該企画案を評価して、最も優秀・適当と思われる研修事業者を選定する公募型企画競争を実施した。 左記の者は、「障がい福祉人材確保・定着サポート事業企画競争実施委員会」における審査の結果、契約候補者として選定されたことから、随意契約（特定）の相手方の候補者とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）障がい．障がい福祉課 011-211-2938
R7. 3. 19	令和７年度札幌市障がい者緊急入所受入先調整窓口業務	社会福祉法人　はるにれの里	8,181,299	R7. 3. 14	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	本業務は、夜間休日に緊急対応が必要となった場合に相談支援や緊急受入先の調整等を行うものである。 令和3年度の事業開始に当たっては、外部委員を含む選定委員会の設置による総合点数方式による選定を行い、その結果、障がい福祉に関する事業の実施状況や実施体制、各障がい関係団体等との協力関係等を鑑み、左記法人を選定したものである。 左記法人は、年間150件以上の相談に対応し、緊急入所が必要な案件については可能な限り翌日までに受入先の調整を行っており、業務実施に必要な経験やノウハウが蓄積されている。事業の対象の一つとして「障がい状況の急変により緊急入所が必要となる状況」を想定しており、左記法人は自閉症や強度行動障害の対応にも精通している法人であり、障害特性を理解した支援が可能である。 また、本業務に必要となる緊急受入ネットワークにおいて中核的な役割を果たしており、短期入所事業所との連携も強化している。更に、業務の性質上、実施する法人が変更されることで安定した業務の実施に支障をきたすおそれがある。 以上により、本業務を実施することが可能な法人は左記法人の１社に限定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とすることとし、当該法人のみを参加者として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）障がい．障がい福祉課 011-211-2938
R6. 4. 24	札幌市中途失明者社会適応訓練事業	公益社団法人　札幌市視覚障害者福祉協会	8,085,000	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ～ R7. 3. 31	当事業は中途失明者が抱いている不安の解消と今後の生活の方途を自身で見出すため、必要な助言・指導及び自立生活に必要な基礎的訓練を早期に行うことで中途失明者の社会適応を図ることを目的として行うものである。 当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、 １　視覚障がい者が安心して訓練するための安全配慮や指導、説明ができる豊富な知識と経験を有していること ２　訓練を受ける視覚障がい者が容易に理解できるような配慮や工夫能力を持っていること があげられる。 当該事業者は、障害者総合支援法第5条の同行援護等の障害福祉サービスも行う、視覚障がい者自らが主体的に運営する市内唯一の公益社団法人である。 また、当事業の実施に係る、訓練を行う視覚障害生活訓練専門職として、国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科視覚障害生活訓練専門職員養成課程を修了した職員を有し、これまでも豊富な知識と経験、専門的技術を活かし、中途失明者が安心して訓練できるように、個々の障がいに合わせた安全配慮や工夫をした業務の履行実績がある。 以上から、当事業を実施するにあたり必要とされる上記条件１、２を満たす事業所は当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、当該事業者との特定随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）障がい者更生相談所 011-631-6747
R6. 4. 24	点字即時情報ネットワーク事業	公益社団法人　札幌市視覚障害者福祉協会	1,596,000	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ～ R7. 3. 31	当事業は、点字によらなければ必要な情報を得られない視覚障がい者の方に対して、新聞等の最新情報を点訳して提供し、社会参加の促進及び福祉の向上を図るものである。 当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、 １　情報の点字データ化及び点字印刷を行うための機材が備わっていること ２　校正・編集・発送に関わる者が、視覚障がい者が容易に理解できるような配慮、能力を有していること ３　発行された点字情報の問い合せ等について迅速な対応が可能であること があげられる。 当該事業者は、障害者総合支援法第5条の同行援護等の障害福祉サービスも行う、視覚障がい者自らが主体的に運営する市内唯一の公益社団法人である。 また、当事業の実施に係る豊富な知識と経験及び必要な機材、専門的技術を持ち、市内の個々の視覚障がい者や障がい者団体とのネットワークを有している。 以上から、本事業を実施するにあたり必要とされる上記条件１～３を満たす事業所は当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、本事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）障がい者更生相談所 011-631-6747
R6. 4. 24	聴覚障害者向け映像資料制作事業	公益社団法人　札幌聴覚障害者協会	8,160,000	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ～ R7. 3. 31	当事業は、本市が目指す障がい者の社会参加と自立生活の促進を目的に、本市の聴覚障害者情報提供施設において提供する市政情報や地域に根ざした情報、聴覚障がい者の活動等に字幕、手話を付加した映像資料を制作するものである。 当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、 １　聴覚障がい者にとって容易に理解できる配慮や工夫能力をもっていること ２　映像資料に適切な字幕、手話動画を付加する技術があること ３　ニーズを的確に把握した内容の映像資料を企画・制作できること があげられる。 当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、手話通訳者等の円滑なコミュニケーションに必要な人材が従事し、個々の聴覚障がい者、障がい者団体とのネットワークにより、聴覚障がい者の状況を把握し、個々の障がいに応じた配慮や工夫ができている。 また、当事業は平成17年度から当該事業者が実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と手話等の専門技術や経験、これまで蓄積した資料制作のノウハウを活かした業務の履行実績がある。 当該事業者のほかに上記１～３の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当該事業者のみと認められる。以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、本事業履行の必要条件を満たしている当事業者との特定随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）障がい者更生相談所 011-631-6747

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.4.24	聴覚障害者向け映像資料貸出事業	公益社団法人　札幌聴覚障害者協会	3,940,000	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	当事業は、本市が目指す障がい者の社会参加と自立生活の促進を目的に、本市の聴覚障害者情報提供施設において、社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与する字幕・手話を付加した映像資料の貸出、情報機器紹介及びパソコンの操作方法等の指導等の業務を行うものである。 当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、 1　聴覚障がい者と円滑なコミュニケーションがとれる人材の確保ができること 2　安心して相談ができるように障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等が可能であること 3　障がい者の就労に必要な情報について適切な選択、提供が可能であること があげられる。 当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、手話通訳者等の円滑なコミュニケーションに必要な人材が従事し、個々の聴覚障がい者や障がい者団体とのネットワークにより聴覚障がい者の状況を把握し、個々の障がいに応じた配慮や工夫ができている。 また、当事業について、ビデオ貸出は昭和62年度から、その他は平成17年度から当該事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かし、これまで適正かつ誠実に履行されている実績がある。 当該事業者のほかに上記１～３の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当該事業者のみと認められる。以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）障がい者更生相談所 011-631-6747
R6.4.24	札幌市聴覚障がい者社会生活教室開催事業	公益社団法人　札幌聴覚障害者協会	1,342,000	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	当事業は、本市の聴覚障がい者への地域生活支援（生活訓練等）として、育児やコミュニケーションなど社会生活上必要なことを学び、聴覚障がい者の自立更生、社会参加、福祉の向上を図ることを目的として実施されるものである。 当事業を実施するにあたり委託する者に必要とされる条件として、 1　聴覚障がい者とコミュニケーション可能な人材を有していること 2　聴覚障がい者が安心して訓練ができるように障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等ができること 3　聴覚障がい者が地域で生活するために必要としている情報・技術について把握し、聴覚障がい者の立場から事業のテーマを企画・立案できること があげられる。 当該事業者は、障害者総合支援法第５条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、個々の聴覚障がい者や障がい団体とのネットワークにより、聴覚障がい者の状況を把握しているとともに、手話通訳者を養成する技術や、当事業実施に係る豊富な知識と経験を有する人材が従事していることから、聴覚障がいを持った方の程度に応じた配慮や工夫ができている。 また当事業は昭和48年度から当該事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かして、これまでも適正かつ誠実に業務を履行してきた実績があり、事業開催にあたっても、聴覚障がい者のニーズを的確に把握したテーマ設定ができている。 当該事業者のほかに上記１～３の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当該事業者のみと認められる。以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、当事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）障がい者更生相談所 011-631-6747
R6.4.24	札幌市聴能言語訓練	公益社団法人　札幌聴覚障害者協会	1,330,000	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	当事業は、聴覚障がい者が陥りやすいコミュニケーション手段の不足を補い、自立更生、社会への適応を高めることを目的として、残存聴力の活用や手話等の聴覚以外のことばの習得訓練等を行うものである。 本事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、 1　聴覚障がい者と対話できる人材の確保ができること 2　聴覚障がい者が安心して訓練ができるように障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等が可能であること 3　障がい者の訓練による習得状況が判断できること があげられる。 当該事業者は、障害者総合支援法第５条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、個々の聴覚障がい者や障がい団体とのネットワークにより、聴覚障がい者の状況を把握しているとともに、本事業実施に係る豊富な知識と経験を有する人材が従事していることから、聴覚障がいを持った方の程度に応じた配慮や工夫ができている。 また当事業は昭和62年度から当該事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かして、これまでも適正かつ誠実に業務を履行してきた実績がある。 当該事業者のほかに上記１～３の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当該事業者のみと認められる。以上から、当事業は契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令167条の２第１項第２号の規定により本事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）障がい者更生相談所 011-631-6747
R7.3.19	視聴覚障がい者情報センター１階清掃業務	社会福祉法人朔風	5,775,000	R7.3.3	R7.4.1 ～ R8.3.31	1　当該事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１項に規定する障がい福祉サービス事業及び同上第14項に規定する就労継続支援を行う、所在地が札幌市内の事業者である。 2　当該事業者は、施設利用者の障がい特性（視覚障がい・聴覚障がい）に応じて対応することで、安全を保って業務を履行することができる。 3　当該事業者は、知的障がい者への職能訓練及び清掃業務全般について技術と知識・経験を有し、業務を誠実に履行できる。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	保）障がい者更生相談所 011-631-6747
R7.3.19	視聴覚障がい者情報センター２階及び別館清掃業務	特定非営利活動法人　ポトス会	7,810,000	R7.3.3	R7.4.1 ～ R8.3.31	1　当該事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１項に規定する障がい福祉サービス事業及び同上第14項に規定する就労継続支援を行う、所在地が札幌市内の事業者である。 2　当該事業者は、施設利用者の障がい特性（視覚障がい・聴覚障がい）に応じて対応することで、安全を保って業務を履行することができる。 3　当該事業者は、精神障がい者への職能訓練及び清掃業務全般について技術と知識・経験を有し、業務を誠実に履行できる。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	保）障がい者更生相談所 011-631-6747

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.16	札幌市中途失明者社会適応訓練事業	公益社団法人　札幌市視覚障害者福祉協会	8,246,700	R7.3.11	R7.4.1　～　R8.3.31	当事業は中途失明者が抱いている不安の解消と今後の生活の方途を自身で見出すため、必要な助言・指導及び自立生活に必要な基礎的訓練を早期に行うことで中途失明者の社会適応を図ることを目的として行うものである。 当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、 １　視覚障がい者が安心して訓練するための安全配慮や指導、説明ができる豊富な知識と経験を有していること ２　訓練を受ける視覚障がい者が容易に理解できるような配慮や工夫能力を持っていること があげられる。 当該事業者は、障害者総合支援法第5条の同行援護等の障害福祉サービスも行う、視覚障がい者自らが主体的に運営する市内唯一の公益社団法人である。 また、当事業の実施に係る、訓練を行う視覚障害生活訓練専門職として、国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科視覚障害生活訓練専門職員養成課程を修了した職員を有し、これまでも豊富な知識と経験、専門的技術を活かし、中途失明者が安心して訓練できるように、個々の障がいに合わせた安全配慮や工夫をした業務の履行実績がある。 以上から、当事業を実施するにあたり必要とされる上記条件１、２を満たす事業所は当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該事業者との特定随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）障がい者更生相談所 011-631-6747
R7.4.16	点字即時情報ネットワーク事業	公益社団法人　札幌市視覚障害者福祉協会	1,643,880	R7.3.11	R7.4.1　～　R8.3.31	当事業は、点字によらなければ必要な情報を得られない視覚障がい者の方に対して、新聞等の最新情報を点訳して提供し、社会参加の促進及び福祉の向上を図るものである。 当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、 １　情報の点字データ化及び点字印刷を行うための機材が備わっていること ２　校正・編集・発送に関わる者が、視覚障がい者が容易に理解できるような配慮、能力を有していること ３　発行された点字情報の問い合せ等について迅速な対応が可能であること があげられる。 当該事業者は、障害者総合支援法第5条の同行援護等の障害福祉サービスも行う、視覚障がい者自らが主体的に運営する市内唯一の公益社団法人である。 また、当事業の実施に係る豊富な知識と経験及び必要な機材、専門的技術を持ち、市内の個々の視覚障がい者や障がい者団体とのネットワークを有している。 以上から、本事業を実施するにあたり必要とされる上記条件１～３を満たす事業所は当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）障がい者更生相談所 011-631-6747
R7.4.16	聴覚障がい者向け映像資料制作事業	公益社団法人　札幌聴覚障害者協会	8,270,000	R7.3.11	R7.4.1　～　R8.3.31	当事業は、本市が目指す障がい者の社会参加と自立生活の促進を目的に、本市の聴覚障害者情報提供施設において提供する市政情報や地域に根ざした情報、聴覚障がい者の活動等に字幕、手話を付加した映像資料を制作するものである。 当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、 １　聴覚障がい者にとって容易に理解できる配慮や工夫能力をもっていること ２　映像資料に適切な字幕、手話動画を付加する技術があること ３　ニーズを的確に把握した内容の映像資料を企画・制作できること があげられる。 当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、手話通訳者等の円滑なコミュニケーションに必要な人材が従事し、個々の聴覚障がい者、障がい者団体とのネットワークにより、聴覚障がい者の状況を把握し、個々の障がいに応じた配慮や工夫ができている。 また、当事業は平成17年度から当該事業者が実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と手話等の専門技術や経験、これまで蓄積した資料制作のノウハウを活かした業務の履行実績がある。 当該事業者のほかに上記１～３の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当該事業者のみと認められる。以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本事業履行の必要条件を満たしている当事業者との特定随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）障がい者更生相談所 011-631-6747
R7.4.16	聴覚障がい者向け映像資料等貸出事業	公益社団法人　札幌聴覚障害者協会	3,990,000	R7.3.11	R7.4.1　～　R8.3.31	当事業は、本市が目指す障がい者の社会参加と自立生活の促進を目的に、本市の聴覚障害者情報提供施設において、社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与する字幕・手話を付加した映像資料の貸出、情報機器紹介及びパソコンの操作方法等の指導等の業務を行うものである。 当事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、 １　聴覚障がい者と円滑なコミュニケーションがとれる人材の確保ができること ２　安心して相談ができるように障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等が可能であること ３　障がい者の就労に必要な情報について適切な選択、提供が可能であること があげられる。 当該事業者は、障害者総合支援法第5条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、手話通訳者等の円滑なコミュニケーションに必要な人材が従事し、個々の聴覚障がい者や障がい者団体とのネットワークにより聴覚障がい者の状況を把握し、個々の障がいに応じた配慮や工夫ができている。 また、当事業について、ビデオ貸出は昭和62年度から、その他は平成17年度から当該事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かし、これまで適正かつ誠実に履行されている実績がある。 当該事業者のほかに上記１～３の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当該事業者のみと認められる。以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）障がい者更生相談所 011-631-6747

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.16	札幌市聴覚障がい者社会生活教室開催事業	公益社団法人　札幌聴覚障害者協会	1,353,000	R7.3.11	R7.4.1　～　R8.3.31	当事業は、本市の聴覚障がい者への地域生活支援（生活訓練等）として、育児やコミュニケーションなど社会生活上必要なことを学び、聴覚障がい者の自立更生、社会参加、福祉の向上を図ることを目的として実施されるものである。 　当事業を実施するにあたり委託する者に必要とされる条件として、 １　聴覚障がい者とコミュニケーション可能な人材を有していること ２　聴覚障がい者が安心して訓練ができるように障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等ができること ３　聴覚障がい者が地域で生活するために必要としている情報・技術について把握し、聴覚障がい者の立場から事業のテーマを企画・立案できること があげられる。 　当該事業者は、障害者総合支援法第５条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、個々の聴覚障がい者や障がい団体とのネットワークにより、聴覚障がい者の状況を把握しているとともに、手話通訳者を養成する技術や、当事業実施に係る豊富な知識と経験を有する人材が従事していることから、聴覚障がいを持った方の程度に応じた配慮や工夫ができている。 　また当事業は昭和48年度から当該事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かして、これまでも適正かつ誠実に業務を履行してきた実績があり、事業開催にあたっても、聴覚障がい者のニーズを的確に把握したテーマ設定ができている。 　当該事業者のほかに上記１～３の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当該事業者のみと認められる。以上から、当事業は、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	（保）障がい者更生相談所 011-631-6747
R7.4.16	札幌市聴能言語訓練	公益社団法人　札幌聴覚障害者協会	1,290,000	R7.3.18	R7.4.1　～　R8.3.31	当事業は、聴覚障がい者が陥りやすいコミュニケーション手段の不足を補い、自立更生、社会への適応を高めることを目的として、残存聴力の活用や手話等の聴覚以外のことばの習得訓練等を行うものである。 　本事業を実施するにあたり業務を委託する者に必要とされる条件として、 １　聴覚障がい者と対話できる人材の確保ができること ２　聴覚障がい者が安心して訓練ができるように障がい特性に合わせた安全配慮や手話による指導・案内等が可能であること ３　障がい者の訓練による習得状況が判断できること があげられる。 　当該事業者は、障害者総合支援法第５条の障害福祉サービスである就労継続支援や共同生活援助等を行う聴覚障がい者の社会参加、自立更生を目的とした、聴覚障がい者自らが主体的に運営する市内で唯一の公益社団法人であり、個々の聴覚障がい者や障がい団体とのネットワークにより、聴覚障がい者の状況を把握しているとともに、本事業実施に係る豊富な知識と経験を有する人材が従事していることから、聴覚障がいを持った方の程度に応じた配慮や工夫ができている。 　また当事業は昭和62年度から当該事業者が業務を実施してきており、事業実施に係る豊富な知識と経験を活かして、これまでも適正かつ誠実に業務を履行してきた実績がある。 　当該事業者のほかに上記１～３の条件を満たす法人はなく、受託できる法人は当該事業者のみと認められる。以上から、当事業は契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定により本事業履行の必要条件を満たしている当該事業者との特定随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	（保）障がい者更生相談所 011-631-6747
R6.4.24	被虐待障がい者の地域生活支援調査研究事業	社会福祉法人えぽっく	4,732,200	R6.4.1	R6.4.1　～　R7.3.31	本業務は、長期間、虐待を受けていたことが原因で心身ともに重篤な影響を受け、精神疾患等の障がいを持つに至った障がい者（以下「被虐待障がい者」という。）が、長期間の施設入所又は入院による生活を経た後に地域生活を行うにあたり、法令等で定められた障害福祉サービスの給付のほか、見守り等の支援を通じて、被虐待障がい者の状態を把握しつつ、地域生活を円滑に送るための必要かつ効果的な支援策を検討することを目的として実施するものである。 　業務の実施にあたっては、重度の知的・精神障がい者に対する相談支援や日常生活に対する支援の経験を有し、重度の被虐待障がい者と密に信頼関係を構築することが必要不可欠である。 　左記事業者は、誰もが個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とした様々な社会福祉事業を実施しているとともに、これまでも調査対象予定者に対する支援を行っており、強い信頼関係を構築している。また、支援の継続性が確保されることにより、調査研究の更なる進展が期待される。 　これらのことから、本業務において求められる支援を安定して実施することができる事業者が他になく、競争入札に適さない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	（保）精神保健福祉センター 011-622-5190
R7.6.4	札幌市ひきこもり地域支援センター設置運営業務	公益財団法人北海道精神保健推進協会	18,846,300	R7.3.24	R7.4.1　～　R8.3.31	本業務の目的を達成するには、ひきこもり相談に関する豊富な経験や知識、専門的な資格を持つ職員を有することが必要である。また、本市の実施する精神保健福祉相談業務や、各種支援・サービスとの連携や地域における関係機関とのネットワークが構築されていることが必要である。 　左記事業者は、平成21年度から北海道、平成27年度から本市が実施するひきこもり対策推進事業の委託を受けセンターを設置しており、ひきこもりの第一次相談窓口として高い業務実績を有するとともに、医療・保健・福祉・教育・就労等の関係機関とも連携し、ひきこもりに対する支援ネットワークを構築している。 　また、ひきこもり外来及び精神科デイケア施設「こころのリカバリー総合支援センター」を開設し、様々な理由から社会的な適応が困難な人たちの自立や社会参加の支援に当たることで、相談、支援に関する多くのノウハウを蓄積している。 　「よりどころ」においても、参加者と信頼関係を築きながらひきこもりセンターの個別相談に繋げることで、事業の円滑な運営及び参加者の定着に大きく寄与している。 さらに、センターに寄せられる相談は８割以上が継続相談であることから、ひきこもり支援においては、長い時間をかけて当事者等との信頼関係を構築し、長期間に及ぶ支援を行っていくことが必要であると判断される。 　これらのことから、本業務の目的を達成するために必要な体制・能力等を有する事業者が他になく、競争入札に適さない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	（保）精神保健福祉センター 011-622-5190

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.6.4	電話相談強化事業における「心の健康づくり電話相談」夜間・休日対応業務	公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンタ	5,203,000	R7.3.25	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務の目的は、当センターにおいて平日の日中に実施している電話による精神保健福祉相談を、平日の夜間及び土・日・祝日においても実施することである。 電話による精神保健福祉相談を行うには、相談従事者が精神保健福祉に関する幅広い専門知識や傾聴力、対人援助技術力等、専門的に訓練・養成された能力及び豊富な経験を有している必要がある。左記事業者は、平成23年3月から本業務を継続的に受託しているほか、区役所の家庭生活相談窓口へのカウンセラー派遣等を行っているなど、電話による精神保健福祉相談において十分な技能や経験を有している。 また、本業務を遂行するには、平日の夜間や土・日・祝日に、上記人材や業務実施に必要な設備等の環境を確保する必要があるが、左記事業者は北海道の「心の健康づくり電話相談」や北海道公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」として行っている犯罪被害者支援の相談事業など、多くの電話相談業務を事業所内で実施しており、本業務遂行に必要な体制を有していると認められる。 これらのことから、本業務の目的を達成できるのは、左記事業者の他になく、競争入札に適さない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）精神保健福祉センター 011-622-5190
R7.6.4	ひきこもりに関する集団型支援拠点「よりどころ」設置運営業務	特定非営利活動法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク	3,873,408	R7.3.27	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務の目的を達成するには、当事者等の支援に関する豊富な経験や知識、居場所運営のノウハウのほか、福祉・教育・医療等の各支援機関とのネットワーク構築が不可欠である。あわせて、公的支援や相談窓口に抵抗感を持つ当事者等が足を運びやすいよう、ピアサポーター等の人的資源の活用も必要である。 左記事業者は、平成11年にひきこもりピアサポートを行う任意団体として発足し、平成19年から現在に至るまで当事者会を実践しており、居場所運営に関し高いノウハウを持っている。 そのほか、ひきこもりの理解啓発のための研修会や講演会を開催し、ひきこもり当事者、家族、支援者等に対する啓発活動を行っている。併せて、ひきこもりに関する全国組織「ＫＨＪ全国ひきこもり家族連合会」の北海道支部と一体となった運営が行われており、家族向けの居場所運営に関してのノウハウも持ち合わせている。 また、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会の構成機関の一員として、本市の福祉・教育・医療・就労等に関わる各構成機関とのネットワークを構築しており、本業務に求められる他支援機関との連携に関しても十分な実績を持っている。 さらに、ひきこもり支援においては、長い時間をかけて当事者等との信頼関係を構築し、長期間に及ぶ継続的又は断続的な支援を行っていくことが必要不可欠であり、当事者等が社会参加に至った場合であっても、安心して継続的な相談ができる隙間のない支援体制が求められる。 これらのことから、本業務の目的を達成するために必要な体制・能力等を有する事業者が他になく、競争入札に適さない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）精神保健福祉センター 011-622-5190
R7.6.4	札幌市精神科救急情報センター業務	特非）札幌市精神障害者家族連合会	27,219,500	R7.3.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、休日・夜間における精神科救急医療体制の円滑な運営を図るため、精神科救急医療に関する電話相談や病院紹介のほか、医療、行政等の関係機関との連絡調整を行なうものである。 そのため、精神保健福祉についての幅広い知識や理解、経験に裏打ちされたノウハウ、当事者等との電話の中で症状の緊急性を的確に判断し、必要な情報を収集して即座に対応できる能力等が求められる、極めて専門性の高い業務である。また、医療機関・消防局・警察等の他機関や精神科及び内科等の医師との連絡調整を円滑に行うための信頼関係構築が必要である。 左記事業者は、「地域生活支援センターさっぽろ」の指定管理者として、良好な管理運営を行っているなど、当事者等への適切な対応について十分な実績を有するものと認められる。また、平成16年度から本業務を誠実かつ適正に履行しており、その経験によるノウハウを蓄積しているとともに、他機関等との十分な信頼関係のもと、休日・夜間における精神科救急医療体制の中核をなしている。 これらのことから、本業務を遂行するために必要な体制を確保できる事業者が他になく、競争入札に適さない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）精神保健福祉センター 011-622-5190
R7.6.4	心の健康づくり電話相談業務	特非）札幌市精神障害者家族連合会	7,150,000	R7.3.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、電話による精神保健福祉相談であることから、精神保健福祉に関する幅広い専門的知識や電話対応力・傾聴力等、専門的に訓練・養成された能力が求められる、極めて高度かつ特殊な業務である。そのため、日頃の相談業務等により培われた豊富な経験やノウハウを活用することが極めて効果的である。 左記事業者は、平成12年度から「心の健康づくり電話相談業務」を継続的に受託しており、電話による精神保健福祉相談において十分な技能、経験、ノウハウを有している。 また、相談対応を行うにあたって、当事者等との信頼関係を構築し、継続的かつ長期的な視点で支援をすることは極めて重要である。本業務では、複雑困難な問題を抱え、また孤立等で追い込まれて自殺を考えるほどの相談を含む様々な相談を、継続的に受けることが多く、左記事業者による長年の誠実かつ適正な業務履行により、相談員と当事者が良好な信頼関係を構築しているケースが数多く見受けられることから、当事者等への支援として、この信頼関係を維持することが極めて効果的である。 そして、本業務では、日常の些細な相談から、自殺を図ろうとする者の相談等、軽重様々な相談を受けており、電話相談のみならず、来所による相談や地域のネットワーク等へ繋げるなどの継続的な支援を要するケースがある。左記事業者は、他機関等との信頼関係により構築された地域のネットワークを有していることから、当事者等が必要とする支援につなぐなどの的確な対応が期待できる。 これらのことから、本業務の目的を達成できるのは、左記事業者の他になく、競争入札に適さない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）精神保健福祉センター 011-622-5190
R7.3.19	令和7年度札幌市子ども発達支援総合センター一般廃棄物収集運搬業務	一般財団法人　札幌市環境事業公社	1,344,640	R7.3.3	R7.4.1 ～ R8.3.31	札幌市における事業系一般廃棄物の収集・運搬に係る許可業者は、当該業者のみのため、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に定める「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当すると判断されるため、選定事業者と随意契約を締結する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）発達支援セ．地域支援課 011-821-0070
R7.3.12	札幌市子ども発達支援総合センター自動制御設備保守点検業務	ジョンソンコントロールズ株式会社	5,610,000	R7.3.7	R7.4.1 ～ R8.3.31	・左記業者は、当該設備のメーカー及び保守メンテナンス業者であり、構造やシステムを熟知していること。 ・左記業者のみが、部品交換等の機器整備に必要な主要機器及び専用部品を供給可能であること。 ・当該設備の点検・調整をする上で必要なソフトウェアの著作権は、左記業者のみが保有しており、他の業者への使用許諾を行っていないこと。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）発達支援セ．地域支援課 011-821-0070
R7.3.26	札幌市子ども発達支援総合センターＢ棟昇降機保守点検業務	フジテック株式会社	1,539,120	R7.3.12	R7.4.1 ～ R8.3.31	・左記業者が本件昇降機のメーカー及び保守点検業者であり、構造やシステムを熟知していること。 ・専用部品等の供給及び維持管理のための情報提供及び円滑にできる体制を有していること。 ・メーカー独自の制御関連機器プログラムや専用部品等の変更・交換の必要性が生じた場合に、他の業者では迅速かつ確実な対応が困難であること。 ・故障等発生時におけるメーカーと保守点検者との責任の所在が不明確になることを避ける必要があること。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）発達支援セ．地域支援課 011-821-0070

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.3.26	札幌市子ども発達支援総合センターひまわり棟他昇降機保守点検業務	中央エレベーター工業株式会社	1,240,800	R7.3.19	R7.4.1 ～ R8.3.31	・左記業者が本件昇降機のメーカー及び保守点検業者であり、構造やシステムを熟知していること。 ・専用部品等の供給及び維持管理のための情報提供及を円滑にできる体制を有していること。 ・メーカー独自の制御関連機器プログラムや専用部品等の変更・交換の必要性が生じた場合に、他の業者では迅速かつ確実な対応が困難であること。 ・故障等発生時におけるメーカーと保守点検者との責任の所在が不明確になることを避ける必要があること。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）発達支援セ．地域支援課 011-821-0070
R6.4.24	札幌市特定健診・特定保健指導システム　第４期特定健診・特定保健指導対応（令和６年度）業務	株式会社ＨＢＡ	7,395,300	R6.4.15	R6.4.15 ～ R7.3.31	特定健診・特定保健指導システム（以下「本システム」という。）は、特定健診・特定保健指導及び後期高齢者健診事業に係る事務処理を行うためのシステムである。 本システムは、株式会社両備システムズ製の「健康かるて」に、本市独自のカスタマイズを加えて運用している。 令和６年４月より開始される第４期特定健診・特定保健指導（以下「新制度」という。）に対応するため、本システムのパッケージバージョンアップ及び本市独自カスタマイズ機能のうち、令和５年度内に対応が必要となる、北海道国民健康保険団体連合会のデータ取込に係る改修（以下「先行業務」という。）を既に実施したところである。 今後は令和６年６月及び令和７年２月のリリース（リリース時期は分かれるが一連の業務である）に向けて、本市独自カスタマイズ機能を更に改修する必要がある。 当業務を期限内に円滑に実施するにあたっては、本市独自カスタマイズ機能について熟知している事業者を選定することが不可欠であり、本市独自カスタマイズ機能の開発及び本システム導入以降の運用保守業務を受託し、また、先行業務を履行した株式会社HBAを選定することとする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	保）保険医療部保険企画課 011-211-2944
R6.4.24	国民健康保険市町村標準事務処理システム等運用方法検討業務	株式会社日立製作所	47,125,100	R6.4.15	R6.4.15 ～ R6.8.30	本市を含む全国の自治体は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」等に基づき、住民記録・税務・国民健康保険等の基幹20業務のシステムについて、所要の移行完了期限までに、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行を行うことが義務付けられている。 本業務は、移行のための事前作業として、左記事業者が国民健康保険中央会に提供している市町村事務処理標準システムと、国保系の収滞納機能を一体としたベンダのパッケージ（以下、「標準システム等」という。）について、総務省の「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に従い、その機能を確認したうえで、運用方法の検討及び確定をするものである。 国が示す標準仕様に準拠したシステムについては、多くの業務で本市への提供が現時点で見込めないため、本市の現行の基幹系システムを標準化対応させる方向で検討を進めている。一方で「国民健康保険」業務については、標準システム等が唯一の本市への対応が見込める標準準拠システムとして提供が予定されている。 この際、現行国保システム等から標準システム等への移行にあたって、標準システムの仕様を詳細に把握したうえで、業務主管課が「国民健康保険」業務の運用方法を具体的に検討し、確定させる必要がある。この業務を適切かつ期間内に実施することができるのは、標準システム等の開発・他政令市への提供を通じ、設計仕様及びドキュメントを熟知している左記事業者のみである。また、当市への標準準拠システムの提供可否等を調査するため令和５年度に行ったRFIにおいて、左記事業者のみが国民健康保険業務において具体的なスケジュール等と併せてシステム提供が可能と回答している。 以上の理由から、左記事業者に本業務を委託する。 なお、本業務は移行の事前作業にあたるものであり、移行業務の調達については別途行うものである。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	保）保険医療部保険企画課 011-211-2944
R6.4.24	札幌市国民健康保険特定健康診査業務（集団方式）、札幌市後期高齢者健康診査業務（集団方式）（単価契約）	公益財団法人　北海道結核予防会	123,458,430	R6.4.18	R6.5.1 ～ R7.3.31	住民集団健康診査は、昭和33年の結核住民検診の開始以降、市民の利便性や総合的な健康診査体制の構築を図るため、肺がん検診及びすこやか健診（平成20年度から特定健康診査）、肝炎ウイルス検査を内容とし、一体的に実施してきたところである。 住民集団健康診査において実施する肺がん検診等については、保健所が特定随意契約により、公益財団法人北海道結核予防会（以下「結核予防会」という。）を相手方として指名することが決定しており、健診会場での健診・検査の流れを考慮すると、札幌市国民健康保険特定健康診査及び札幌市後期高齢者健康診査を効率的かつ確実に実施できるのは結核予防会以外にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保険医療部保険企画課 011-211-2944
R6.7.31	国民健康保険市町村標準事務処理システム移行事前検証業務	株式会社日立製作所	39,485,600	R6.7.22	R6.7.22 ～ R7.3.31	本市を含む全国の自治体は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」等に基づき、住民記録・税務・国民健康保険等の基幹20業務のシステムについて、所要の移行完了期限までに、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行を行うことが義務付けられている。 本業務は、左記事業者が国民健康保険中央会に提供している市町村事務処理標準システム（以下「標準システム」という。）について、総務省作成「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に記載されている「データ移行」の先行作業に相当する作業を行い、データ移行にあたり発生が想定される課題の抽出及びそれに対する対応策の検討を行うものである。 国が示す標準仕様に準拠したシステムについては、多くの業務で本市への提供が現時点で見込めないため、本市の現行の基幹系システムを標準化対応させる方向で検討を進めている。一方で「国民健康保険」業務については、標準システムが唯一の本市への対応が見込める標準準拠システムとして提供が予定されている。 今回の業務については、標準システムの仕様を詳細に把握し、検証環境を整備したうえで、データ移行にあたり発生が想定される課題の抽出と対応策の検討を行う必要があるが、この業務を適切かつ期間内に実施することができるのは、標準システムの開発・他政令市への提供を通じ、設計仕様及びドキュメントを熟知している左記事業者のみである。また、当市への標準準拠システムの提供可否等を調査するため令和５年度に行ったRFIにおいて、左記事業者のみが国民健康保険業務において具体的なスケジュール等と併せてシステム提供が可能と回答している。 以上の理由から、左記事業者に本業務を委託する。 なお、本業務は移行の事前作業にあたるものであり、移行業務の調達については別途行うものである。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	保）保険医療部保険企画課 011-211-2944

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6. 8. 14	札幌市職員情報イントラネット共通サービスシステム「ICSS」の様式変更に伴う札幌市滞納整理補助システムの改修業務	株式会社アイティフォー	1,419,000	R6. 8. 1	R6. 8. 1 ～ R6. 8. 30	本市を含む全国の自治体は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」等に基づき、住民記録・税務・国民健康保険等の基幹20業務のシステムについて、所要の移行完了期限までに、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行を行うことが義務付けられている。 本業務は、左記事業者が国民健康保険中央会に提供している市町村事務処理標準システム（以下「標準システム」という。）について、総務省作成「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に記載されている「データ移行」の先行作業に相当する作業を行い、データ移行にあたり発生が想定される課題の抽出及びそれに対する対応策の検討を行うものである。 国が示す標準仕様に準拠したシステムについては、多くの業務で本市への提供が現時点で見込めないため、本市の現行の基幹系システムを標準化対応させる方向で検討を進めている。一方で「国民健康保険」業務については、標準システムが唯一の本市への対応が見込める標準準拠システムとして提供が予定されている。 今回の業務については、標準システムの仕様を詳細に把握し、検証環境を整備したうえで、データ移行にあたり発生が想定される課題の抽出と対応策の検討を行う必要があるが、この業務を適切かつ期間内に実施することができるのは、標準システムの開発・他政令市への提供を通じ、設計仕様及びドキュメントを熟知している左記事業者のみである。また、当市への標準準拠システムの提供可否等を調査するため令和５年度に行ったRFIにおいて、左記事業者のみが国民健康保険業務において具体的なスケジュール等と併せてシステム提供が可能と回答している。 以上の理由から、左記事業者に本業務を委託する。 なお、本業務は移行の事前作業にあたるものであり、移行業務の調達については別途行うものである。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	保）保険医療部保険企画課 011-211-2944
R6. 11. 6	後期高齢者医療システム運用方法検討業務	株式会社日立製作所	12,736,900	R6. 10. 29	R6. 11. 1 ～ R7. 3. 31	本市を含む全国の自治体は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」等に基づき、住民記録・税務・国民健康保険等の基幹20業務のシステムについて、所要の移行完了期限までに、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行を行うことが義務付けられている。 本業務は、移行のための事前作業として、左記事業者が提供している標準準拠パッケージについて、総務省の「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に従い、その機能を確認したうえで、運用方法の検討及び確定をするものである。 国が示す標準仕様に準拠したシステムについては、多くの業務で本市への提供が現時点で見込めないため、本市の現行の基幹系システムを標準化対応させる方向で検討を進めている。 一方で「後期高齢者医療保険」業務については、当市への標準準拠システムの提供可否等を調査するため令和５年度に行ったRFIにおいて、左記事業者のみが後期高齢者医療保険業務において具体的なスケジュール等と併せてシステム提供が可能と回答しており、当該事業者が製作者である標準準拠パッケージが唯一の所定の期限までに本市への対応が見込めるパッケージとなっている。 システム移行にあたっては、導入が可能であるパッケージを想定し、業務主管課が「後期高齢者医療保険」業務の運用方法を具体的に検討し、確定させる必要がある。 現行、当業務に係るパッケージ提供可能事業者が上記のとおり限定されている状況であるため、本業務については左記事業者に委託することとする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保険医療部保険企画課 011-211-2944
R6. 11. 6	国民年金システム運用方法検討業務	株式会社日立製作所	9,237,800	R6. 10. 29	R6. 11. 1 ～ R7. 3. 31	本市を含む全国の自治体は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」等に基づき、住民記録・税務・国民健康保険等の基幹20業務のシステムについて、所要の移行完了期限までに、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行を行うことが義務付けられている。 本業務は、移行のための事前作業として、左記事業者が提供している標準準拠パッケージについて、総務省の「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に従い、その機能を確認したうえで、運用方法の検討及び確定をするものである。 国が示す標準仕様に準拠したシステムについては、多くの業務で本市への提供が現時点で見込めないため、本市の現行の基幹系システムを標準化対応させる方向で検討を進めている。 一方で「国民年金」業務については、当市への標準準拠システムの提供可否等を調査するため令和５年度に行ったRFIにおいて、左記事業者のみが国民年金業務において具体的なスケジュール等と併せてシステム提供が可能と回答しており、当該事業者が製作者である標準準拠パッケージが唯一の所定の期限までに本市への対応が見込めるパッケージとなっている。 システム移行にあたっては、導入が可能であるパッケージを想定し、業務主管課が「国民年金」業務の運用方法を具体的に検討し、確定させる必要がある。 現行、当業務に係るパッケージ提供可能事業者が上記のとおり限定されている状況であるため、本業務については左記事業者に委託することとする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保険医療部保険企画課 011-211-2944
R7. 1. 8	札幌市滞納整理補助システム機器更新業務	株式会社アイティフォー	8,595,356	R6. 12. 23	R6. 12. 23 ～ R7. 1. 31	札幌市滞納整理補助システムを構成するCARSシステムの著作権は当該選定事業者が有しており、他社がCARSシステムのソースプログラムを把握し、本業務を実施することはできないことから、競争入札には不適である。 なお、ケアパック及びメーカーサポートの購入についても、更新作業に含めた役務業務として調達可能な旨を契約管理課に確認済みである。 したがって、特定随意契約により当該選定事業者を選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保険医療部保険企画課 011-211-2944
R7. 4. 2	滞納整理補助システム運用保守業務	株式会社アイティフォー	1,689,600	R7. 3. 24	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	滞納整理補助システムは、区保険年金課収納係職員が抽出データをもとに滞納者の分析を行うなど、滞納整理業務をより効果的に推進していくことを目的とし、令和２年度より導入している。 本業務は、滞納整理補助システムについて、安定的な稼働を確保するために行う保守業務である。 滞納整理補助システムを構成するCARSシステムの著作権は当該相手方が有しているため、他社がCARSシステムのソースプログラムを把握し、本業務を実施することはできないことから、競争入札には不適である。 したがって、特定随意契約により当該事業者を選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保険医療部保険企画課 011-211-2944

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.2	特定健診・特定保健指導システム保守運用業務	株式会社ＨＢＡ	7,497,600	R7.3.24	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、委託者が使用する株式会社両備システムズ製「地域健康支援システム　健康かるて」（以下「本システム」という。）の利用許諾権を調達し、円滑かつ安定的に運用するために必要となる保守運用を行うものである。 本システムは、令和元年６月４日付け「札幌市特定健診・特定保健指導システム再構築業務」において、株式会社HBA（以下「HBA」という。）から調達しており、委託者独自のカスタマイズを加えて構築している。本業務の履行にあたっては、カスタマイズシステムの詳細設計を把握した上で、専門的知識や技術等を用いる必要があり、本システムを構築したHBA以外に履行できる業者はいない。 よって、本業務の性質又は目的から契約の相手方が特定の者に限定されており、競争入札に適しないため、HBAを特定随意契約の相手方としたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保険医療部保険企画課 011-211-2944
R7.4.2	札幌市国民健康保険特定健康診査業務（個別医療機関方式）	一般社団法人　札幌市医師会	386,759,719	R7.3.25	R7.4.1 ～ R8.3.31	特定健診及び特定保健指導の実施は、できる限り多くの対象者に確実に実施できる体制を構築する必要がある。 契約にあたり、市内全域にわたって、多くの医療機関から本事業に参加することの同意を得ることが可能な団体は、札幌市内において一般社団法人札幌市医師会しか存在せず、契約の性質または目的が競争入札に適さないため特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保険医療部保険企画課 011-211-2944
R7.4.2	札幌市後期高齢者健康診査業務（個別医療機関方式）	一般社団法人　札幌市医師会	308,195,634	R7.3.25	R7.4.1 ～ R8.3.31	特定健診及び特定保健指導の実施は、できる限り多くの対象者に確実に実施できる体制を構築する必要がある。 契約にあたり、市内全域にわたって、多くの医療機関から本事業に参加することの同意を得ることが可能な団体は、札幌市内において一般社団法人札幌市医師会しか存在せず、契約の性質または目的が競争入札に適さないため特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保険医療部保険企画課 011-211-2944
R7.4.9	ペイジー口座振替受付サービスに係る情報処理業務	セイコーソリューションズ株式会社	1,361,712	R7.3.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、日本マルチペイメントネットワーク運営協議会が提供するペイジー口座振替受付サービスを利用するため、専用端末機を通じてネットワークにアクセスし、委託者と金融機関との間で口座振替の登録に必要な情報の伝達処理を行うものである。 自治体向けペイジー口座振替受付サービスの専用端末機は、セイコーソリューションズ株式会社のみの取扱いとなっていることから、同社以外が前記業務を提供することができない。 よって、本業務の調達は、その性質が競争入札に適さないことから、相手方をセイコーソリューションズ株式会社に特定し、随意契約をすることとしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保険医療部保険企画課 011-211-2944
R6.4.17	令和６（2024）年度札幌市歯周疾患検診（単価契約）	一般社団法人札幌歯科医師会	23,535,060	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	・本事業の対象者は約10万人であり、市民が身近な地域で受診できる環境を整備することが必要である。 ・本検診業務は「健康増進法」、「歯周病検診マニュアル２０１５」（厚生労働省）に沿って実施しており、検査内容等について統一されている。 ・一般社団法人札幌歯科医師会は市内約800以上の会員歯科医療機関を擁し、各歯科医療機関を取りまとめ、本検診業務への協力を多くの歯科医療機関から得ることができる唯一の団体である。 ・過去における本検診業務を確実に履行していることから、今年度においても着実な履行が見込まれる。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェルネス推進課 011-211-3516
R6.4.17	令和６年度札幌市高齢者口腔ケア研修事業	一般社団法人札幌歯科医師会	3,542,000	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	一般社団法人札幌歯科医師会は、本業務の履行に必要な専門的知識を有し、かつ介護職員等への指導経験が豊富な歯科医師・歯科衛生士を多数確保しており、市内全域において各種の研修・実習等を適切に実施できる唯一の事業者である （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェルネス推進課 011-211-3516
R6.4.17	令和６年度保育所幼稚園等フッ化物洗口支援業務	一般社団法人札幌歯科医師会	1,986,000	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	フッ化物洗口は、とくに 4 歳から 14 歳までの期間に実施することがう蝕予防対策として最も効果的であり、この期間のなかでも、開始時期が早いほど、う蝕予防効果は高くなることが示されている。そのため、本事業は、う蝕予防効果が最も高い時期である幼稚 園や保育園等の園児に対してフッ化物洗口を安全かつ効果的に実施できるように支援することで、う蝕予防の一次予防および歯と口腔の健康づくりの意識の醸成を目的としている。この事業の円滑な実施には、継続的に歯と口腔の管理を行っており、フッ化物洗口に 精通している園医（嘱託歯科医師）等の人材と厚生労働省から通知された「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方について」をふまえ、フッ化物洗口マニュアル（2022年度版）に基づき、支援方法を標準化できる仕組みが必要である。一般社団法人札幌歯科医師会は市内約800件以上の会員歯科医療機関を擁し、園医（嘱託歯科医師）も多く在籍するほかフッ化物洗口に精通している歯科医師も多く在籍している。そのため本業務を確実に履行できる人材の確保に最適である。さらにフッ化物洗口に関する会員への講習等を実施し、資質向上に努めていることから支援方法の標準化ができ、安全かつ効果的にフッ化物洗口の支援が可能な唯一の団体であることが想定される。 以上の理由により、業務の性質上、競争入札には適さないため、特定随意契約としたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェルネス推進課 011-211-3516
R6.5.22	札幌市がん検診（個別方式）	一般社団法人札幌市医師会	821,490,178	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	札幌市がん検診等の実施にあたり、市民が身近な医療機関で受診ができる利便性の高い環境を整備する必要があるため、市内全域に渡って十分な数の医療機関が検診・検査機関として参加してもらうことが求められるものである。 札幌市は市内に1,000を超える医療機関を抱えていることから、市と各医療機関が個別に委託契約を締結する形態は極めて非効率であり、また、市においては、医学的知見に基づき、検診・検査実施機関としての適格性を審査することも極めて困難であるため、市内の大多数の医療機関を統括し、代表する立場にあり、医学の専門家である医師による団体である一般社団法人　札幌市医師会（以下「医師会」という。）を窓口とし、一括して特定随意契約を結ぶことが適当であるものと判断される。 また、医師会は、これまでも、当該業務を誠実かつ円滑に履行しており、受託先としての適格性を有しているものと認められる。 以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェルネス推進課 011-211-3513

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6. 5. 22	札幌市がん検診（集団方式、一括方式等）	公益財団法人北海道対がん協会	271,491,222	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ～ R7. 3. 31	公益財団法人　北海道対がん協会（以下「対がん協会」という。）は、がん検診の専門機関であることから、集団検診に必要不可欠な検診車や医療スタッフが十分に整備されている。 本市のような大都市において集団検診を実施する場合は、市内の地区会館等を隈なく巡回して、年間を通して万単位の検診に対応できる体制を整備する必要がある。 企業の職場検診など限定された区域・人に対する健康診査の集団検診を実施している民間の検診機関は他にもあるが、札幌市のような広大な面積を有し、200万人近い人口を擁する地域の「がん検診」の集団検診を一手に引き受けることが可能な機関は、対がん協会をおいて存在せず、また、対がん協会は、札幌市を含めた自治体の集団及び一括検診を円滑で安価に実施することを目的の一つとして設立された団体でもある。 また、対がん協会は、これまでも検診業務のほか、区保健センターとの日程、会場の調整、各種統計資料の作成等検診以外の事務事業も誠実かつ円滑に履行している。 以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェルネス推進課 011-211-3513
R6. 5. 22	札幌市肺がん検診等業務	公益財団法人　北海道結核予防会	19,166,958	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ～ R7. 3. 31	住民集団健康診査は、昭和33年から実施してきた結核住民検診に、市民の健康増進を図ることを目的として、昭和53年から健康相談事業（平成21年度をもって廃止）、平成4年度からすこやか健診（平成20年度から特定健康診査に変更）、平成9年度から肺がん検診、平成14年度から肝炎ウイルス検査を一体的に実施することにより内容の充実を図ってきた経緯がある。 国の実施要領において肺がん検診は、原則として結核住民検診で撮影又はこれに準じて撮影した画像を活用して読影を実施することとし、併せて経年変化を観察すべき旨が定められていることから、令和５年度の結核住民検診は、公益財団法人　北海道結核予防会（以下「結核予防会」という。）に委託している。 以上の理由により、令和６年度の肺がん検診及び住民集団健康診査事業については、業務の性質上、競争入札には適さないため、結核予防会と特定随意契約を結ぶものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェルネス推進課 011-211-3513
R6. 5. 22	令和６年度乳がん・子宮がん・胃がん検診等適正運営・普及啓発事業	一般社団法人札幌市医師会	6,501,000	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ～ R7. 3. 31	(1) 当該団体は、開業医、勤務医を会員とする医師の団体であり、本件事業の実施に協力が必要となる医療機関及び医師と十分な連絡調整を図りながら、本件事業を確実かつ効率的に実施できる唯一の団体である。 (2) 本件事業は、乳がん・子宮がん・胃がん検診など医学的専門知識を有する人材（講師）を必要とするが、当該団体ではこれらの人材を十分に確保することができる。 (3) 本市内の医療機関の開業医・勤務医の大部分が当該団体の会員であり、その医学的専門的知識、ネットワークを活かした普及啓発事業を行うことができる。 (4) がん検診や特定健康診査など、本市からの受託業務を適正に履行している。 (5) これまでも各種事業において本市と十分連携を図ってきており、本件事業を遂行するにあたっても、本市との連携・調整が確実に行うこができる。 以上の理由により、本件事業の実施主体として当該団体が最も適任であり、当該団体以外の団体が実施することは困難であるものと認められることから、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェルネス推進課 011-211-3513
R7. 4. 30	働く世代のがん患者への支援事業	独立行政法人国立病院機構　北海道がんセンター	2,500,000	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ～ R7. 3. 31	本事業は札幌市に在住の、新規就労を希望するがん患者に対し、市内のがん診療連携拠点病院及び北海道がん診療連携指定病院に設置する相談支援センター（以下「相談支援センター」という）を窓口とし、ハローワークと連携した就労支援を行うものである。 本事業の実施に当たっては、がん治療に関する専門的な知識や就労支援に関する専門的知識を有すること、市内の各相談支援センター及びハローワークと連携できる体制が必要である。 当該業者は、北海道においてがん治療の中心的な役割を担う病院であることから、がん治療に関する専門的な知識を持つことに加え、就労支援に関する専門的知識、他の相談支援センター及びハローワークとの連携体制を持つ唯一の病院である。 このことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェルネス推進課 011-211-3513
R6. 8. 28	令和６年度健康習慣化の環境づくり業務	株式会社リージョナルマーケティング	6,997,100	R6. 6. 28	R6. 6. 28 ～ R7. 3. 20	令和６年度健康習慣化の環境づくり業務の企画競争を実施し、契約候補者の決定を受けたものを選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェルネス推進課 011-211-3511
R6. 8. 28	令和６年度ウェルネス推進プロモーション業務	株式会社電通北海道	10,000,000	R6. 7. 10	R6. 7. 10 ～ R7. 3. 20	令和６年度ウェルネス推進プロモーション業務の企画競争を実施し、契約候補者の決定を受けたものを選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェルネス推進課 011-211-3511
R7. 1. 8	市民の健康寿命延伸に向けた個別化予防医療に関する調査	国立大学法人北海道大学　北海道大学病院	5,000,000	R6. 9. 11	R6. 9. 11 ～ R7. 3. 21	本事業は、先端の予防医療の知見を生かして、市民の行動変容につなげる可能性を調査するため、十分な実績、技術、知識に加え、先端の検査や健康リスク分析・調査を担う専門的な実施体制を有する必要がある。 当該団体は、がんゲノム医療中核拠点病院に指定され、遺伝学的検査について十分な実績を有するほか、ゲノムデータ等に基づく個別化予防医療の提供並びにゲノム関連先進医療技術の研究及び開発を行うパーソナルヘルスセンターを開設しており、予防医療に特化した次世代型検診の実績や実施体制を有し、そのデータを活用することで札幌市民の疾病リスクの傾向にかかる分析等を行うことができる。予防医療に特化した次世代型検診を行う医療機関は全国でも希少であり、道内では唯一である。 また、当該団体は、札幌市と包括連携協定を締結しており、教育研究等の活動を通じ、学生、アカデミア、民間企業、市民などとの繋がりを有しており、セクターを超えた対話や情報発信が期待できる。 本事業を一連で行うにあたり必要な能力を有している実施主体は本市に当該団体以外になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、業務の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェルネス推進課 011-211-3511

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.10.16	令和6年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的（低栄養ハイリスク対策）関連業務	公益社団法人北海道栄養士会	1,955,734	R6.9.30	R6.10.1 ～ R7.3.31	本事業は、低栄養のハイリスク者を対象に、管理栄養士・栄養士が電話や訪問による栄養指導を実施するとともに、栄養口腔フレイル講座に管理栄養士・栄養士を派遣し、参加者を対象に栄養指導を実施するものである。 実施にあたっては、厚生労働省が定める「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」に基づくこととされており、低栄養のリスクがある高齢者を対象に、身近な地域や在宅において支援を受けることができる環境を整備し、事業の実施・運営等を適切に実施できる関係機関又は関係団体に委託することとされている。 当該法人は、平成30年９月から、本市の地域栄養改善専門職派遣事業等運営業務を継続して受託しており、適切な事業運営を行っている。 また、道内市町村や地域住民からの依頼に対し、管理栄養士・栄養士を派遣し栄養食事指導を行うなどの実績がある。このような団体は他にはなく、当該法人は、本業務を履行可能な唯一の団体である。 以上のことから、当該法人を参加者として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェルネス推進課 011-211-3516
R7.5.14	北海道新聞への広告掲載業務	株式会社北海道新聞社	2,585,000	R7.1.10	R7.1.10 ～ R7.3.16	本市は、市民のウェルネス（健康寿命延伸）の推進に取り組んでおり、市民の「ウェルネス」に関する認知度向上に向けて、新聞を活用した広報活動を進めている。 札幌市内では複数の新聞が発行されているが、効率的・効果的な情報発信を行うためには、発行部数が圧倒的に多い北海道新聞を活用することが有益である。 このため、本業務は競争入札に適しないものであり、株式会社北海道新聞社を特定した随意契約とする。 【参考】 朝刊発行部数について（※各社HPより） ・北海道新聞（全道版）：約75万部 うち（札幌本社版）：約44万部 ・読売新聞（北海道支社版）：約15万部 ・朝日新聞（北海道支社版）：約 7万部 ・毎日新聞（北海道支社版）：約 1万部 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェルネス推進課 011-211-3511
R7.4.16	令和７年度札幌市検診情報システム保守運用業務	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1,716,000	R7.3.12	R7.4.1 ～ R8.3.31	札幌市検診情報システムの開発及び関連機器設定は左記事業者が行っている。 システムの維持管理や障害発生時の対応等には、システム構成及び機器設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 また、本業務を他の事業者に委託した場合、システムに不具合が生じた場合の責任の所在が不明確となる。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェルネス推進課 011-211-3513
R7.4.2	R7年度救急安心センターさっぽろ業務システム保守業務	株式会社ＨＢＡ	3,714,700	R7.3.18	R7.4.1 ～ R8.3.31	当該事業者は、平成24年度に当該システムを開発し、平成25年度から令和６年度に至るまで当該システムの保守業務を受託するなど、本件業務についての深い知識を持っている。 本業務では、システム本体や、システム本体及びデータの保存先であるクラウドシステム（Microsoft Azure）等に障害が発生した際、速やかに原因究明を行い、業務への支障が最小限となるように復旧させる必要があるものであり、当該システムの詳細や稼働状況、システム本体及びクラウドシステムに関する深い知識が必要となり、当該事業者以外の者が行うことはできないと判断されるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェル．医療政策課 011-211-3517
R7.4.2	救急医療相談業務（R7.4.1～R7.9.30）	オフィスポケット株式会社	103,904,021	R7.3.18	R7.4.1 ～ R7.9.30	本業務は、市民からの救急医療相談を24時間体制で受け付ける窓口「救急安心センターさっぽろ」（以下「センター」という。）及び、産婦人科救急医療体制に基づき医療機関や救急隊からの患者受け入れ依頼の調整、市民等からの産婦人科領域に関する電話相談を受け付ける窓口「産婦人科救急電話相談」の運営を行うものである。　オフィスポケット株式会社（以下「選定事業者」という。）は、本市が令和４年に実施した公募型企画競争にて選定され、令和４年10月からセンター運営に係るノウハウを蓄積してきた事業者である。　本業務履行期間終了後の次期契約（R7.10.1～）においては、現在の運営場所からの移転を予定しているため、本業務を切れ目なく、かつ、履行品質を保ちながら、次期契約の受託者に対して業務の引き継ぎを行う必要があり、引継ぎには十分な期間（６か月以上）を要する。　本業務の性質及び履行期間を踏まえると、選定事業者が業務を履行できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に規定する、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェル．医療政策課 011-211-3517
R7.4.30	令和７年度札幌市救急搬送支援・情報収集・統計分析システム保守業務	ＴＸＰ　Ｍｅｄｉｃａｌ株式会社	4,752,000	R7.3.18	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、札幌市保健福祉局、札幌市消防局及び市内医療機関が使用する「札幌市救急搬送支援・情報収集・統計分析システム」（以下「本システム」という。）に関する保守運用を行うものである。 本業務の履行には、本システムに関して十分な知識を有し、安定性を保ちつつ、的確かつ迅速に各種作業を実施できる知識や技術が不可欠となる。 当該事業者は、本システムの要件分析や設計に携わっており、経験や知識に基づく独自の技術により本システムを開発した事業者である。また、稼働するサーバ構成や仕様等を熟知していることから、本業務を履行できる唯一の事業者である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェル．医療政策課 011-211-3517
R7.4.2	R7年度札幌市転院調整支援システム運用保守業務	株式会社Ｓｍａｒｔ１１９	2,640,000	R7.3.25	R7.4.1 ～ R8.3.31	当該事業者は、平成24年度に当該システムを開発し、平成25年度から令和６年度に至るまで当該システムの保守業務を受託するなど、本件業務についての深い知識を持っている。 本業務では、システム本体や、システム本体及びデータの保存先であるクラウドシステム（Microsoft Azure）等に障害が発生した際、速やかに原因究明を行い、業務への支障が最小限となるように復旧させる必要があるものであり、当該システムの詳細や稼働状況、システム本体及びクラウドシステムに関する深い知識が必要となり、当該事業者以外の者が行うことはできない と判断されるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェル．医療政策課 011-211-3517
R7.4.2	R7年度救急安心センターさっぽろオンコール業務等（偶数月）	伊藤　はづき	3,508,286	R7.3.25	R7.4.1 ～ R8.3.31	「救急安心センターさっぽろ」では、市民からの急な病気やけがの相談に対応し、看護師が緊急性の判断に迷った際等、オンコールで医師に助言を求めることとしている。オンコールで対応する医師については、救急医療に深い見識があり、24時間365日対応できる必要がある。 札幌医科大学は、平成25年10月の「救急安心センターさっぽろ」開設以来、令和６年度に至るまで、北海道大学とともに隔月で本業務を受託している。また、同センターで看護師が緊急度の判定に使用するプロトコールは、専門委員会を開催して内容の検証及び改定を実施しているが、札幌医科大学もこれに関与するなど、本業務に必要となる深い知識を持っている。 左記の者は、札幌医科大学救急医学講座教授から、本件業務に従事可能と指定を受けた者の一人であり、契約の性質又は目的が競争入札に適しない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェル．医療政策課 011-211-3517

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.2	R7年度救急安心センターさっぽろオンコール業務等（偶数月）	野中　樹	3,508,286	R7.3.25	R7.4.1　～　R8.3.31	「救急安心センターさっぽろ」では、市民からの急な病気やけがの相談に対応し、看護師が緊急性の判断に迷った際等、オンコールで医師に助言を求めることとしている。オンコールで対応する医師については、救急医療に深い見識があり、24時間365日対応できる必要がある。 札幌医科大学は、平成25年10月の「救急安心センターさっぽろ」開設以来、令和６年度に至るまで、北海道大学とともに隔月で本業務を受託している。また、同センターで看護師が緊急度の判定に使用するプロトコールは、専門委員会を開催して内容の検証及び改定を実施しているが、札幌医科大学もこれに関与するなど、本業務に必要となる深い知識を持っている。 左記の者は、札幌医科大学救急医学講座教授から、本件業務に従事可能と指定を受けた者の一人であり、契約の性質又は目的が競争入札に適しない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェル．医療政策課 011-211-3517
R7.4.2	R7年度救急安心センターさっぽろオンコール業務等（偶数月）	高尾　魁	1,491,712	R7.3.25	R7.4.1　～　R8.3.31	「救急安心センターさっぽろ」では、市民からの急な病気やけがの相談に対応し、看護師が緊急性の判断に迷った際等、オンコールで医師に助言を求めることとしている。オンコールで対応する医師については、救急医療に深い見識があり、24時間365日対応できる必要がある。 札幌医科大学は、平成25年10月の「救急安心センターさっぽろ」開設以来、令和６年度に至るまで、北海道大学とともに隔月で本業務を受託している。また、同センターで看護師が緊急度の判定に使用するプロトコールは、専門委員会を開催して内容の検証及び改定を実施しているが、札幌医科大学もこれに関与するなど、本業務に必要となる深い知識を持っている。 左記の者は、札幌医科大学救急医学講座教授から、本件業務に従事可能と指定を受けた者の一人であり、契約の性質又は目的が競争入札に適しない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェル．医療政策課 011-211-3517
R7.4.2	R7年度救急安心センターさっぽろオンコール業務等（偶数月）	北海道公立大学法人札幌医科大学	1,156,597	R7.3.25	R7.4.1　～　R8.3.31	「救急安心センターさっぽろ」では、市民からの急な病気やけがの相談に対応し、看護師が緊急性の判断に迷った際等、オンコールで医師に助言を求めることとしている。オンコールで対応する医師については、救急医療に深い見識があり、24 時間365 日対応できる必要がある。 当該事業者は、平成25 年10 月の「救急安心センターさっぽろ」開設以来、令和６年度に至るまで、北海道大学とともに隔月で本業務を受託している。また、同センターで看護師が緊急度の判定に使用するプロトコールは、専門委員会を開催して内容の検証及び改定を実施しているが、当該事業者もこれに関与するなど、本業務に必要となる深い知識を持っている。 本業務は、札幌医科大学及び北海道大学がそれぞれ隔月で実施する必要があることから、当該事業者は、本件業務を履行できる唯一の者であり、契約の性質又は目的が競争入札に適しない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェル．医療政策課 011-211-3517
R7.4.2	R7年度救急安心センターさっぽろオンコール業務等（奇数月）	国立大学法人北海道大学	11,000,000	R7.3.26	R7.4.1　～　R8.3.31	「救急安心センターさっぽろ」では、市民からの急な病気やけがの相談に対応し、看護師が緊急性の判断に迷った際等、オンコールで医師に助言を求めることとしている。オンコールで対応する医師については、救急医療に深い見識があり、24時間365日対応できる必要がある。 当該事業者は、平成25年10月の「救急安心センターさっぽろ」開設以来、令和６年度に至るまで、札幌医科大学とともに隔月で本業務を受託している。また、同センターで看護師が緊急度の判定に使用するプロトコールは、専門委員会を開催して内容の検証及び改定を実施しているが、当該事業者もこれに関与するなど、本業務に必要となる深い知識を持っている。 本業務は、北海道大学及び札幌医科大学がそれぞれ隔月で実施する必要があることから、左記の者は、本件業務を履行できる唯一の者であり、契約の性質又は目的が競争入札に適しない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェル．医療政策課 011-211-3517
R7.4.16	衛星携帯電話借受	株式会社ＮＴＴドコモ	1,188,000	R7.3.27	R7.4.1　～　R8.3.31	災害時などの通信網が寸断された状況下において、円滑に連絡をとるため、札幌市保健所及び札幌市医師会、札幌市災害時基幹病院（16か所）に衛星携帯電話（機種名：ワイドスターⅡ）を設置しているが、現行の借受契約が令和６年度末に満了する。 このため、衛星携帯電話を再度調達する必要があるが、以下の理由により、現行機種であるワイドスターⅡを継続して利用する必要がある。 ・衛星携帯電話を屋内で使用するための屋外アンテナについて、既にワイドスターⅡ専用のアンテナを各施設に設置しており、他社製品に切り替えた場合、屋外アンテナをあらためて購入・設置しなければならず、不要かつ多額の経費が発生すること。 ・現行機種を継続利用することで、既に関係者間で共有されている衛生携帯電話の電話番号を引き続き、使用することが出来ること。 また、ワイドスターⅡは株式会社NTTドコモ以外に取扱いがなく、選定事業者以外から調達することはできない物品であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約により調達するものである。 なお、ワイドスターⅡは、令和７年度末までにでサービス終了を予定しており、１年間の利用においては購入より借受の方が安価であるため、借受により調達するものとする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェル．医療政策課 011-211-3517
R7.4.16	救急医療相談業務（R7.10.1～R10.3.31）	株式会社メディカル・コンシェルジュ	516,722,442	R7.3.31	R7.10.1　～　R10.3.31	本業務における、「救急安心センターさっぽろ相談運営業務」は、119番要請を迷う方を適切に医療へ繋げるという役割がある一方、軽症の方には緊急受診を控えてもらうといった救急車の適正利用を促進しており、「産婦人科救急情報オペレート業務」は、夜間に発症した妊婦等の症状から緊急受診の必要性を判断し、受診可能な医療機関と調整を行っている。これらはそれぞれ専門性が高く、人命に直結する非常に重要な業務である。 また、患者の症状を聞き取った上で、対応方法を判定することを基本とするが、クレーム対応、本市消防局や他消防本部、医療機関との調整等、臨機応変な対応が求められるものであることから、配置する人員には、同種業務の経験が求められるとともに、受託会社による業務管理や労務管理、適した人材の採用や養成、相談現場への支援といった、専門的な知識や高度な技術力が必要となる。 本業務は、一般競争入札で実施した場合、価格面での工夫の余地が少ないため、同様の方法を繰り返すことで、必要な人件費が捻出できずに経験豊富な看護師等が採用できなくなる等、業務管理が行き届かなくなり、相談業務の質が低下し、市民の安心安全を確保できなくなることが懸念される。 そのため、より良質なサービスを提供するためには、同種業務の経験を有する管理者や看護師等が確保できる環境を整えた上で、このような困難な業務の実施方法について、ＩＣＴ技術を活用するなど運営に係る提案を求め、各事業者の業務遂行能力を評価し、受託事業者を選定する必要がある。 以上のことから、当該業務は、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号で定められているその性質又は目的が競争入札に適さないものと考えられるため、公募型企画競争により、優秀であると判断された企画の提案者を相手方として、随意契約を締結することとすることとしていた。 この度、当該事業者の企画提案が「救急医療相談業務（R7.10.1～R10.3.31）」企画競争実施委員会において選定されたことから、当該事業者を相手方とする特定随意契約の見積参加者とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェル．医療政策課 011-211-3517

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.5.1	札幌市里塚斎場火葬炉修繕業務	富士建設工業株式会社	79,200,000	R6.4.19	R6.4.19 ～ R7.3.28	本施設の火葬炉設備は、当該業者が独自に開発したものであり、設備機器の部品交換及び分解整備を行うには、当該設備に関する専門的な知識や技術を必要とするため。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	保）ウェル．里塚斎場 011-883-1561
R6.5.8	里塚斎場耐火台車収集運搬処理業務	株式会社東部清掃	1,386,000	R6.4.24	R6.4.24 ～ R6.12.27	令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿の「産業廃棄物処理業」に登録されており、かつ札幌市産業廃棄物処分業許可業者名簿において、中間処理品目に金属くず、陶磁器の破砕が含まれる3社（（株）イーアンドエム、（株）東部清掃、北海道アオキ化学（株））に耐火台車の処理が可能であるか確認したところ、（株）東部清掃以外は対応できない旨回答があったため （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェル．里塚斎場 011-883-1561
R7.3.26	札幌市里塚斎場火葬炉設備及び建築付帯設備保守点検業務	富士建設工業株式会社	29,700,000	R7.3.17	R7.4.1 ～ R8.3.31	里塚斎場火葬炉設備は左記業者が独自に開発したものであり、設備開発者の専門的知識と技術が本業務の履行に必要不可欠であるため。 　なお、建築付帯設備は、火葬炉設備と連携しているため、保守点検は火葬炉設備と一体として行う必要がある。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェル．里塚斎場 011-883-1561
R7.3.26	札幌市里塚斎場火葬炉設備補修業務	富士建設工業株式会社	69,404,500	R7.3.17	R7.4.1 ～ R8.3.31	里塚斎場火葬炉設備は左記業者が独自に開発したものであり、設備開発者の専門的知識と技術が本業務の履行に必要不可欠であるため。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	保）ウェル．里塚斎場 011-883-1561
R7.7.16	里塚斎場待合棟給茶業務	公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会	22,187,000	R7.3.26	R7.4.1 ～ R8.3.31	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号では、母子・父子福祉団体から受ける役務については、同団体を相手方とした随意契約を締結することが認められている。 本業務は、本市の制定する「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の就労機会の提供、就労技術習得の機会として、上記地方自治法施行令に基づく随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	保）ウェル．里塚斎場 011-883-1561
R7.7.16	里塚斎場待合棟清掃業務	公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会	34,969,000	R7.3.26	R7.4.1 ～ R8.3.31	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号では、母子・父子福祉団体から受ける役務については、同団体を相手方とした随意契約を締結することが認められている。 本業務は、本市の制定する「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の就労機会の提供、就労技術習得の機会として、上記地方自治法施行令に基づく随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	保）ウェル．里塚斎場 011-883-1561
R6.4.10	令和6年度札幌市火葬場予約システム運用保守業務	都築電気株式会社	3,814,800	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	札幌市火葬場予約システムは、令和５年度に都築電気株式会社及びその再委託先の株式会社フェローが同社のパッケージ製品を本市向けにカスタマイズして構築したシステムである。そのため、システムのパッケージ製品部分の著作権が同社に帰属しているため、他の業者が本システムの構造や機能等を把握することはできず、本業務を履行することは不可能である。 　以上のことから、本業務を履行可能な者は上記選定事業者以外にいないため、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）施設管理課 011-211-3518
R6.7.17	新合葬墓建設・里塚霊園管理事務所建替基本計画策定支援業務	北海道造園設計株式会社	6,820,000	R6.7.5	R6.7.5 ～ R7.3.28	札幌市では合葬式の埋蔵施設として平岸霊園内に合同納骨塚を設置、運営しているが、近年のニーズの変化により利用者が増えており、令和９年度には埋蔵可能容量を超過する試算となっている。 そのため、合葬式埋蔵施設の新増設の検討のため令和４年度に設置可能場所の調査を行った結果、里塚霊園内への設置を有力候補として選定した。里塚霊園内に合葬墓を新設する場合には、里塚霊園管理事務所での通年受付が必要となるが、現在の里塚霊園管理事務所は老朽化により通年開所には対応できないことから、同管理事務所の建替も同時に行う方向で検討を進めることとした。令和５年度には、里塚霊園内に合葬墓を新設し、霊園管理事務所の建替を行えるかどうか検討するため、里塚霊園内施設再整備に向けた調査業務を実施し、建設候補地の選定を行った結果、建設が可能であることが判明した。 本業務は、令和５年度に実施した調査結果を基に、里塚霊園内への合葬墓の新設及び霊園管理事務所の建替に関する基本計画策定の支援を行うことを目的とする。 基本計画策定にあたっては、将来の維持管理を考慮した合葬墓の形態・デザインの検討、バリアフリーや環境に配慮した新里塚霊園管理事務所の建設において、高度な創造力、技術力、専門的な知識又は経験が必要とされる。 したがって、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に規定される価格による競争入札等には適さない業務と考えられることから、公募型企画競争により受託者を選定することとしていた。この度、当該事業者の企画提案が新合葬墓建設・里塚霊園管理事務所建替基本計画策定支援業務に係る企画競争実施委員会において選定されたことから、当該事業者を相手方とする特定随意契約の見積参加者とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェル．施設管理課 011-211-3518
R7.2.19	墓地管理システム　Windows11動作検証修正業務	株式会社ネクシス	1,023,000	R6.11.11	R6.11.11 ～ R7.3.31	本件業務は、Windowsのバージョン更新に伴う墓地管理システムの動作検証及びプログラム修正を目的とする。 本件業務の履行に当たって、受託者には対象システムの機能や構成、各種設定情報等を熟知していることが求められる。 当該選定事業者は、本システムの開発及び導入以降の保守業務を行っている。当該事項の詳細を熟知しておりプログラム修正を行なえるのは同社以外にない。 よって、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき、株式会社ネクシスを本業務における契約の相手方に特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェル．施設管理課 011-211-3525
R7.4.30	令和７年度札幌市火葬場予約システム運用保守業務	都築電気株式会社	3,814,800	R7.3.25	R7.4.1 ～ R8.3.31	札幌市火葬場予約システムは、令和５年度に都築電気株式会社及びその再委託先の株式会社フェローが同社のパッケージ製品を本市向けにカスタマイズして構築したシステムである。そのため、システムのパッケージ製品部分の著作権が同社に帰属しているため、他の業者が本システムの構造や機能等を把握することはできず、本業務を履行することは不可能である。 　以上のことから、本業務を履行可能な者は上記選定事業者以外にいないため、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェル．施設管理課 011-211-3518

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.8.14	令和６年度札幌市小児慢性特定疾病児童等自立支援センター業務	国立大学法人北海道大学　北海道大学病院	5,170,000	R6.7.31	R6.8.1　～　R7.3.31	本事業は小児慢性特定疾病児童の自立支援を目的とした総合相談事業である。札幌市では、令和３年度に札幌市難病対策地域協議会に小児科等の専門医や教育委員会、患者当事者等で構成する小児慢性特定疾病対策地域協議会（以下、「小慢部会という。」）を設置し、小慢部会において、事業の検討を進め、下記の要件を満たす医療機関に委託する方針で一致した。 【要件】 １　小児慢性特定疾病児童が多く通院していること ２　多職種のサポートが受けられること ３　札幌全域から通いやすい場所に相談拠点が確保できること ４　移行期医療の実績があり、自律（自立）支援に取り組んでいること ５　他の医療機関と幅広いネットワークがあること 上記の要件、１～５を全て満たしており、特に１の小慢児童等の通院が多いこと、及び３の市内中心に位置しており小慢児童等にとって交通の利便がよい立地であることから、令和５年６月開催の小慢部会において、北大病院が委託先として適当との判断に至った。 上位の経緯を踏まえ、本市としても本業務を最も適切かつ効果的に遂行できるのは北大病院であると認め、受託内容について協議を進め、この度内諾を得たものである。 このため、本業務の性質及び目的が競争入札に適しないものと認められる。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保健所保健管理課 011-622-5153
R6.8.14	マイナンバー一括情報連携機能の追加に係る札幌市難病情報システム改修業務	株式会社ＨＢＡ	2,757,700	R6.8.5	R6.8.5　～　R7.3.31	特定医療費（指定難病）の支給認定にあたっては、患者本人等が加入する健康保険の保険者、記号及び番号等の情報が不可欠である。現行の被保険者証が廃止され、マイナ保険証の利用に対応するため、市基幹系システム及び市難病情報システムを改修し、大量の情報連携を可能とするための対応が急務となっている。 当該システムは、株式会社ＨＢＡが開発したパッケージソフトを基礎としており、このパッケージソフトの固有機能に対する著作権は同社が保有し、そのソースコード等は他社に公開することができない。 以上により、本業務を実施できるのは同社以外になく、競争入札に適しないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保健所保健管理課 011-622-5153
R7.4.23	令和7年度札幌市小児慢性特定疾病児童等自立支援センター業務	国立大学法人北海道大学　北海道大学病院	4,994,000	R7.3.25	R7.4.1　～　R8.3.31	本事業は小児慢性特定疾病児童の自立支援を目的とした総合相談事業である。札幌市では令和３年度に札幌市難病対策地域協議会に小児慢性特定疾病部会を設置し事業の検討を進め、医療機関に委託する方針で一致、本市としても本業務を最も適切かつ効果的に遂行できるのは北大病院であると認め令和６年度委託により事業を開始した。昨年８月に北大病院に委託契約後、北大病院は小児慢性特定疾病児童等自立支援センター（通称：北大こどもサポートセンター「アルモニ」）を立ち上げ、相談に対応する自立支援員の研修、効果的な相談記録のための仕組みづくり、関係機関との打合せ、各種広報等の準備を行った後、10月から相談受付を開始した。10月の相談業務開始後は病院内外の関係部署との連携を図りながら相談対応を行っており、医療・福祉のほか、学習、就労環境等の各種知識を日々の相談対応の経験を積みながら着実に身に着けている。本業務は、小児慢性特定疾病児童の自立支援に係る様々な知識・経験をもって、相談者や関係機関との信頼関係を構築・維持しながら、利用者に向けて継続した支援を行っていくことに意義があるものであるが、今回の契約で委託者が変更となった場合、業務開始のための準備等で一定の期間、事業自体を休止せざるを得ないほか、改めての体制構築のための費用が必要となる。また、現在の利用者にとっても支援が途切れることや信頼関係の再構築等の不利益も容易に想定される。以上により、現時点において本業務を実施意義に沿って履行できるのは北海道大学病院のみであると考えられること、また、一般競争入札により、仮に他の者に委託することとになった場合、履行品質の確保、実施期間及び経費面において不利になることが認められることから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号及び同第6号により本契約の相手方を北海道大学病院に特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保健所保健管理課 011-622-5153
R7.7.30	令和７年度札幌市難病情報システム運用保守業務	株式会社ＨＢＡ	17,695,920	R7.3.27	R7.4.1　～　R8.3.31	本業務は、「札幌市難病情報システム」の運用スケジュール管理、システム定期保守及び各種障害対応等を行う業務である。 当該業務の実施にあたっては、当該システムの機器構成、ネットワーク環境やプログラム構造等に関する総合的かつ専門的知識が必要となるが、当該システムを開発した選定事業者以外にそのような知識を持つ者は存在しない。 以上により、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に定める「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当すると判断されるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保健所保健管理課 011-622-5153

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6. 4. 17	令和６年度新型コロナウイルスワクチン接種の電話問い合わせに係る労働者派遣（単価契約）	リンケージサービス株式会社	14,074,264	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ～ R7. 3. 31	新型コロナワクチンの公費接種については令和６年３月31日で終了する旨、「令和６年度以降の新型コロナワクチンの接種について」（令和５年11月22日付け厚生労働省事務連絡）で示されておりますが、令和６年４月以降も医療機関からの費用請求やワクチンの処分、駆け込み接種の事後処理等に関する専門的な問い合わせの入電継続が想定されます。 また、令和６年度からは接種費用を有料とした定期接種となり、秋冬に接種を実施することが国から示されており、公費接種（無料）から定期接種（有料）へ移行することによる制度、費用負担などの様々な問合せや、接種時期には接種実施医療機関に関する問い合わせなど、市民から多数の問い合わせが入ることが想定されております。 そのため、令和６年度も引き続き、医療機関と市民両方の問い合わせに対応する体制を維持していく必要がありますが、これまで市民からの様々な問い合わせに対応していた、問い合わせセンターの運営については、令和６年度から、補助対象外であることが昨年12月に確認されたため、令和５年度末で閉鎖し、令和６年度からは、ワクチン接種担当部を問合せ先として、医療機関と市民からの多数の問い合わせに対応せざるを得ない状況となります。 ワクチン接種業務に関する医療機関や市民からの様々な問い合わせに対応するためには、制度が複雑化したワクチン接種業務に関する膨大かつ幅広い知識を十分に理解したうえで、部内業務と連携し、最新の動向に合わせた適切な対応を行うことが必要不可欠です。 そのため、知識が不足している者がオペレーター業務を行った場合、問い合わせに対して円滑な対応ができず、医療機関や市民に対しに不要な混乱をまねき、不利益を与えることが想定されます。 そのため、令和６年４月以降については、ワクチン接種担当部に対し医療機関のほか、市民からの多数の問い合わせが急増することが想定されるため、事業運用開始時からの経緯等を熟知し、部内業務と連携して、問い合わせに迅速かつ適切に回答できる人材を4月1日から派遣できるものを契約の相手方としなければなりません。 これに加えて、このような人材を4月1日から派遣するためには、人材確保、事前研修等の準備期間として、最低でも２か月以上は要することから、一般競争入札の実施は困難な状況となります。 現在派遣契約を締結しているリンケージサービス株式会社は、ワクチン接種業務及び部内業務について十分熟知し連携した対応が可能な職員を有しており、蓄積された多岐にわたる知識、情報を用いてワンストップで電話問い合わせに対応することが可能であり、４月１日からも当該職員を継続して派遣することが可能なため、引き続き質の高い円滑な業務が遂行できるものであります。 そのため、令和６年４月以降も新型コロナワクチンの電話対応を行うオペレーターを派遣することが可能な唯一の業者であるリンケージサービス株式会社と特定随意契約を行う。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保健所感染症総合対策課 011-211-8189
R6. 4. 17	札幌市結核接触者健康診断事業（単価契約）	一般社団法人　札幌市医師会	8,458,191	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ～ R7. 3. 31	一般社団法人札幌市医師会は、市内全域に会員（医療機関）を多数有しており、本市でこのような体制を有する組織は他にはない。市民が多数の医療機関を利用できるという点で利便性が高く、集団的な健診を実施することができる会員を有している。 また、一般社団法人札幌市医師会は、過去の委託業務遂行状況についても非常に良好である。 以上の理由から、当該業務の適正な履行のため、特定で指名することが適当である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R6. 4. 17	結核住民健診及び日本語学校生徒等健診業務（単価契約）	公益財団法人　北海道結核予防会	12,288,192	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ～ R7. 3. 31	住民集団健康診査は、昭和33年から実施してきた結核住民健診に、市民の健康増進を図ることを目的として、昭和53年から健康相談事業（平成21年度をもって廃止）、平成４年度からすこやか健診（平成20年度から特定健康診査に変更）、平成９年度から肺がん検診、平成14年度から肝炎ウイルス検査を一体的に実施することにより内容の充実を図ってきた経緯がある。 公益財団法人北海道結核予防会は、結核住民健診業務について、上記健診との一体的な実施に対応できる唯一の法人である。また、令和６年度においても引き続き札幌市の住民集団健康診査を受託する予定であり、健診会場における結核住民健診業務を効率的かつ確実に実施するために、当該法人を選定することが適当である。 それに加え、当該法人は、諸外国の結核情勢に係る知識が豊富であり、結核高まん延国出身者も在籍する日本語学校生徒等へ適切な対応が可能である。 なお、当該機関は従前から継続して本業務を受託し、確実に履行していることから、受託先としての適格性を有しているものと認められる。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R6. 4. 17	結核住民健診業務（単価契約）	公益財団法人北海道対がん協会	11,997,888	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ～ R7. 3. 31	公益財団法人　北海道対がん協会（以下「対がん協会」という。）は、健診の専門機関であることから、健診に必要不可欠な健診車や医療スタッフが十分に整備されている。 本市における結核住民健診は、肺がん検診等と一体的に実施することで内容の充実や市民の利便性を高めてきた経緯がある。本市のような大都市において集団健診を実施する場合は、市内の地区会館等を隈なく巡回して、年間を通して万単位の健診に対応できる体制を整備する必要がある。 企業の職場健診など限定された区域・人に対する健康診査の集団健診を実施している民間の健診機関は他にもあるが、札幌市のような広大な面積を有し、200万人近い人口を擁する地域の集団健診を一手に引き受けることが可能な機関は、対がん協会をおいて存在せず、また、対がん協会は、札幌市を含めた自治体の集団及び一括健診を円滑で安価に実施することを目的の一つとして設立された団体でもある。 また、対がん協会は、これまでも健診業務のほか、区保健センターとの日程、会場の調整、各種統計資料の作成等、健診以外の事務事業も誠実かつ円滑に履行している。 以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保健所感染症総合対策課 011-622-5199

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.4.17	令和6年度HIV検査・相談事業運営業務	社会福祉法人はばたき福祉事業団	8,732,595	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	厚生労働大臣が定める「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」において都道府県は、保健所における無料匿名のHIV検査・相談の実施が求められており、利便性の高い場所や夜間休日等の時間帯へ配慮することが重要とされている。上記を踏まえ本業務は、場所の利便性を考慮した各保健センターにおける平日検査、時間帯の利便性を考慮した夜間・休日検査と並行して行うものであり、匿名性の高さを確保した検査体制を特色としている。このため、本業務においては、会場内で受検者同士が顔を合わせることのないよう検査運営が可能な検査場所の確保、検査業務に精通した医師・看護師・カウンセラー等の人員の配置、HIV検査の結果に応じたカウンセリングやHIV診療拠点病院をはじめとする医療機関との連携体制の確保、の3点を確実に満たしたうえで実施されることを要する。 社会福祉法人はばたき福祉事業団は、HIV/エイズに精通し、HIV陽性者及びエイズ患者への対応についての十分な経験や技能があり、エイズ治療拠点病院である北海道大学病院とも協力体制を構築し、医療との円滑な連携を図ることができる。また、当該法人は、受付から検査終了後の退室まで、一貫して高い匿名性を確保するための構造を有した検査場所を確保しており、本業務における上記の要件をすべて満たす市内唯一の法人と考えられる。 以上の理由から、当該業務の適正な履行のため、特定で指名することが適当である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R6.4.24	新型コロナウイルスワクチンの６、７回目接種の副本登録対応に伴う母子保健情報システム改修業務	日本コンピューター株式会社東京営業所	2,200,000	R6.4.1	R6.4.1 ～ R6.10.31	母子保健情報システムは、日本コンピューター株式会社が開発したパッケージソフト「welmother」を基礎として構築されており、パッケージの固有機能に対する著作権は、同社が保有している。 このため、同社が著作権を有するプログラムについては、そのプログラムのソースコード等は他社に公開することができない。 よって、本システムの改修を実施できるのは、同社以外にないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保健所感染症総合対策課 011-211-8189
R6.8.7	医療機関等における感染症版BCP策定促進業務	一般社団法人北海道総合研究調査会	7,986,000	R6.7.23	R6.7.23 ～ R7.3.14	本事業は、感染症発生に備えた医療提供体制に関する専門的なテーマを取り扱い、広範かつ高度な知識や経験を必要とする業務である。本業務については、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」（以下「実施要領」という。）第３条第１項第１号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。 企画競争実施委員会において、実施委員がプレゼンテーション審査の内容を総合的に評価し、意見交換を行った結果、最も優れた提案を行った契約候補者が本業務を遂行する能力を有していると判断し、全員一致で契約候補者を選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R6.4.24	令和６年度生活衛生情報管理システム更新業務	株式会社ネクシス	18,986,000	R6.4.15	R6.4.15 ～ R7.3.31	本業務は、保健所や保健センター等で使用する生活衛生情報管理システムを継続して使用するためのシステム改修を行うものであり、履行に当たっては、同システムの構成や環境条件に係る十分な知識を有し、不具合等に対して迅速かつ適切に対処できることが不可欠である。 当該事業者は、同システムの開発、改修及び過去の保守管理業務を受託し、同システムの構成や環境条件等を熟知しており、本業務の履行に必要な要件を満たしている。 また、他事業者が同要件を満たすためには同システムに係る情報開示が必要となるが、外部からのサイバー攻撃の対象となり得るセキュリティ情報が多数含まれており、複数事業者へこれを開示することは、サイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はおらず、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保健所食の安全推進課 011-622-5170
R6.9.11	青果棟ネットワーク機器の更新及び環境構築業務	株式会社北海道日立システムズ	7,590,000	R6.8.30	R6.8.30 ～ R6.10.31	本業務は、中央卸売市場総合情報システム（以下「システム」）における青果棟ネットワーク機器の更新及びネットワーク環境の構築を行う業務である。 システムのネットワークは、市場に関連する事業者（以下「関連事業者」）が多数利用しており、稼働が停止した場合には関連事業者の業務に極めて大きな支障をきたし、生鮮食料品の流通及び関連事業者の経営に大きな影響を及ぼすこととなる。 本業務を安全かつ確実に履行するためには、複雑多岐にわたる既存ネットワークの全体構成、設計仕様、運用実態などを総合的に把握し、十分な知識を持って問題が起こらないよう計画・準備したうえで作業する必要性がある。また、深夜早朝にも取引が行われるという市場業務の特殊性についても熟知している必要があり、問題発生時には迅速かつ確実に対処できなければならない。 一方、他の事業者が上記の要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、当該情報は、札幌市情報セキュリティポリシーで定める「市政執行上特に重要な情報」として重要性１に分類されるものであり、これを開示することは、サイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することになる。 したがって、システムの稼働当初からネットワークの保守業務に携わることで、ネットワークの全体構成及び直近の運用状況等を把握しており、機器更新の度にネットワークの改良構築を実施し、現在のネットワークの情報を知りえている唯一の事業者である株式会社北海道日立システムズを、契約の相手方に特定する。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	経）中央卸売市場管理課 011-611-3111
R6.4.17	令和6年度札幌市結婚支援マッチングシステム運用保守業務	株式会社愛媛電算	3,031,810	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	札幌市結婚支援マッチングシステムは、選定業者のパッケージングシステムをカスタマイズする形で開発を行っており、運用保守をするに当たっては、パッケージ部分と密接に関連したプログラム変更が含まれることから、根幹を把握している選定業者の他に保守を行えないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子ども育．子ども企画課 011-211-2982
R6.4.17	令和6年度札幌市オンライン結婚支援センター運営業務	タメニー株式会社	20,708,770	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	本業務は、企画力等が必要な業務であるため、複数の相手方から企画案を募り、その中から、より優れた提案を採用する企画競争により契約の相手方を決定することが適当である。若者出会い創出事業企画競争実施委員会運営要綱に基づき開催した第２回若者出会い創出事業企画競争実施委員会において、審査の結果、タメニー株式会社が490 点となり、最低基準点（420 点）以上、かつ総合計点の最も高い者となったことから契約候補者として選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子ども育．子ども企画課 011-211-2982

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.4.17	令和6年度プレーパーク普及啓発・活動支援業務	公益財団法人札幌市公園緑化協会	4,415,400	R6.4.5	R6.4.5 ～ R7.3.31	本業務は、プレーパークの普及啓発及び市民等で構成するプレーパーク実施団体への活動支援を行うものであるが、以下４つの要件が求められる。 １　プレーパークに関する専門的な知識及び当該業務に関する豊富な経験やノウハウを有し、 地域住民等がプレーパークを開催する際に活動の支援ができること。 ２　本市におけるプレーパークは、主に公園で実施されていることから、公園利用の手続や公園の管理運営状況を熟知していること。 ３　本業務の受託者は、担い手発掘から育成までを総合的に企画・運営でき、効果的に業務目的を達成できる者であること。 ４　プレーパーク実施団体に寄り添った相談対応やきめ細かい活動支援ができること。 （公財）札幌市公園緑化協会は、本事業開始当初の平成23年度から継続して業務を担っており、プレーパークに関する深い専門的知識を有しているとともに、けがや事故の予見、安全管理に関する実施団体への活動支援の実績・経験を積んできた事業者である。 また、札幌市内で指定管理制度が導入されている公園や緑地の約６割の施設で指定管理者として運営管理を行っていることから、公園に関する法令や管理運営状況を熟知している。 管理する公園では、近隣住民で構成されるボランティア団体を立ち上げるなど、新たな担い手となりうる人材との人脈づくりを連綿と行ってきたほか、きめ細かい活動支援や、自主事業によるプレーパーク実施団体向けの講座等を通じて、既存団体やプレーリーダーと強固な信頼関係とネットワークを築き、各団体の活動を軌道に乗せてきた。 担い手発掘から育成までには複数年を要するが、上記のように継続的に人的つながりを構築し、既存団体やプレーリーダーと一体となって効果的に業務目的を達成できる団体は当協会以外にはなく、余人をもって代えがたいものである。 当該団体以外に本業務の要件を全て満たす団体は存在しないことから、本契約の相手方は当該団体に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により、随意契約（特定）とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子どもの権利推進課 011-211-2942
R6.4.17	令和6年度札幌市ジュニアリーダー養成研修企画・実施業務	公益社団法人札幌市子ども会育成連合会	93,830,000	R6.4.5	R6.4.5 ～ R7.3.31	本業務は、子どもの権利条例の制定目的の一つである、「子どもが自立した社会性のある大人に育つ」ための支援の一つとして、地域の子どもの体験活動や住民組織による子ども関連行事などの充実を目的に、それら活動の中心となって活躍する「ジュニアリーダー」を養成する研修を実施するとともに、地域の大人、子どもが互いに顔が見える関係を形成するものであることから、本業務を受託する団体には以下のような条件が求められる。 １　ジュニアリーダーの養成にあたっては、基礎的な知識及び技術の習得を目的とする基本研修を実施することとしており、子どもの体験活動に関する専門的な知識、技術及び豊富な経験を有し、地域において必要とされるジュニアリーダーの資質を熟知した上で、その理想像に向けての研修を企画・運営できること。 ２　当該事業には、地域の大人と子どもがともに活動し、互いに顔が見える関係を形成する内容を含むことから、地域の子どもの活動等の実状を熟知するとともに、町内会等の地域団体、地域の教育機関及び企業等と良好な信頼関係とともに、連携協力体制を構築できること。 ３　青少年キャンプ場の事業用地は、主に基本研修の場として利用することとしており、研修の実施と事業用地の管理を一体的に行い、効果的かつ効率的に運用できること。 ４　事業は市内各地で年間延べ210回以上行うこととしており、加えて事業用地の管理は年間を通じて恒常的に行うこととしているため、全業務の品質等について、十分な信用とその能力があること。 当該団体は、長年にわたり本市の子ども会活動の維持・発展のために必要なジュニアリーダーやボランティアの育成など様々な事業を継続的に実施してきていること、また、全区において、さまざまな地域団体（子ども会、町内会、教育機関や地域企業等）及びボランティア（育成者、リーダー養成研修卒業生等）との長年にわたる協力関係、連携協力関係が構築されていることから、これらの条件をすべて満たす唯一の団体である。 当該団体以外に上記の条件を満たす団体は存在しないことから本契約の相手方は当該団体に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により、特定者を相手方とする随意契約といたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子どもの権利推進課 011-211-2942
R6.8.28	令和6年度子どもの職業体験事業企画運営業務	ヒューマンアカデミー株式会社	6,270,000	R6.8.5	R6.8.5 ～ R7.3.31	本事業では、安全に十分配慮された設備・環境下で、教育的配慮のもと、小学校高学年の子どもたちの興味・好奇心を刺激し、将来への夢を描けるような職業体験プログラムを企業と共に企画・運営することを主たる業務としており、業務の実施に当たっては、高い創造性、企画力、交渉力を要する。よって、金額の多寡により事業者を選定するべきものではなく、目的の達成に効果的な業務の実施を求めるものであり、競争入札には適さないことから、公募の規格競争により事業者を選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子どもの権利推進課 011-211-2942
R6.4.10	ワーキング・マタニティスクール（勤労妊婦を対象とする母親教室）	公益財団法人母子衛生研究会	2,190,999	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	本事業の委託にあたっては、下記の条件を最低限満たしていることを要件とする。 ・業務の遂行および企画においては、国の動向等を含めた母子保健に関する最新かつ正確な情報を選別したうえで、教室に盛り込むべき内容の吟味を要する。そのため、一般的な講習等とは異なり、母子保健及び就労女性の母性健康管理に係る専門性の高さが確保されていること。 ・企画の意図が教室参加者へ正しく、具体的に伝えられるよう、適格な講師の選定及び複数回の教室実施において確実な講師の確保までを一貫して行う能力を要する。 ・マタニティ教室を含む母子保健事業は、営利目的や民間療法等を推奨する専門職の指導など偏った価値観の講師派遣等が調整されないことが必要である。そのため、公平性が確保され、根拠に基づいた指導を行うことができなければならない。 ・当市の母子保健が目指す理念に則った情報を正確に理解する団体であること 当該団体は、上記条件について次にあげる事項を有している。 ・母子保健に係る専門職である医師（小児科、産科、精神科等）、看護師職を含む専門職を評議員および理事としており、事業執行にあたっては、役員の承認を得て、高い専門性かつ医学的根拠に基づいた体系的な事業構築が可能である。 ・母性、小児及び家族の保健に関する広報普及を主たる事業の一つに掲げ、母性の保護に係る講座・教室の開催実績が群を抜いて豊富であり、講師を担う歯科衛生師、管理栄養士等の各専門職種の団体とのネットワークを確立しており、適格な講師の選定と確保に関する能力と実績も有する法人である。 ・本事業の前提となる公平性が客観的に担保された団体という点においては、公益財団法人格を有している。 ・本市の母子保健の理念に則った事業を独自事業においても実施している団体である。 以上より、当該団体が本事業に必要な条件のすべてを満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育支援部子育て支援課 011-211-2785

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.5.29	札幌市初回産科受診同行支援事業	社会福祉法人麦の子会	1,742,000	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	当該事業者は、妊娠が疑われ、経済的困窮、社会的孤立、ＤＶ等の背景を持つ者（以下「困難を抱える妊婦等」という。）に対し、相談受付から居場所の支援までを実施する「妊娠相談体制強化事業委託業務」（以下「相談業務」という。）の受託予定者である。 本業務は、困難を抱える妊婦等に対し、産科等医療機関への同行支援等を行うものであり、実施にあたっては専門性の確保が求められる。 また、困難を抱える妊婦等は保健センター等の行政ではなく、メッセージアプリ等により匿名で相談可能な相談業務を利用する傾向がある。本業務は、相談を受け付けた後に切れ目のない支援が実施できる体制を整備し、多元化を図るものであることから、相談業務と不可分である。 このことから、当該事業者は本事業に必要な条件を満たす唯一の事業者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育支援部子育て支援課 011-211-2785
R7.1.29	札幌市こども誰でも通園制度試行的事業に係る事務処理センター運営等業務	ＴＯＰＰＡＮ株式会社	7,018,000	R6.8.30	R6.8.30 ～ R7.3.28	当該業務は、こども誰でも通園制度試行的事業の追加実施場所に係る事業者や市民からの問い合わせに対応するほか、９月以降に多量に発生する事業の実績報告書作成及び審査等の業務を新たに委託し執行するものであり、業務開始後に迅速かつ適切に対処できることが不可欠である。 また、当該業務で行う市補助金に係る審査は、現在履行中のコールセンター等業務で随時発生する利用登録児童に係る個人情報を利用して行うものであることから、業務を安全かつ円滑に遂行するためにコールセンター等業務と一体的に実施する必要がある。 ついては、事業の実施場所との連絡体制や業務処理のためのシステムが既に構築されており、コールセンター等業務と一体的に業務を行える業者はTOPPAN株式会社東日本事業本部北海道事業部以外にないため、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当するものと考える。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育支援部子育て支援課 011-211-2988
R7.1.29	札幌市こども誰でも通園制度に係る認可関連業務	ＴＯＰＰＡＮ株式会社	4,950,000	R7.1.15	R7.1.15 ～ R7.3.31	当該業務は、令和７年度「こども誰でも通園制度」の実施に伴う認可手続きにあたり、インターネット申請フォームの構築、受付及び審査、様式作成、問い合わせ対応等を行う業務である。 国からは、市の認可手続きに必要な内閣府令案が令和６年11月下旬に示されたところであり、今後令和７年１月上旬に公布され、これらを受けた自治体の認可手続きを令和７年３月までに終えるためには、直ちに契約を行い、準備を進めていく必要がある。 また、当該業務は前例がなく、事業者からの問い合わせが多く見込まれることから、現在同制度に関し事業者等との手続きを行う「こども誰でも通園制度コールセンター」と密接に関連する付帯的な内容であり、当業務を一体的に履行することで、期間の短縮、履行品質の確保が可能である。 ついては、業務の履行につき、期間の短縮、履行品質の確保の観点から、競争に付することが不利と認められるため、地方自治法施行令第167条の２第１項第６号に該当するものと考える。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	子）子育支援部子育て支援課 011-211-2988
R7.3.12	令和7年度さっぽろ子育て情報サイト及びアプリ運用保守業務	株式会社サイネックス	1,531,376	R7.2.27	R7.4.1 ～ R8.3.31	さっぽろ子育て情報サイト及びアプリは、札幌市の子育てに関する行政情報や市民が必要とする情報を直接かつ素早く提供できるため、高い即時性を持つ媒体である。当該サイト及びアプリのシステムには本市独自の機能追加を行っているため、保守業務の遂行にあたっては、システムの特性、各機能の実態や特性などをプログラムレベルで細部にわたり正確に把握しているとともに、システム全体を総合的に理解している必要がある。 また、万が一、同サイト及びアプリに障害が発生した場合には、即時に復旧対応を行うことが不可欠であり、この対応を行うことができるのは、当該サイトの運用管理システムを開発した(株)スマートバリューのみである。 (株)スマートバリューは、ホームページの構築や改修の提案、システム運用等のサポートを迅速に行うことができる唯一の事業者として、北海道内に事業所を有し業務提携関係にある(株)サイネックスを直接の営業窓口に指定している。 ついては、サイトやアプリの開発、当該サイトのシステム運用等が可能で、当該業務の履行可能となる業者が(株)サイネックス以外にないため、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当するものと考える。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育支援部子育て支援課 011-211-2997
R7.3.12	令和7年度きずなメール配信事業運営業務	（特非）きずなメール・プロジェクト	3,615,227	R7.2.27	R7.4.1 ～ R8.3.31	当該事業は、子育てへの孤独感や不安を感じている子育て世帯に対して、継続的に子育てに関する情報発信を行い、子育てに対する親の不安やストレスを軽減することを目的としている。 この目的を果たすことができるサービスは、産後うつや児童虐待の予防を目指し、妊娠週数や子どもの月齢に合わせた複数の医師が監修したメッセージを毎日あるいは定期的に登録者へ配信を行い、妊娠期から切れ目なく情報発信を行っている「自治体きずなメール事業」が該当する。同サービスを行っている団体は、ＮＰＯ法人きずなメール・プロジェクトのみである。 同団体については、平成22年度の設立から令和６年度現在、35の自治体で同事業の導入実績があるため、安定した事業運営の継続を見込むことができ、同団体を契約の相手方とすることは業務遂行上、円滑かつ合理的であると判断する。 以上により、地方自治体施行令第167条の２第１項第２号に該当するものと考える。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育支援部子育て支援課 011-211-2997
R7.3.12	令和7年度さっぽろ子育てAIチャットボット運用保守業務	株式会社ピースポーク	2,382,600	R7.2.27	R7.4.1 ～ R8.3.31	当該事業におけるＡＩチャットボットは、令和４年度に実施した公募型企画競争による選定後、システム構築の委託契約を行った（株）ピースポークのシステムを利用している。ＡＩチャットボットの保守業務の履行についてはソフトウェアの著作権を保有している構築業者に限定されるものであり、他の業者がＡＩチャットボットの保守を行うことはできない。 ついては、ＡＩチャットボットのシステム運用等が可能で、当該業務の履行可能となる業者が(株)ピースポーク以外にないため、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当するものと考える。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育支援部子育て支援課 011-211-2997
R7.3.19	令和7年度さっぽろ子育てサポートセンター事業運営業務	社会福祉法人　札幌市社会福祉協議会	16,621,000	R7.3.10	R7.4.1 ～ R8.3.31	当該事業は、国が規定する地域子ども・子育て支援事業のうち子育て援助活動支援事業に該当する事業である。安定した事業を提供するためには、提供会員、アドバイザー、サブ・リーダー、エリア・リーダーの人材確保が必要であるほか、０歳から小学校６年生までの子どもを育てているすべての家庭が当該事業の利用対象となることから、国や本市の実施要綱・基準を満たし、本市の会員規模でも安定した運営ができる事業者との契約が必要不可欠である。 この条件を全て満たす事業者としては、各区に支部や団体を持ち、現在の会員規模にも対応が可能である大規模な組織を有し、事業開始当時から当該事業を実施している社会福祉法人札幌市社会福祉協議会のみである。 当該事業者は本事業をはじめとした各種社会福祉事業を広く行っていることを踏まえると、本事業の目的に照らし、相応の資力、信用、技術、経験等を有していることから、同事業者を選定することが業務遂行上円滑かつ合理的と判断する。 なお、当該事業者は、平成13年度から令和５年度まで大きな事故もなく、安定した運営実績を残している。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育支援部子育て支援課 011-211-2997

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.3.19	令和7年度札幌市こども緊急サポートネットワーク事業運営業務	特定非営利活動法人北海道子育て支援ワーカーズ	18,310,556	R7.3.10	R7.4.1 ～ R8.3.31	札幌市こども緊急サポートネットワーク事業は、国が規定する地域子ども・子育て支援事業のうち、子育て援助活動支援事業に該当する事業である。安定した事業を提供するためには、緊急時や病児・病後児預かり、宿泊を伴う預かりに対応するスキルを持った人材（提供会員）の確保が必要であるほか、０歳から小学校６年生までの子どもを育てているすべての家庭が当該事業の利用対象となることから、国や本市の実施要綱・基準を満たし、本市の会員規模でも安定した運営ができる事業者との契約が必要不可欠である。 この条件を全て満たす事業者としては、本市の地域子育て支援拠点事業としてひろば型子育てサロンを最も多く実施する等、地域に密着した子育て支援事業を実施し、現在の会員規模にも対応が可能な組織を有していることに加え、本市事業化前の５年間に、国から委託を受けて同事業を実施し、本市事業化後は唯一の受託先として緊急時や病児・病後児預かり、宿泊を伴う預かりに関する様々なノウハウを蓄積しているNPO法人北海道子育て支援ワーカーズのみである。 また、当該事業者は各種子育て支援事業を広く行っていることを踏まえると、本事業の目的に照らし、相応の資力、信用、技術、経験等を有していることから、当該事業者を選定することが業務遂行上円滑かつ合理的と判断する。 なお、当該事業者は、本市から当該事業の委託を受けた平成22年度から令和５年度まで大きな事故もなく、安定した運営実績を残している。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育支援部子育て支援課 011-211-2997
R7.4.2	札幌市妊娠・出産寄り添い給付金に係る事務処理等委託業務	株式会社恵和ビジネス	48,334,330	R7.3.24	R7.4.1 ～ R8.3.31	札幌市では、国の「出産・子育て応援交付金」を活用し、令和５年1月から「札幌市妊娠・出産寄り添い給付金」を開始した。 その後、子ども子育て支援法の改正により、令和７年４月から「妊婦のための支援給付」が開始されることとなったが、一部の対象者（出産応援ギフトは令和７年３月末までに申請した者、子育て応援ギフトは令和７年３月末までに出生した子）は、令和７年度であっても「妊婦のための支援給付」ではなく「出産・子育て応援給付金」を支給するという経過措置が設けられた。 本業務は、この経過措置への対応を目的とし、令和6年3月29日付けで本市と株式会社恵和ビジネスとの間で契約している「札幌市妊娠・出産寄り添い給付金事業に係る給付業務」（以下、「本体役務」という。）の事後処理を行うものである。 業務の内容としては、本体役務において市民に送付した申請の受付・審査・再発行、申請の勧奨、コールセンターにおける対応及び文書管理といった本体役務と密接に関連するものが含まれる。 このため、本体役務を履行している者に業務を実施させた場合、履行品質が確保でき、競争入札に付すよりも有利と認められる。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の２第１項第６号を適用し、株式会社恵和ビジネスと特定随意契約を締結する必要がある。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	子）子育支援部子育て支援課 011-211-2785
R7.4.9	令和７年度～令和９年度札幌市ひとり親家庭学習支援ボランティア事業運営業務	公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会	20,350,000	R7.3.28	R7.3.28 ～ R10.3.31	事業の性質上、ひとり親に対する支援事業への実績と理解がある企業・団体であることが必要であり、専門的な知識やノウハウを企画提案により競わせることが効果的かつ効率的な事業運営につながると考えられるため、公募型企画競争を実施し、企画競争実施委員会において、契約候補者として選定された事業者との随意契約を締結したものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育支援部子育て支援課 011-211-3848
R6.6.26	札幌市子ども・子育て支援新制度システム改修業務　制度改正対応（給付費公定価格改定）	株式会社アイネス	2,860,000	R6.6.11	R6.6.11 ～ R6.9.30	本システムは、平成26年より導入しているものであるが、（株）アイネスが開発したパッケージシステムを基本としており、パッケージシステムそのものの著作権は（株）アイネスに帰属するものであるため、他の業者がパッケージシステムの仕様、機能・特性・制約条件及びデータベース構造等を改修することは事実上不可能である。 また、適用開発により札幌市独自に開発した機能、帳票及び他システムとの連携機能等についてもパッケージシステムを基盤として作成されたものであるため、その開発工程における業務分析、設計、製造等は（株）アイネス北海道支社が行っている。 本業務はこれらのシステムの仕様等の理解を前提に進めるものであり、かつ、極めて詳細な専門的知識を要するものであることから、当該業務の履行可能業者は（株）アイネス北海道支社以外にはなく、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当するものと考える。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育て支援部保育推進課 011-211-2346
R6.10.30	札幌市子ども・子育て支援新制度システムハードウェア保守業務	株式会社アイネス	3,010,114	R6.9.25	R6.11.1 ～ R7.3.31	本システムはアイネスが開発したパッケージシステムと、システムを稼働させるために構築したサーバ等のハードウェアを基本としており、パッケージシステムの仕様、機能・特性・制約条件及びシステムを稼働させるサーバ等ハードウェアとの連携を他の業者が理解することは事実上不可能である。 本業務は、サーバ等の機器変更といった資源管理のみならず、日常的なハードウェアの稼働監視、障害や故障が発生したときのシステム及び機器等の要因特定のほか、業務継続及び早期復旧に向けてパッケージシステムも含めた一元的な対応が必要であり、業務を遂行できるのは本システムの仕様とサーバ等のハードウェア構成を理解し、極めて詳細な専門的知識を有するアイネス以外にない。 よって、当該役務を確実に履行できるのは、アイネスに特定されることから、地方自治法第234条第２項の規定及び地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により、当該業者から見積書を徴して随意契約することが妥当である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育て支援部保育推進課 11-211-2346
R6.12.11	令和６年度札幌市保育人材イメージアップ事業	株式会社ノヴェロ	7,742,130	R6.10.21	R6.10.21 ～ R7.3.31	今年度の事業方針は、「過去に実施した事業の内容と重複せず、今年度の核となるような独自性を持たせること」、「AIが搭載されたデータ分析ツール等の最新技術等の活用により、高校生と保護者の考え方のギャップや将来の保育人材確保に繋がる考え方を示すこと」、「メインターゲットへ保育士の処遇等を正しく理解し、魅力を感じてもらうことを目的に、話題性を重視し興味・関心が得られる内容とすること」などを求めており、より高度な創造性、技術力、専門的な知識や経験等を必要としていることから、事業の性質、目的は競争入札に適さないため、公募型企画競争入札を採用し、特定随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育て支援部保育推進課 011-211-2346
R7.4.16	札幌市子ども・子育て支援新制度システム改修業務令和６年度制度改正対応（給付費計算）	株式会社アイネス	2,992,000	R6.11.27	R6.11.27 ～ R7.3.31	本システムは、平成26年より導入しているものであるが、（株）アイネスが開発したパッケージシステムを基本としており、パッケージシステムそのものの著作権は（株）アイネスに帰属するものであるため、他の業者がパッケージシステムの仕様、機能・特性・制約条件及びデータベース構造等を改修することは事実上不可能である。 また、適用開発により札幌市独自に開発した機能、帳票及び他システムとの連携機能等についてもパッケージシステムを基盤として作成されたものであるため、その開発工程における業務分析、設計、製造等は（株）アイネス北海道支社が行っている。 本業務はこれらのシステムの仕様等の理解を前提に進めるものであり、かつ、極めて詳細な専門的知識を要するものであることから、当該業務の履行可能業者は（株）アイネス北海道支社以外にはなく、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当するものと考える。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育て支援部保育推進課 011-211-2346

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.1.29	令和７～９年度札幌市子ども・子育て支援事務センター運営事業に関する包括的業務	パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社	923,986,800	R7.1.23	R7.4.1　～　R10.3.31	札幌市子ども・子育て支援事務センターは令和元年10月の幼児教育・保育の無償化を契機として開設したものであり、その運営を民間事業者へ業務委託することで、職員の負担抑制や業務の効率化、市民サービスの向上を図ってきた。本業務は、本市職員が行う事務作業を委託するのみならず、保護者や保育施設の窓口としての役割を担うものであって、その実施に当たっては子ども・子育て支援関係業務への深い理解はもとより、組織運営上の創意工夫等による効率的かつ安定的な業務履行、更には多角的な視点からの本市への提案及びその実現など、高度な創造性や技術力、専門的な知識や経験が求められる役務である。そのため、事業者の選定に当たっては価格による競争入札は適しないものと判断されることから、公募型企画競争入札を採用し、特定随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育て支援部保育推進課 011-211-2987
R7.4.16	令和７年度札幌市子ども・子育て支援新制度システム運用保守業務	株式会社アイネス	32,170,168	R7.3.25	R7.4.1　～　R8.3.31	本システムは（株）アイネスが開発したパッケージシステムとシステムを稼働させるためのサーバ等のハードウェアで構築されており、加えて、適用開発により札幌市独自に開発した機能及び他システムとの連携機能等についても、アイネスが一連の設計、製造等を行ったものである。 日常的なシステム・ハードウェアの稼働監視、障害や故障が発生した際の要因特定のほか、業務継続及び早期復旧・修理に向けては、システム及びハードウェアにおける一元的な対応が必要であり、これらの保守業務を遂行できるのは、本システムを開発しサーバ等のハードウェアを構築した、アイネス以外にない。 よって、当該役務を確実に履行できるのは、アイネスに特定されることから、地方自治法第234条第２項の規定及び地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により、当該業者から見積書を徴して随意契約することが妥当である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育て支援部保育推進課 011-211-2346
R7.3.19	令和７年度札幌市保育センター運営業務	一般社団法人　札幌市私立保育連盟	5,918,000	R7.2.13	R7.4.1　～　R8.3.31	本業務は、保育士の専門性と質の高い人材確保の観点から、保育の質の向上を図ることを目的とし、市内の全保育所等の職員向けの研修業務のほか、それらの職員向けの資料等を保管し、閲覧や内部研修ができるよう保管する調査研究室の運営を行うもので、以下のとおり特定の専門性が求められる業務である。 １　市内の全保育所等の職員向け研修に係る業務 研修業務においては、研修等の基本方針を市が策定し、委託により実施している。この研修の効果を高めるには、前提となる専門知識や本市の基本方針を踏まえるとともに、保育所等の現状を踏まえた今日的な問題や保育関係者の間で関心の高いテーマを、保育所活動の実情等を知悉している事業者が自ら選択し企画立案することが不可欠である。 ２　調査研究室の運営 調査研究室の運営においては、資料の閲覧や内部研修等を目的に訪れる利用者のニーズに応じ、保育関係の情報や書籍等を収集、展示する必要がある。このため、日頃から保育所等と連絡を取り合い、市内の保育所等が抱える課題等の実情を熟知している必要がある。 ○（一社）札幌市私立保育連盟（以下「本事業者」という。）を相手方とする理由 本事業者は、教育・保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修の実施主体として北海道及び本市から認定を受け、数多くの研修を企画してきた実績を持ち、研修事業に係るノウハウを十分に有している。加えて、日常的に保育所等と連絡を取り合っており、研修の実施に関する連絡調整を円滑に行うことも可能である。 また、研究室が本事業者の本部事務室と隣接しており、本部の事務職員が利用者への対応を含めた調査研究室の管理運営を兼務することができるため、専属の管理者を置く必要がなく、低廉な費用で管理運営を担うことも可能である。 このとおり、履行品質の観点から本業務の円滑な運営の確保等を考えると、本事業者は求められた品質での確実な履行が期待できるほか、特に調査研究室の運営に関して、費用の節減の観点から本事業者以外との契約は本市にとって不利となる。 上記のことから、本業務はその性質が競争入札に付することが不利なものと判断されるため、地方自治法第234条第２項の規定及び地方自治法施行令第167条の２第１項第６号により、本事業者から見積書を徴して随意契約することが妥当である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	子）子育て支援部施設運営課 011-211-2986
R7.3.12	札幌市病児・病後児保育事業におけるネット予約サービスの運用・保守管理業務	株式会社グッドバトン	7,436,000	R7.3.6	R7.4.1　～　R8.3.31	ネット予約サービスの導入は、保護者の利便性の向上を図ることと併せて、実施施設の業務効率化を図り、施設の稼働率を向上させ、より多くの児童の受入を可能とする環境づくりを目的として実施するものである。そのため、導入する予約サービスについては、現在、保護者と施設の負担になっている電話対応や郵送・FAXによる書類のやり取りをなくし、オンラインで事務手続きが完結できるサービスであることが必須である。とりわけ、利用連絡書のアップロード機能や、当日キャンセル対応加算のデータ出力、減免対象者の減免申請機能は、オンラインで事務手続きを完結するためには必要不可欠な機能であり、保護者及び施設の負担軽減を軽減させ、施設の稼働率向上に寄与するものである。 現在、国内で提供されている全ての病児保育ネット予約サービス（８社）について、オンラインで事務手続きを完結するために必要な仕様書に記載している機能の有無を確認したところ、必要な機能をすべて有するのは当該サービスのみであったことから、当該サービスを提供・運用する株式会社グッドバトンから見積書を徴して随意契約することが妥当であるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育て支援部施設運営課 011-211-2986

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.16	私立幼稚園等補助事業に係る連絡調整業務	一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会	1,253,505	R7.3.21	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、市内の私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園等（以下「幼稚園等」という。）計252園に対する補助金（教材教具等整備費補助、特別支援教育事業費補助）の申請受付及び一次審査のほか特別支援教育事業に係る研修運営を行うもので、特定の専門性が求められる業務である。 専門性については以下のとおり。 １　補助金（教材教具等整備補助、特別支援教育事業費補助）の申請受付・一時審査 教材教具整備や特別支援業務は、札幌市の幼児教育の現場における子どもたちの発達段階や学習ニーズに応じて、各園にて質の高い幼児教育を提供するために実施するものである。申請内容を正確に理解し、適切な判断を下すためには、札幌市の幼児教育に関する専門的な知識と深い理解が必要不可欠である。これにより、各園が必要とする教材や教員を適切に整備し、子どもたちに対してより良い教育環境を提供することが可能となる。 ２　特別支援教育事業に係る研修運営 特別支援教育については、各幼稚園において、障がいのある、もしくは疑いのある幼児に対して適切な指導及び必要な支援が行える保育環境を整備するために実施するものである。研修を通じて保育者の資質向上を図り、質の高い教育を実現することが重要であることから、札幌市の幼稚園等における具体的な課題等を熟知したうえで、研修の実施主体である幼教センターと連携して研修を運営できることが必要である。 ・（一社）札幌市私立幼稚園連合会（以下「本団体」という）を相手方とする理由 本団体は、札幌市内の私立幼稚園を統括し、幼児教育の振興と保育者の資質向上を図り、幼児教育の更なる充実を目指すことを目的として活動している。本団体は、日頃から各園との密接な関わりがあり、円滑かつ公平な対応が可能であるほか、幼児教育に関する専門的な知識や経験を有し、市内の幼稚園が抱える課題やニーズについても熟知していることから、本業務の円滑な運営の確保等を踏まえると、本団体以外との契約は札幌市にとって不利となる。 以上のことから、本業務はその性質が競争入札に付することが不利なものと判断されるため、地方自治法第234 条第２項の規定及び地方自治法施行令第167 条の２第１項第６号により、本団体から見積書を徴して随意契約することが妥当である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	子）子育て支援部施設運営課 011-211-2986
R7.4.2	令和７年度札幌市病児・病後児保育事業業務その１	独）地域医療機能推進機構　北海道病院	8,000,000	R7.3.25	R7.4.1 ～ R8.3.31	当業務の受託にあたって、「札幌市病児・病後児保育事業実施要綱」及び「札幌市病児・病後児保育事業事務取扱要領」に規定する施設設備や実施場所等の要件を満たす必要がある。本要件の適合は、事業実施前に提出を求めている事前協議書により審査を行っているほか、厚生労働省「病児保育事業実施要綱」の留意事項に基づき、地方医師会（札幌市医師会）との意見交換を行ったうえでその適合を判断している。 令和７年度当初においては、これまでの事前協議において受託が可能と判断されている施設は、令和６年度に本事業を実施している別表に記す７施設に限られる。 以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該７施設の事業者以外にはいないと判断されるため、地方自治法施行令167条の２第１項第２号により、当該事業者から見積書を徴して随意契約をすることが妥当である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育て支援部施設運営課 011-211-2986
R7.4.2	令和７年度札幌市病児・病後児保育事業業務その２	公益社団法人　北海道勤労者医療協会	8,808,000	R7.3.25	R7.4.1 ～ R8.3.31	当業務の受託にあたって、「札幌市病児・病後児保育事業実施要綱」及び「札幌市病児・病後児保育事業事務取扱要領」に規定する施設設備や実施場所等の要件を満たす必要がある。本要件の適合は、事業実施前に提出を求めている事前協議書により審査を行っているほか、厚生労働省「病児保育事業実施要綱」の留意事項に基づき、地方医師会（札幌市医師会）との意見交換を行ったうえでその適合を判断している。 令和７年度当初においては、これまでの事前協議において受託が可能と判断されている施設は、令和６年度に本事業を実施している別表に記す７施設に限られる。 以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該７施設の事業者以外にはいないと判断されるため、地方自治法施行令167条の２第１項第２号により、当該事業者から見積書を徴して随意契約をすることが妥当である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育て支援部施設運営課 011-211-2986
R7.4.2	令和７年度札幌市病児・病後児保育事業業務その３	福）楡の会	8,808,000	R7.3.25	R7.4.1 ～ R8.3.31	当業務の受託にあたって、「札幌市病児・病後児保育事業実施要綱」及び「札幌市病児・病後児保育事業事務取扱要領」に規定する施設設備や実施場所等の要件を満たす必要がある。本要件の適合は、事業実施前に提出を求めている事前協議書により審査を行っているほか、厚生労働省「病児保育事業実施要綱」の留意事項に基づき、地方医師会（札幌市医師会）との意見交換を行ったうえでその適合を判断している。 令和７年度当初においては、これまでの事前協議において受託が可能と判断されている施設は、令和６年度に本事業を実施している別表に記す７施設に限られる。 以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該７施設の事業者以外にはいないと判断されるため、地方自治法施行令167条の２第１項第２号により、当該事業者から見積書を徴して随意契約をすることが妥当である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育て支援部施設運営課 011-211-2986
R7.4.2	令和７年度札幌市病児・病後児保育事業業務その４	社会医療法人母恋	8,808,000	R7.3.25	R7.4.1 ～ R8.3.31	当業務の受託にあたって、「札幌市病児・病後児保育事業実施要綱」及び「札幌市病児・病後児保育事業事務取扱要領」に規定する施設設備や実施場所等の要件を満たす必要がある。本要件の適合は、事業実施前に提出を求めている事前協議書により審査を行っているほか、厚生労働省「病児保育事業実施要綱」の留意事項に基づき、地方医師会（札幌市医師会）との意見交換を行ったうえでその適合を判断している。 令和７年度当初においては、これまでの事前協議において受託が可能と判断されている施設は、令和６年度に本事業を実施している別表に記す７施設に限られる。 以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該７施設の事業者以外にはいないと判断されるため、地方自治法施行令167条の２第１項第２号により、当該事業者から見積書を徴して随意契約をすることが妥当である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育て支援部施設運営課 011-211-2986
R7.4.2	令和７年度札幌市病児・病後児保育事業業務その５	社会医療法人　豊生会	8,808,000	R7.3.25	R7.4.1 ～ R8.3.31	当業務の受託にあたって、「札幌市病児・病後児保育事業実施要綱」及び「札幌市病児・病後児保育事業事務取扱要領」に規定する施設設備や実施場所等の要件を満たす必要がある。本要件の適合は、事業実施前に提出を求めている事前協議書により審査を行っているほか、厚生労働省「病児保育事業実施要綱」の留意事項に基づき、地方医師会（札幌市医師会）との意見交換を行ったうえでその適合を判断している。 令和７年度当初においては、これまでの事前協議において受託が可能と判断されている施設は、令和６年度に本事業を実施している別表に記す７施設に限られる。 以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該７施設の事業者以外にはいないと判断されるため、地方自治法施行令167条の２第１項第２号により、当該事業者から見積書を徴して随意契約をすることが妥当である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育て支援部施設運営課 011-211-2986

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.2	令和７年度札幌市病児・病後児保育事業業務その６	医）渓仁会	8,808,000	R7.3.25	R7.4.1 ～ R8.3.31	当業務の受託にあたって、「札幌市病児・病後児保育事業実施要綱」及び「札幌市病児・病後児保育事業事務取扱要領」に規定する施設設備や実施場所等の要件を満たす必要がある。本要件の適合は、事業実施前に提出を求めている事前協議書により審査を行っているほか、厚生労働省「病児保育事業実施要綱」の留意事項に基づき、地方医師会（札幌市医師会）との意見交換を行ったうえでその適合を判断している。 令和７年度当初においては、これまでの事前協議において受託が可能と判断されている施設は、令和６年度に本事業を実施している別表に記す７施設に限られる。 以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該７施設の事業者以外にはいないと判断されるため、地方自治法施行令167条の２第１項第２号により、当該事業者から見積書を徴して随意契約をすることが妥当である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育て支援部施設運営課 011-211-2986
R7.4.2	令和７年度札幌市病児・病後児保育事業業務その７	防衛省共済組合真駒内支部	6,500,000	R7.3.25	R7.4.1 ～ R8.3.31	当業務の受託にあたって、「札幌市病児・病後児保育事業実施要綱」及び「札幌市病児・病後児保育事業事務取扱要領」に規定する施設設備や実施場所等の要件を満たす必要がある。本要件の適合は、事業実施前に提出を求めている事前協議書により審査を行っているほか、厚生労働省「病児保育事業実施要綱」の留意事項に基づき、地方医師会（札幌市医師会）との意見交換を行ったうえでその適合を判断している。 令和７年度当初においては、これまでの事前協議において受託が可能と判断されている施設は、令和６年度に本事業を実施している別表に記す７施設に限られる。 以上のことから、上記に掲げた業務履行上の要件を全て満たすものは当該７施設の事業者以外にはいないと判断されるため、地方自治法施行令167条の２第１項第２号により、当該事業者から見積書を徴して随意契約をすることが妥当である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子育て支援部施設運営課 011-211-2986
R7.4.9	夜間・休日の児童虐待通告等に関する初期調査業務	社会福祉法人　常徳会	4,065,600	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	１　契約の相手方とする事業者（業種）について 「児童家庭支援センター」（児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第44条の２第１項）は、原則として児童養護施設等に附置されており、地域の児童の福祉に関する各般の問題について、専門的な知識及び技術を要する相談に応じることを通じて児童やその家庭の福祉に関する高い見識と実践を蓄積していることから、単に児童福祉施設を営む事業者に比べ、相談に応じる機能が本来的な業務として付加されており、児童虐待通告等に関する介入においても対応力を発揮できると考えられる。 加えて、本業務の遂行に当たっては、介入後に一時保護等の対応が必要になる場合があり、その点においても、児童家庭支援センターは、児童養護施設等に附置されていることから円滑な連携が期待されるため、児童家庭支援センターを運営する法人を契約の相手方とする。 ２　相手方を１者に特定した理由について 本業務は、札幌市内に居住する児童を対象とするものであることから、選定する児童家庭支援センターについては、札幌市内にその本拠を置いていることが必要であり、条件を満たす児童家庭支援センターは６か所あるが、選定予定の事業者を除く５者からは、本業務について受託しない意思が示されている。 選定予定の１者は、平成20年度から本業務の受託者であり、業務の履行実績がある。 以上から、契約の相手方が特定の者に限定され、競争性を考慮する必要がないと認められるため、見積参加者として決定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）児童相談所地域連携課 011-622-8630
R7.1.22	札幌市児童福祉総合センター直流電源装置保全業務	株式会社北海道ジーエス・ユアササービス	19,800,000	R6.12.20	R6.12.20 ～ R7.3.28	札幌市児童福祉総合センターで使用されている直流電源装置は、1993年製造から31 年経過しているため、事後保全として整流器盤の交換が必要であり、また、蓄電池についても、メーカー交換推奨時期（R5.5）を経過しており、経年劣化が著しいため交換が必要。その他、現在設置している仮設電源の負荷切替・撤去を行う。 本業務を行うにあたっては、耐久性や信頼性を含めた性能保持の面で製造業者の技術力が必要であり、装置の構造や各設計規定値の技術・知識を有する事が必須になる。また、現在、装置の故障により(株)GSユアサ製で仮設電源を設置し、仮設対応を行っており、装置交換の際は、仮設電源から新しい電源に切替えるなど、切替作業を行う必要がある。 このことから、システムの一部として、他の装置と密接不可分の関係があり、試験調整等も勘案すると、製造メーカーである(株)GSユアサ製の機器を設置する必要があり、(株)GSユアサ製産業用電源装置の北海道での施工・メンテナンス会社は、(株)北海道ジーエス・ユアササービスのみであり、さらに、(株)北海道ジーエス・ユアササービスは、児童総合福祉センターの直流電源装置の保守業務を移管された業者である。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に基づき、左記業者との特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）児童相談所地域連携課 011-211-8620
R7.7.23	令和７年度「さっぽろ親子のための相談LINE」運営業務	社会福祉法人麦の子会	14,799,400	R7.3.21	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、こども家庭庁が開設するLINEアカウントを窓口として寄せられた相談に対し、相談支援システム上でチャット対応するもので、従来の電話による相談に加え、若年層に浸透しているコミュニケーション手段であるSNSによる相談を受け付けることで、より相談しやすい体制を構築することを目的とするものである。 本相談に対応するための相談員は、公認心理師、社会福祉士等の資格を有し、一定期間以上の児童福祉の相談業務経験が必要となる。また、児童虐待や養育に関わる相談を受け付けるため、虐待防止及び虐待相談等に関する知識を持つ相談員が在籍していることが必要となる。更には、相談者のニーズや状況等に応じて適切な相談対応を行うためには、必要に応じて適切な相談窓口を案内するなど、市内の社会資源に精通していること等が求められる。 また、チャットによる相談は対面や電話による相談に比べ文字情報のみで対応しなければならず、通常の相談業務における傾聴とは違う技能や配慮が必要であることから、チャットによる相談業務において良好な実施実績がある事業者であることが求められる。 当該事業は児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業費国庫補助金の対象事業であり、交付要綱の中で外部委託による実施も認められているところだが、当該法人は昨年度に本事業で当市との契約実績があり、良好な運用実績がある。 以上のことから、当該法人に業務委託をすることは、今後の円滑な事業実施のために有効である。 これらの条件を満たし、かつ、現状受託の意向を示している事業者は、社会福祉法人麦の子会のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定者を相手方とする随意契約とする。 なお、当該法人は令和５年２月から北海道の同事業の委託を受けているほか、令和６年度も北海道との契約締結を見込んでいる。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）児童相談所地域連携課 011-622-8620

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.23	札幌市子育て短期支援事業（単価契約）	社会福祉法人札幌育児園、社会福祉法人扶桑苑、社会福祉法人常徳会、社会福祉法人北翔会、公益財団法人鉄道	16,775,000	R7.3.25	R7.4.1 ～ R8.3.31	本事業は、札幌市子育て短期支援事業実施要綱の規定に基づき、平成８年度より各児童養護施設、平成21年11月から札幌乳児院、令和５年８月からフォスタリング機関（以下「フォスタリング」という。）に委託し業務を実施しており、これまでの事業運営は極めて良好に行われ、各施設等においては適切に運営するための経験も蓄積されている。 　また、フォスタリングを除く各施設は、児童福祉法に基づき、児童等を入所・入院させ養育するための施設であり、施設の整備状況及び事業実施のための職員配置等から委託に当たって特に信頼性が高いと認められるものである。 本事業における里親への委託については、「子育て短期支援事業における里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センター等の活用について」（令和６年３月12日付こ成環第75号こども家庭庁成育局育成環境課長およびこ支家第108号こども家庭庁支援局家庭福祉課長連名通知）において、積極的に活用をすること、また、その委託にあたっては、里親支援センター（以下「センター」という。）やフォスタリングを介して委託をすることで各種事務手続きの合理化を図ることが推奨されている。本市には、令和７年度からセンターが設置される予定であり、その運営法人である社会福祉法人常徳会は、令和６年度までフォスタリングとして本事業の受託実績があり、里親登録者の世帯状況やアセスメントの情報をより多く把握している。 　以上のことから、上記の７施設は事業受託者として適切であると認められ、各施設の設置運営法人を特命により選定したい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）児童相談所地域連携課 011-622-8620
R6.10.23	子どもの意見形成・表明支援事業	特定非営利活動法人子どもアドボカシーセンター札幌	3,299,890	R6.10.11	R6.10.11 ～ R7.3.31	本事業は、第三者の立場である意見表明等支援員(アドボケイト)が、児童福祉施設等に入所している子どもに対して意見形成支援及び意見表明支援を行うことにより、子どもの権利擁護の推進をより強化、推進することを目的としている。 本事業の実施においては、子ども自身が実現したいことを考え、それを周囲に説明できるセルフアドボカシーの実現に向けて、独立アドボカシーを保障するという趣旨から、独立性・第三者性を担保する必要がある。また、調達契約の性質及び目的から、価格による競争入札には適さず、更に実施にあたっては高度な創造性及び専門的な知識が必要であることから、受託者を選定するための公募型企画競争を実施し、企画競争実施委員会において契約候補者として選定された本事業者との随意契約を締結したものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）児童相談所家庭支援課 011-622-8619
R6.4.24	令和６年度札幌SDGs 先進企業認証制度設計・運営及び札幌SDGs 企業登録制度運営業務	株式会社エックス都市研究所	18,359,000	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	本業務は、SDGs経営の普及啓発やSDGsに取り組む企業の取組の解析、SDGsに係る取組を深化させるための場の提供といった高い専門性が求められる業務であることから、その性質又は目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第３条第１項により、公募型企画競争で業者を選定の上、随意契約を行った。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）産業振興部経済企画課 011-211-2352
R6.8.14	札幌市企業経営動向調査（令和6年度上期・下期）実施業務	株式会社帝国データバンク	3,568,334	R6.8.6	R6.8.6 ～ R7.3.31	本業務は、調査結果集計の自動化等による高速化・精緻化といった高度な技術力と企画・開発力を求められるうえ、統計データに基づく考察という高い専門性が求められる業務であることから、その性質又は目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第３条第１項により、公募型企画競争で業者を選定の上、随意契約を行った。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）産業振興部経済企画課 011-211-2352
R7.4.16	令和7年度札幌SDGs企業ポータルサイトシステム改修及び運営・保守等業務	株式会社ラプト	3,245,000	R7.3.26	R7.4.1 ～ R8.3.31	SDGs企業登録制度申請のためのシステムは令和5年度選定事業者の独自プログラムにより開発されており、改修に際しても、安定的かつ迅速に実施し、また改修を行いながら、運用・保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続する必要がある。加えて、企業の広報ページについても、システムと連動した構造となっており、ソフトウェアのバージョンアップに臨時対応する必要があるとともに、システムと連動した柔軟性・拡張性を保てる運用体制を維持する必要があるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）産業振興部経済企画課 011-211-2352
R7.4.16	令和7~9年度札幌未来牽引企業創出事業【事務局機能】実施業務	一般財団法人さっぽろ産業振興財団	80,766,400	R7.3.31	R7.4.1 ～ R10.3.31	本業務は、認定審査会の運営のほか、催事企画やウェブサイト制作、コミュニティプラットフォーム構築など高度な技術力と企画・開発力を求められる業務であることから、その性質又は目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第３条第１項により、公募型企画競争で業者を選定の上、随意契約を行った。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）産業振興部経済企画課 011-211-2352
R7.4.16	令和7~9年度札幌未来牽引企業創出事業【上場に関する集中支援】実施業務	EY新日本有限責任監査法人札幌事務所	87,120,000	R7.3.31	R7.4.1 ～ R10.3.31	本業務は、経営課題の診断と解析、解決策の提言といった高い専門性が求められる業務であることから、その性質又は目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第３条第１項により、公募型企画競争で業者を選定の上、随意契約を行った。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）産業振興部経済企画課 011-211-2352
R7.4.16	令和7~9年度札幌未来牽引企業創出事業【付加価値向上に関する集中支援】実施業務	デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社	87,593,000	R7.3.31	R7.4.1 ～ R10.3.31	本業務は、経営課題の診断と解析、解決策の提言といった高い専門性が求められる業務であることから、その性質又は目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第３条第１項により、公募型企画競争で業者を選定の上、随意契約を行った。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）産業振興部経済企画課 011-211-2352
R7.4.16	令和７年度札幌SDGs 企業登録制度及び札幌SDGs 先進企業認証制度に係る運営業務	一般財団法人さっぽろ産業振興財団	18,684,600	R7.3.31	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、SDGs経営の普及啓発やSDGsに取り組む企業の取組の解析、SDGsに係る取組を深化させるための場の提供といった高い専門性が求められる業務であることから、その性質又は目的が価格競争に適しないものであるため、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第３条第１項により、公募型企画競争で業者を選定の上、随意契約を行った。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）産業振興部経済企画課 011-211-2352
R6.7.31	令和6年度ものづくりKids拠点構築実施業務	株式会社Ｗｉｌｌ－Ｅ	2,992,000	R6.7.18	R6.7.18 ～ R7.3.31	本業務は小中学生とその親にものづくりの魅力を知ってもらい、将来の就職にあたって選択肢の一つに加えられること目的に、ものづくりができる場所を構築・運営を実施する業務委託契約であり、体験内容や小中学生向けの接し方、周知方法などを総合的に評価する必要があることから、公募型企画競争によって契約候補者を選考することとし、最低基準点を上回った契約候補者を契約の相手方として特定随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）産業振興課 011-211-2392
R6.10.9	令和６年度ものづくり企業動画制作・ＳＮＳ広告出稿業務	株式会社北海道アルバイト情報社	2,479,040	R6.9.30	R6.9.30 ～ R7.3.31	動画の内容やＳＮＳの選定、広告の出稿方法等により事業効果が大きく変わることから、高度な企画力や専門的な知識、経験が求められるため （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）産業振興課 011-211-2392

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.4.24	令和６年度「札幌市商店街応援隊派遣事業」運営業務	札幌市商店街振興組合連合会	17,974,999	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	本業務では、各商店街の課題と登録された応援隊員をマッチングし派遣する業務、商店街のニーズを踏まえた応援隊員を追加登録する応援隊員募集・登録業務、並びに本事業の利用促進を目的とした商店街への分かりやすい情報を発信するプロモーション業務の実施を求めております。 これらの業務を実施するためには、商店街との良好な関係性やネットワークを有していることに加え、マッチング業務においては、商店街や応援隊員の事情や特性の把握、応援隊員募集・登録業務においては、商店街が求めている応援隊員のニーズ把握、プロモーション業務においては、派遣事例の把握や商店街に対する情報発信の知見が必要となります。 札幌市商店街振興組合連合会は、昭和42年の設立（法人化）以降、市内商店街の発展と地位向上を目的として、経営基盤の弱い中小小売商業の振興・育成を図るとともに、商店街が地域生活文化の交流拠点として社会的役割を果たすよう指導・助言する組織として、法人の設立指導やまちづくり活動に対する助言などを行う、商店街振興組合法に基づく市内唯一の指導機関であり、非会員商店街に対する研修事業も実施する等、社会的・公共的役割を担う団体です。 同連合会は、これまでの取組を通じて、市内全域の商店街の情勢に精通している上、商店街とのネットワークを有しており、また、商店街への指導・助言に関するノウハウや実績があることから、商店街からの信頼が厚い団体です。加えて、同連合会は「令和５年度商店街応援隊派遣事業に係るマッチング窓口運営業務」を受託したことにより、本業務の大きな比重を占めるマッチング業務における実績があるほか、応援隊員募集・登録業務に必要な商店街のニーズや、プロモーション業務で利用する商店街への派遣事例をすでに把握しております。 以上のことから、本業務の履行にあたって必要不可欠な知見や能力、実績を有し、本業務を円滑に実施することができる唯一の団体である札幌市商店街振興組合連合会を、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により、随意契約の委託先として選定いたします。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）商業・経営支援課 011-211-2372
R7.4.9	令和７年度中小企業支援センター運営業務	一般財団法人さっぽろ産業振興財団	42,405,000	R7.3.31	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、札幌市内の中小企業者や小規模事業者、個人事業者（以下、「中小企業者等」）や創業希望者に対する経営、融資、創業等の各種相談のほか、札幌市中小企業融資制度の相談対応、融資申請に当たっての事業計画作成の支援、専門家派遣等を行うことで、経営基盤の強化や経営革新等を図ることを目的とする事業である。 　中小企業支援センター（以下、「支援センター」）では、一般的な経営や融資等に係る相談に加え、SDGs経営やデジタルサービスの導入、BCP（事業継続計画）の策定、女性経営者向けの相談等、随時、社会課題に対応した機能の拡充を図ってきている。また、中小企業信用保険法第２条第５項等（セーフティネット保証）の認定や、各種ニーズに応じた専門家派遣なども担っており、経営や融資等に関する高い専門性、支援企業に関する中立性を要する。 　さらには、産業競争力強化法に基づく「札幌市創業支援等事業計画」における創業総合相談窓口「さっぽろ創業支援プラザ」を開設し、市内における創業支援ネットワークの中核を担っている。 　このような状況の中、今後も相談窓口を円滑に運営し続けるためには、充実した相談体制と幅広い企業支援の経験やノウハウ等を有していることが必要不可欠である。 　一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下、「財団」という。）は 、平成14年度より、中小企業支援法第7条第１項に基づく「指定法人（中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令に規定される「都道府県等中小企業支援センター」）」として札幌市が指定している機関である。指定法人は、政令市に一法人であり、市が行う中小企業者に関する経営の診断や助言を行わせることができるもので、財団は、20年以上にわたり支援センターを運営し、中小企業者等の様々な経営・融資相談に対応している。 　また、長年にわたり札幌市の産業振興に係る事業に取り組んできており、幅広い分野の専門スタッフを抱えていることに加え、外部専門家、支援機関とのネットワークをもち、特定の利害関係にとらわれることなく、本市の産業振興の方向性に沿った運営を行うことができる。 　以上から、財団は、本業務を実施することのできる唯一の団体である。 　したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、委託先として財団を選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）商業・経営支援課 011-211-2372
R7.4.16	令和７年度事業承継マッチング支援業務	株式会社ビジネスマーケット	8,779,650	R7.3.31	R7.4.1 ～ R8.3.31	「事業承継」という企業存続に関わる繊細かつ専門的な知識を有する必要がある分野を取り扱い、支援を行う業務であることから、受託業者の選定にあたっては、札幌市役務契約に係る公募競争実施要領第３条第１項により企画競争を実施し、選定した契約候補者を相手方とする特定随意契約とした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）商業・経営支援課 011-211-2372
R7.3.26	ワークトライアル事業運営業務Aコース	株式会社東京リーガルマインド	47,944,432	R7.3.7	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、新卒者及びおおむね50歳以下で求職中の方又は非正規社員等を対象に、さっぽろ圏内企業へ正社員又は正社員への転換が可能な就職を支援することから、実施にあたって、人材育成や求人企業開拓に係るノウハウ、関係団体とのネットワーク等を豊富に持っていることが必要である。そのため、事業者の選定にあたっては、これらの要件を総合的に評価する公募型企画競争を実施したところであり、当該企画競争の結果、左記事業者の企画案を採用することとなり、契約候補者として選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）雇用労働課 011-211-2278
R7.3.26	ワークトライアル事業運営業務Bコース	キャリアバンク株式会社	47,950,372	R7.3.7	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、新卒者及びおおむね50歳以下で求職中の方又は非正規社員等を対象に、さっぽろ圏内企業へ正社員又は正社員への転換が可能な就職を支援することから、実施にあたって、人材育成や求人企業開拓に係るノウハウ、関係団体とのネットワーク等を豊富に持っていることが必要である。そのため、事業者の選定にあたっては、これらの要件を総合的に評価する公募型企画競争を実施したところであり、当該企画競争の結果、左記事業者の企画案を採用することとなり、契約候補者として選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）雇用労働課 011-211-2278
R7.3.26	ＵＩＪターン就職移住支援事業運営業務	株式会社パソナ	65,173,000	R7.3.14	R7.4.1 ～ R8.3.31	【根拠法令】地方自治法施行令第167条の２第１項第２号 ＵＩＪターン就職移住支援事業運営業務は、東京都内に大学生等と札幌市を含む近隣12市町村（以下「さっぽろ圏域」という。）企業等のマッチングを図る常設の拠点を設置するなどして、道外からのＵＩＪターン就職を促進する事業である。 事業実施にあたっては、さっぽろ圏域へのＵＩＪターン意識を醸成し、さっぽろ圏域企業とＵＩＪターン希望者のマッチングをすることが必須であることから、求職者への就職支援とＵＩＪターン就職支援に関する専門的な知識や経験、ノウハウ等を豊富に持つ民間事業者等への委託により実施することが事業効果の最大化には適当である。 業者選定にあたっては、刻々と変化する雇用情勢を的確に捉える能力、ＵＩＪターン希望者及び移住者の増加に向けての工夫等について民間事業者が持つ経験やノウハウ等に基づく提案により競い合わせることが効果的である。さらに、公正・公平を期すことが必要であるために、公募型企画競争により受託者を選定することとしていた。 この度、当該事業者の企画提案が、ＵＩＪターン就職移住支援事業運営業務企画競争実施委員会において選定されたため、当該事業者を相手方とする特定随意契約の見積参加者とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）雇用労働課 011-211-2278

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.2	令和７年度札幌市就業サポートセンター等運営事業	株式会社東京リーガルマインド	143,392,836	R7.3.17	R7.4.1 ～ R8.3.31	本事業は、求職者の就職支援のために、カウンセリング・セミナー・スキルアップ講座・職場体験・求人開拓・合同企業説明会に加え、各あいワークの運営も行うなど、多岐にわたる事業である。 実施にあたっては、求職者への適切な助言や求人紹介、多様な業種・職種の求人開拓を行うことから、有料職業紹介事業の実施許可を受けており、かつ、同種の事業実績を有する民間事業者等への委託により実施することが最も適切である。 事業者の選定に当たっては、雇用情勢を的確に捉える能力や職業紹介・企業開拓に係るノウハウ、関係団体とのネットワーク及び関連情報等を高い水準で有する事業者を選定することが、事業効果を高めることにつながるため、公募型企画競争により提案を募ったうえで、特に優秀な提案を行った者を契約候補者として選定することとしたものである。 この度、「令和７年度札幌市就業サポートセンター等運営事業」企画競争実施委員会において、当該事業者の企画提案が最も優れているとして選定されたため、当該事業者を特定随意契約の見積参加者とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）雇用労働課 011-211-2278
R7.4.23	令和７年度　女性の多様な働き方支援窓口運営事業ここシェルジュSAPPORO運営事務	株式会社パソナ	54,212,400	R7.3.17	R7.4.1 ～ R8.3.31	民間事業者が持つノウハウを最大限に活用し、本事業を実施するにあたり、十分な企画力や実績を持つ事業者を選定する必要があることから、予算の上限額を示した公募型企画競争にて受託者を選定。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）雇用労働課 011-221-2228
R7.11.19	労働問題・社会保険等に関する相談業務	北海道社会保険労務士会	3,740,000	R7.3.17	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、解雇や労働条件などに関する相談や、離職等に伴う健康保険や年金、雇用保険等の相談を行うものである。本業務の実施に当たり適切な助言をするためには、専門的な知識が必要となるが、法により労働・社会保険に関する申請書等の作成及び届出等の業務を行うことができるのは社会保険労務士のみと定められていることから、社会保険労務士を相談員として配置することが最適である。 そのため、業者選定にあたっては、相談場所となる就業サポートセンター及びあいワーク東・清田・南・西において、社会保険労務士を安定的に派遣できることが条件となる。 左記団体は、社会保険労務士として業務を行う際に入会が必須の団体であるとともに、必要な研修を随時行っており、研鑽を重ねた社会保険労務士を週５日安定的かつ円滑に派遣することが可能な唯一の団体である。 以上により、参加資格者名簿登録者ではないが、左記団体を特定随意契約の見積参加者とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）雇用労働課 011-211-2278
R7.11.19	就業サポートセンター求人情報システム等保守管理業務	株式会社ＨＢＡ	3,334,320	R7.3.17	R7.4.1 ～ R8.3.31	選定事業者は、就業サポートセンターにおける「求人情報システム」及び「お仕事なぅシステム」の開発事業者であるが、当該システムは選定事業者の独自プログラムにより開発され、自社のインターネットデータセンター内にあるサーバにおいて、厳重かつ独自セキュリティシステムにより管理されている。 就業サポートセンターにおいては日々当該システムを使用して相談対応や職業紹介を実施しているため、システムに障害が生じた場合やサーバに不具合等が発生した場合は、復旧に向けた即時対応が求められるが、仕様において規定する２時間以内の復旧対応策の提示及び速やかな復旧作業に係る対応は、システムを構築した選定事業者以外は不可能である。 また、専用ホームページについても、上記インターネットデータセンター内のサーバにて管理されており、サイバーセキュリティリスクの観点から、ソフトウェアのバージョンアップに随時対応する必要があるとともに、システムと連動した柔軟性・拡張性を保てる運用体制を維持する必要がある。 以上のことから、システム、サーバ及び専用ホームページの一体的運用・保守管理が不可欠であるが、選定事業者は必要十分な専門知識と体制を備えており、安定的かつ円滑な運用・保守及び迅速な対応が可能な唯一の事業者であることから、当該事業者を特定随意契約の見積参加者とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）雇用労働課 011-211-2278
R6.6.26	令和６年度　対日直接投資誘致にかかるプロモーション業務	株式会社パソナ	28,991,600	R6.6.24	R6.6.24 ～ R7.3.31	本業務は、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第３条第１項第１号に挙げられる、「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当する。そのため、公募により企画案を提出させ、提案能力の優れた者を選ぶ方式（プロポーザル方式）により業者を選定し随意契約を行った。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）経済．経済戦略推進課 011-211-2362
R6.12.11	半導体関連産業集積に向けた企業誘致活動支援業務	デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社	9,999,998	R6.11.7	R6.11.7 ～ R7.3.28	本業務は、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領第３条第１項第１号に挙げられる、「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当する。そのため、公募により企画案を提出させ、提案能力の優れた者を選ぶ方式（プロポーザル方式）により業者を選定し随意契約を行った。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）経済．経済戦略推進課 011-211-2362
R6.6.26	令和６年度 高度エンジニア発掘・育成実施業務	株式会社シーラクンス	4,488,000	R6.5.31	R6.5.31 ～ R7.3.28	事業の実施に当たっては、同様の企画の実施経験やデジタル技術に長けており、１Ｔ人材の育成に関する専門的な知識・ノウハウが求められることから、より効果的効率的な事業実施手法を選定するため、公募型企画競争を経た業務委託により実施することとしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）イノベーション推進課 011-211-2379
R6.6.26	令和６年度 Sapporo Engineer Base運営業務	一般社団法人未完	5,995,000	R6.6.10	R6.6.10 ～ R7.3.31	事業の実施に当たっては、市内のエンジニアコミュニティや企業と連携がとれる体制や、各層を対象とした企画を実施したことのある経験、また、ウェブサイトを運用できる専門的な知識、ノウハウが求められることから、より効果的効率的な事業実施手法を選定するため、公募型企画競争を経た業務委託により実施することとしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）イノベーション推進課 011-211-2379
R6.7.24	令和６年度　高度ＩＴエンジニア確保支援補助金活用促進実施業務	株式会社パソナ	1,999,800	R6.7.1	R6.7.1 ～ R7.3.14	事業の実施に当たっては、市内企業を対象とした企画を実施したことのある経験や連携がとれる体制、雇用等に関する専門的な知識、ノウハウが求められることから、より効果的効率的な事業実施手法を選定するため、公募型企画競争を経た業務委託により実施、その結果株式会社パソナが最も適した企業となった。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）イノベーション推進課 011-211-2379
R7.4.2	「サッポロ・ヘルスケアビジネス・サポートプログラム2025」運営業務	株式会社北海道二十一世紀総合研究所	5,940,000	R7.3.21	R7.4.1 ～ R8.3.6	本事業は、ヘルスケアビジネスの創出・成長を促すことを目的に、ハンズオン（伴走型）支援、専門家相談支援、市場ニーズ獲得支援等を行う事業であるが、その実施に際しては、対象となる支援対象者の掘り起こしや、各種専門家の紹介及び事業構築のアドバイス等、広範な知識とノウハウ、ネットワークおよび企画力を要することから、受託者の選定は、企画提案方式（プロポーザル方式）により、事業の効果的・効率的遂行が最も期待できる企画案を提示した業者を選定し、随意契約を行った。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）イノベーション推進課 011-211-2379

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.9	令和７年度　北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等支援業務	一般財団法人さっぽろ産業振興財団	5,799,200	R7.3.24	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、北大ビジネス・スプリングに常勤のインキュベーションマネージャー（以下、「ＩＭ」という。）を配置して、北海道や中小機構と連携のうえ、それぞれの支援策やネットワークを効果的に活用しながら、入居企業等の支援を行うものであり、令和２年度は一般財団法人さっぽろ産業振興財団が受託のうえ、円滑に業務を遂行している。入居企業等は、基礎研究から応用研究・実用化研究・製品化を通じて事業化に至るまで、相当程度の期間を要することから、その支援にあたっては、長期的な視点とともに、企業に対する日常的な情報把握と信頼構築や、高度な専門知識や豊富な経験に基づく分析・判断、発展段階に合わせた密着型支援が必要となる。 このため、北海道及び札幌市がそれぞれ常勤のＩＭを配置することとなっている。札幌市においてプロポーザルを実施したところ、一般財団法人さっぽろ産業振興財団から応募があり、企画競争実施委員会における審査の結果、契約候補者として選定された。以上より、地方自治法第234条第２項、同施行令第167条の２第１項第２号に基づき、随意契約（特定）の見積参加者として、一般財団法人さっぽろ産業振興財団を指名する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）イノベーション推進課 011-211-2379
R7.1.8	令和６年度宿泊業人材確保サポート業務	株式会社北海道アルバイト情報社	6,982,800	R6.5.10	R6.5.10 ～ R7.3.28	当該業務は、宿泊業の業務内容や採用市場に関する理解、類似業務の経験、人材確保の取組みに関する幅広い知識等が必要であることから、価格による競争入札等に馴染まないため、公募型企画競争（プロポーザル方式）により選定し、最も優れた企画案を提案した者と随意契約を行うこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R7.1.22	次期定山渓観光魅力アップ構想策定支援業務	株式会社ドーコン	4,983,000	R6.5.14	R6.5.14 ～ R7.3.31	本業務は、観光まちづくりに関する専門的な知識に加え、実績と経験に基づく高度な情報分析能力が求められることから、価格による競争入札等に馴染まない。よって、本業務に関する委託事業者については、公募型企画競争（プロポーザル方式）により選定し、最も優れた企画案を提案したもの（優先交渉団体）と随意契約を行うこととする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R7.1.22	持続可能なさっぽろ雪まつりの実現に向けた調査・検討業務	株式会社電通北海道	9,790,000	R6.6.13	R6.6.13 ～ R7.3.31	本業務は、イベント運営に関する専門的な知識に加え、実績と経験に基づく高度な情報分析能力が求められることから、価格による競争入札等に馴染まない。よって、本業務に関する委託事業者については、公募型企画競争（プロポーザル方式）を実施し、実施委員会において最も優れた企画提案者として選定された者を委託候補業者とし、札幌市契約規則に基づき随意契約を行う。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R7.1.22	令和６年度　アドベンチャートラベル商品造成・販路拡大支援業務	株式会社北海道宝島旅行社	5,973,000	R6.8.1	R6.8.1 ～ R7.3.21	本業務は、観光振興やアドベンチャートラベルや英語ガイド育成に関する専門的な知識や高度な創造性や技術力、専門的な経験が求められることから、価格による競争入札等に馴染まない。よって、本業務に関する委託事業者については、公募型企画競争（プロポーザル方式）により選定し、別途行う実施委員会において最も優れた企画案を提案したもの（契約候補者）と随意契約を行うこととする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R6.9.4	新ＭＩＣＥ施設整備基本計画策定支援業務	株式会社日本総合研究所	16,170,000	R6.8.2	R6.8.2 ～ R7.3.31	本業務は、近年のＭＩＣＥの開催状況やトレンド、将来的な動向予測や求められる受入機能を整理し、施設や事業等の検討を行うことにより、新ＭＩＣＥ施設整備基本計画の策定に向けた支援を行うものである。 　計画の策定にあたっては専門的な知識等が必要なことから、専門の知識及び技術を有した事業者に計画策定支援業務を委託することとし、また、そのための事業者選定を公募型企画競争により実施した。 　結果、最も優れた企画案を提案した株式会社日本総合研究所を随意契約の相手方とすることとなった。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R6.9.4	サステナブルなＭＩＣＥ開催のためのガイドライン検討・作成業務	日本コンベンションサービス株式会社	6,967,373	R6.8.23	R6.8.23 ～ R7.2.28	本業務は、札幌市内でのＭＩＣＥをサステナブルな開催とするためのガイドラインについて検討・作成するものであり、当該業務を実施するにあたっては、通常得られないＭＩＣＥ関係事業　者や海外先進事例等の情報を把握する情報収集能力と高い分析能力、効果的な施策を検討・提案　する想像力や発想力等が必要となる。 　また、限られた期間の中で業務目的を達成するには、道外も含めたＭＩＣＥの動向等に関する専門的な知識を有していることに加え、実績と経験に基づく確かな業務遂行能力が求められる。 　以上のことから、価格による競争入札等に馴染まないと考えられるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R6.9.25	新MICE施設整備施設計画策定支援業務	株式会社日本設計札幌支社	3,960,000	R6.9.12	R6.9.12 ～ R7.1.31	本業務は、並行して実施する基本計画策定支援業務で整理する施設規模・機能等を踏まえた施設計画の検討を行い、年度内にまとめる基本計画（案）に反映させる必要性があり、短期間で綿密な検討を行う必要がある。 　そのため、本業務を的確かつ確実に行うには、現段階でまとまっている施設計画の内容把握のほか、その過程で検討した隣接するホテルとの連携内容等も把握し、土地所有者であるホテル事業者及び本市の事業目的を熟知していることが不可欠である。 　当該業者は当初予定していた再開発事業の基本設計、実施設計を担当した他、令和５年度に行った新ＭＩＣＥ施設計画検討業務を受託するなど、これまでの与条件や施設経緯を充分に精通しており、本業務を短期間で確実かつ円滑に遂行できる唯一の業者である。 　以上の理由から、本業務を的確に履行できる業者は左記業者以外にない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R6.12.11	新ＭＩＣＥ施設における経済波及効果算定業務	株式会社日本総合研究所	1,760,000	R6.11.7	R6.11.7 ～ R6.11.29	「新ＭＩＣＥ施設における経済波及効果算定業務」（以下、「本件業務」という。）は、株式会社日本総合研究所に発注している「新ＭＩＣＥ施設整備基本計画策定支援業務」（以下、「支援業務」という。）の業務を補完する業務である。 　具体的に述べると、支援業務では、アンケートやヒアリングの結果等を踏まえ最適と思われる施設規模を選定し、その施設規模に基づく経済波及効果を算定する仕様としている。 　建設費等が高騰している現状を踏まえ、複数の施設規模について比較・検証することを目的として経済波及効果の算定を可及的速やかに行う必要が生じたため、本件業務が必要となった。 　経済波及効果の算定にあたっては、支援業務の各種調査で得られた情報を基にインプットデータを用意する必要があるが、その情報は当該支援業務の中で整理されているため、支援業務を受注している株式会社日本総合研究所に委託しなければ早期の成果品の提出は困難である。 　以上の理由から、地方自治法施行令第167条の２第１項第６号に基づき、株式会社日本総合研究所を契約の相手方とする特定随意契約とするもの。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R6.12.11	札幌夜景・夜間観光ガイドブック制作業務	株式会社電通北海道	3,520,000	R6.11.7	R6.11.7 ～ R7.2.14	本業務は、ガイドブックの制作（デザインを含む。）という高度な創造性が求められる業務であることから、価格のみによる競争がふさわしくないものであるため、特定随意契約（公募型企画競争）とした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R6.12.4	令和６年度観光人材育成プログラム実施業務	株式会社ＫＩＴＡＢＡ	6,644,000	R6.11.14	R6.11.15 ～ R7.3.21	人材育成などに向けた、企画立案、基調講演、意見交換会などを相互に効果的に組み合わせることが必要であり、さらに宿泊業を含めた観光業界全般についての知識も必要など幅広い専門性が求められることから競争入札に適さず、プロポーザルにより相手方を選定することとなった。プロポーザルを行った結果、最も優れた企画提案を行った株式会社KITABAを随意契約の相手方とすることとなった。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R7.1.8	令和６年度札幌市バリアフリー観光（モニターツアー）実施業務	株式会社ＨＫワークス	4,999,940	R6.11.29	R6.11.29 ～ R7.3.28	当該業務は、ユニバーサルツーリズムに関する理解や類似業務の経験といった専門的な知識および経験が必要であることから、価格による競争入札等に馴染まないため、公募型企画競争（プロポーザル方式）により、最も点数が高かった参加者が契約の相手方として最も適当とし、特定随意契約を行った。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R7.1.8	AI観光案内サービスの提供及び運用業務	株式会社ティファナ・ドットコム	3,410,000	R6.11.29	R6.11.29 ～ R7.3.31	本業務は、観光振興やＡＩ等に関する専門的な知識に加え、実績と経験に基づく高度な情報分析能力が求められることから、価格による競争入札等に馴染まない。そのため、公募型企画競争（プロポーザル方式）を実施の上、最も優れた企画提案を行った参加者が契約の相手方として最も適当と判断し、特定随意契約を行った。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R7.1.8	AI観光案内サービスに係る乗換案内情報提供業務	株式会社ティファナ・ドットコム	1,331,000	R6.11.29	R6.11.29 ～ R7.3.31	本業務は、令和６年１２月から地下鉄大通駅に設置予定のＡＩ観光案内サービスの運用にあたり、利用者に対する観光案内の一環として想定される公共交通機関の情報提供について、本体システムと連携した上で、即時に高精度な乗換案内情報を提供するものである。 上記選定事業者は、ＡＩ観光案内サービスの運用に係る公募型企画競争により選定し、導入開始に向けたシステム構築を進めているところであり、本業務の提供に際しても、上記システムに関する十分な知識・技能がなければ、本業務の履行に支障をきたす恐れがある。そのため、本業務の履行が可能な事業者は上記選定事業者に限られる。 以上の事由から、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に基づき、上記選定事業者との特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R7.6.18	さっぽろバリアフリー対応ホテルページ更新業務	一般社団法人札幌観光協会	1,880,000	R6.12.2	R6.12.2 ～ R7.3.31	本業務は、札幌市内の宿泊施設のバリアフリー情報の収集および「ようこそさっぽろ」における情報発信を行うものである。 「ようこそさっぽろ」は本市の公式観光サイトであり、市内の観光施設やイベントの情報といった情報のみならず、緊急時の連絡先や交通手段・通貨・両替といった情報が掲載されおり、PV数の点からも一定の知名度があることが認められる。 また既に「さっぽろバリアフリー対応ホテル」のページにて市内宿泊施設のバリアフリー情報の発信を掲載しているものの、当該ページに掲載がある宿泊施設の数は限定的であり、情報の古さや視認性の悪さが課題となっており、更新作業を行うことが必要である。 一方で、当該サイトへの情報掲載に当たっては、サイトの管理者である同協会に委託する以外の方法がない。なお、同協会に対しては、ようこそさっぽろ運営等事業の実施に伴う補助金を別途交付しておりますが、本業務については補助事業として想定していないものであることから、個別契約により実施することとしたい。 以上により、本業務の委託については、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号及び札幌市契約規則第21条第１項ただし書きによる随意契約（特定）とすることが適当である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R7.1.22	令和６年度スノーリゾート推進に係る調査・検討業務	デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社	18,720,350	R6.12.12	R6.12.12 ～ R7.3.31	本業務は、的確な調査・検討を行うための専門的な知識や技術、豊富な経験が求められることから、価格による競争入札等に馴染まない。よって、公募型企画競争（プロポーザル方式）により選定し、最も優れた企画案を提案したもの（優先交渉団体）と随意契約を行うこととする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R7.1.8	観光案内サインに係る調査検討業務	長田広告株式会社	5,037,620	R6.12.19	R6.12.19 ～ R7.3.21	本業務は、観光に関する専門的な知識に加え、実績と経験に基づく高度な情報分析能力が求められることから、価格による競争入札等に馴染まない。よって、本業務に関する委託事業者は、公募型企画競争（プロポーザル方式）により選定し、最も優れた企画案を提案したものと随意契約を行うこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R7.6.25	令和７年度Sapporo City Wi-Fi運用業務	東日本電信電話株式会社	13,464,000	R7.3.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	Sapporo City Wi-Fiは平成27年度に実施した公募型企画競争により選定された当該事業者が専用システムを構築して提供しているものであり、当該システムを運用することができる事業者は当該事業者のみである。 当該事業者以外の者が、Sapporo City Wi-Fiを提供しようとする場合、新たなアクセスポイントやサーバ等の機器調達、運用システムの開発など、改めて整備コストを要することになるとともに、ユーザーに対する継続的かつ安定的なサービスの提供に支障をきたすおそれがある。 以上により、本業務の委託については、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号及び札幌市契約規則第21条第１項ただし書きによる随意契約（特定）とすることが適当である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R7.4.9	令和７年度ＡＩ観光案内コーナー運用業務	株式会社ティファナ・ドットコム	6,468,000	R7.3.31	R7.4.1 ～ R8.3.31	ＡＩ観光案内コーナーは、令和６年度に実施した公募型企画競争により選定された左記事業者が専用システムを構築して提供しているものであり、当該システムを運用することができる者は左記事業者のみである。 左記事業者以外の者が本業務を実施しようとする場合、新たにシステム構築を行った上で、札幌観光に関する学習を一から行う必要が生じるなど、改めて整備コストを要することになる。 また、本業務の主たる機能であるＡＩ技術を活用した応対機能は、利用者との応対を積み重ねることで、観光客が求める情報を学習し、精度の向上が図られるものである。 そのため、観光客の満足度向上につなげるための効果的な観光案内サービスを提供するためには、現在本業務を履行し、実績やノウハウを習得している左記事業者に限られる。 以上の事由から、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に基づき、左記事業者との特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R7.4.9	令和７年度北海道さっぽろ「食と観光」情報館管理運営業務	北海道さっぽろ観光案内所運営協議会	43,743,000	R7.3.31	R7.4.1 ～ R8.3.31	「北海道さっぽろ観光案内所運営協議会」は、札幌市競争入札参加資格者には登録されていないが、北海道及び札幌市における観光関係団体を会員に持つ、（公社）北海道観光振興機構及び（一社）札幌観光協会の２団体を構成員とする団体である。 当該施設の運営にあたっては、以下の点を満たしたうえで、特定の観光事業者等に偏ることなく公平な観光案内が求められる。 ア　発信する情報の公平性を担保することができる。 イ　市と道と緊密に連携し、各市町村等の観光情報の提供が可能であり、観光キャンペーン等の支援を円滑に行うことができる。 ウ　観光案内実績が豊富で知識等の蓄積がある。 上記をすべて満たし、本業務を適切に遂行できるのは当該団体のみであると判断されるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）観光・ＭＩＣＥ推進課 011-211-2376
R7.7.16	札幌市農業支援センター警備業務	株式会社ベルックス	2,167,935	R7.3.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	警備業務は、本来競争入札に付すべき案件であるが、札幌市農業支援センターの警備業務は、同一敷地内にある指定管理施設「さとらんど」の警備システムと一体となっており、一元的に管理を行う必要があるため、指定管理者が機械警備・巡回警備を委託している株式会社ベルックス以外の事業者が業務を行うことはできない。また、これまでの実績から履行品質上問題もなく、令和７年度においても株式会社ベルックスを随意契約の相手方と決定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）農政部農政課 011-211-2406

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.5.15	市場財務会計システム改修業務（Windows11対応ほか）	株式会社ルーセントスクエア	20,790,000	R6.4.30	R6.4.30 ～ R7.3.31	本業務は、Windows OS製品である「Windows10」が令和７年10月にサポート終了することに伴い、後継の「Windows11」をOS製品とするパソコンにおいても、当部の財務会計システムが支障なく稼動するための改修等を行うものである。 当部の財務会計システムは、企業会計業務に対応するため、独自の機能を備えており、本業務を確実かつ円滑に実施するためには、本システム独自のプログラムに精通している必要がある。 左記の事業者は、本システムの開発者であり、保守業務を一貫して行ってきたことから、本システムのプログラムに精通しており、これまで培ったノウハウを活用して本業務を確実かつ円滑に実施できる唯一の事業者である。 以上のことから、本業務の調達については、左記の事業者を特定して選定するものである。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	経）中央卸売市場管理課 011-611-3111
R6.6.5	フルカラーデジタル複合機保守業務	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社	2,242,900	R6.5.29	R6.6.1 ～ R7.3.31	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社（旧：富士ゼロックス株式会社）製複合機の保守については、メーカーである同事業者のカスタマーコンタクトセンター（保守に係る同事業者の集中サービスセンター）のみの対応となっており、他の事業者は本業務を履行することができないため、役務の提供を行う者が１人に特定される場合に該当するものと判断されることから、左記事業者を見積参加者として特定する。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	経）中央卸売市場管理課 011-611-3111
R6.7.31	中央競馬開催時等市場駐車場管理業務	北陽警備保障株式会社	2,558,044	R6.7.16	R6.7.21 ～ R6.9.2	本業務は、札幌競馬場（以下「競馬場」という）における中央競馬開催時（以下「札幌競馬開催時」という）等に市場駐車場を一般開放するにあたり、場内整理、車両誘導等を行うものである。 札幌競馬開催時は、競馬場の駐車場が早朝から満車となり、当市場の駐車場にも短時間のうちに多数の車両が入場する。また、札幌競馬開催時は徒歩による競馬場への来場者も多く、競馬場及び当市場周辺の道路は大変混雑する。そのような状況で、競馬場の駐車場からあふれた車両を速やかに当市場の駐車場へ入場させなければ、車両による渋滞を引き起こして周辺交通に大きな支障を生じるだけでなく、歩行者と車両が交錯し、交通事故や雑踏事故を引き起こす危険性があるため、競馬場の駐車場と当市場の駐車場は一体的に運用する必要があり、JRA日本中央競馬会から「令和５・６年度札幌競馬場交通警備業務」を受託している事業者（以下「JRA受託者」という）でなければ、本業務の実施は困難である。 このため、本業務はJRA受託者である事業者２社による指名競争入札を実施するのが適当であると被指名者選考委員会により判断されたことから、令和６年６月28日に指名競争入札を実施したが、１回目の入札では２社とも予定価格を上回っていたため２回目の入札を実施しようとしたところ、１社が２回目の入札への参加を辞退したため入札が中止となった。 よって、本業務を実施できるのは上記選定事業者１社のみとなり、地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号の「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため、上記選定事業者と特定随意契約を締結する。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	経）中央卸売市場管理課 011-611-3111
R6.7.24	中央卸売市場自動制御設備監視装置用UPSほか更新業務	株式会社オーテック	4,400,000	R6.7.18	R6.7.18 ～ R7.3.25	本業務は、中央卸売市場の自動制御システムの安全装置であるUPS（無停電電源装置）及び水産保冷配送センター自動制御設備用メーターの更新業務である。本業務を実施するには自動制御システムを停止して機器交換を行う必要があり、機器交換後にはシステムの復旧、点検と調整を行う必要がある。本業務は、システム構築及び保守を行っている左記事業者でなければ実施することが出来ないことから、当該事業者を選定する。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	経）中央卸売市場管理課 011-611-3111
R6.12.18	市場ネットワークのセキュリティ強化対応業務	株式会社北海道日立システムズ	2,992,000	R6.12.11	R6.12.11 ～ R7.2.14	本業務は、市場ネットワークのセキュリティを強化するＩＰＳ機器の導入と設定を行う業務である。 市場ネットワークは、市場に関連する事業者（以下「関連事業者」）が多数利用しており、稼働が停止した場合には関連事業者の業務に極めて大きな支障をきたし、生鮮食料品の流通及び関連事業者の経営に大きな影響を及ぼすこととなる。 本業務を安全かつ確実に履行するためには、複雑多岐にわたる既存ネットワークの全体構成、設計仕様、運用実態などを総合的に把握し、十分な知識を持って問題が起こらないよう計画・準備したうえで作業する必要性がある。また、深夜早朝にも取引が行われるという市場業務の特殊性についても熟知している必要があり、問題発生時には迅速かつ確実に対処できなければならない。 一方、他の事業者が上記の要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、当該情報は、札幌市情報セキュリティポリシーで定める「市政執行上特に重要な情報」として重要性１に分類されるものであり、これを開示することは、サイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することになる。 また、導入する機器の名称、型番、台数等を公開することも、セキュリティリスクに直結することとなるため、競争入札で調達することは適切ではない。 したがってシステムの稼働当初からネットワークの保守業務に携わることで、ネットワークの全体構成及び直近の運用状況等を把握しており、調達予定であるＩＰＳ機器のトライアル版の導入を提案し、その解析結果を知り得ている唯一の事業者である株式会社北海道日立システムズを、契約の相手方に特定し、本業務を調達する。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	経）中央卸売市場管理課 011-611-3111
R7.3.5	水産棟オゾン水生成装置保守点検	株式会社ゴモジー	4,873,000	R7.2.21	R7.2.21 ～ R7.3.28	本業務は、本市場の水産棟売場内を衛生的に保つために使用しているオゾン水の生成・供給を行っている装置の保守点検を行うものである。 本業務の履行にあたっては、既設装置の製造メーカー指定の専用測定器を使用し、装置に関する専門的な知識を有することが必要である。 株式会社ゴモジーは、装置の製造メーカーである株式会社ＩＨＩ物流産業システムが指定する専用のオゾン濃度測定器を有し、装置の保守・整備に係る専門教育を受けており、同メーカーが保守点検を指定する市内唯一の事業者である。 以上のことから、本業務を確実かつ円滑に実施できる唯一の事業者と判断する。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第１号）	経）中央卸売市場管理課 011-611-3111
R7.3.12	管理棟調理実習室調理台用温水器ほか更新	ＳＳＫファシリティーズ株式会社	4,015,000	R7.2.28	R7.2.28 ～ R7.3.31	本業務は、本市場の調理実習室の調理台及び手洗い場に設置されている電気温水器の更新を行うものである。 当該設備は市民が多数利用する調理実習室の利用に欠かすことのできない衛生設備であり、１月中旬まで使用していたが、１月下旬より、同調理実習室の空調換気設備工事に伴う養生として給水元栓を閉じていた。当該工事完了後の養生復旧のために電気温水器への給水元栓を開いたところ、機器の経年劣化による故障が多発し、漏水も発生している状況であり、現状のままでは、調理実習室を利用する市民の利便性及び衛生環境を欠くため、市民の利用に著しく支障を来すものである。 なお、当該温水器は交換部品も製造終了しており、修理が不可能である。また、市民の利用予約も多数入っているため、早急に設備の復旧を行う必要があることから、数社に確認を行った所、機器納期４週間が最短であり、また、年度内での更新完了のためには２月中の入札が必要であることから、最短の納期を提示した左記業者を随意契約により選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第５号）	経）中央卸売市場管理課 011-611-3111

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.2	中央卸売市場におけるSapporo City Wi-Fi運用業務	東日本電信電話株式会社	1,254,000	R7.3.11	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、本市の各施設（市営地下鉄、コンベンションセンター、大通公園など）で運用されている「Sapporo City Wi-fi」を当市場内でも運用することで、市内において利用方法等が統一されたWi-Fi環境の拡充を図り、国内外からの観光客や市民の利便性の向上等を図るものである。 この「Sapporo City Wi-Fi」は、経済観光局観光・MICE推進部において、平成27年度に実施した公募型企画競争により選定された当該事業者が専用システムを構築して提供しているサービスであり、当該事業者以外の者が「Sapporo City Wi-Fi」を提供しようとする場合、新たなアクセスポイントやサーバ等の機器調達、運用システムの開発など、改めて整備コストを要することになるとともに、ユーザーに対する継続的かつ安定的なサービスの提供に支障をきたすおそれがある。 また、当市場内において「Sapporo City Wi-Fi」を利用する際に、本市の各施設と利用方法等が統一された環境を確保し、利便性を維持するためには、各施設と同じ事業者によってサービスが提供されることが必須であり、当該事業者が履行可能な唯一の事業者である。 以上により、本業務の委託については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号による随意契約（特定）とすることが適当である。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	経）中央卸売市場管理課 011-611-3111
R7.4.2	市場財務会計システム年間保守等業務	株式会社ルーセントスクエア	1,452,000	R7.3.19	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、平成12年度に左記の事業者が業務を受託して構築した札幌市中央卸売市場独自の「市場財務会計システム」の保守等を行うものである。 このため、当該システムに障害、故障等が発生した場合の対応、日常の問い合わせ対応及び機能の追加、改善等については、システムの開発者以外では速やかな対応が困難であり、その性質が競争入札に適しないものと判断されることから、左記の事業者を特定して選定するものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	経）中央卸売市場管理課 011-611-3111
R7.4.16	フルカラーデジタル複合機保守業務	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社	2,420,000	R7.3.24	R7.4.1 ～ R8.3.31	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社（旧：富士ゼロックス株式会社）製複合機の保守については、メーカーである同事業者のカスタマーコンタクトセンター（保守に係る同事業者の集中サービスセンター）のみの対応となっており、他の事業者は本業務を履行することができないため、役務の提供を行う者が１人に特定される場合に該当するものと判断されることから、左記事業者を見積参加者として特定する。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	経）中央卸売市場管理課 011-611-3111
R7.4.2	立体駐車場等利用及び運営業務	一般社団法人札幌市中央卸売市場協会	1,603,800	R7.3.25	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は市場の立体駐車場や場内掲示板の申請受付、台帳等との照合を行い、対象施設の秩序維持等を図るものである。 対象施設の秩序維持等については、駐車場走路等の安全点検に加え、不許可車両への指導や駐車位置の照合、無許可掲示物の撤去等を行う必要があり、市場施設内の知識のほか日頃の施設内の巡回が必須である。 一般社団法人札幌市中央卸売市場協会は、市場内に事務所があるため、申請者の利便性も高く、市場内の構内守衛業務及び巡回業務を担っていることから、職員が24時間常駐しており、迅速な対応を行うことが可能である。 以上により、他の業者では本業務を円滑に履行することは困難であると判断されることから、一般社団法人札幌市中央卸売市場協会を選定するものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	経）中央卸売市場管理課 011-611-3111
R7.4.2	市場見学・取材対応及び市場ＰＲ等業務	一般社団法人札幌市中央卸売市場協会	9,464,400	R7.3.25	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は市場の見学や取材対応、展示室や調理実習室の管理などの業務を行うものであるが、これを履行するためには本市場の業務や取引状況など市場運営全般にわたり専門的な知識を有していることが必要である。 特に、市場の見学や取材対応などは、市場の歴史的知識や流通のしくみ、卸売業者・仲卸業者等の業務など市場全般について幅広い知識と経験が必須である。 一般社団法人札幌市中央卸売市場協会は、市場内事業者によって構成されている団体であり、これまで本市をはじめ市場内の各団体等における連絡調整や市場運営に関する様々な業務に携わってきており、当該専門的知識を有している唯一の団体である。 本業務を遂行するうえで、他の業者では本業務に関する情報や市場業務に係る知識が不足しており、本業務を円滑に履行することは困難であると判断されることから、一般社団法人札幌市中央卸売市場協会を選定するものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	経）中央卸売市場管理課 011-611-3111
R7.4.16	中央卸売市場一般廃棄物収集運搬業務	一般財団法人　札幌市環境事業公社	18,578,450	R7.3.26	R7.4.1 ～ R8.3.31	札幌市内で事業系一般廃棄物収集運搬の許可を受けている業者は左記業者のみであり、他の者が本業務を履行することはできず、競争入札に適さないものと判断されることから、左記業者を見積参加者として特定する。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	経）中央卸売市場管理課 011-611-3111
R7.4.23	中央卸売市場地下水浄水処理システム保守管理業務	オルガノ株式会社	12,936,000	R7.3.31	R7.4.1 ～ R8.3.31	本市場の地下水浄水処理設備は、市場敷地内における地下水質に合わせた浄水処理方法により製造した設備である。 飲食に適した地下水を市場内に供給するため、主要機器である、ろ過装置には除鉄・除マンガン装置のほか、微細な網目のＵＦ膜ろ過ユニットにより水処理を行っている。 当該設備の性能維持・保守管理を行うためには、製造メーカーの知識と専門技術を有し、交換部品等の安定した調達が必要であることから、本業務を履行できるのは左記業者のみであるため、特命することといたしたい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	経）中央卸売市場管理課 011-611-3111
R7.4.23	令和６年度ごみ減量実践事業企画運営業務	株式会社北海道博報堂	12,474,000	R6.7.5	R6.8.5 ～ R7.2.28	本業務はごみ減量をより促進するうえで効果的な取組を模索し、今後のごみ減量施策に繋げていくものであるため、複数の相手方から企画案を募り、その中から、より優れた提案を採用する企画競争により契約の相手方を決定することが適当であると考えられる。したがって、契約の性質又は目的が価格による競争入札に適しないため、公募型企画競争入札により契約候補者を選定し、契約を行った。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）循環型社会推進課 011-211-2928

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.23	西清掃事務所機械警備業務	北陽警備保障株式会社	1,863,840	R7.3.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は西清掃事務所の警備を行うものである。当初、同事務所は令和７年度に竣工予定であったものの、移転時期については未定であった。新事務所の供用開始までは現西清掃事務所の使用を継続することとなり、当該機械警備業務の委託も引き続き必要な状況となるが、移転時期が見通せない状況であったため、最低限の期間として令和５年10月１日から令和７年３月31日の履行期間で、左記選定業者と複数年契約を締結していた。その後、工事スケジュールの状況等により、新西清掃事務所の供用開始が令和８年度の春～夏頃となる見込みがついたため、少なくとも令和７年度末までの契約が必要である。 警備業務については、その性質上、契約の履行品質確保や労働者の雇用安定化の観点から、長期継続契約による複数年契約を導入しているところであり、仮に、契約の相手方が現契約の受託者から変更となった場合、安定的な役務の提供に支障をきたすおそれがあり、また、労働者やセンサー等の設備にかかる初期投資を１年間という短い期間で回収せざるを得なく、契約金額も高めとなることから、本市にとって不利となるおそれがある。 これを、現契約の受託者と契約した場合、役務内容に習熟し、かつ、初期投資に係る経費が必要ないことから、安定的な役務の提供が受けられるとともに、現契約額以下での契約が見込まれる。 以上より、競争入札に付することが不利と認められるため、左記選定業者に特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	環）環境事業部業務課 011-211-2916
R7.7.30	令和７年度リサイクル団地管理業務	一般財団法人　札幌市環境事業公社	26,950,000	R7.3.14	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、本市が所有するリサイクル団地において、緊急対応や機能維持、団地内事業者間の調整等を含めた管理全般を行うもので、中立性・公平性が非常に高く求められる業務である。 そのため、本業務の実施にあたっては、リサイクル団地の意義や役割を十分に理解していること、緊急時の迅速な対応が可能である団地内事業者であること、また、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業並びに処分業の許可を持ち本市の廃棄物処理に関して深い知識と経験を有していることが求められるが、これらの条件を満たし、かつ公平・公正な立場で本業務を実施できるのは左記選定業者のみである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）環境事業部事業廃棄物課 011-211-2927
R7.2.5	白石清掃工場No.2ごみクレーンワイヤーロープ交換業務	株式会社日立プラントメカニクス	1,980,000	R6.4.9	R6.4.9 ～ R6.4.26	廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第57条の2第１項別表３の2の4（5）に該当し緊急に調達する必要があるため （地方自治法施行令第167条の２第１項第５号）	環）環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R6.10.16	白石清掃工場吸収冷凍機点検整備業務	川重冷熱工業株式会社	1,573,000	R6.5.31	R6.5.31 ～ R6.11.30	当該吸収冷凍機は川重冷熱工業株式会社製であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されていることから、その点検、整備、調整等に当たっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠であり、選定業者でなければ業務の履行は困難である。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、選定業者に特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R6.7.3	白石清掃工場蒸気タービン設備整備業務	ＪＦＥエンジニアリング株式会社北海道支店	30,030,000	R6.6.7	R6.6.7 ～ R6.11.29	当該設備は高速で回転する精密機器であり、その性質上、点検・整備の実施当たっては、設備全体の性能を熟知しているほか、各部品に関するノウハウが必要不可欠である。 また、安定した運転を維持するためには、メーカーの技術基準に沿って整備を行う必要があり、特に専門性の高い技術力が求められ、これらのノウハウは製造メーカーのみが保有している。選定業者は、当該設備の製造メーカーであり、道内において当該業務を履行できる唯一の業者である。以上より、契約の性質または目的が競争入札に適しないことから、選定業者に特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R6.7.3	白石清掃工場ガスタービン設備排気コーン交換業務	敷島機器株式会社	9,185,000	R6.6.21	R6.6.21 ～ R6.11.29	当該設備は高速で回転する精密機器であり、その性質上、点検・整備の実施当たっては、設備全体の性能を熟知しているほか、各部品に関するノウハウが必要不可欠である。 また、安定した運転を維持するためには、メーカーの技術基準に沿って整備を行う必要があり、特に専門性の高い技術力が求められる。選定業者は、製造メーカーである三菱重工業（株）製自家発電設備の道内唯一の代理店であり、道内において当該業務を履行できるのは、メーカーの技術指導、専門指導を受けた技術員による作業が可能である選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、選定業者に特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R7.2.5	白石清掃工場機器冷却水冷却塔修繕	株式会社タクマ	1,980,000	R6.6.24	R6.6.24 ～ R6.7.31	廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第57条の2第１項別表３の2の4（5）に該当し緊急に調達する必要があるため （地方自治法施行令第167条の２第１項第５号）	環）環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R6.7.31	白石清掃工場蒸気タービン設備整備業務	ＪＦＥエンジニアリング株式会社	59,950,000	R6.7.5	R6.7.5 ～ R7.11.28	当該設備は高速で回転する精密機器であり、その性質上、点検・整備の実施当たっては、設備全体の性能を熟知しているほか、各部品に関するノウハウが必要不可欠である。 また、安定した運転を維持するためには、メーカーの技術基準に沿って整備を行う必要があり、特に専門性の高い技術力が求められ、これらのノウハウは製造メーカーのみが保有している。選定業者は、当該設備の製造メーカーであり、道内において当該業務を履行できる唯一の業者である。以上より、契約の性質または目的が競争入札に適しないことから、選定業者に特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R7.2.5	白石2号炉バグフィルタ設備ほか整備業務	協立設備株式会社	2,970,000	R6.7.5	R6.7.5 ～ R6.7.31	廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第57条の2第１項別表３の2の4（5）に該当し緊急に調達する必要があるため （地方自治法施行令第167条の２第１項第５号）	環）環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R7.2.12	白石２号炉バグフィルタ設備ほか整備業務	協立設備株式会社	2,970,000	R6.7.5	R6.7.5 ～ R6.7.31	廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第57条の2第１項別表３の2の4（5）に該当し緊急に調達する必要があるため （地方自治法施行令第167条の２第１項第５号）	環）環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R7.2.5	白石清掃工場１号炉煙道整備業務	協立設備株式会社	3,069,000	R6.8.6	R6.8.6 ～ R6.9.30	廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第57条の2第１項別表３の2の4（5）に該当し緊急に調達する必要があるため （地方自治法施行令第167条の２第１項第５号）	環）環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R7.2.5	ごみ資源化工場不適物排出部オーバースライダー改修業務	金剛産業株式会社	1,271,472	R6.11.22	R6.11.22 ～ R7.1.31	廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第57条の2第１項別表３の2の4（5）に該当し緊急に調達する必要があるため （地方自治法施行令第167条の２第１項第５号）	環）環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R7.2.5	白石清掃工場１号ボイラ水管整備業務（その１）	協立設備株式会社	4,290,000	R6.12.13	R6.12.13 ～ R7.1.31	廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第57条の2第１項別表３の2の4（5）に該当し緊急に調達する必要があるため （地方自治法施行令第167条の２第１項第５号）	環）環境事業部白石清掃工場 011-876-1710

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R7.4.2	白石清掃工場１号ボイラ水管整備業務（その２）	協立設備株式会社	3,960,000	R6.12.26	R6.12.26 ～ R7.1.31	廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第57条の2第１項別表３の2の4（5）に該当し緊急に調達する必要があるため （地方自治法施行令第167条の２第１項第５号）	環）環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R7.4.2	白石清掃工場１号ボイラ水管整備業務（その３）	協立設備株式会社	2,970,000	R7.1.8	R7.1.8 ～ R7.1.31	廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第57条の2第１項別表３の2の4（5）に該当し緊急に調達する必要があるため （地方自治法施行令第167条の２第１項第５号）	環）環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R7.4.2	白石清掃工場3号ボイラ水管整備業務	協立設備株式会社	1,045,000	R7.3.7	R7.3.7 ～ R7.3.31	廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第57条の2第１項別表３の2の4（5）に該当し緊急に調達する必要があるため （地方自治法施行令第167条の２第１項第５号）	環）環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R7.3.26	白石清掃工場塩化水素・ばいじん濃度計保守業務	ＳＳＫファシリティーズ株式会社	5,082,000	R7.3.14	R7.4.1 ～ R8.3.31	当該濃度計は、京都電子工業（株）製の精密機器であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されている。また、その保守にあたっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠であり、これらを有しない者が修理等を行った場合には、計測値の精度の保証が得られなくなる。 したがって、本業務を履行できるのは、当該濃度計の製造者である京都電子工業（株）の道内唯一の代理店であり、製造者の技術指導及び専門指導を受けた技術員による作業が可能である選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R7.4.2	白石清掃工場排ガス４分析計保守業務	株式会社島津アクセス	4,202,000	R7.3.14	R7.4.1 ～ R8.3.1	当該分析計は（株）島津製作所製の精密機器であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されている。また、その保守にあたっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠であり、これらを有しない者が修理等を行った場合には、計測値の精度の保証が得られなくなる。 したがって、本業務を履行できるのは、当該分析計の製造者である（株）島津製作所の系列会社として同社製品の保守管理部門を担い、設計上の詳細情報や構造等を熟知している選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、選定業者に特定とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R7.4.2	No.2空気圧縮機本体部整備業務	株式会社アトラン	1,155,000	R7.3.14	R7.3.14 ～ R7.3.31	廃棄物処理施設に付帯する当該処理の用に供する設備の非常緊急修繕業務として 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第57条の2第１項別表３の2の4（5）に該当し緊急に調達する必要があるため （地方自治法施行令第167条の２第１項第５号）	環）環境事業部白石清掃工場 011-876-1710
R6.4.24	ゆめ広場日常管理業務	東米里町内会	1,125,300	R6.4.19	R6.4.19 ～ R6.10.31	「ゆめ広場」は、山本処理場及び白石清掃工場が稼働する東米里地区において、本市清掃事業に対する市民理解を深めるため、地元との協議のうえ設置した施設である。当施設の管理を、常時対応可能な地域の町内会に委託することにより、周辺地域住民の本市清掃事業に対するより一層の理解と協力が得られるほか、効率的かつ円滑な運営が図られる。左記選定業者は本市の入札参加資格者ではないものの、以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）環境事業部施設管理課 011-211-2922
R6.6.5	移動式ふるい選別機細粒コンベアーアイドルローラーほか修繕	緑産株式会社	1,133,000	R6.5.17	R6.5.17 ～ R6.6.28	山本処理場山本北地区「枝・葉・草」資源化ヤードで稼働している移動式ふるい選別機は、オーストリアのKomptech（コンプテック）社製であり、当該機器には同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されている。そのため、点検・整備においては、設計上の詳細情報や特に専門性の高い技術が必要不可欠である。 左記選定業者は、Komptech社の日本唯一の代理店であり、国内において当該機器の修繕や部品交換を行うことができるのは、設計上の詳細情報や構造等を熟知している左記選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）環境事業部施設管理課 011-211-2922
R6.7.31	ごみ処理管理システム入替業務	都築電気株式会社	2,682,625	R6.7.26	R6.7.26 ～ R6.10.31	本市のごみ処理管理システムは、本市独自の仕様に基づき、富士通株式会社北海道支社が作成した処理プログラムにより構築されているものであり、その入替業務を行うに当たっては、当該システムに関する各種情報や運用環境等に精通している必要がある。 これらの知識・技術は、開発者のみが有しているものであり、仮に他業者が当該入替業務を行う場合、当該システムに関する知識等の習得に多大な時間を要するとともに、障害発生時における迅速な対応にも支障をきたすおそれがある。 選定業者は、開発者の事業再編による事業撤退に伴い、開発者から当該システムの技術情報や運用手順の一切を業務移管された唯一の者であり、当該システムの入替業務ができるのは選定業者のみであるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）環境事業部施設管理課 011-211-2922
R7.1.8	山本北処理場車両受付システム入替業務	都築電気株式会社	3,129,500	R6.12.20	R6.12.20 ～ R7.3.21	本市の車両受付システムは、本市独自の仕様に基づき、富士通株式会社北海道支社が作成した処理プログラムにより構築されているものであり、その入替業務を行うに当たっては、当該システムに関する各種情報や運用環境等に精通している必要がある。 これらの知識・技術は、開発者のみが有しているものであり、仮に他業者が当該入替業務を行う場合、当該システムに関する知識等の習得に多大な時間を要するとともに、障害発生時における迅速な対応にも支障をきたすおそれがある。 選定業者は、開発者の事業再編による事業撤退に伴い、開発者から当該システムの技術情報や運用手順の一切を業務移管された唯一の者であり、当該システムの入替業務ができるのは左記選定業者のみである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）環境事業部施設管理課 011-211-2922
R7.2.5	ごみ焼却灰セメント資源化業務	太平洋セメント株式会社	526,240,000	R7.1.17	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、「新スリムシティさっぽろ計画」に基づき、ごみ焼却灰の資源化を推進するため、資源化施設において、焼却灰を焼成し、セメント原料としてリサイクルするものである。 焼却灰の焼成施設で一般廃棄物処理施設の許可を取得しているのは、道内では左記選定業者の保有する上磯工場のみであり、他に本業務を履行できる者はない。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）環境事業部施設管理課 011-211-2922
R7.3.26	雑がみ選別センター手選別業務	一般社団法人札幌市手をつなぐ育成会	45,650,000	R7.3.7	R7.4.1 ～ R8.3.31	現在、札幌市では、障がい者施設等に対する発注機会の拡大を進めているところである。本業務における選別作業は、知的障がい者による従事が十分可能なものであり、同法人は、本業務に適応する団体として保健福祉局より推薦を受けている。また、同法人は、雑がみ選別センター創設当初より本業務を良好ｋな成績で履行している。したがって、当該業務を同法人に委託することは、障がい者の社会福祉向上に寄与するものであると判断されることから、同法人に特定することとする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	環）環境事業部施設管理課 011-211-2922

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.7.24	山本処理場周辺道路清掃業務	札幌市厚別区山本町内会	1,683,000	R6.5.17	R6.5.17 ～ R6.10.31	埋立地である山本処理場は、本市清掃事業に欠かせない重要な施設であり、その円滑な維持運営にあたっては、周辺地域住民の本市清掃事業に対する理解と積極的な協力が不可欠である。 本業務については、地域事情に精通した地域の町内会に委託することにより、周辺地域住民の本市清掃事業に対するより一層の理解と協力が得られるほか、効率的かつ円滑な履行が図られる。 左記選定業者は本市の入札参加資格者ではないものの、以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）処理場管理事務所 011-783-5314
R7.1.22	山口処理場周辺有害鳥獣駆除業務	札幌市農業協同組合	2,691,150	R6.5.24	R6.5.24 ～ R6.9.30	当該業務は、山口処理場周辺農家の私有地内で行うものであり、業務遂行のためには山口処理場周辺農家の理解と協力を得ることが不可欠であるが、当該要件を満たすのは地元農家により構成される同組合のみである。また、同組合は農業団体であることから、農業の状況に応じた駆除業務を実施できるほか、地元農家と密接な関係にあり、被害への対応を円滑に行うことができる。以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、選定業者と特定随意契約を行う。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）処理場管理事務所 011-783-5314
R7.8.20	し尿収集運搬業務その２	豊平公益株式会社	77,182,866	R7.3.21	R7.4.1 ～ R8.3.31	・上記2業者は前年度の委託契約の締結者であり、履行成績は「良」であることから、来年度も安定的かつ確実に業務を遂行することが見込まれる。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」には、当該業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、実施に関しても相当な経験を有する者という基準が挙げられており、左記業者の他に、本業務と同程度の規模の契約を締結した実績等を有し、札幌市内で業務を遂行できるものはいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）処理場管理事務所 011-783-5314
R7.8.20	し尿収集運搬業務その１	株式会社公清企業	104,180,194	R7.3.25	R7.4.1 ～ R8.3.31	・上記2業者は前年度の委託契約の締結者であり、履行成績は「良」であることから、来年度も安定的かつ確実に業務を遂行することが見込まれる。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」には、当該業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、実施に関しても相当な経験を有する者という基準が挙げられており、左記業者の他に、本業務と同程度の規模の契約を締結した実績等を有し、札幌市内で業務を遂行できるものはいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）処理場管理事務所 011-783-5314
R6.5.29	発寒清掃工場タービン設備整備業務	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社	258,500,000	R6.4.26	R6.4.26 ～ R6.8.23	当該設備は、高速で回転する精密機器であり、開発者である三菱重工業株式会社独自の技術及び特製規格品が多数使用されていることから、その整備にあたっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠である。 左記選定業者は、当該設備の製造メーカーである三菱重工業株式会社の系列会社であり、道内において本業務を履行できるのは、製造メーカーの技術指導及び専門指導を受けた技術員による作業が可能である左記選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）環境事業部発寒清掃工場 011-667-5311
R7.4.2	発寒清掃工場排ガス４分析計保守業務	株式会社堀場テクノサービス	1,251,800	R7.3.14	R7.4.1 ～ R8.3.31	当該分析計は、株式会社堀場製作所製の精密機器であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されている。また、その保守にあたっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠であり、これらを有しない者が修理等を行った場合には、計測値の精度の保証が得られなくなる。 したがって、本業務を履行できるのは、当該分析計の製造者である株式会社堀場製作所の系列会社として同社製品の保守管理部門を担い、設計上の詳細情報や構造等を熟知している左記選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、左記選定業者に特定とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）環境事業部発寒清掃工場 011-667-5311
R7.4.2	発寒清掃工場塩化水素・ばいじん濃度計保守業務	ＳＳＫファシリティーズ株式会社	1,848,000	R7.3.14	R7.4.1 ～ R8.3.31	当該濃度計は、京都電子工業株式会社製の精密機器であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されている。また、その保守にあたっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠であり、これらを有しない者が修理等を行った場合には、計測値の精度の保証が得られなくなる。 したがって、本業務を履行できるのは、当該濃度計の製造者である京都電子工業株式会社の道内唯一の代理店であり、製造者の技術指導及び専門指導を受けた技術員による作業が可能である左記選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから、左記選定業者に特定とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）環境事業部発寒清掃工場 011-667-5311
R7.4.2	発寒清掃工場計装システム保守業務	アズビル株式会社	46,981,000	R7.3.21	R7.4.1 ～ R8.3.31	当該システムは、アズビル株式会社製の精密機器であり、開発者である同社独自の技術及び特製規格品が多数使用されていることから、その保守にあたっては、設計上の詳細情報の把握や特に専門性の高い技術が必要不可欠である。 左記選定業者は、アズビル株式会社の系列会社として同社製品の保守管理部門を担っており、当該業務を履行できるのは、システム設計上の詳細情報や構造等を熟知している左記選定業者のみである。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、左記選定業者に特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）環境事業部発寒清掃工場 011-667-5311
R7.9.24	札幌市立学校太陽光発電設備設置ほか検討業務	株式会社日建設計	33,000,000	R6.10.18	R6.10.18 ～ R7.3.26	本業務の実施については、国内外における環境・エネルギー施策に関する高度かつ専門的な知識・知見に加え、本市が採択されている「脱炭素先行地域」としての目標達成のための要件をはじめとした様々なエネルギー施策を熟知している必要があり、札幌市における建築物の脱炭素化に向けた課題の解決に貢献できる先進的な提案ができる事業者が求められる。 また、積雪寒冷地における軽量太陽光パネルの壁面設置の事例が少ない中で、技術的な課題の解決を進める必要がある。さらに、膨大な調査対象133校に対して、単年度の短い検討期間の中で、壁面の荷重増加を考慮した構造に対する影響の判断が求められる。 これより、高度な創造性、技術力、専門的な知識や経験を有している事業者の選定が必要であるため、その性質及び目的は一般競争入札には適さないことから、公募型企画競争により事業者を選定した。 上記のとおり実施した公募型企画競争において、実施委員会で定めた評価基準に基づき、企画提案について採点を行った結果、各委員の評価点が６０点を超え、合計点が他社よりも高得点であることから、契約候補者として適当と認められたため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	環）環境エネルギー課 011-211-2872

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.7.17	令和６年度ホッキョクグマ導入に向けた調査・調整業務	特定非営利活動法人ＥｎＶｉｓｉｏｎ環境保全事務所	6,380,000	R6.6.7	R6.6.7 ～ R7.2.28	本業務はカナダからホッキョクグマ創始個体の導入に向けた協議を進め、基本的な合意形成を得ることを目的とし、カナダ関係機関と調整等を行う。 これに関して、NPO 法人 EnVision 環境保全事務所は、これまでにも本市とともにカナダマニトバ大学やマニトバ州政府との連携およびアシニボインパーク動物園との覚書締結のコーディネートを行っており、カナダ関係機関との信頼関係を構築している。また、別途発注した「令和５年度ホッキョクグマ導入のための調査及びコーディネート業務」において搬出可能性のある動物園の関係者との関係性をつくり、円滑な情報共有が可能である。仮に他業者が当該調整業務を行う場合、カナダ関係機関との関係構築に多大な時間や経費を要すると考えられ、当該業務を実施するのは実質的に困難と考える。 上記理由により、本業務の受託者としては同法人以外に適当なものがおらず、業務の性質又は目的が競争入札に適していないため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	（環）円山動物園経営管理課 011-615-8097
R7.2.5	円山動物園自動券売機改修業務	株式会社Ｆｕｊｉｔａｋａ	1,232,000	R6.12.26	R6.12.26 ～ R7.3.31	・当業務は、当園で使用している入園券の自動券売機に令和６年７月から発行された新紙幣の使用を可能とするための改修を行うものである。 ・当園の自動券売機は芝浦自販機株式会社の券売機を使用しており、芝浦自販機株式会社の自動券売機の修理及び保守を行うことができるとメーカーから指定され、かつ、修理業の登録を有している札幌市の登録事業者は株式会社Fujitaka札幌営業所の他にないことから、左記事業者と特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	（環）円山動物園経営管理課 011-615-8097
R7.3.5	モンキーハウス・オランウータンとボルネオの森の室内気候と室内展示空間デザイン研究	公立大学法人　札幌市立大学	1,496,000	R7.2.12	R7.2.12 ～ R7.3.31	公立大学法人札幌市立大学は、札幌で唯一の市立大学として、札幌市の行政施策との緊密な連携によって、地域課題の解決に積極的に取り組み、その成果を広く市民に還元して地域貢献を実現することを教育研究上の目的に掲げ、札幌市政の課題解決に向けた受託研究を行っている。 同大学はデザイン学部を有し、これまでも当園と複数の共同研究や連携事業を行い、専門的な知識・知見とノウハウを有しており、円山動物園が抱える課題解決のため、より実践的かつ効果的な研究成果が期待できる唯一の機関であることから選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	（環）円山動物園経営管理課 011-615-8097
R7.3.12	円山動物園糞芥等搬出業務（一般廃棄物）	一般財団法人　札幌市環境事業公社	6,777,705	R7.3.3	R7.4.1 ～ R8.3.31	・札幌市では、事業系一般廃棄物の減量とリサイクル促進の体制を整備する事を目的に、収集運搬体制を一元化しており、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者は（一財）札幌市環境事業公社のみとなっている。 ・上記理由により、本業務の受託者としては同事業者以外におらず、業務の性質又は目的が競争入札に適していないため、左記事業者を選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	（環）円山動物園経営管理課 011-615-8097
R7.4.2	札幌市円山動物園Sapporo City Wi-Fi運用・保守業務	株式会社ＮＴＴ東日本－北海道	2,266,000	R7.3.27	R7.4.1 ～ R8.3.31	・本市が運営するSapporo City Wi-Fiは、市営地下鉄、札幌駅前通地下歩行空間、当園及び札幌ドーム、定山渓温泉等、主要観光エリアで提供されている。 ・Sapporo City Wi-Fiは、市内において利用方法等が統一された公衆Wi-Fi環境を拡充し、国内外からの観光客や市民の利便性の向上を図ることを目的としている。 ・Sapporo City Wi-Fiを利用するためのインターネット接続機器については、保守対応ができるのは製造会社である当該事業者のみである。 ・当園のSapporo City Wi-Fiは、平成28年2月1日に運用を開始し、当該事業者は、当園の Sapporo City Wi-Fi 環境の整備業務を受託し、その後の運用・保守業務においても受託実績は良好である。 以上の理由から、当該事業者は、本業務を受託できる唯一の事業者であるため、選定した （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	（環）円山動物園経営管理課 011-615-8097
R7.4.2	令和７年度総合道路管理システム保守業務	札幌総合情報センター株式会社	21,758,000	R7.3.24	R7.4.1 ～ R8.3.31	左記の者は、総合道路データ編集システム、Web版総合道路管理システム、建設局HP工事情報等公開システムの開発を行った業者である。そのため、左記の者は、全システムのプログラム構成はもとより、各システム間のデータ連携など細部にわたり精通しており、複数のシステムにおける問い合わせ対応および障害対応において、迅速かつ円滑な業務の履行が可能な唯一の者である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）総務部総務課 011-211-2444
R7.4.9	令和7年度総合道路管理システム保守業務	札幌総合情報センター株式会社	21,758,000	R7.3.24	R7.4.1 ～ R8.3.31	左記の者は、総合道路データ編集システム、Web版総合道路管理システム、建設局HP工事情報等公開システムの開発を行った業者である。そのため、左記の者は、全システムのプログラム構成はもとより、各システム間のデータ連携など細部にわたり精通しており、複数のシステムにおける問い合わせ対応および障害対応において、迅速かつ円滑な業務の履行が可能な唯一の者である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）総務部総務課 011-211-2444
R7.4.2	令和７年度道路情報システム保守業務	富士通Ｊａｐａｎ株式会社	8,352,300	R7.3.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	左記の者は、道路情報システムの設計及びプログラム作成を行ってきた業者である。また、道路情報システムは、富士通特有OSであるASP（Advances System Products）を搭載したオフィスコンピュータをメインサーバとして稼働している。そのため、左記の者はシステムの細部にわたり精通しているのみではなく、障害発生の際に、富士通特有OSを搭載したオフィスコンピュータを迅速かつ的確に操作のうえ、安定したシステム運用を行うことができる唯一の者である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）総務部総務課 011-211-2444
R7.4.9	令和7年度道路情報システム保守業務	富士通Ｊａｐａｎ株式会社	8,352,300	R7.3.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	左記の者は、道路情報システムの設計及びプログラム作成を行ってきた業者である。また、道路情報システムは、富士通特有OSであるASP（Advances System Products）を搭載したオフィスコンピュータをメインサーバとして稼働している。そのため、左記の者はシステムの細部にわたり精通しているのみではなく、障害発生の際に、富士通特有OSを搭載したオフィスコンピュータを迅速かつ的確に操作のうえ、安定したシステム運用を行うことができる唯一の者である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）総務部総務課 011-211-2444
R7.2.26	令和６年度第２回札幌市自転車駐輪場管理システム改修業務	札幌日信電子株式会社	6,325,000	R6.12.20	R6.12.20 ～ R7.3.26	この度の業務は、使用料及び手数料の見直しに伴い改定することとなった駐輪場の定期利用料金及び冬期保管料について、当該システムに反映させる改修を行うものである。 当該システムは、日本信号株式会社が開発したものであり、札幌日信電子株式会社は、当該システムの販売・保守点検・改修の一切を行っており、当該システムの改修を確実に行える唯一の業者である。 以上のことから、札幌市内において本業務を履行できるは左記事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、特定随意契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）総務部道路管理課 011-211-2456
R6.4.24	令和６年度道路台帳図用地番図データ整備等業務	株式会社ティー・ユー・シー	3,025,000	R6.4.5	R6.4.5 ～ R6.4.23	本業務は、財政局において作成している地番図を基に、道路台帳図補正業務の基礎となる道路台帳図用の地番図データを更新するものである。 当該補正は、道路法施行規則第４条の２第５項の規定により速やかに行う必要があるため、本業務も当該補正業務の発注に合わせた４月下旬までの期限を設定しなければならない。 （株）ティー・ユー・シーは、財政局が運用している地番図の作成において、システム開発から携わっているほか、現在もデータ更新業務による成果品の検査及び構造化業務を受託（特命随契）しており、地番図データに深く精通していることから本業務を適正かつ遅滞なく処理できる知識、経験及び技術を有する唯一の業者である。よって同社を選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）総務部道路認定課 011-211-2457

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.2	令和７年度道路台帳図システム保守及びデータ検査変換業務	札幌総合情報センター株式会社	19,250,000	R7.3.18	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は札幌市の道路台帳図をWeb版総合道路管理システム及び道路台帳図閲覧システムで運用するための保守作業を実施するとともに、両システムに取り込むために必要となるデータの論理検査及び変換業務を委託するものである。 札幌総合情報センター（株）は、Web版総合道路管理システム（平成19年度より運用）及び市民向けの道路台帳図閲覧システム（平成27年度より運用）の開発を行った業者であり、全システムのプログラム構成はもとより、各システム間のデータ連携など細部にわたり精通しており、同システムにおける問い合わせ対応、障害対応等本業務の履行が唯一可能であることから、同社を選定したい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）総務部道路認定課 011-211-2457
R6.4.24	公共土木積算システム保守運用業務その１	株式会社コンピュータ・システム研究所	1,714,680	R6.4.9	R6.4.9 ～ R7.3.31	「公共土木積算システムARIES」は、札幌市土木工事積算基準及び札幌市工事等適用建設資材単価表にも準拠しており、本市工事の入札参加者に広く利用されていることから、建設局土木部所管の工事発注において積算ミスを防止するための確認作業に活用している。 当該積算ソフトは、左記業者がパッケージプログラムの著作権を有しており、初期設定、導入、単価データの更新、トラブル発生時のバックアップ等の保守運用を行うことができる唯一の業者であり、他者の履行が不可能である。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、左記業者を特定者とした随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部業務課 011-211-2612
R6.4.24	清田区清田中央地区地下水位低下検討業務	株式会社復建技術コンサルタント	34,100,000	R6.4.15	R6.4.15 ～ R6.11.29	本業務は、令和５年度に実施した清田区清田中央地区地下水位低下支援業務において判明した、地下水位低下困難箇所における追加対策を検討する業務である。 令和５年度に実施した地下水位低下支援業務により、地下水位の一部高止まりが確認されており、地震時における液状化等の再度災害の恐れがあるため、早期の対策の検討が必要である。 当該地区の地下水位低下事業については、令和２年度に実施した調査及び設計業務において、三次元モデルを構築し、浸透流解析をもって敷設する暗渠管の配置や深度を決定した。地下水位高止まりの原因は令和５年度の業務において、一部箇所の土質の透水性が影響していることが判明しており、追加対策を検討するうえでも、令和２年度の業務で作成したモデルの一部修正を実施し、早期（令和６年度８月まで）に追加対策を検討する必要がある。また、当該地区は火山灰質土により盛土造成されており、透水性が低い特殊土であることから、過年度業務の各種調査より得られた、地下水位の高止まりの原因や当該地区の土質、地下水の特性を熟知しているとともに、地下水位低下に係る専門知識と経験が不可欠である。 以上のことから、早期且つ確実に履行期間内に業務を遂行するためには、令和２年度に調査及び設計業務、令和５年度に地下水位低下業務を受託し、当該地区における地盤の形質や対策工の設計思想、三次元モデルを熟知していることに加え、本市の里塚地区や美しが丘地区ほか、東日本大震災（仙台市、千葉市）や熊本地震（益城町）などで地下水位低下などの対策工を検討し専門知識と経験が豊富であり、本業務を適切に実施できる唯一の業者である左記業者を選定することとしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部業務課 011-211-2612
R7.2.12	真駒内駅前地区道路予備検討業務	中央コンサルタンツ株式会社	33,605,000	R7.2.6	R7.2.6 ～ R8.3.23	本業務はその性質上、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れた者を選ぶ公募型企画競争を採用する。なお、公募型企画競争の結果選定された契約候補者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部業務課 011-211-2612
R7.3.19	川下支線事業損失防止調査その2	株式会社エル技術コンサルタント	2,167,000	R7.3.13	R7.3.13 ～ R7.3.27	本業務は、令和６年度川下支線事業損失防止調査における建物事後調査にて判定した工事の影響で生じた建物の損傷に係る補償費用の算定と費用負担額の算定内容等の説明を権利者に対して行うものである。 上記の建物調査により工事の事業損失が明らかとなっており、本業務では、損失を被った地権者に対して可能な限り迅速な対応が必要となる。 当該業者は上記の事後調査を受託しており、既に状況を熟知し、権利者との協議実績も十分に有していることから、早期に補償費の合意形成を図り、本業務を円滑に遂行することが可能である。また、現地踏査等の省略により経費と業務期間の節減も可能であり、競争入札に付するよりも有利と認められることから、左記業者を契約の相手方として選定したい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	建）土木部業務課 011-211-2612
R6.5.8	街路灯・標識管理システム保守業務	株式会社サンコー	4,620,000	R6.4.24	R6.4.24 ～ R7.3.31	「街路灯管理システム」及び「標識管理システム」は、株式会社サンコーが設計及び製作したものである。本業務を履行するにあたっては、システム全体を熟知していることが不可欠であり、必要な専門知識、技術情報を備えており、システムの動作検証、データの親和性を確保し、迅速かつ確実に行うことが要求される。以上のことから、本業務を安全かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路維持課 011-211-2632
R6.6.19	札幌駅北口地下駐車場精算機新紙幣新貨幣対応業務	株式会社カズサッポロ	7,678,000	R6.5.15	R6.5.15 ～ R7.3.14	左記業者は、札幌駅北口地下駐車場の駐車場管理システムの保守等を行っており、本業務を履行するにあたり必要な専門知識、技術情報を備えている。また、精算機を含む駐車場管理システムは日本信号株式会社製であり、日本信号株式会社から提出のあった証明書により、他の修理代理店では対応できないとされている。 以上のことから、本業務を安全かつ確実に履行できるのは左記業者に限られ、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路維持課 011-211-2632
R6.6.19	大通バスセンター中央監視設備更新業務	株式会社京三製作所	52,250,000	R6.6.12	R6.6.12 ～ R7.3.21	本業務を履行するにあたっては、24時間稼働しているシステムの安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及びシステム異常時にプログラム解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該中央監視設備の設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路維持課 011-211-2632
R6.7.24	札幌市簡易舗装路面点検システム導入運用業務	富士通Ｊａｐａｎ株式会社	15,769,600	R6.7.5	R6.7.5 ～ R7.3.31	本業務は、AI技術（画像解析）を用いて舗装の路面状態を点検把握し、点検結果を可視化できる機能有し、 舗装の維持管理に携わる委託者及び受託者における報告等の事務を電子化できるシステムを導入するために行う業務委託契約であり、最適なサービスの提供方法又は仕様を定めることが困難であるという理由から 公募型企画競争によって契約候補者を選考することとし、最も優秀だった事業者に対して特定随意契約を行うもの。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路維持課 011-211-2632

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.12.11	高濃度PCB廃棄物処理業務	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	3,572,800	R6.12.3	R6.12.3 ～ R7.3.31	「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」第11条に基づき、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」第６条第１項に規定する「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」において、高濃度PCB廃棄物を処分できる国内唯一の業者であるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路維持課 011-211-2632
R7.4.9	道路パトロール支援サービスに係る路面性状値の解析業務	富士通Ｊａｐａｎ株式会社	1,100,000	R7.2.7	R7.2.7 ～ R7.3.31	札幌市簡易舗装路面点検システム導入運用業務で調達した道路パトロール支援サービス（以下「システム」という。）において、取得した走行画像等記録を基に路面性状値の解析作業を行い、当該システムにアップロードを行うものである。 当初路面性状値の解析作業は、札幌市又は走行画像等を記録したものが行う予定だったが、仕様及びセキュリティ上の都合により、解析を行うことが困難であることが判明したため、当該作業を委託するものである。 当該システムは、本市のセキュリティポリシーにおいて重要性1に位置付けているため、本市、道路維持除雪業務受託者及び左記業者以外に利用させることができない。また、道路維持除雪業務受託者（全23者）がシステムを利用できる範囲は、自ら受託した業務に係る部分に限定される。このため、本業務の履行に必要な全てのシステム利用権限を有し、一元的に解析作業を実施可能であるのは、現在導入運用業務（保守）を受託しており、システム開発者兼サービス提供者である左記業者に限定される。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路維持課 011-211-2632
R7.3.19	特別地域清掃業務（北地区）	社会福祉法人草の実会	5,239,693	R7.3.6	R7.3.17 ～ R7.11.28	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	建）土木部道路維持課 011-211-2632
R7.3.19	駅前広場・自由通路清掃業務	特定非営利活動法人障害者自立支援団体麦の会	10,098,000	R7.3.7	R7.4.1 ～ R8.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため、左記事業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	建）土木部道路維持課 011-211-2632
R7.3.19	特別地域清掃業務（南地区）	特定非営利活動法人障害者自立支援団体麦の会	14,410,000	R7.3.7	R7.3.17 ～ R7.11.28	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	建）土木部道路維持課 011-211-2632
R7.3.19	立体横断施設清掃業務(4工区)	株式会社ＫａｎｄＯ	1,100,000	R7.3.12	R7.4.1 ～ R8.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	建）土木部道路維持課 011-211-2632
R7.3.19	立体横断施設清掃業務(3工区)	株式会社アクセント	2,841,300	R7.3.13	R7.4.1 ～ R8.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	建）土木部道路維持課 011-211-2632
R7.4.2	立体横断施設清掃業務(1工区)	株式会社ルーフ	1,430,000	R7.3.14	R7.4.1 ～ R8.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	建）土木部道路維持課 011-211-2632
R7.4.16	札幌市街路灯電灯料金等補助金交付申請書の受付等に関する業務	札幌市街路灯組合連合会	8,317,100	R7.3.17	R7.4.1 ～ R8.3.31	補助金の申請は、1ヵ月間に約600団体からの申請が集中するため、短期間に膨大な事務を迅速かつ適正に処理する必要がある。したがって、本業務の実施に当たっては、業務に精通しているとともに、各申請団体および北海道電力（株）等との密接な連携が必要となる。 以上のことを踏まえ、下記に掲げる理由により、その性質が競争入札に適しないため、同連合会に特命することといたしたい。 (1) 同連合会は、補助申請を行う町内会・街路灯組合の連合体であり、各団体の街路灯設置位置情報など本申請の受付に必要な情報を管理しているが、このような団体及び業者はほかに存在しない。 (2) 同連合会は、街路灯の普及育成を行なうことにより、住民の保安と福祉の増進を図ることを目的に設立された非営利団体であり、団体の日常的な業務として、町内会等における街路灯の設置維持管理に関する支援を行っており、本業務を熟知している。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路維持課 011-211-2632
R7.4.2	立体横断施設清掃業務(2工区)	株式会社エスライン	2,860,000	R7.3.21	R7.4.1 ～ R8.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	建）土木部道路維持課 011-211-2632
R7.4.2	大通バスセンターエスカレーター（地下２階）保守業務	株式会社日立ビルシステム	2,257,200	R7.3.24	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。 設計・製造した左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路維持課 011-211-2632
R7.4.2	大通バスセンターエスカレーター（１階・地下１階）保守業務	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	2,904,000	R7.3.24	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。 設計・製造した左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路維持課 011-211-2632
R8.6.3	道路パトロール支援サービス保守業務	富士通Ｊａｐａｎ株式会社	18,612,000	R7.3.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	道路パトロール支援サービスは、令和6年度に実施した札幌市簡易舗装路面点検システム運用導入業務の公募型企画競争によって選定されたシステムである。継続的な利用を行うにあたり、本業務の履行に必要な全てのシステム利用権限を有し、システム開発者兼サービス提供者である左記事業者以外に保守を行えるものはいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路維持課 011-211-2632
R6.5.22	盤渓北ノ沢トンネル警報表示板バッテリー交換業務	星和電機株式会社	3,080,000	R6.5.13	R6.5.13 ～ R7.3.31	本業務にて整備を行うトンネル警報表示板設備については、左記業者が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、当該設備を熟知していることが不可欠であり、商用電源停電時に確実に機能する必要があることから、部品交換後の性能保持及び信頼性の確保が要求される。 本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専門部品の円滑な供給体制を有し、本業務を安全かつ確実に履行できるのは左記業者に限られるため、左記業者を特定し、随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6.6.26	創成川融雪管投雪蓋設備開度計整備業務	旭イノベックス株式会社	2,530,000	R6.6.13	R6.6.13 ～ R6.12.18	本業務にて点検を行う投雪蓋設備は、旭イノベックス（株）が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、当該設備の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、整備後の性能の保持及び安全性・信頼性の確保を確実に行うことが要求される。 左記業者は、当該設備の設計から製造までを独自の技術により構築した者で、各構成要素の設計意図・目的を熟知しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R6.6.26	道路ＩＴＶ設備保守点検業務	パナソニックコネクト株式会社	3,300,000	R6.6.17	R6.6.17 ～ R7.3.31	本業務は、道路ＩＴＶ設備の機能を確保するため、カメラの撮像、伝送機能確認等の保守点検を行うものである。カメラズーム等の遠隔操作の点検調整を行うためには、独自ソフトウェアによらなければならず、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は当該設備を開発・構築しており、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R6.7.3	創成川融雪管ロータリー1号機点検整備業務	東日本テクノ株式会社	11,132,000	R6.6.27	R6.6.27 ～ R7.1.29	本業務にて整備を行う創成川融雪管ロータリー１号機については、左記業者が設計、製造及び施工したものである。 当該設備は排雪された雪を破砕・均質化し、融雪管に投入する役割を果たしており施設の稼働には欠かせない設備である。 冬期の連続した過酷な環境での稼働を求められ、機器単体だけでなく、投雪ダンプの制御を含めた安全性の確保など、求められる性能は非常に高いものになる。 本業務を履行するにあたっては、当該設備について機器だけでなくシステムとしての設計も熟知していることが不可欠であり、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られるため、左記業者を特定し、随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R6.7.10	北郷流雪溝除雪センター用監視端末装置更新業務	富士電機株式会社	6,435,000	R6.6.28	R6.6.28 ～ R7.3.27	本業務は、北郷流雪溝制御システムの一部の機器を更新するものであり、作業後のシステムの安定稼働、機能保証が求められることから、本業務を履行するにあたっては、システム独自の専門的な知識を有していることが必要である。 左記業者は、当該北郷流雪溝制御システムの設計から製造までを独自の技術・ソフトウェア二より構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R6.7.10	盤渓北ノ沢トンネル受信制御機操作卓整備業務	星和電機株式会社	4,510,000	R6.7.1	R6.7.1 ～ R7.3.31	本業務にて整備を行うトンネル受信制御機については、左記業者が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、当該設備を熟知していることが不可欠であり、トンネル事故等発生時に確実に機能する必要があることから、交換・整備後の性能保持及び信頼性の確保が要求される。 本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専門部品の円滑な供給体制を有し、本業務を安全かつ確実に履行できるのは左記業者に限られるため、左記業者を特定し、随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R6.7.10	JR白石駅自由通路北口エスカレーターコムプレート整備業務	フジテック株式会社	2,002,000	R6.7.3	R6.7.3 ～ R7.3.28	本業務にて整備を行うエスカレーターは、左記業者が設計、製造、施工したものである。 本業務を履行するにあたっては、エスカレーターの構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、整備後の性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。また、故障等発生時における保守点検者と開発製造者との責任の所在が不明確になることを避ける必要がある。 開発製造者である左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を特定し、随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R6.7.17	ロードヒーティング遠隔制御装置LTE化改修業務	電制コムテック株式会社	7,040,000	R6.7.4	R6.7.4 ～ R7.3.14	本業務は、ロードヒーティング遠隔制御装置のＬＴＥ化対応を行うものであり、作業後のシステムの安定稼動、機能保証が求められることから、本業務の履行にあたっては、システム独自の専門的な知識を有していることが必要である。 左記業者は、当該ロードヒーティング遠隔制御装置の設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R6.7.17	八軒下水道管投雪施設投雪設備点検業務	旭イノベックス株式会社	1,903,000	R6.7.5	R6.7.5 ～ R6.10.31	本業務にて点検を行う投雪設備は、旭イノベックスが設計、製造したものである。 本業務は、投雪設備の長期使用による劣化の進行の判断を行い、設備性能の維持・回復を行うことから、確実に履行できるのは当該設備の設計から製造までを独自の技術により構築した者で、各構成要素の設計意図・目的を熟知している左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を特定し、随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R6.7.17	札幌駅北口駅前広場地下施設エスカレーター整備業務	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	2,695,000	R6.7.10	R6.7.10 ～ R7.3.28	本業務にて整備を行うエスカレーターは、左記業者が設計、製造、施工したものである。 本業務を履行するにあたっては、エスカレーターの構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、整備後の性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。また、故障等発生時における保守点検者と開発製造者との責任の所在が不明確になることを避ける必要がある。 開発製造者である左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を特定し、随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6. 7. 17	札幌駅北口駅前広場地下施設西側エレベーター整備業務	日本オーチス・エレベータ株式会社	6,600,000	R6. 7. 10	R6. 7. 10 ～ R7. 3. 28	本業務にて整備を行うエレベーターは、左記業者が設計、製造、施工したものである。 本業務を履行するにあたっては、エレベーターの構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、整備後の性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。また、故障等発生時における保守点検者と開発製造者との責任の所在が不明確になることを避ける必要がある。 開発製造者である左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を特定し、随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R6. 8. 7	札幌駅前通地下歩行空間ほか1施設自動制御装置整備業務	株式会社オーテック	1,375,000	R6. 7. 29	R6. 7. 29 ～ R6. 12. 20	本業務で整備する自動制御機器は(株)アズビル製であり、ハードウエア及び制御ソフトウエアの基本となる部分は(株)アズビルが製作しているが、新築当初の空調用自動制御設備工事を施工した標記業者が施設の運用に合わせ独自に制御ソフトウエアの細部の製作・調整を行っている。 空調用自動制御設備の性能を発揮するためには(株)アズビル社製部品を使用する必要があり、また当該施設用に制御ソフトウエアの調整が必要である。 上記の条件を満たし、本業務を確実に履行できるのは、当該部品メーカーの特約店で、施設の新築当初の空調用自動制御設備工事を施工し制御ソフトウェアの細部を熟知する標記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、標記業者を契約の相手方として特定し、随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R6. 8. 28	ガス熱源ロードヒーティング設備修繕業務	北海道瓦斯株式会社	18,700,000	R6. 8. 19	R6. 8. 19 ～ R6. 11. 29	本業務にて修繕を行う設備は、道路融雪用システムとして左記業者が設計・開発したものである。 本業務を履行するにあたっては、設備の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、円滑に部品の調達・修繕を行い、修繕後の性能の保持及び信頼性の確保を確実に行うことが要求される。 設計・開発者である左記業者は、本業務履行に必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な調達ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R6. 9. 11	伏古川融雪管投雪監視棟オーバードア整備業務	金剛産業株式会社	1,320,000	R6. 9. 2	R6. 9. 2 ～ R6. 10. 23	本業務にて整備を行うオーバードアについては、左記業者が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、当該設備を熟知していることが不可欠であり、整備後も確実に機能する必要があることから、部品交換後の性能保持及び信頼性の確保が要求される。 本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専門部品の円滑な供給体制を有し、本業務を安全かつ確実に履行できるのは左記業者に限られるため、左記業者を特定し、随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R6. 10. 9	都心北融雪槽冷熱配管ほか整備業務	三機アクアテック株式会社	4,400,000	R6. 9. 30	R6. 9. 30 ～ R7. 1. 31	本業務にて整備を行う都心北融雪槽の融雪設備については、三機工業（株）が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、当該設備を熟知していることが不可欠であり、整備後も確実に機能する必要があることから、部品交換後の性能保持及び信頼性の確保が要求される。 本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専門部品の円滑な供給体制を有し、本業務を安全かつ確実に履行できるのは三機工業（株）のメンテナンス子会社である左記業者に限られるため、左記業者を特定し、随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R6. 10. 23	発寒駅自由通路北口エレベーター敷居部整備業務	東芝エレベータ株式会社	2,970,000	R6. 10. 8	R6. 10. 8 ～ R7. 3. 28	本業務にて整備を行うエレベーターは、左記業者が設計、製造、施工したものである。 本業務を履行するにあたっては、エレベーターの構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、整備後の性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。また、故障等発生時における保守点検者と開発製造者との責任の所在が不明確になることを避ける必要がある。 開発製造者である左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を特定し、随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R6. 10. 23	環状通エルムトンネル非常用発電設備整備業務	株式会社明電エンジニアリング	2,112,000	R6. 10. 8	R6. 10. 8 ～ R6. 11. 29	本業務にて整備を行う非常用発電設備については、（株）明電舎が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、当該設備を熟知していることが不可欠であり、整備後も確実に機能する必要があることから、部品交換後の性能保持及び信頼性の確保が要求される。 本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専門部品の円滑な供給体制を有し、本業務を安全かつ確実に履行できるのは（株）明電舎のメンテナンス子会社である左記業者に限られるため、左記業者を特定し、随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R6. 10. 23	札幌駅前通地下歩行空間ほか防災情報伝達システム機器更新業務	株式会社ＨＹＳエンジニアリングサービス	25,850,000	R6. 10. 11	R6. 10. 11 ～ R7. 3. 14	本業務は、防災情報伝達システムの一部の機器を更新するものであり、作業後のシステムの安定稼動、機能保証が求められることから、本業務の履行にあたっては、システム独自の専門的な知識を有していることが必要である。 左記業者は、当該防災情報伝達システムの設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R6. 11. 27	札幌駅前通地下歩行空間電気室蓄電池更新業務	株式会社北海道ジーエス・ユアササービス	23,100,000	R6. 11. 14	R6. 11. 14 ～ R7. 3. 28	本業務にて整備を行う直流電源装置は(株)ＧＳユアサが設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、当該設備の構造、機能を熟知していることが不可欠であるとともに、作業後の装置の安定稼動及び機能保障が要求される。 左記業者は、(株)ＧＳユアサが100%出資している本装置の保守、修理、整備の専門業者であり、本業務に必要な製品独自の専門知識、技術を有しており、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R6. 11. 27	札幌駅前通地下歩行空間自動ドア整備業務	フルテック株式会社	1,815,000	R6. 11. 15	R6. 11. 15 ～ R7. 1. 31	本業務にて整備を行う自動ドアについては、左記業者が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、当該設備を熟知していることが不可欠であり、整備後も確実に機能する必要があることから、部品交換後の性能保持及び信頼性の確保が要求される。 本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専門部品の円滑な供給体制を有し、本業務を安全かつ確実に履行できるのは左記業者に限られるため、左記業者を特定し、随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.11.27	伏古川融雪管投雪監視棟オーバードア整備業務（その2）	金剛産業株式会社	1,540,000	R6.11.18	R6.11.18 ～ R7.1.17	本業務にて整備を行うオーバードアについては、左記業者が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、当該設備を熟知していることが不可欠であり、整備後も確実に機能する必要があることから、部品交換後の性能保持及び信頼性の確保が要求される。 本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専門部品の円滑な供給体制を有し、本業務を安全かつ確実に履行できるのは左記業者に限られるため、左記業者を特定し、随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R7.3.12	苗穂駅自由通路ほか３施設昇降機保守点検業務	株式会社日立ビルシステム	21,484,320	R7.3.3	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。 設計・製造した左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専門部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R7.3.12	富丘通歩道橋ほか2施設昇降機保守点検業務	フジテック株式会社	6,792,720	R7.3.4	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。 設計・製造した左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専門部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R7.3.19	星置駅自由通路ほか５施設昇降機保守点検業務	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	23,494,900	R7.3.6	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検・遠隔監視により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。 設計・製造した左記業者は、本業務履行における責任の所在を明確にしつつ、必要な専門知識、技術情報及び専門部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R7.3.19	ガス熱源ロードヒーティング設備保守点検業務	北海道瓦斯株式会社	20,900,000	R7.3.11	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務にて保守点検を行う設備は、独自のガス燃焼制御方式を用いた道路融雪用システムとして、左記業者が設計、製造したものである。 本業務を履行するにあたっては、設備の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であり、保守点検により、性能の保持及び安全性・信頼性の確保を迅速かつ確実に行うことが要求される。 開発製造者である左記業者は、本業務履行に必要な専門知識、技術情報及び専門部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を適切かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R7.3.26	流雪溝遠方監視装置保守業務	富士電機株式会社	1,265,000	R7.3.11	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務を履行するにあたっては、稼働中の流雪溝遠方監視装置の安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及び異常時に解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該流雪溝遠方監視装置の監視・制御に関して、独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R7.3.26	ロードヒーティング監視制御装置保守点検業務	東日本電信電話株式会社	5,911,400	R7.3.13	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務を履行するにあたっては、稼働中のロードヒーティング監視制御の安定的な運用を図るため、各機器・相互通信機能の動作確認及び異常時に解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該ロードヒーティング監視制御装置の設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは上記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R7.3.26	ロードヒーティング遠隔制御装置保守点検業務	電制コムテック株式会社	6,380,000	R7.3.14	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務を履行するにあたっては、稼働中のロードヒーティング遠隔制御の安定的な運用を図るため、各機器・相互通信機能の動作確認及び異常時に解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該ロードヒーティング遠隔制御装置の設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは上記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R7.3.26	道路情報ＬＡＮ・防災ＷＡＮ設備保守点検業務	パナソニックコネクト株式会社	3,135,000	R7.3.18	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務を履行するにあたっては、稼働中のシステムの安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及びシステム異常時にプログラム解析等を迅速にかつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。左記業者は、当該札幌市道路情報ネットワークシステム及び防災ＷＡＮ接続システムの設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R7.3.26	降雪情報システム保守点検業務	札幌総合情報センター株式会社	42,955,000	R7.3.18	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務を履行するにあたっては、稼働中のシステムの安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及びシステム異常時に解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該札幌市降雪情報システムの設計から製造までを独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは左記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R7.4.9	道道小樽定山渓線ほか18線道路情報板等保守点検業務	コイト電工株式会社	7,359,000	R7.3.27	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務を履行するにあたっては、稼働中の道路情報板及び冠水警報表示板の安定的な運用を図るため、各機器・プログラムの動作確認及び異常時に解析等を迅速かつ確実に行うことが要求され、開発製造者以外には有し得ない専門的な知識・技術が必要である。 左記業者は、当該道路情報板及び冠水警報表示板の監視・制御に関して、独自の技術・ソフトウェアにより構築した者であり、開発意図・目的を熟知し、本業務を確実に履行できるのは上記業者に限られる。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、上記選定業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部道路設備課 011-211-2635
R6.4.10	不動産の表示に関する登記等委託業務（単価契約）	公益社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会	97,000,000	R6.4.3	R6.4.3 ～ R7.3.31	当該業務は、土地家屋調査士に専任される不動産登記及び登記に必要となる測量業務を主とした緊急的及び短期的な業務の履行をしなければならないため、その業務の地域特性や業務を履行するうえでの手続きを十分熟知し、業務を継続させ、遅滞無く迅速な対応が必要である。 公益社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会は土地家屋調査士法に定める団体であり、当該業務の経験・知識・能力を有し、その専門性・広域性を活用して緊急的に業務を遂行することができる唯一の団体であることから特命とするものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部管理測量課 011-211-2562
R6.7.3	札幌市測量情報データベースシステム改修業務	株式会社ティー・ユー・シー	7,260,000	R6.6.21	R6.6.21 ～ R7.1.17	本業務は、測量情報データベースシステムで使用する機器のリース期間満了及びOSのサポートが終了するため、新規の機器、OS使用に向けたシステムの改修作業を調達するものである。（Windows10→11） 当システムは左記業者が本市の開発意図・目的を理解した上で設計構築したものである。障害発生時における迅速な対応は、当システムを開発し専門的な知識、技術等を有している左記業者が唯一履行可能な業者である。 したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部管理測量課 011-211-2562
R6.12.18	測量情報データベースシステム保守管理業務（その２）	株式会社ティー・ユー・シー	1,518,000	R6.12.12	R7.1.1 ～ R7.3.31	測量情報データベースシステムの現行機器がリース満了となり12月中旬より新機種での運用開始となる。そのため、安定運用を確保するため今年度末までの維持管理及び保守点検作業を行うものである。当システムは、左記業者が本市の開発意図・目的を理解した上で設計構築したものである。障害発生時における迅速な対応は、当システムを開発し専門的な知識、技術等を有している左記業者が唯一履行可能な業者である。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部管理測量課 011-211-2562
R7.3.26	測量情報データベースシステム保守管理業務	株式会社ティー・ユー・シー	2,134,000	R7.3.18	R7.4.1 ～ R8.3.31	測量情報データベースシステムの現行機器がリース満了となり12月中旬より新機種での運用開始となる。そのため、安定運用を確保するため今年度末までの維持管理及び保守点検作業を行うものである。当システムは、左記業者が本市の開発意図・目的を理解した上で設計構築したものである。障害発生時における迅速な対応は、当システムを開発し専門的な知識、技術等を有している左記業者が唯一履行可能な業者である。したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部管理測量課 011-211-2562
R7.4.23	令和６年度雪堆積場一般廃棄物処理業務（単価契約）	一般財団法人　札幌市環境事業公社	1,403,629	R6.4.18	R6.4.18 ～ R6.10.31	雪堆積場内から発生した廃棄物（一般ごみ及び粗大ごみ）は、事業系一般廃棄物とされ、その収集運搬に必要な許認可を有する業者が、一般財団法人札幌市環境事業公社の他にないことから、特定随意契約とするものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R6.6.26	令和６年度札幌市雪堆積場等選定システム構築・運用業務	札幌総合情報センター株式会社	29,810,000	R6.5.31	R6.5.31 ～ R7.3.31	当該システムは、プロポーザル方式による入札を経て、札幌総合情報センター（株）が令和３年度から構築を進めているものであり、同社のみが引き続き構築、運用可能なことから、契約の相手方が左記業者に特定され、契約の性質又は目的が競争入札等に適さないため、左記業者との特定随意契約とする。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	建）土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R6.6.26	道路除雪執行管理・積算システム改修及び保守業務	株式会社オーベック	19,855,000	R6.6.20	R6.6.20 ～ R7.3.31	選定事業者は、道路除雪執行管理・積算システムの開発を行った業者であり、本市独自の積算体系に合わせたシステムの構築に、継続的に携わっている業者である。 当該システムについては、新年度に見直しを行った積算体系に合わせたシステム改修を道路維持除雪業務の発注時期(7月頃)までに行う必要があることから、既存のシステムに対して習熟した知識が求められるため継続的な保守対応が必要となる。 また、執行管理システム及び積算システムにおいて、データの連動を図るなど利便性を高めるための改修作業を毎年行っており、システムの改修にあたっては既存のプログラムに対する改良となることから、システム構築に携わった者でなければ対応が困難であります。 以上のことから、システムの改修及び保守の対応が可能な者が、唯一上記の業者であることから、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R6.7.10	令和６年度　札幌雪学習プロジェクト運営業務	一般社団法人　北海道開発技術センター	11,330,000	R6.7.1	R6.7.1 ～ R7.3.21	本事業は、小学生が「雪」を楽しんだり、「雪」を克服したりする活動を通して、冬の暮らしに関心を持ち除雪などに対する意識が浸透することを目的としている。これらの確実な履行にあたって、高度な専門的知識や創意工夫に富んだ提案能力が必要であり、また、プロジェクトの運営等に関する企画内容が非常に重要であるため、その能力を有する適任な者を選定する必要があることからプロポーザル方式とした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R7.4.23	雪対策施設車両管理システム改修業務	札幌総合情報センター株式会社	37,950,000	R6.7.23	R6.7.23 ～ R7.3.31	札幌市では、雪対策施設に運び込まれる排雪車両を車両管理システムで計測しており、民間排雪車両を計測するレーザーセンサー装置と公共排雪車両を計測する車両台数計測装置で構成されている。 それぞれ、レーザーセンサー装置は、富士通（株）が独自開発したもので、現在運用可能なのは、技術移管に関する契約を締結した札幌総合情報センター（株）のみであり、車両台数計測装置は、その開発を行うために、次年度以降の開発・運用を含めた公募型企画競争を令和２年度に行い、札幌総合情報センター（株）が開発業務を受託したところである。 本業務は、令和５年度に札幌総合情報センター（株）が受託した、システム開発業務及びシステム運用業務の成果を踏まえて、システムを使用した各主体からのアンケートやヒアリング結果を基にシステム機能向上、利便性向上などのための改良を行うものである 本システムは、札幌総合情報センター（株）のみが改修することが可能なことから、札幌総合情報センター（株）に特命随契することとしたい。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	建）土木部雪対策室計画課 011-211-2682

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.23	凍結防止剤等性能調査業務	一般財団法人北海道環境科学技術センター	2,629,000	R6.8.27	R6.8.27 ～ R6.12.23	本業務は、融氷性能や腐食度などの性能規定の仕様により購入している本市の凍結防止剤について、納入された材料が本市仕様に合致した製品であるとともに、安全性を確認するために実施する業務である。 この性能規定の仕様に合致した製品であるかの確認については、納入品を任意サンプリングで確認する必要があり、短期間で結果を出す必要があることから、応札時に提出させている試験結果を基に、凍結防止剤に含まれる主成分のほか微量な物質を特定し、その量を測定することで、応札の材料と同一材料であることを判定しており、蛍光X線分析が最も有効な手法となっている。 しかし、蛍光X線による凍結防止剤の定性・定量分析を行っているのは当該機関のみであることから、当該業務については、（一財）北海道環境科学技術センターに特定随意契約することとする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R7.4.23	道路除雪執行管理・積算システム調査検討業務	株式会社オーベック	18,205,000	R6.8.27	R6.8.27 ～ R7.3.28	左記の者は、道路除雪執行管理・積算システムの開発を行った業者であり、本市独自の積算体系に合わせたシステムの構築に、継続的に携わっている業者である。 当該システムについては、平成２１年に開発されたシステムであるが、業務効率化やシステムのセキュリティ強化の観点から令和９年度までに新システムの開発を予定しています。 新システムの開発にあたっては、VBAマクロや数式等の関数情報の整理や関連システムとのデータ授受方法などの各種定義を整理する必要がありますが、既存システムに対して習熟した知識があるシステム構築に携わった者でなければ対応が困難であります。 以上のことから、既存システムの調査検討への対応が可能な者が、唯一上記の業者であることから、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R7.4.23	令和６年度札幌ゆきだるマンプロジェクト運営業務	株式会社北海道博報堂	12,500,000	R6.8.29	R6.8.29 ～ R7.3.28	本業務は、札幌市の雪対策に対する理解や協力の浸透などを目的として、市民に対し分かりやすい広報を行うものである。これらの確実な履行に当たっては、高度な専門的知識や創意工夫に富んだ提案能力が必要であり、その能力を有する適任な者を選定する必要があることから、本業務はその性質上、競争入札に適しないものである。 このため、本業務の委託業者の選定に当たっては、公募型企画競争（プロポーザル方式）により契約候補者の選定を行うこととする。なお、公募型企画競争の結果選定された契約候補者との契約は、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R7.4.23	令和６年度札幌市除雪作業日報作成支援システム改良業務	札幌総合情報センター株式会社	44,220,000	R6.9.5	R6.9.5 ～ R7.3.31	当該システムは、プロポーザル方式による入札を経て、札幌総合情報センター（株）が令和元年度に構築しているものであり、同社のみが運用及び改良可能なことから、契約の相手方が左記業者に特定され、契約の性質又は目的が競争入札等に適さないため、左記業者との特定随意契約とする。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	建）土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R7.4.23	令和６年度「冬のくらしガイド」綴じ込み業務（その２）	山藤三陽印刷株式会社	6,896,582	R6.10.24	R6.10.24 ～ R6.11.29	当該業務は、別途業務で作成した冊子（冬のくらしガイド）を広報さっぽろ12月号へ綴じ込む業務であり、広報さっぽろの印刷・製本と一体した作業となることから、広報さっぽろ（東区・白石区・厚別区・豊平区・清田区・南区・手稲区版）の印刷業務受注者である山藤三陽印刷株式会社と特定随意契約することとしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R7.4.23	令和６年度「冬のくらしガイド」綴じ込み業務（その１）	総合商研株式会社	3,367,210	R6.10.25	R6.10.25 ～ R6.11.29	当該業務は、別途業務で作成した冊子（冬のくらしガイド）を広報さっぽろ12月号へ綴じ込む業務であり、広報さっぽろの印刷・製本と一体した作業となることから、広報さっぽろ（中央区・北区・西区版）の印刷業務受注者である総合商研株式会社と特定随意契約することとしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R7.5.7	令和６年度雪堆積場計数業務（単価契約）	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	10,903,046	R6.11.25	R6.11.25 ～ R7.3.25	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高年齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高年齢者の就労の機会創出や社会参加の拡大などを図るため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	建）土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R7.5.7	令和６年度雪堆積場及び融雪施設車両管理システム運用業務	札幌総合情報センター株式会社	98,725,000	R6.11.28	R6.11.28 ～ R7.7.31	当該業務は、雪堆積場及び融雪施設に搬入される雪の量の計測を行う2つのシステムに関する設置撤去及び運用業務である。 1つ目のシステムは、市運搬排雪の車両が持つＲＦタグを読み取ることで、公共排雪の搬入量を計測するものであり、札幌総合情報センター（株）が独自に開発し、同社のみが運用可能である。 2つ目のシステムは、搬入する車両の車種をレーザーにて判別し、搬入量を計測するものであり、富士通（株）が独自に開発したもので、現在運用可能なのは、技術移管に関する契約を締結した札幌総合情報センター（株）のみである。 以上のことから、札幌総合情報センター（株）に特命随契することとしたい。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	建）土木部雪対策室計画課 011-211-2682
R6.8.28	ロータリ除雪車Ｒ－２１１号　左右キャビンドア板金修理ほか修繕	北海道川崎建機株式会社	1,694,000	R6.8.7	R6.8.7 ～ R6.10.9	本修繕は「ロータリ除雪車ＢＲ－１０号ほか２４台車検及び１２か月点検整備業務」において、ロータリ除雪車Ｒ－２１１号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついては、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している　北海道川崎建機株式会社　札幌支店に特定随意契約することにいたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	建）雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R6.8.28	ロータリ除雪車Ｒ－１３９号　作業用No.1プロペラシャフト取替ほか修繕	ＮＸ機工株式会社	1,705,000	R6.8.7	R6.8.7 ～ R6.10.9	本修繕は「ロータリ除雪車ＢＲ－１２号ほか１９台 車検及び12か月点検整備」業務において、ロータリ除雪車Ｒ－１３９号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついては、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行しているNX機工株式会社　札幌支店に特定随意契約することにいたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	建）雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R6.8.28	凍結防止剤散布車ＭＳ－３０号　リヤリーフスプリング取替ほか修繕	ＮＸ機工株式会社	1,485,000	R6.8.8	R6.8.8 ～ R6.10.2	本修繕は「凍結防止剤散布車ＭＳ－２６号ほか８台 車検整備」業務において、凍結防止剤散布車MS-３０号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついては、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行しているＮＸ機工株式会社　札幌支店に特定随意契約することにいたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	建）雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R6.8.28	凍結防止剤散布車ＭＳ－３３号　リヤリーフスプリング取替ほか修繕	株式会社林自動車札幌	1,870,000	R6.8.20	R6.8.20 ～ R6.10.2	本修繕は「凍結防止剤散布車ＭＳ－２２号ほか８台　車検整備」業務において、凍結防止剤散布車ＭＳ-３３号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついては、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している株式会社林自動車札幌に特定随意契約することにいたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	建）雪対策室車両管理事務所 011-681-4311

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.10.30	凍結防止剤散布車ＭＳ－２９号　リヤリーフスプリング取替ほか修繕	ＮＸ機工株式会社	1,628,000	R6.9.11	R6.9.11 ～ R6.10.2	本修繕は「凍結防止剤散布車ＭＳ－２６号ほか８台　車検整備」業務において、凍結防止剤散布車ＭＳ－２９号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついては、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行しているＮＸ機工株式会社　札幌支店に特定随意契約することにいたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	建）雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R6.10.30	ロータリ除雪車ＳＲ－２８号　走行用プロペラシャフト取替ほか修繕	北海道川崎建機株式会社	1,430,000	R6.9.13	R6.9.13 ～ R6.10.9	本修繕は「ロータリ除雪車ＢＲ－１０号ほか２４台　車検及び１２か月点検整備」業務において、ロータリ除雪車ＳＲ－２８号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついては、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している　北海道川崎建機株式会社　札幌支店に特定随意契約することにいたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	建）雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R6.10.30	ロータリ除雪車ＢＲ－２２号　右オーガカッティングリング取替ほか修繕	ＮＸ機工株式会社	1,980,000	R6.9.13	R6.9.13 ～ R6.10.9	本修繕は「ロータリ除雪車ＢＲ-１２号ほか１９台　車検及び１２か月点検整備」業務において、ロータリ除雪車ＢＲ－２２号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついては、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行しているＮＸ機工株式会社　札幌支店に特定随意契約することにいたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	建）雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R6.10.30	ロータリ除雪車Ｒ－１５５号　ターボ取替ほか修繕	北海道川崎建機株式会社	1,980,000	R6.9.13	R6.9.13 ～ R6.10.9	本修繕は「ロータリ除雪車ＢＲ－１０号ほか２４台　車検及び１２か月点検整備」業務において、ロータリ除雪車Ｒ-155号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついては、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している　北海道川崎建機株式会社　札幌支店に特定随意契約することにいたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	建）雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R6.10.30	ロータリ除雪車Ｒ－２０５号　走行用プロペラシャフト取替ほか修繕	北海道川崎建機株式会社	1,661,000	R6.9.13	R6.9.13 ～ R6.10.9	本修繕は「ロータリ除雪車ＢＲ－１０号ほか２４台　車検及び１２か月点検整備」業務において、ロータリ除雪車Ｒ－205号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついては、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している　北海道川崎建機株式会社　札幌支店に特定随意契約することにいたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	建）雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R6.10.30	ロータリ除雪車Ｒ－２０７号　シュート旋回ガイド取替ほか修繕	北海道川崎建機株式会社	1,650,000	R6.9.13	R6.9.13 ～ R6.10.9	本修繕は「ロータリ除雪車ＢＲ－１０号ほか２４台　車検及び１２か月点検整備」業務において、ロータリ除雪車Ｒ－２０７号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついては、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している　北海道川崎建機株式会社　札幌支店に特定随意契約することにいたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	建）雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R6.10.30	ロータリ除雪車Ｒ－２１３号　ブレーキホイルシリング取替ほか修繕	北海道川崎建機株式会社	1,430,000	R6.9.13	R6.9.13 ～ R6.10.9	本修繕は「ロータリ除雪車ＢＲ－１０号ほか２４台　車検及び１２か月点検整備」業務において、ロータリ除雪車Ｒ－２１３号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついては、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している　北海道川崎建機株式会社　札幌支店に特定随意契約することにいたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	建）雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R6.10.30	凍結防止剤散布車ＭＳ-３７号　クラッチ0/Hほか修繕	日北自動車工業株式会社	1,375,000	R6.9.19	R6.9.19 ～ R6.10.2	本修繕は「凍結防止剤散布車ＭＳ－２７号ほか８台　車検整備」業務において、凍結防止剤散布車ＭＳ－３７号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついては、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している日北自動車工業株式会社に特定随意契約することにいたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	建）雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R6.10.30	凍結防止剤散布車ＭＳ-３８号　エンジンインジェクタ取替ほか修繕	ＮＸ機工株式会社	1,672,000	R6.9.19	R6.9.19 ～ R6.10.2	本修繕は「凍結防止剤散布車ＭＳ－２６号ほか８台　車検整備」業務において、凍結防止剤散布車ＭＳ－３８号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついては、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行しているＮＸ機工株式会社　札幌支店に特定随意契約することにいたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	建）雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R6.10.30	凍結防止剤散布車ＭＳ－４０号　フロントブレーキドラム取替ほか修繕	ＮＸ機工株式会社	1,551,000	R6.9.19	R6.9.19 ～ R6.10.2	本修繕は「凍結防止剤散布車ＭＳ－２６号ほか８台　車検整備」業務において、凍結防止剤散布車ＭＳ－４０号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついては、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行しているＮＸ機工株式会社　札幌支店に特定随意契約することにいたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	建）雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R6.10.30	ロータリ除雪車Ｒ－１８８号　プロワ伝動機取替ほか修繕	株式会社滝川自工	1,870,000	R6.9.20	R6.9.20 ～ R6.10.2	本修繕は「ロータリ除雪車Ｒ－１４５号ほか１３台　車検及び１２か月点検整備」業務において、ロータリ除雪車Ｒ-１８８号の中間確認の結果、新たに修繕が必要と判断した箇所の修繕を行うものである。 ついては、当該業務受託者が継続して実施することにより、整備日数の短縮、経費の削減及び円滑かつ適切な執行の確保が可能であることから、上記業務を執行している　株式会社　滝川自工に特定随意契約することにいたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	建）雪対策室車両管理事務所 011-681-4311
R6.4.24	令和６年度　大通公園のあり方検討業務	株式会社日建設計	27,500,000	R6.4.5	R6.4.5 ～ R7.3.28	本件については、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により、企画競争実施委員会で選定された左記事業者を相手方とする随意契約（特命）とすることが適当である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）みどりの推進課 011-211-2533

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.5.8	豊平峡ダムサイト園地維持管理業務	株式会社札幌リゾート開発公社	1,903,000	R6.4.22	R6.4.22 ～ R6.11.20	本業務は豊平峡ダムサイト園地内施設の維持管理を行う業務であり、令和5年度まで定山渓ダム下流園地の維持管理業務（以下、定山渓ダム業務とする）と共にダム園地等総合維持管理業務として業務の発注を行っていた。 定山渓ダム業務には定山渓ダム資料館の維持管理が含まれており、受託者が常駐し不測の事態に速やかな対応をしていたが、豊平峡ダムサイト園地に常駐する施設が無く、当該園地には清掃作業等の限られた時間にしか受託者が居ないことから、予期せぬ施設の不具合等が生じた際、対応に時間を要することとなってしまう等、市民サービス面での課題を抱えていた。 豊平峡ダムでは札幌リゾート開発公社が電気バス事業を展開しており、職員が多数常駐しているため、常に当該園地に目を配る体制が整っていることにより、不測の事態が発生した際、迅速な対応をとることができる。また、来園者からの問い合わせ等があった際、豊平峡ダム周辺の情報に精通している職員が対応できるため、市民サービスの向上につながる。 以上のことから、本業務をダム園地等総合維持管理業務から切り離し、札幌リゾート開発公社を相手方とすることが、柔軟かつ確実に実施できる唯一の手段と判断されるため、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと判断し、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき、当該業者を相手方として特定随意契約を行うことといたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）みどりの推進課 011-211-2533
R6.5.15	屯田西公園人工芝サッカー場管理運営補助業務	株式会社四宮造園	1,039,500	R6.4.23	R6.4.23 ～ R6.11.3	本業務は、令和５年度から供用開始した屯田西公園の人工芝サッカー場の門扉の施錠開錠と利用状況の確認を行うものである。門扉の開閉に加え、管理者が通常不在となる早朝や夕刻の時間帯に、予約状況を把握し施設利用区分に合致した利用がなされているかを確認し指導するものであるため、当該公園の指定管理者に選定された代表者が常駐しており、その者が実施することが、施設の管理運営を円滑に行うために必須であると考えられる。 なお、本業務は、指定管理者の選定後に施設の区分や料金等の取扱いの変更があったため必要となる業務であり、指定管理者公募時の仕様には含めることができなかったものである。 上記理由により、業務の性質又は目的が競争入札に適していないため特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）みどりの推進課 011-211-2533
R6.5.15	モエレ沼公園海の噴水試運転調整業務	株式会社ドッサイエンス	1,430,000	R6.4.26	R6.4.26 ～ R6.5.31	本業務はモエレ沼公園海の噴水の試運転調整を行う業務であるが、モエレ沼公園の海の噴水を稼働するにあたっては、噴水の故障の主要因の一つと考えられるエアーバルブの開閉時間を調整する必要がある。この調整にあたっては制御装置のプログラムの書き換えが必要であるが、当該プログラムは様々な機器の動作と連動しているため、受託業者はシステム全体の構築内容を熟知していることが要件となる。 上記選定事業者は「モエレ沼公園海の噴水制御システム調査等業務」の受託者であり、当該調査業務を通じて、海の噴水のプログラムの内容を熟知しているため、本業務実施において円滑な試運転調整を行うことができる唯一の者である。 以上のことから、本業務を確実に実施できる唯一の事業者と判断され、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと判断し、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき、当該業者を相手方として特定随意契約を行うことといたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）みどりの推進課 011-211-2533
R6.9.11	平岡公園木道及び散策路改修検討業務（その２）	公立大学法人札幌市立大学	1,100,000	R6.8.23	R6.8.23 ～ R7.3.14	当該木道は湿地を通っているが、支柱付近に新たな水の流れができ、河床が洗堀され水路が変化した影響で、一部箇所の乾燥が発生している。今後、湿性植物の生育への悪影響が懸念されることから、現在の植生分布を把握し、木道が湿性植物へ悪影響を及ぼさない配置にする必要があるため、有識者の調査・見解は必須である。札幌市立大学（以下、「市立大」という。）は、平成12年度から行っている平岡公園での湿地調査（約５年おきに実施）に継続して携わっており、湿地のこれまでの変遷を含めた現状を熟知しているものである。 また、市立大は、平岡公園で平成11年度から毎年１、２回程度開催している、札幌市・指定管理者・市民団体（平岡どんぐりの森）・有識者による公園利活用に関する会議（はらっぱ会議）に有識者として参加しており、各参加者と良好な関係を築いているところ。本業務では木道及び散策路の現在の利用状況・維持管理上の課題を把握するための聞き取り調査等を行うが、指定管理者や市民団体（平岡どんぐりの森）主な対象となるため、円滑なコミュニケーションが図られることが期待できる。なお、聞き取り調査や現地調査補助等については、市立大の学生が必要最低限の経費で実施できるという申出があり、建設コンサルタント等へ委託した場合と比較すると、調査費用が削減できる（約1,000千円程度）。 上記理由により、札幌市立大学は、本業務を滞りなくかつ最も経済的に進めることができる唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適していないため特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）みどりの推進課 011-211-2533
R6.10.9	中島公園魅力アップコンテンツ試行運営業務	株式会社ＫＩＴＡＢＡ	2,970,000	R6.9.13	R6.9.13 ～ R6.12.6	本件については、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により、企画競争実施委員会で選定された左記事業者を相手方とする随意契約（特命）とすることが適当である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）みどりの推進課 011-211-2533
R7.4.16	公園緑地 GIS 運用サポート業務	ＥＳＲＩジャパン株式会社	2,976,600	R7.3.27	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、みどりの推進部内に導入している公園緑地GIS システムについて、保守運用及び委託者からの問合せに対応する業務である。 履行にあたっては、利用ソフトウェア「ArcGIS Enterprise」・「ArcGIS Desktop」に関する高度な知識と経験及び技術力を有しているほか、本市独自のシステムの機器構成、各種設定、運用保守の内容を熟知している必要がある。 当該業者は、ソフトウェアの開発元であり、ソフトウェアの詳細を把握し、他自治体での実績を有しているほか、みどりの推進部における「ArcGIS Enterprise」へのソフトウェア移行時の構築及びその後の保守を行っている。 このことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が一般競争入札に適さないため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）みどりの推進課 011-211-2533
R7.4.16	インターネット公園検索情報提供業務	株式会社ＧＩＳ北海道	2,079,000	R7.3.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、当該業者が著作権等を有する電子地図配信システム及び同者が開発した関連プログラムや同者が管理するサーバを使用したインターネット情報提供サービスであり、本業務を遂行するためには、当該システムやプログラムの仕様等を熟知していることが必要である。 また、本業務により提供されるサービスは、平成15年度の開発以降、多くの市民に利用されており、今後も継続したサービスの提供のためには、同一の環境による保守・運用が必要である。 このことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適していないため特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）みどりの推進課 011-211-2533

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.7.3	基幹業務認証システム等新サーバ移行業務	ＮＥＣソリューションイノベータ株式会社	3,230,700	R6.6.24	R6.6.24 ～ R7.3.20	本業務は、基幹業務システムを稼働させているサーバ機器の更新に伴い、基幹業務システムとして運用しているシステムのうち、「基幹業務認証システム」及び「連絡車予約システム」を更新後のサーバ（以下「新サーバ」という。）において正常動作させることを目的として、新サーバ上での環境構築、システムのインストール、動作検証、現行サーバからのデータ移行等を行うものである。 本業務の対象となる「基幹業務認証システム」及び「連絡車予約システム」は、ＮＥＣソリューションイノベータ株式会社が独自の技術により開発・構築したシステムであり、本業務の履行にあたっては、当該システムの構成及び仕様を熟知していることはもとより、開発者独自のプログラム知識を有していることが不可欠である。 以上のことから、システム開発者以外の者では本業務の適正な履行が困難であると判断できるため、当該システムの開発者であるＮＥＣソリューションイノベータ株式会社を契約の相手方に特定するものである。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	下）経営管理部経営企画課 011-818-3452
R7.2.26	下水道基幹業務認証システム等保守業務	ＮＥＣソリューションイノベータ株式会社	1,348,600	R7.2.4	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、基幹業務システムの内、基幹業務認証システム及び連絡車予約システムを新サーバ上で正常動作させることを目的に、システムの動作検証や環境構築、データ移行等を行うものである。 本業務の履行にあたっては、基幹業務認証システム及び連絡車予約システムの構成・仕様を十分に熟知している必要があり、これを確実かつ迅速に遂行できる者は、同システムを企画・開発し、またその後のシステム運用・保守、改修に携わってきた「NECソリューションイノベータ（株）営業統括本部」以外にいない。 したがって、地方公営企業法施行令第21条の13第１項第2号の「その他契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものと判断される。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）経営管理部経営企画課 011-818-3452
R7.4.16	札幌市下水道科学館運営管理業務	一般財団法人札幌下水道公社	41,309,400	R7.3.19	R7.4.1 ～ R8.3.31	一般財団法人札幌下水道公社（以下、札幌下水道公社）は、下水道事業の円滑な推進に貢献し、もって市民生活の向上と発展に寄与することを目的として、昭和58年に本市の出資により創設された団体であり、以後、公的な立場で、下水道事業に関する普及啓発及び施設の維持管理等を行っている。 札幌市下水道科学館は、下水道の役割や重要性を市民に発信し、本市の下水道事業への理解を深めることを目的とした広報施設であることから、運営にあたっては、本市の下水道事業について専門的な知識を有するとともに、利益確保に偏ることなく、本市と一体となって、効果的に普及啓発を行うことが求められる。 なお、札幌下水道公社は、財団法人から一般財団法人への移行に伴い、内部留保資金を活用した公益目的支出計画を策定している。この計画に基づき、平成24年度から毎年、この財源を活用し、来館する児童用バスの貸出事業や自主的なイベントなどを実施してきており、その総額は令和６年度までに延べ約8,500万円になるなど、下水道及び科学館の普及啓発に係る貢献度が極めて高い団体である。 札幌下水道公社は、前述のとおり、下水道事業の円滑な推進に貢献することを目的として、本市の下水道事業に携わってきた豊富な実績があり、本市と一体となって下水道事業を担うことができる唯一の団体であると認められることから、本業務の契約の相手方として特定するものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）経営管理部経営企画課 011-818-3452
R6.7.17	財務会計システム等新サーバ移行業務	日本電気株式会社	44,687,500	R6.6.28	R6.6.28 ～ R7.3.20	本業務は、基幹業務システムの内、財務会計システム等を新サーバ上で正常動作させることを目的に、システムの動作検証や環境構築、データ移行等を行うものである。 本業務の履行にあたっては、財務会計システム等の構成・仕様を十分に熟知している必要があり、これを確実かつ迅速に遂行できる者は、同システムを企画・開発し、またその後のシステム運用・保守、改修に携わってきた「日本電気株式会社　北海道支社」以外にいない。 したがって、地方公営企業法施行令第21条の14第１項第2号の「その他契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものと判断される。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	下）財務課 011-818-3412
R6.7.10	資金管理システム等新サーバ移行業務	株式会社コア	4,094,200	R6.7.1	R6.7.1 ～ R7.3.20	本業務は、基幹業務システムの内、資金管理システム等を新サーバ上で正常動作させることを目的に、システムの動作検証や環境構築、データ移行等を行うものである。 本業務の履行にあたっては、資金管理システム等の構成・仕様を十分に熟知している必要があるが、これを確実かつ迅速に遂行できる者は、資金管理システム等の開発・運用開始から現在に至るまでシステム保守・改修に携わってきた「コア北海道カンパニー」以外にいない。 したがって、地方公営企業法施行令第21条の14第１項第2号の「その他契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものと判断される。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	下）財務課 011-818-3412
R7.2.12	固定資産管理システム改修業務（一部除却CSV一括取込対応）	日本電気株式会社	1,430,000	R7.2.5	R7.2.5 ～ R7.3.31	本業務は、日本電気株式会社が独自の技術により開発・構築した固定資産管理システムに対して、一部除却の一括登録機能を追加する改修作業を行うものである。 本業務の履行にあたっては、開発者独自のプログラム知識及び専門的かつ高度な技術が必要であることから、他の者では履行が困難であるため、開発者に特定するものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）財務課 011-818-3412
R7.2.26	資金管理システム等保守業務	株式会社コア	1,732,500	R7.2.20	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、資金管理システム及び備品管理システムの保守（システム障害対応）を行うものである。本業務の履行にあたっては、開発者独自のプログラム知識及び専門的かつ高度な技術が必要であるが、開発者が既に本システムの事業から撤退しており、開発者独自のプログラム知識をはじめ、改修、保守管理等全ての事業が（株）コアに承継されている。以上のことから、本システムに係る事業承継者以外の者では本業務の適正な履行が困難であると判断できるため（株）コアに特定するものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）財務課 011-818-3412
R7.3.12	財務会計システム等保守業務	日本電気株式会社	14,861,000	R7.2.25	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、日本電気株式会社が独自の技術より開発・構築した財務会計システムほか５システムの保守（システム障害対応）を行うものである。 本業務の履行に当たっては、開発者独自のプログラム知識及び専門的かつ高度な技術が必要であることから、他の者では履行が困難であるため、開発者に特定するものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）財務課 011-818-3412
R7.3.12	下水道基幹業務システムサーバ機器保守業務	日本電気株式会社	5,801,004	R7.2.25	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、日本電気株式会社が独自の技術より開発・製造したシステムサーバ機器の保守（点検・調整・部品交換）を行うものである。 本業務の履行に当たっては、開発者独自の技術及び構造知識並びに迅速な部品供給が不可欠であり、当該機器の稼働に関してメーカーの性能保証が必要であることから、他の者では履行が困難であるため、製造者に特定するものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）財務課 011-818-3412
R7.4.9	下水道施設降雨情報システム保守点検業務	札幌総合情報センター株式会社	6,160,000	R7.2.6	R7.4.1 ～ R8.3.31	下水道施設降雨情報システムは、建設局雪対策室所管の冬季道路等交通情報システムによりそらみる端末用に編集を行った各気象データを受信するために整備したシステムである。 当該システムの保守点検を実施するにあたり、システムの開発者であって他社では知り得ない独自の技術が必要であるため、同社のみが運用可能な唯一の業者であることから特定といたしたい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）事業推進部施設管理課 011-818-3421

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R7.4.9	下水道水位情報システム装置保守管理業務	株式会社明電舎	6,292,000	R7.2.26	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、下水道水位情報システム装置の保守管理業務を行うものである。 下水道水位情報システムは、本市都心部の下水道の水位を計測し、その情報をインターネットにおいてリアルタイムで提供するものであり、水位データを収集・監視する当該事業者独自のシステムと、公開するためのシステムをデータ連携する構成となっている。 当該システムの保守管理を実施するにあたり、システムの開発者であって他社では知り得ない独自の技術が必要であるため、同社のみが運用可能な唯一の事業者であることから特定とした。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）事業推進部施設管理課 011-818-3421
R6.4.17	排水機場等河川管理施設総括監理業務	一般財団法人札幌市下水道資源公社	4,277,900	R6.4.2	R6.4.2 ～ R7.3.31	札幌市が維持管理する排水機場等の点検整備業務及び修繕業務について、札幌市に代わり管理監督する業務である。指名に当たっては、機械・電気設備に関する専門的な知識を有し、ポンプ施設等下水道施設の履行管理の実績、点検整備結果から設備の健全度を総合的に評価する能力及び点検整備業務等の履行業者を的確に指導できる能力が必要である。 一般財団法人札幌市下水道資源公社は、これまで下水道事業において、処理施設の総括監理業務の実績があり、排水機場のポンプ施設と類似の監理業務に関するマネジメント能力、知識、経験を備え、当該業務を確実に履行できること、また公的な立場で札幌市の事業を補完・代行することができる唯一の団体であることから特定とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	下）事業推進部河川管理課 011-818-3415
R6.11.6	河川管理システム許認可原議等データ登録等業務	株式会社オーベック	13,112,000	R6.10.24	R6.10.24 ～ R7.3.21	本業務は、株式会社オーベックが独自ソフトウェアの開発により構築した河川管理システムへのデータ登録及びプログラム改修を行うものである。 本業務の履行にあたっては、開発者独自の高度な技術やデータ登録後の動作保証が必要であることから、他の者の履行は困難であるため、開発者に特定するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	下）事業推進部河川管理課 011-818-3415
R6.11.6	投雪防止のぼり設置撤去業務	特定非営利活動法人　地域生活支援グループ・共働友楽舎	1,132,120	R6.10.25	R6.10.25 ～ R7.3.26	本業務は、河川及び河川敷への投雪防止の注意喚起を図るための「のぼり」を河川沿いの転落防止柵等に設置し、啓発期間終了後に撤去するものであり、屋外での容易な軽作業を主体としていることから、障がいのある方に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がいのある方が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与することができる業務である。 そのため、令和６年度 札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、地方自治法施行令第167条の２第１項第３号の規定を適用し、「同号の規定に該当する障害者支援施設等を運営する者であり、かつ、当該施設等の所在地が札幌市内であるもの」を契約の相手方の選定基準とした随意契約により調達するものである。 特定非営利活動法人 地域生活支援グループ・共働友楽舎は、「元気ジョブアウトソーシングセンター」から本業務の履行が可能な施設として紹介された障害者就労施設等の運営法人であり、現に、札幌市内において、障害者総合支援法第５条第14項に規定する就労継続支援を行う事業所（就労継続支援Ｂ型事業所ありすくらぶ）及び「障害者支援施設等に準ずる者」として市長の認定を受けた重度障害者多数雇用事業所（札幌市障がい者協働事業所　ワークショップアリス）を運営しており、前述の選定基準を満たしている。 よって、本業務を当該法人に委託することにより、障がいのある方に対して自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がいのある方が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与することができるため、当該法人を契約の相手方として特定するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	下）事業推進部河川管理課 011-818-3415
R6.11.6	河川許認可原議及びしゅん功図等データ作成業務	情報創造事業協同組合	1,749,000	R6.10.28	R6.10.28 ～ R6.11.29	当該業務は、札幌市が結んでいる単価契約（図面複写、製本、スキャニング等）の業務と並行して検索図の作成に必要な資料の抽出を行うことから、検索図作成を一連の作業として行う必要がある。そのため、単価契約は基本契約を締結している情報創造事業協同組合を相手方とし、単価契約外の業務についても、一連の業務であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき左記業者に特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	下）事業推進部河川管理課 011-818-3415
R7.2.26	サクシュ琴似川監視制御システム保守点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	1,617,000	R7.2.14	R7.4.1 ～ R8.3.31	現在、稼働中であるサクシュ琴似川監視制御システムは、左記業者が受注し独自ソフトウェアの開発を行い構築したものである。 本システムの安定的な運用、各プログラムの動作確認及びシステム異常時のプログラム解析等を迅速かつ的確に行うためには、開発業者以外、有し得ない専門的な知識・技術等が必要であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、システム開発業者である左記業者に特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	下）事業推進部河川管理課 011-818-3415
R7.3.12	排水機場管理システムサーバー運用管理業務	株式会社サンコー	1,232,000	R7.2.18	R7.4.1 ～ R8.3.31	降雨時の排水機場の待機・運転等の状態管理のために構築したシステムの保守並びに運用支援を行うものである。 本システムは、平成23年度に左記業者が構築、令和2年に改修したものであり、システムの異常など有事の際における復旧作業等、迅速かつ安定的な運用を図るためには、開発業者以外、有し得ない専門的な知識・技術等が必要であることから、システム開発業者である左記業者に特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	下）事業推進部河川管理課 011-818-3415
R7.3.5	河川情報システム保守点検業務	日本無線株式会社	3,528,800	R7.2.26	R7.4.1 ～ R8.3.31	本システムは、令和２年度に左記業者が受注し、ソフトウェアを独自に開発し構築したものである。 本システムの安定的な運用、各プログラムの動作確認及びシステム異常時のプログラム解析等を迅速かつ的確に行うためには、開発業者以外、有し得ない専門的な知識・技術等が必要であることから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づき、開発業者である左記業者を特定することといたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	下）事業推進部河川管理課 011-818-3415
R6.9.11	下水道台帳管理システムデータ移行等業務	国際航業株式会社	35,079,000	R6.8.27	R6.8.27 ～ R7.3.21	本業務は、現在使用している下水道台帳管理システム利用端末のリース替えに伴い、旧端末から新端末へのデータ移行作業やシステム導入、新OS環境でも下水道台帳管理にシステムが稼働するするよう各システム及びを新端末の稼働調整行うものである。 このシステムは左記業者が所有権を有していることから、データ移行などの作業を行える唯一の業者であり、他社の履行が不可能であるため （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	下）事業推進部管路保全課 011-818-3451
R6.10.2	土木工事積算システム（下水道用）データ改訂業務	東芝デジタルソリューションズ株式会社	3,025,000	R6.9.20	R6.9.20 ～ R6.12.20	本業務は、土木工事積算システムに登録されている下水道の独自歩掛データ及び当システムのプログラムについて、令和３年度の改訂を行う業務である。 業務の履行にあたっては、本積算システムの開発及び運用管理を行っている左記業者以外には適正な履行が見込めないと認められることから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定に基づき、左記業者の特定とする。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）事業推進部管路保全課 011-818-3451

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6.12.4	公共土木積算システム保守運用業務（下水道）その２	株式会社コンピュータ・システム研究所	11,431,210	R6.11.21	R6.12.1 ～ R7.3.31	本業務の対象となる「公共土木積算システムARIES」は、札幌市土木工事積算基準及び札幌市工事等適用建設資材単価表にも準拠しており、本市工事の入札参加者に広く利用されていることから、管路保全課の工事発注において積算ミスを防止するための確認作業に活用している。当該積算ソフトは、左記業者がパッケージプログラムの著作権を有しており、初期設定、導入、単価データの更新、トラブル発生時のバックアップ等の保守運用を行うことができる唯一の業者であり、他者の履行が不可能である。したがって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に基づき、左記業者を特定者とした随意契約とする。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）事業推進部管路保全課 011-818-3451
R7.4.16	公共土木積算システム保守運用業務（下水道）	株式会社コンピュータ・システム研究所	1,714,680	R6.11.21	R6.12.1 ～ R7.3.31	本業務の対象となる「公共土木積算システムARIES」は、札幌市土木工事積算基準及び札幌市工事等適用建設資材単価表にも準拠しており、本市工事の入札参加者に広く利用されていることから、管路保全課の工事発注において積算ミスを防止するための確認作業に活用している。当該積算ソフトは、左記業者がパッケージプログラムの著作権を有しており、初期設定、導入、単価データの更新、トラブル発生時のバックアップ等の保守運用を行うことができる唯一の業者であり、他者の履行が不可能である。したがって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に基づき、左記業者を特定者とした随意契約とする。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）事業推進部管路保全課 011-818-3451
R7.3.5	下水道台帳管理システム保守管理業務	国際航業株式会社	22,946,000	R7.2.27	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、下水道台帳管理システムの適切な運用を図るため必要な保守と運用管理を行うものである。 本システムは国際航業株式会社が著作権を有しており、開発者独自のプログラム知識及び専門的かつ高度な技術が必要であることから、他社での履行が困難である。 したがって競争入札に適していないものであることから、地方公営企業法施工令第21条の13第1項第2号及び札幌市物品・役務約款等事務取扱要領第91条第1項（ウ）に基づき、国際航業を特定するものである。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）事業推進部管路保全課 011-818-3451
R6.5.22	東部スラッジセンター等脱水汚泥セメント資源化運搬業務（トラック）	株式会社ジェイアール貨物・北海道物流	8,697,744	R6.4.18	R6.4.18 ～ R7.3.31	本業務を行うにあたっては、以下の条件を満足する必要がある。 （１）札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。 （２）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物収集運搬業（汚泥）の北海道の許可を有していること。 （３）日本貨物鉄道（株）の札幌貨物ターミナル駅及び函館貨物駅の入構許可を有していること。 （４）貨物鉄道に積載でき、積込み及び飛散防止などの条件からオープントップ型で密閉式の機能を有する20ft産業廃棄物運搬用コンテナを保有していること。 （５）上記のコンテナをダンプアップするための装置を装備するトラックを保有していること。 以上の条件を全て満たす業者は、左記業者以外に無いことから特定とする。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	下）事業推進部処理施設課 011-818-3431
R6.5.22	東部スラッジセンター等脱水汚泥セメント資源化運搬業務（貨物鉄道）	日本貨物鉄道株式会社	7,405,200	R6.4.19	R6.4.19 ～ R7.3.31	本業務を行うにあたっては、以下の条件を満足する必要がある。 （１）札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。 （２）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物収集運搬業（汚泥）の北海道の許可を有していること。 （３）鉄道による貨物運搬事業を行っていること。 以上の条件を全て満たす業者は、左記業者以外に無いことから特定とする。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	下）事業推進部処理施設課 011-818-3431
R6.5.22	東部スラッジセンター等脱水汚泥セメント資源化業務	太平洋セメント株式会社	31,790,000	R6.4.30	R6.4.30 ～ R7.3.31	本業務を行うに当たっては、（１）～（３）の条件を満足する必要がある。（１）札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。（２）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理（焼却ー汚泥）の本市又は北海道の許可を受けていること。（３）東部スラッジセンター及び西部スラッジセンターから発生する脱水汚泥を、搬出予定期間において継続的に受入れ可能であり、セメント資源化の処理ができること。以上の条件を満たす唯一の業者であることから特定とする。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	下）事業推進部処理施設課 011-818-3431
R7.1.8	運転状態表示システム機能追加業務	朝日プラントエンジニアリング株式会社	4,620,000	R6.12.5	R6.12.5 ～ R7.3.28	本業務は、札幌テーケーシー（株）が独自の技術により開発・構築した運転状態表示システムの機能追加を行い、使用環境を向上させるものであり、履行にあたっては、開発者独自のプログラム知識及び専門的かつ高度な技術が必要である。 本システムに関しては、開発業者である札幌テーケーシー（株）の事業撤退に伴い、当該システムに係る設計、機能増設、改修、システム調整等全ての事業が朝日プラントエンジニアリング（株）に継承されたことから、朝日プラントエンジニアリング（株）以外の者では履行が困難であるため、契約の相手方として特定する。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）事業推進部処理施設課 011-818-3431
R6.12.25	西部スラッジセンター焼却灰処理業務	岡本興業株式会社	81,912,936	R6.12.10	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務を行うに当たっては、以下の（１）～（３）の条件を満足する必要がある。 （１）札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。 （２）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理（燃え殻-破砕）の本市又は北海道の許可を受けていること。 （３）西部スラッジセンターから発生する焼却灰のうち、処理予定量（10,000ｔ）を年間を通して継続的に受入れ可能で、資材化の処理ができること。 左記業者は、以上の条件を満たす唯一の業者であることから特定とする。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	下）事業推進部処理施設課 011-818-3431
R7.1.8	手稲沈砂洗浄センター洗砂処理業務	岡本興業株式会社	11,919,435	R6.12.10	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務を行うに当たっては、以下の（１）～（３）の条件を満足する必要がある。 （１）札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。 （２）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理（汚泥ー造粒固化）の本市又は北海道の許可を受けていること。また、処理方式において、「無機性汚泥に限る」ことを条件としていないこと。 （３）手稲沈砂洗浄センターから発生する洗砂のうち、処理予定量を年間を通して継続的に受入可能で、資材化の処理ができること。 左記業者は、以上の条件を満たす唯一の業者であることから特定とする。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）事業推進部処理施設課 011-818-3431

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R7.1.8	水質試験室排ガス洗浄装置保守業務	株式会社ダルトン	1,969,000	R6.12.26	R6.12.26 ～ R7.3.14	本業務は、排ガス洗浄装置の機能、耐久性、信頼性などを維持するため、装置全体の分解点検、総合的な運転調整、消耗部品の交換等を行うものである。 本業務を確実かつ円滑に実施するためには、本装置固有の設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。 左記業者は、当該装置に関して他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報、技術力及び技術者を有し、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）事業推進部処理施設課 011-717-5829
R7.1.8	西部スラッジセンター焼却灰等セメント資源化業務	太平洋セメント株式会社	123,629,000	R6.12.26	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務を行うに当たっては、以下の（１）～（３）の条件を満足する必要がある。 （１）札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。 （２）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物処分業の中間処理（焼成-燃え殻・ばいじん、焼却-汚泥）の本市又は北海道の許可を受けていること。 （３）本市下水汚泥処理施設から発生する焼却灰、脱水汚泥及び廃流動砂等について、処理予定量を年間を通して継続的に受入れ可能であり、セメント資材化の処理ができること。 左記業者は、以上の条件を満たす唯一の業者であることから特定とする。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	下）事業推進部処理施設課 011-818-3431
R7.2.12	西部スラッジセンター焼却灰等セメント資源化運搬業務（貨物鉄道）	日本貨物鉄道株式会社	27,403,200	R7.1.31	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務を行うに当たっては、以下の条件を満足する必要がある。 （１）札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。 （２）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物収集運搬業（燃え殻、汚泥）の北海道の許可を有していること。 （３）鉄道による貨物運搬事業を行っていること。 以上の条件を全て満たす業者は、左記業者以外に無いことから特定とする。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）事業推進部処理施設課 011-818-3431
R7.2.26	西部スラッジセンター焼却灰等セメント資源化運搬業務（トラック）	株式会社ジェイアール貨物・北海道物流	37,015,000	R7.2.14	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務を行うに当たっては、以下の条件を満足する必要がある。 （１）札幌市競争入札参加資格者名簿の大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」の登録業者であること。 （２）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物収集運搬業（燃え殻、汚泥）の北海道の許可を有していること。 （３）日本貨物鉄道（株）の札幌貨物ターミナル駅及び函館貨物駅の入構許可を有していること。 （４）貨物鉄道に積載でき、積込み及び飛散防止などの条件からオープントップ型で密閉式の機能を有する産業廃棄物運搬用20ftコンテナを保有していること。 （５）上記コンテナをダンプアップするための装置を装備するトラックを保有していること。 左記業者は、以上の条件を満たす唯一の業者であることから特定と致したい。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	下）事業推進部処理施設課 011-818-3431
R7.3.5	下水道施設図面検索システム保守業務	株式会社サンコー	1,738,000	R7.2.19	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、当該システムの保守管理を行うものである。 本業務を確実かつ円滑に実施するためには、当該システム独自のプログラムソフトの設計・構築のノウハウを有することが必要不可欠である。 左記業者は、当該システムに関して、他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する制作業者であり、その後の保守、システムの改修も継続して履行しており、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）事業推進部処理施設課 011-818-3431
R7.3.26	下水道処理施設維持管理支援システム保守業務	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	21,428,000	R7.3.14	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、当該システムの保守管理を行うものである。 本業務を確実かつ円滑に実施するためには、当該システム独自のプログラムソフトの設計・構築のノウハウを有することが必要不可欠である。 左記業者が当該システムに関して、他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する制作業者であり、その後の保守、システムの改修も継続して履行しており、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）事業推進部処理施設課 011-818-3431
R7.4.9	汚泥処理施設総括管理業務	一般財団法人札幌下水道公社	1,477,740,000	R7.3.18	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は公的な立場で札幌市の複数の汚泥処理施設を総括し、効率的な施設の維持管理と環境への配慮や災害時などにおける信頼性の高い運転管理を確保するため、札幌市発注の運転管理業務の管理監督、大規模な設備補修・定期整備、緊急的な補修、施設の法定点検、建物管理等を適正かつ計画的効果的に行うものである。 本業務の履行のためには、受託者が汚泥処理施設の維持管理等に関する高度な知識及び豊富な経験を有し、特に下記の項目について高い業務遂行能力を有していることが必要不可欠である。 （１）運転管理業務履行業者の的確な管理・監督 （２）適切な運転管理、施設維持のための計画策定・執行管理 （３）状況や条件変更に応じた適切な運転方法・汚泥量などの検討・調整 （４）脱水汚泥、焼却灰等の適切な品質管理 （５）事故防止及び機器故障や災害などの緊急時の適切な対応 左記法人は、下水道事業及び河川事業に関する施設の維持管理、調査研究、普及啓発、資源の有効活用等を公的な立場で補完・代行することにより、持続可能な下水道事業及び河川事業の推進に貢献し、もって市民生活の向上に寄与することを目的として設立され、札幌市の下水処理施設の維持管理等に関する高度な専門知識と豊富な業務経験を有していることから、本業務について確実に履行することができる。また、公的な立場で札幌市の下水道事業を補完・代行することができる唯一の団体であることから、特定とする。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）事業推進部処理施設課 011-818-3431
R6.9.11	手稲水再生プラザNo.1自家発用ディーゼルエンジン点検整備業務	ダイハツディーゼル東日本株式会社	36,300,000	R6.8.29	R6.8.29 ～ R7.3.11	本業務にて整備する自家発用ディーゼルエンジンは下水処理システムの根幹を担う重要な設備である。本業務を履行するにあたっては設備固有の構造及びシステム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、整備後の性能保持及び信頼性の確保を確実に行う必要がある。このことから、左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であるダイハツディーゼル（株）から保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定と致したい。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	下）事業推進部施設保全課 011-818-3443

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6. 9. 25	創成川水再生プラザNo. 1自家発用ディーゼル機関ほか点検整備業務	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	52,140,000	R6. 9. 9	R6. 9. 9 ～ R7. 3. 14	本業務にて整備する自家発用ディーゼル機関は下水処理システムの根幹を担う重要な設備である。本業務を履行するにあたっては設備固有の構造及びシステム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、整備後の性能保持及び信頼性の確保を確実に行う必要がある。このことから、左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であるヤンマー（株）（旧社名ヤンマーディーゼル（株））から保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定と致したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）事業推進部施設保全課 011-818-3443
R6. 11. 6	月寒川雨水ポンプ場No. １雨水ポンプ用ディーゼルエンジンほか点検整備業務	株式会社ＩＨＩ原動機	23,760,000	R6. 10. 29	R6. 10. 29 ～ R7. 3. 21	本業務にて整備する雨水ポンプ用ディーゼルエンジンは下水処理システムの根幹を担う重要な設備である。 本業務を履行するにあたっては設備固有の構造及びシステム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、整備後の性能保持及び信頼性の確保を確実に行う必要がある。 このことから、左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である（株）新潟鐵工所から原動機事業を承継され、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定と致したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）事業推進部施設保全課 011-818-3443
R6. 7. 24	創成川水再生プラザ第2処理施設電磁流量計用変換器修理	東芝インフラシステムズ株式会社	1,980,000	R6. 5. 14	R6. 5. 14 ～ R7. 1. 31	当該機器の修理を行うにあたっては、耐久性や信頼性を含めた性能保持の面で製造業者の技術力が必要である。また、システムの一部として他の装置と密接不可分の関係があり、試験調整等も勘案すると製造元である（株）東芝以外の施工は困難である。なお、（株）東芝のインフラ事業については、東芝インフラシステムズ（株）に承継されていることから東芝インフラシステムズ（株）北海道支社に特定したい。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	下）創成川水処理センター 011-736-6371
R6. 7. 17	創成川水再生プラザ　第１処理施設　No. 4終沈汚泥引抜流量計用変換器修理	美和電気工業株式会社	1,012,000	R6. 5. 29	R6. 5. 29 ～ R6. 12. 20	当該機器の修理を行うにあたっては、耐久性や信頼性を含めた性能保持の面で製造業者の技術力が必要である。また、システムの一部として他の装置と密接不可分の関係があり、試験調整等も勘案すると製造元である横河電機（株）以外の施工は困難である。なお、横河電機（株）は国内制御事業の販売及び保守サービス等を横河ソリューションサービス（株）に承継しており、横河ソリューションサービス（株）はメンテナンス関係の業務を美和電気工業（株）に移管していることから美和電気工業（株）北海道支社に特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	下）創成川水処理センター 011-736-6371
R6. 7. 31	創成川水再生プラザ高圧電動機絶縁診断業務	東芝インフラシステムズ株式会社	1,315,600	R6. 6. 10	R6. 6. 10 ～ R6. 9. 30	本業務は、水処理施設の高圧電動機の安定性、信頼性を確保するため（ブロワ盤地絡による電動機本体への影響を調査するため）、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査を行うものである。本業務を確実かつ円滑に実施するためには、当該高圧電動機に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報及び技術力を有し、迅速かつ的確な履行が実施できる唯一の業者であることから特定と致したい。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	下）創成川水処理センター 011-736-6371
R6. 7. 3	コントローラ部品（茨戸水再生プラザ）	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	1,859,000	R6. 6. 24	R6. 6. 24 ～ R7. 3. 28	当該機器は三菱電機（株）製であり、他メーカーでは部品形状の違いなどから互換性がなく取付けできないため三菱電機（株）製に特定したい。なお、本製品の北海道での販売店は唯一三菱電機プラントエンジニアリング（株）東日本本部北海道支社であり、他に取扱業者はないことから同社に特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	下）創成川水処理センター 011-736-6371
R6. 7. 17	創成川水再生プラザ高度処理施設（Ｉ）－4ろ過池流入水流量計用変換器ほか修理	美和電気工業株式会社	1,848,000	R6. 7. 9	R6. 7. 9 ～ R6. 12. 20	当該機器の修理を行うにあたっては、耐久性や信頼性を含めた性能保持の面で製造業者の技術力が必要である。また、システムの一部として他の装置と密接不可分の関係があり、試験調整等も勘案すると製造元である横河電機（株）以外の施工は困難である。なお、横河電機（株）は国内制御事業の販売及び保守サービス等を横河ソリューションサービス（株）に承継しており、横河ソリューションサービス（株）はメンテナンス関係の業務を美和電気工業（株）に移管していることから美和電気工業（株）北海道支社に特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第１号）	下）創成川水処理センター 011-736-6371
R6. 12. 11	創成川水再生プラザ第２処理施設No. 2ブロワ盤修理	株式会社明電エンジニアリング	1,727,000	R6. 7. 16	R6. 7. 16 ～ R6. 10. 29	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施行は困難である。そのため、製造元である（株）明電舎からメンテナンス関係の業務を移管されている（株）明電エンジニアリング北海道支店に特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）創成川水処理センター 011-736-6371
R6. 10. 16	創成川水再生プラザシーケンサ等点検業務	株式会社明電エンジニアリング	7,480,000	R6. 8. 26	R6. 8. 26 ～ R7. 3. 14	本業務は、施設の運転監視制御システムの機能、耐久性、信頼性などを維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。本業務を確実かつ円滑に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報及びプログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である（株）明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定と致したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）創成川水処理センター 011-736-6371
R6. 9. 18	汚泥スクリーン部品(創成川水再生プラザ)	株式会社西原環境	1,925,000	R6. 9. 3	R6. 9. 3 ～ R7. 2. 21	当該機器は(株)西原環境製であり、他メーカーでは部品形状の違いなどから、互換性がなく取付けできないため、(株)西原環境製に特定したい。なお、本製品の北海道での販売店は唯一(株)西原環境北海道支店であり、他に取扱業者はないことから同社に特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）創成川水処理センター 011-736-6371
R6. 10. 30	創成川水再生プラザ第1処理施設スカム移送ポンプ修理	ラサ商事株式会社	1,970,100	R6. 10. 21	R6. 10. 21 ～ R7. 2. 27	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元である大平洋機工（株）以外の施工は困難である。なお、大平洋機工（株）の保守点検整備・修繕業務については、総代理店に移管しているため、総代理店契約を結んでいるラサ商事（株）札幌支店に特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）創成川水処理センター 011-736-6371
R7. 1. 15	創成川水再生プラザ貯留管施設親子ゲート用制御盤修理	株式会社明電エンジニアリング	1,980,000	R6. 12. 25	R6. 12. 25 ～ R7. 3. 28	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施行は困難である。そのため、製造元である（株）明電舎からメンテナンス関係の業務を移管されている（株）明電エンジニアリング北海道支店に特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）創成川水処理センター 011-736-6371
R7. 2. 26	水再生プラザ一般廃棄物収集運搬業務	一般財団法人　札幌市環境事業公社	6,380	R7. 1. 31	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	左記業者は、札幌市内で排出される事業系一般廃棄物（一般ごみ、資源化ごみ、一般廃棄物に該当する粗大ごみ）の収集運搬業について、札幌市が許可している唯一の業者であることから特定とする。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）創成川水処理センター 011-736-6371
R7. 3. 26	下水道科学館見学者用等エレベータ点検業務	東芝エレベータ株式会社	1,116,720	R7. 3. 13	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	本業務は、高い信頼性・所定の性能を維持するための点検を行う業務であり、設備の設計・製造ノウハウが不可欠である。また、小学生を含む市民見学者などの不特定多数の者も使用するため、安全・安心な運転の確保、事故及び故障時の迅速な対応が必要である。 左記業者は当該設備に関する他の業者が知り得ない設計・製造ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者である。また、遠方監視装置による24時間常時監視を行う必要があることからも特定と致したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）創成川水処理センター 011-736-6371

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6.6.5	メカニカルシール（豊平川水再生プラザ）	古河産機システムズ株式会社	1,684,870	R6.5.24	R6.5.24 ～ R6.10.31	当該機器は古河産機システムズ（株）製であり、他メーカーでは部品の形状の違いなどから互換性がなく取付できないため古河産機システムズ（株）に特定したい。なお、本製品の北海道での販売店は唯一古河産機システムズ（株）札幌支店であり、他に取扱業者はいないことから同社を特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	下）豊平川水処理センター 011-871-5121
R6.7.10	豊平川水再生プラザ第1処理施設ほか2施設高圧電動機等点検業務	東芝インフラシステムズ株式会社	3,850,000	R6.6.28	R6.6.28 ～ R6.12.10	本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要があり、当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。 左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定する。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	下）豊平川水処理センター 011-871-5121
R6.7.10	豊平川水再生プラザ第2処理施設高圧電動機等点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	3,410,000	R6.7.2	R6.7.2 ～ R6.12.10	本業務は、水処理施設の高圧電動機等の安定性、信頼性を確保するため、高圧電動機専用の絶縁測定器によって精度の高い診断調査等を行うものである。履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要があり、当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。 左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である三菱電機(株)から保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定とする。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	下）豊平川水処理センター 011-871-5121
R6.8.7	投込圧力式水位計（豊平川水再生プラザ）	西進商事株式会社	902,000	R6.7.18	R6.7.18 ～ R7.1.24	当該機器はJFEアドバンテック(株)製であり、他メーカーでは製品仕様の違いなどから互換性がなく取付できないためJFEアドバンテック(株)製に特定したい。なお、本製品の北海道での販売店は唯一西進商事(株)北海道営業所であり、他に取扱業者はないことから同社に特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	下）豊平川水処理センター 011-871-5121
R6.10.9	豊平川水再生プラザ第２処理施設ほかシーケンサ等点検業務	東芝インフラテクノサービス株式会社	5,060,000	R6.9.27	R6.9.27 ～ R7.3.26	本業務は、施設の運転監視制御システムの機能、耐久性、信頼性などを維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。本業務を確実かつ円滑に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報及びプログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である東芝（株）及び東芝インフラシステムズ（株）よりインフラ設備の保守事業を継承され、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行ができる唯一の業者であることから特定とする。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）豊平川水処理センター 011-871-5121
R6.10.9	豊平川水再生プラザNo.1汚泥スクリーン修理	株式会社西原環境	1,980,000	R6.9.27	R6.9.27 ～ R7.3.7	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから、製造元の（株）西原環境北海道支店に特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）豊平川水処理センター 011-871-5121
R6.10.30	豊平川中継ポンプ場ほか1施設シーケンサ等点検業務	株式会社明電エンジニアリング	3,498,000	R6.10.17	R6.10.17 ～ R7.3.26	本設備は、施設の運転監視制御システムの機能、耐久性、信頼性などを維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。本業務を確実かつ円滑に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報及びプログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である(株)明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定とする。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）豊平川水処理センター 011-871-5121
R6.11.13	豊平川水再生プラザ第2処理施設No.3雨水エンジン修理	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	1,815,000	R6.10.31	R6.10.31 ～ R7.3.25	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元であるヤンマー(株)以外の施工は困難である。なお、ヤンマー（株）は持株分社化及び組織再編によりヤンマーエネルギーシステム(株)に関連事業を移管していることからヤンマーエネルギーシステム(株)札幌支店に特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）豊平川水処理センター 011-871-5121
R7.3.12	豊平川水再生プラザ第2処理施設No.2雨水エンジン修理	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	1,815,000	R6.10.31	R6.10.31 ～ R7.3.25	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元であるヤンマー(株)以外の施工は困難である。なお、ヤンマー（株）は持株分社化及び組織再編によりヤンマーエネルギーシステム(株)に関連事業を移管していることからヤンマーエネルギーシステム(株)札幌支店に特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）豊平川水処理センター 011-871-5121
R6.12.4	豊平川水再生プラザ第1処理施設自家発エンジンNo.1修理	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	1,749,000	R6.11.22	R6.11.22 ～ R7.3.25	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元であるヤンマー(株)以外の施工は困難である。なお、ヤンマー（株）は持株分社化及び組織再編によりヤンマーエネルギーシステム(株)に関連事業を移管していることからヤンマーエネルギーシステム(株)札幌支店に特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）豊平川水処理センター 011-871-5121
R7.1.8	メカニカルシール（豊平川水再生プラザ）	古河産機システムズ株式会社	1,683,000	R6.12.18	R6.12.18 ～ R7.3.28	当該機器は古河産機システムズ（株）製であり、他メーカーでは部品の形状の違いなどから互換性がなく取付できないため古河産機システムズ（株）に特定したい。なお、本製品の北海道での販売店は唯一古河産機システムズ（株）札幌支店であり、他に取扱業者はいないことから同社を特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）豊平川水処理センター 011-871-5121
R7.1.8	豊平川水再生プラザ第2処理施設No.1初沈汚泥引抜ポンプ修理	古河産機システムズ株式会社	1,595,000	R6.12.26	R6.12.26 ～ R7.3.21	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから、製造元の古河産機システムズ（株）札幌支店に特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）豊平川水処理センター 011-871-5121
R6.5.1	新川水再生プラザ開渠用電磁流量計点検業務	アルファテクノス株式会社	1,298,000	R6.4.18	R6.4.18 ～ R7.3.31	本件は、(株)ソニックが設計及び製造した開渠用電磁流量計検出部の清掃及び変換器の校正などを行うものである。 本業務の履行にあたっては、製造業者占有の技術及び知識が必要であり、製造業者が設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が正常に作動しない恐れがあるため、製造業者が指定する保守会社以外では適正な履行が見込めない業務である。 したがって、履行可能者は製造業者が指定する左記業者に限定されるため、特定することと致したい。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	下）新川水処理センター 011-611-5305
R6.5.22	新川水再生プラザ流雪溝送水施設コントロールセンタユニット修理	メタウォーター株式会社	1,980,000	R6.5.10	R6.5.10 ～ R6.9.30	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難である。そのため、製造元である富士電機(株)からメンテナンス関係の業務を移管されているメタウォーター(株)北海道営業所に特定したい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	下）新川水処理センター 011-611-5305
R6.8.14	雑排水ポンプ部品（新川水再生プラザ）	ラサ商事株式会社	1,681,207	R6.8.1	R6.8.1 ～ R6.11.29	当該機器は大平洋機工(株)製であり、他メーカーでは部品形状の違いなどから互換性がなく取付けできないため大平洋機工(株)製に特定したい。なお、本製品の北海道での販売店は唯一ラサ商事(株)札幌支店であり、他に取扱業者はないことから同社に特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	下）新川水処理センター 011-611-5305

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6. 9. 11	新川水再生プラザNo. 2汚泥スクリーン修理	株式会社西原環境	1,705,000	R6. 8. 30	R6. 8. 30 ～ R6. 12. 26	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから、製造元の（株）西原環境に特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の14第１項第２号）	下）新川水処理センター 011-611-5305
R6. 10. 9	茨戸西部中継ポンプ場シーケンサ等点検業務	メタウォーター株式会社	2,640,000	R6. 10. 1	R6. 10. 1 ～ R7. 3. 14	本業務は、施設の運転監視制御システムの機能、耐久性、信頼性などを維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。 本業務を確実かつ円滑に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報及びプログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。 左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定と致したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）新川水処理センター 011-611-5305
R6. 10. 16	新川水再生プラザ第1処理施設ほか高圧電動機等点検業務	株式会社明電エンジニアリング	1,518,000	R6. 10. 4	R6. 10. 4 ～ R7. 3. 14	本業務は施設の運転監視制御システムの昨日、耐久性、信頼性などを維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。 履行にあたっては、常用の対象機器を一時的に運転停止して迅速かつ確実に実施する必要があり、当該高圧電動機及び起動制御装置等に関するシステムの設計情報・ノウハウを有することが必要不可欠である。 当該業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者である株式会社明電舎から保守業務を移管され、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定と致したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）新川水処理センター 011-611-5305
R6. 10. 16	手稲水再生プラザNo. 1雨水エンジン減速機修理	株式会社荏原製作所	1,760,000	R6. 10. 8	R6. 10. 8 ～ R6. 11. 29	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから、製造元の（株）荏原製作所北海道支社に特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）新川水処理センター 011-611-5305
R6. 10. 16	新川水再生プラザシーケンサ設備等点検業務	株式会社日立製作所	6,160,000	R6. 10. 9	R6. 10. 9 ～ R7. 3. 21	本業務は、施設の運転監視制御システムの機能、耐久性、信頼性などを維持するため、システム全般の点検・調整等を行うものである。本業務を確実かつ円滑に実施するためには、本システム固有のプログラム設計情報及びプログラム構築のノウハウを有することが必要不可欠である。左記業者は、当該設備に関する他の業者が知り得ない設計情報・ノウハウを有する製造業者であり、履行に係る技術情報及び技術力を有し、的確かつ信頼性の高い履行が実施できる唯一の業者であることから特定と致したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）新川水処理センター 011-611-5305
R6. 11. 20	新川水再生プラザ第2処理施設No. 1-2反応タンク風量調節弁修理	株式会社前澤エンジニアリングサービス	1,650,000	R6. 11. 14	R6. 11. 14 ～ R7. 3. 31	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから、製造元の（株）西原環境に特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）新川水処理センター 011-611-5305
R6. 11. 27	新川水再生プラザ第１処理施設No. 4ブロワブラシ引揚装置修理	株式会社明電エンジニアリング	1,760,000	R6. 11. 18	R6. 11. 18 ～ R7. 2. 28	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難である。そのため、製造元である（株）明電舎からメンテナンス関係の業務を移管されている（株）明電エンジニアリング北海道支社に特定したい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	下）新川水処理センター 011-611-5305
R6. 12. 11	新川水再生プラザ光水位計（XII-2000系）修理	メタウォーター株式会社	1,760,000	R6. 11. 29	R6. 11. 29 ～ R7. 3. 21	当該機器の修理を行うに当たっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難である。そのため、製造元である富士電機（株）からメンテナンス関係の業務を移管されているメタウォーター（株）北海道営業所に特定したい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	下）新川水処理センター 011-611-5305
R6. 12. 11	手稲中継ポンプ場自家発用エンジン監視装置修理	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	1,430,000	R6. 12. 3	R6. 12. 3 ～ R7. 2. 28	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元であるヤンマー（株）以外の施工は困難である。なお、ヤンマー（株）は持株分社化及び組織再編によりヤンマーエネルギーシステム（株）に関連事業を移管していることからヤンマーエネルギーシステム（株）札幌支店に特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）新川水処理センター 011-611-5305
R7. 1. 29	新川水再生プラザNo. 3汚泥スクリーン修理	株式会社西原環境	1,485,000	R7. 1. 16	R7. 1. 17 ～ R7. 3. 31	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難であることから、製造元の（株）西原環境に特定したい。 （地方公営企業法施行令第21条の13第１項第２号）	下）新川水処理センター 011-611-5305
R7. 3. 5	新川水再生プラザ第１処理施設No. 4ブロワブラシ引揚装置駆動用モーター修理	株式会社明電エンジニアリング	1,705,000	R7. 2. 26	R7. 2. 26 ～ R7. 3. 28	当該機器の修理を行うにあたっては、高度な施工技術や部品交換後の性能保証を勘案すると製造元以外の施工は困難である。そのため、製造元である（株）明電舎からメンテナンス関係の業務を移管されている（株）明電エンジニアリング北海道支社に特定したい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	下）新川水処理センター 011-611-5305
R6. 5. 1	令和６年度市営住宅保全業務	一般財団法人札幌市住宅管理公社	278,358,839	R6. 4. 23	R6. 4. 23 ～ R7. 3. 14	本業務の対象となる工事等は、本市が発注する公共事業の性格を持っていることから、「公共事業の品質確保の促進に関する法律」に則り、以下の１から３の条件を厳格に守る必要がある。 １　発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有すること。 ２　法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること。 ３　発注関係事務を公正に行うことができること。 公社に当てはめて検討すると、公社は １　昭和５２年の設立以降、一貫して市営住宅や学校などの修繕や管理に携わり、火災住戸をはじめとした規模の大きい修繕業務につ　いても受託してきている。 ２　市営住宅入居者・自治会との連絡調整の経験や本市から受託している市有建築物の保守業務により、市営住宅の保全を行っていく　うえで必要なノウハウの蓄積ができており、法令の遵守及び秘密保持の体制も十分に整備されていることから、円滑な業務の遂行が　可能である。 ３　公社は本市の出資団体（出資割合50%）であり、談合等の防止に関して、「入札談合等関与行為防止法」に基づく刑事罰が適用さ　れるため、談合等に対する抑止力・牽制力が期待できる。（民間事業者は刑事罰が適用されない） 以上から、公社は、本業務を公正かつ効率的に行うことができる唯一の業者である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	都）市街地整備部住宅課 011-211-2807

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.8.7	市営住宅総合管理システムサーバ機器等更新業務	富士通Ｊａｐａｎ株式会社	27,830,000	R6.7.29	R6.7.29 ～ R7.3.31	市営住宅総合管理システムは市営住宅の全入居者の情報を一元的に管理しているものであり、本市が行う市営住宅管理業務に欠かすことができず、万一システムに不具合が出た際には業務に支障が出るにとどまらず、入居者にも多大な影響を及ぼすことに繋がりかねないため、保守環境の整った最適な環境でシステムが利用でき、有事の際も安全で迅速に対応できる環境になければならない。 本システムは、平成９年度に当該業者の前身である富士通株式会社が開発し、その後の保守業務及び改修業務も同社が受託している。また、同社は生活保護情報に係るシステム等、他のシステムとの情報連携を含めた本システム全体の詳細な仕様を熟知していることから調査分析・設計工程が必要最小限で済む物であり、費用を最小に抑えることができる。 仮に、他者が本件業務を受託した場合は、本システムの詳細分析や動作確認など、本業務の実施に係る期間及び経費が膨大となることや、障害発生時における復旧に多くの時間を費やすことが予想され、ひいては市営住宅管理業務に重大な支障をきたすことも予想されることから、当該業者に特定することが適当である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	都）市街地整備部住宅課 011-211-2806
R7.1.29	雑誌掲載による高断熱・高気密住宅の普及啓発業務	株式会社エクスナレッジ	1,738,000	R6.11.14	R6.11.14 ～ R7.3.14	本市では、「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、市内の住宅から排出される二酸化炭素の削減を図るため、札幌市独自の住宅性能基準である「札幌版次世代住宅基準（以下、「次世代住宅基準」という。）」を平成24 年度に設け、建設費の補助を行うなど、この次世代住宅基準を満たす住宅の普及促進を行っている。この次世代住宅基準は、国が定める基準を大きく上回るものであることから、建設業界では次世代住宅基準を満たすために、高い断熱性能を持つ窓の開発や各住会社の標準的な断熱性能の引き上げが行われるなど、札幌市を始め、全国の省エネ住宅の性能向上につながっている。 そのような中、令和５年度に次世代住宅基準や補助金の運用を見直したところであり、これを契機に全国の住宅関係者にPR することで更なる技術革新や施工者の技術力向上を促し、環境負荷の低減につながる高性能な住宅の建設を容易かつ安価にできるようにすることで、次世代住宅基準を満たす住宅を普及することが重要である。 本業務において情報発信媒体として指定した「建築知識ビルダーズ」は、建築物確認申請や長期優良住宅についてのガイド、省エネ基準についてなど、住宅建設に有用となる豊富な資料やデータを掲載するなど、業界紙として広く知られている雑誌である。また、中心読者層が工務店や住宅・リフォーム会社で働く者であり、発行部数が20,000 部の全国季刊誌である。 さらに、本業務を履行することにより、建築知識ビルダーズが主催する、性能と意匠が両立した美しい日本のエコハウスを表彰する実例コンテストである「日本エコハウス大賞」に自治体賞を創設することができる。このコンテストは、平成27 年の創設以来、参加資格の制限のない省エネ住宅のコンテストとして業界内で幅広く認知されており、毎年、応募総数が100 社を超える唯一の全国規模のコンテストである。このコンテストに参画することで、次世代住宅基準や札幌市の取組を広く全国的に周知することができるとともに、日本エコハウス大賞の告知に追随し、建築知識ビルダーズのSNS やメールマガジン、WEB サイトやチラシにより基準を継続的にPR することができるため、費用以上の効果を得ること が期待できる。このような、省エネ住宅を対象とした雑誌のコンテストで自治体賞を創設できるのは、建築知識ビルダーズのみである。 以上のことから、建築知識ビルダーズは、上記の内容を満たせる唯一の雑誌であり、建築知識ビルダーズへの記事掲載が可能なのは、建築知識ビルダーズの発行者である株式会社エクスナレッジに限られること、業務の性質又は目的が競争入札に適しないことから、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	都）市街地整備部住宅課 011-211-2807
R7.4.9	改良第５店舗の管理及び賃貸料収納に関する事務	札幌市光星料飲店協同組合	1,014,445	R7.3.24	R7.4.1 ～ R8.3.31	札幌市光星料飲店協同組合（以下「組合」という。）は、改良第５店舗の店舗業種の多くがスナック等の風俗営業種であり、ほかの店舗と異なり営業時間が深夜にまで及ぶことから、当該組合を通じて店舗管理に関する指導等を行うことが適切と判断されたことにより、当時所管していた区画整理部の要請で昭和46年に設立されたものである。 現在においても、当該店舗の業種はスナック等の風俗営業種が多く（30店舗中24店舗）、営業時間が深夜にまで及ぶことから、入店者の賃貸料支払いの便宜及び職員の時間外の支払催促事務等を軽減させるため、当該店舗内に事務所を有し、かつ、夜間の収納体制が整っている唯一の団体である組合を事業者とし、収納事務を含めた店舗管理に関する事務を委託することが適当である。 ※参考：過去10年（平成25年度～令和５年度）の収納率100% （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	都）市街地整備部住宅課 011-211-2806
R7.4.9	令和７年度札幌市営住宅等の管理業務	一般財団法人札幌市住宅管理公社	645,970,661	R7.3.26	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、全市で統一的な対応が必要とされる市営住宅の入居者募集（年間申込件数10,000件超）や家賃管理（約22,000世帯）等のほか、改良店舗の保全業務や駐車場の設備補修などの維持管理を合わせた業務である。 本事業を遂行する事業者には、これらを正確かつ円滑に進めるにあたり、公営住宅法、市営住宅条例などの法令諸規則の理解のほか、市営住宅の各種設備に関する理解、入居者に関する個人情報を適正に管理することができる内部統制の体制といった様々な要素が求められる。 また、維持管理業務を実施するにあたっては、本市発注の公共事業と同水準の品質にて自ら発注関係事務を適正に進めることができる知識及び経験を有する体制が整備されていることも求められる（「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条第１項より）。 選定事業者は昭和52年に本市の全額出資により札幌市民の住生活環境の向上のために必要な事業及び市営住宅その他の公的施設の管理に関する事業を実施するために設立された団体であり、これまで長年にわたり市営住宅の管理業務及び市営住宅並びに学校を中心とする市有施設の保全業務を実施しており、本業務に求められる知識、組織体制、経験、ノウハウ等を有している。 したがって、選定事業者は本業務遂行に必要な要件を満たしており、本業務を確実に実施できる唯一の事業者であると判断し、特定することとしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	都）市街地整備部住宅課 011-211-2806

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R7.4.9	札幌市借上市営住宅入居者移転支援業務	一般財団法人札幌市住宅管理公社	16,012,000	R7.3.26	R7.4.1 ～ R8.3.31	当該業務は、借上契約期間満了が迫っている借上市営住宅について、入居者の他の市営住宅等への移転あっせん、移転料の支払い等の移転支援及び対象団地自治会への共益費補助などの自治会支援業務を行うものである。 入居者の移転あっせんは、各団地の移転状況、入居者の移転先の希望、移転期限、建替事業による移転状況も含めたあっせん可能な住戸の空き状況等を踏まえ、各入居者にどの住戸を案内するか、綿密に選定しなければ、全ての入居者を移転させることが困難である。 また、移転あっせんだけではなく、自治会対応、移転拒否の際の法的措置等、本市固有業務と密接不可分の関係があることから、当該業務を円滑に遂行するためには市営住宅入居者に係る人的管理のノウハウを有している者が対応する必要がある。 選定事業者は45年以上にわたり、市営住宅の入居者募集事務・住み替え事務、家賃管理、自治会支援等の入居者に係る人的管理業務を良好に行っており、当該業務を遂行するためのノウハウが蓄積されている。 また、令和元年から当該業務を受託しており、当該業務遂行のノウハウも十分に蓄積され、入居者及び自治会の詳細な状況を把握し、信頼関係を構築できている。 したがって、選定事業者は、本市と密接に連携して事業を実施していくことが可能であり、当該業務を円滑にかつ確実に実施できる唯一の事業者であるため特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	都）市街地整備部住宅課 011-211-2806
R7.4.9	令和７年度市営住宅総合管理システム運用・保守業務	富士通Ｊａｐａｎ株式会社	15,785,000	R7.3.27	R7.4.1 ～ R8.3.31	当該業者は、平成９年度に市営住宅総合管理システム（以下、「市住システム」という。）を開発し、その後の運用・保守業務及び改修業務を受託しており、市住システム全体の詳細な仕様を熟知しているため。 　また、仮に、他者が本件業務を受託した場合は、市住システムの詳細分析や動作確認などに期間を要し、障害発生時には復旧までに時間を要することが予想され、市営住宅管理業務に重大な支障をきたす恐れがあることから、当該業者に特定することが適当である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	都）市街地整備部住宅課 011-211-2806
R6.4.24	市有建築物保全業務	一般財団法人　札幌市住宅管理公社	1,091,754,620	R6.4.5	R6.4.5 ～ R7.3.31	（一般財団法人）札幌市住宅管理公社（以下「公社」という。）は、市民の住生活環境の向上に必要な事業や市営住宅の管理に関する事業などを行うことを目的に、昭和52年に本市が100%出資して設立された財団法人で、平成８年度には保全部を新設し、学校を中心に定期点検や修繕等の保全業務を受託し、その集約化を図るなど、計画的、効率的な業務執行に努めてきた経緯がある。 本業務は、市有建築物（学校、市営住宅を除く）の計画的な保全を行うため、調査、設計、工事発注、契約、工事監理、検査までの一連の事務を含んでおり、特に工事発注については、本来、市が発注すべき公共工事の性格を持っていることから、本業務の委託に当っては「公共工事の品質の確保の促進に関する法律」で定められている発注者の３条件、１、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有している、２、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されている、３、発注関係事務を公正に行うことができることを基本的な要件としたうえで、さらにこれを担保するために４、市のチェックコントロールが効くこと、５、事業の継続性が図られることを加えた５点を要件としたところである。 民間事業者は、基本的要件に対し、談合等の防止に関しての刑事罰を科すことが出来ないなど、抑止力・牽制機能が不十分であり、さらに４，５の要件についても市が関与・判断するための新たな取組体制が必要となるが、公社は上記の要件を全て満たしており、さらに本市から受託する類似業務（学校保全）を通じて得られた経験やノウハウの蓄積も十分にあることから、円滑な業務遂行が可能な唯一の団体であると判断できる。 以上の理由から、左記団体に特命する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	都）建築部建築保全課 011-211-2816
R6.8.14	札幌コンベンションセンター大ホールスクリーン昇降機修繕業務	三精テクノロジーズ株式会社	3,718,000	R6.8.7	R6.8.7 ～ R7.1.27	本業務は、舞台機構設備のスクリーン昇降機制御盤の部品交換を含む修繕業務である。設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑な動作を確保するためには、的確な修繕業務及び性能評価を行うことが必要であり、既設制御盤の詳細な図面や整備データが必要不可欠 となる。 　左記業者は、スクリーン昇降機制御盤の製作メーカー及び当該設備の保守・点検業者であるため、本業務に必要な図面やデータを有しており、機器の知識や業務対象箇所の状況を熟知している唯一の舞台機構設備メーカーである。 　以上から、左記業者に特命随意契約としたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	都）建築部建築保全課 011-211-2816
R6.9.4	建築部工事図面等データ登録業務	株式会社サンコー	5,036,872	R6.8.27	R6.8.27 ～ R7.3.31	本業務は工事図面やしゅん工写真等の電子化を行い、当部が運用する図面検索システムにデータ登録を行う業務である。 当該事業者は、本システムの開発者であり、データの整理及び登録作業を熟知しているため、データ更新時においても、システムの使用に支障をきたすことなく作業を実施することができる。 また、長年にわたり図面電子化データの登録作業を正確に履行しており、業務遂行状況についても非常に良好である。 上記のことから、本業務を確実かつ円滑に遂行できる唯一の業者であり、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため当該事業者に特命する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	都）建築部建築保全課 011-211-2816
R6.10.23	篠路破砕工場管理棟エアコン修繕業務	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	1,980,000	R6.10.4	R6.10.4 ～ R6.12.23	本業務は、エアコン室外機の部品の一部である熱交換器と圧縮機の交換作業及びオプション品であるベースヒータの取付作業を実施するものである。 左記業者は、三菱電機(株)で製作された空調機器のメンテナンス（保守・管理）を行う唯一の会社であり、当該機器の設計技術や仕様の熟知に加え、それぞれの機器の状態を正確に把握しており、機器を安全かつ正確に修繕することができる。 以上のことから、今回の業務における部品調達や整備後の性能確保を円滑かつ責任を持って適正に履行できるのは左記業者のみであるため特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	都）建築部建築保全課 011-211-2816
R7.2.26	保全情報システム運用保守業務	株式会社日立製作所	6,127,440	R7.2.12	R7.4.1 ～ R8.3.31	保全情報システム（以下「システム」という。）は、令和２年度「保全情報システム再構築業務」（以下「再構築業務」という。）により、札幌市の要求仕様に基づき既成パッケージ製品をカスタマイズしたものである。 　今回のシステム運用保守業務を行うにあたり、既成パッケージ製品及びカスタマイズプログラムの仕様に精通している業者を選定する必要がある。 　当該業者は、既成パッケージ製品「FAMS 3.0 オンプレミス版」の販売窓口であり、かつ、令和２年度「保全情報システム再構築業務」の受託者であることから、本市環境におけるシステム仕様や設定内容を熟知しており、高品質かつ確実な業務履行についての信頼性を有する。 　以上のことから、本業務は当該業者が行うことが最も適格であり、円滑な業務遂行が可能な唯一の業者であると判断できるため、当該業者の特命といたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	都）建築部建築保全課 011-211-2816

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6.7.10	令和6年度耐震診断等補助事業関連業務	一般社団法人北海道建築士事務所協会	11,440,000	R6.4.5	R6.4.5 ～ R7.3.14	左記団体は、建築士法に基づく「建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣の指定を受け、公平な立場から建築士事務所の業務に関し、指導や助言を行うことができる本市唯一の団体である。 以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる団体は他にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 （左記団体は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第９条第１項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている参加資格者ではない。） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	都）建築指導部管理課 011-211-2859
R6.7.10	令和6年度耐震診断員派遣事業関連業務	一般社団法人北海道建築士事務所協会札幌支部	14,736,700	R6.4.5	R6.4.5 ～ R7.3.14	左記団体は、建築士法に基づく「建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣の指定を受け、公平な立場から建築士事務所の業務に関し、指導や助言を行うことができる本市唯一の団体である。 以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる団体は他にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 （左記団体は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第９条第１項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている参加資格者ではない。） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	都）建築指導部管理課 011-211-2859
R6.5.29	救急隊アプリ「NESR mobile」提供保守業務	ＴＸＰ　Ｍｅｄｉｃａｌ株式会社	15,147,000	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	本アプリケーションは、TXP Medical株式会社が独自開発した救急医療情報システムを本市独自にカスタマイズしたものである。その提供・運用保守には、救急医療関連の業務やシステムへの知見と、カスタマイズの元となる救急医療情報システムの仕様に精通している必要がある。これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該システムを開発したTXP Medical株式会社のみである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	消）総務部施設管理課 011-215-2030
R6.6.12	保安三法情報管理システムサーバＯＳ更新等業務	株式会社つうけんアドバンスシステムズ	13,090,000	R6.4.1	R6.5.31 ～ R7.3.31	保安三法情報管理システムは、本市独 自の仕様に基づき、開発及びプログラム構築がなされたシステムである。本業務の履行にあたっては、システムを構成するソフ トウェア等に精通 している必要があり、関連する知識・技術を有 していることが不可欠である。また、本システムの開発工程における業務分析、設計及び稼働後の運用にも携わっていることから、現に稼働 している本システムの運用に影響を与えることなく本業務を履行することが可能な唯一の事業者である。 したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	消）総務部施設管理課 011-215-2030
R7.8.13	はしご付消防ポンプ自動車重点整備（里塚はしご車）	株式会社北海道モリタ	42,680,000	R6.4.6	R6.4.6 ～ R6.12.27	本業務は、重大な事故を未然に防止することを目的に、専門業者によるオーバーホールを行うものである。当該車両は、はしご本体、バスケット装置、傾斜矯正装置、安全装置及び油圧装置等、多数の複雑な装置で構成されており、設計段階から車台部及び架装部を一体として製作されたものであるため、オーバーホールのように一度分解して点検整備を行う場合は、車両製作時のデータを基に機能及び安全性を復元した上で、日本消防検定協会の定める基準を満たす必要がある。 また、製造物責任法（平成６年法律第８５号）第３条に基づく責任は、当該車両の製造者にあると定められているため、オーバーホールのような分解整備は、メーカーの責任下で実施する必要がある。 以上のことから、当局で導入しているはしご車のオーバーホールの契約業者は、当該車両の製造業者に特定される。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	消）総務部施設管理課 011-215-2030
R6.8.28	回転翼航空機（レオナルド式AW139型）の航法データベース更新業務	株式会社海外物産	2,984,410	R6.4.15	R6.4.15 ～ R7.3.31	航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第５条の４に基づき作成した当局の回転翼航空機（レオナルド式ＡW139型。以下同じ。）の飛行規程において、航法データベースについては、最新版であることを規定しています。 また、当局の回転翼航空機に装備している飛行管理装置【FMS（Flight Management System）：飛行条件に応じて運航コスト上最適な速度や経路を計算し、それに基づき離陸から着陸までエンジン出力調整や操縦等の飛行管理を自動的に行う装置】のマニュアルにおいて、ハネウェル社製航法データベースを使用することとされています。 そのため、今回、航法データベースを更新するに当たり、ハネウェル社製航法データベースをダウンロードする必要があります。 なお、日本国内において、ハネウェル社製航法データベースの販売を承諾されているのは、株式会社海外物産が唯一の企業となります。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	消）総務部施設管理課 011-215-2030
R7.8.13	屈折はしご付消防ポンプ自動車重点整備（南屈折はしご車）	株式会社北海道モリタ	37,158,000	R6.8.7	R6.8.7 ～ R7.7.28	本業務は、重大な事故を未然に防止することを目的に、専門業者によるオーバーホールを行うものである。当該車両は、はしご本体、バスケット装置、傾斜矯正装置、安全装置及び油圧装置等、多数の複雑な装置で構成されており、設計段階から車台部及び架装部を一体として製作されたものであるため、オーバーホールのように一度分解して点検整備を行う場合は、車両製作時のデータを基に機能及び安全性を復元した上で、日本消防検定協会の定める基準を満たす必要がある。 当該車両は、平成25年３月に株式会社北海道モリタが製作したもので、製造物責任法（平成６年法律第８５号）第３条に基づく責任は、当該車両の製造者にあると定められているため、オーバーホールのような分解整備は、メーカーの責任下で実施する必要がある。 以上のことから、当局で導入している屈折はしご車のオーバーホールの契約業者は、当該車両の製造業者に特定される。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	消）総務部施設管理課 011-215-2030
R6.12.11	回転翼航空機（レオナルド式AW139型）の定期耐空検査等に係る整備業務（追加整備）	東邦航空株式会社	50,997,172	R6.10.30	R6.10.30 ～ R6.11.29	令和６年11月29日までを履行期間とする整備業務は、受託者の東邦航空株式会社格納庫で実施しており、９月３日、４日及び２６日に行われた中間検査の結果、部品交換及び修理を要する不具合が７５項目報告された。 現在、回転翼航空機（レオナルド式ＡW139型）の機体は、受託者格納庫内で分解された状態であり、受託者が不具合内容を熟知していることを考慮すると、受託者以外の者に追加整備を実施させたならば、品質の確保、整備期間及び経費等、便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあると認められる。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	消）総務部施設管理課 011-215-2030
R6.12.11	回転翼航空機（レオナルド式AW139型）の定期耐空検査等に係る整備業務（追加整備その２）	東邦航空株式会社	1,207,569	R6.11.25	R6.11.25 ～ R6.11.29	令和６年11月29日までを履行期間とする整備業務は、受託者の東邦航空株式会社格納庫で実施しており、「回転翼航空機（レオナルド式ＡW1399型）の定期耐空検査等に係る整備業務（追加整備）」（令和６年10月22日契約締結）以降に、部品交換及び修理を要する不具合が２項目報告された。 現在、回転翼航空機（レオナルド式ＡW139型）の機体は、受託者格納庫内で保管され、受託者が不具合内容を熟知していることを考慮すると、引き続き、同者に追加整備を実施させることにより、品質の確保、整備期間の短縮及び経費の節減が見込まれ、競争入札に付するよりも有利と認められる。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	消）総務部施設管理課 011-215-2030
R7.4.23	中央救助車左右架装部BOX床板部及びフェンダーステップ腐食修理	株式会社北海道モリタ	4,697,000	R7.1.16	R7.1.16 ～ R7.3.31	両側フェンダーステップが腐食により破損し、火災現場等への走行に支障があることから修理を行う。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第５号）	消）総務部施設管理課 011-215-2030

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R7.2.19	消防情報管理システム保守業務	富士通Ｊａｐａｎ株式会社	8,987,000	R7.2.12	R7.4.1 ～ R8.3.31	本システムは、富士通Ｊａｐａｎ（株）のパッケージ商品を本市独自にカスタマイズしたものであり、その保守については、本システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した富士通Ｊａｐａｎ（株）のみである。また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者に情報を公開することも困難であるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	消）総務部施設管理課 011-215-2030
R7.2.19	石狩管内多重無線システム保守業務	日本電気株式会社	3,850,000	R7.2.13	R7.4.1 ～ R8.3.31	本システムは、日本電気（株）のパッケージ商品を本市独自にカスタマイズしたものであり、その保守については、本システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した日本電気（株）のみである。また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者に情報を公開することも困難であるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	消）総務部施設管理課 011-215-2030
R7.4.2	消防局庁舎等塵芥収集運搬業務	一般財団法人　札幌市環境事業公社	6,361,908	R7.2.13	R7.4.1 ～ R8.3.31	札幌市内では、事業系一般廃棄物の減量とリサイクル促進の体制を整備することを目的に収集運搬体制を一元化しており、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者は、一般）札幌市環境事業公社のみであるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	消）総務部施設管理課 011-215-2030
R7.4.16	地震体験コーナー保守業務	株式会社ＳＰフォーラム	3,135,000	R7.2.13	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務の対象となる機器は、本市の独自の仕様に基づき（株）SPフォーラムが製作し納品したものである。したがって、当該機器の保守については、当該機器を構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要がある。　このことから、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した（株）SPフォーラムのみであり、さらにプログラムの著作権等の問題から他の事業者に情報を公開することが困難である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	消）総務部施設管理課 011-215-2030
R7.2.19	自衛消防訓練サポート業務	公益財団法人札幌市防災協会	45,989,418	R7.2.14	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、防火・防災管理体制の向上を目的としており、災害に関する豊富な知識に基づく適切かつ高度な助言指導能力が求められる。 当該事業者は、これまでも数多くの防火・防災関連の講習を実施しており、札幌市民の防火・防災対応能力の向上に貢献した実績がある。 また、これらの講習を通じて、過去の災害事例から最新の法令改正まで幅広い知識を有している。 加えて、消防職員経験者が多く在籍していることから、消防在職時の経験を踏まえたより専門的かつ的確な助言指導が可能である。 以上のことから、本業務に求められる知識及び能力を有し、かつ実績を伴う唯一の事業者であることから、当該事業者を特定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	消）総務部施設管理課 011-215-2030
R7.2.26	航空気象情報提供業務	株式会社ウェザーニューズ	1,716,000	R7.2.14	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、本市消防航空隊が安全運航を行う上で必要な航空気象情報の提供を受けるものであり、有視界飛行条件をリアルタイムで配信・画面表示することが可能、かつ、24時間365日体制で航空気象専門スタッフによる気象コンサルティングを行える事業者は、(株)ウェザーニューズ以外にはいないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	消）総務部施設管理課 011-215-2030
R7.2.26	ヘリコプターＴＶ電送システム等保守業務（機上設備）	池上通信機株式会社	2,906,200	R7.2.14	R7.4.1 ～ R8.3.31	本システムは、池上通信機（株）のパッケージ商品を本市独自の仕様にカスタマイズしたものであり、その保守については、本システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した池上通信機（株）のみである。またプログラムの著作権等の問題から他の事業者に情報を公開することも困難であるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	消）総務部施設管理課 011-215-2030
R7.2.26	救急隊アプリ「NSER mobile」提供・保守業務	ＴＸＰ　Ｍｅｄｉｃａｌ株式会社	15,947,228	R7.2.17	R7.4.1 ～ R8.3.31	本アプリケーションは、TXP Medical株式会社が独自開発した救急医療情報システムを本市独自にカスタマイズしたものであることから、その提供・運用保守には、救急医療関連の業務やシステムへの知見と、カスタマイズの元となる救急医療情報システムの仕様に精通している必要がある。 これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、本アプリケーションを開発したTXP Medical株式会社のみである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	消）総務部施設管理課 011-215-2030
R7.2.26	ヘリコプターＴＶ電送システム等保守業務（カメラ）	三井物産エアロスペース株式会社	3,285,700	R7.2.18	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務の保守対象機器である赤外線探査装置は、米国のFLIR Systems社製の機器及びソフトウエアで構成されており、FLIR Systems社から日本で唯一点検修理等の承認を受けている三井物産エアロスペース(株)以外には履行不可であるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	消）総務部施設管理課 011-215-2030
R7.3.5	多重無線システム保守業務	日本電気株式会社	13,596,000	R7.2.21	R7.4.1 ～ R8.3.31	本システムは、日本電気（株）のパッケージ商品を本市独自にカスタマイズしたものであり、その保守については、本システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した日本電気（株）のみである。また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者に情報を公開することも困難であるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	消）総務部施設管理課 011-215-2030
R7.3.19	回転翼航空機（レオナルド式AW139型）の定期耐空検査等に係る整備業務	東邦航空株式会社	79,860,000	R7.2.25	R7.2.25 ～ R7.12.26	札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者及び未登録の事業者で、本整備業務が履行可能な４者に確認したところ、当局が指定する期間内に履行可能な業者が東邦航空株式会社の１者のみである。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	消）総務部施設管理課 011-215-2030
R7.3.19	保安三法情報管理システム保守業務	株式会社つうけんアドバンスシステムズ	1,207,800	R7.3.11	R7.4.1 ～ R8.3.31	本システムは、本市独自の仕様で製作したものであり、その保守については、本システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要があり、これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品した（株）つうけんアドバンスシステムズのみである。また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者に情報を公開することも困難であるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	消）総務部施設管理課 011-215-2030
R6.4.17	中央区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	10,189,812	R6.4.3	R6.4.8 ～ R6.11.29	臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	中）土木部維持管理課 011-614-5800
R6.7.3	苗穂駅自由通路窓ガラス清掃業務	北海道クリーン・システム株式会社	1,991,000	R6.6.18	R6.7.1 ～ R6.11.30	苗穂駅自由通路は、JR本線に架かる通路（空中歩廊）であり、本市で維持管理を行っている施設である。　当該施設の通路外となる窓ガラスの清掃業務については、JR線路上での作業となることから、JR北海道の許可を得たうえで、き電停止（線路上の電気系統の遮断）を行って線路閉鎖（一定区間に列車等を入れない）の措置をし、かつ見張り員等を配置するなどの措置が必要である。更に、作業上の不備（清掃用具の落下や施設の破損など）によって、列車運行に重大な影響を与えるおそれがあることから、JR関連業務の経験、知識や装備を有することが不可欠であり、上記業者以外にはJR北海道の許可が下りない状況である。このことから、左記事業者を選定事業者とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	中）土木部維持管理課 011-614-5800
R6.11.13	盤渓東部地区雪堆積場管理業務	札幌建設運送株式会社	15,015,000	R6.10.29	R6.11.1 ～ R7.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	中）土木部維持管理課 011-614-5800

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6. 11. 13	盤渓地区雪堆積場管理業務	ソリトン・野田・東成特定共同企業体	47,960,000	R6. 10. 30	R6. 11. 1 ～ R7. 7. 31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	中）土木部維持管理課 011-614-5800
R6. 11. 20	拓北・あいの里地区センター業務用ガス遮断弁交換業務	北海道瓦斯株式会社	1,119,800	R6. 10. 29	R6. 10. 29 ～ R7. 1. 31	本業務にて交換を行う業務用ガス遮断弁は、既設都市ガス配管に設置しているものである。 ガス事業法第２条第５項及び第６項並びに第35条では、都市ガスは経済産業大臣の許可を受けた供給事業者のみ供給できるものと定められており、また、同法第48条ではガス供給事業者は経済産業大臣の許可を受けた託送供給約款で、料金その他の供給条件を設定するよう定めている。 本業務地における許可を受けた供給事業者は上記契約相手方に限定されており、また上記契約相手方が定め、認可を受けている託送供給約款の中では、ガス栓の増減や内管又はガスメーターの位置替等供給施設を変更する作業は、左記事業者のみが申込をうけて、作業することとしている。 したがって、契約相手方が特定の者に限定され、競争性を考慮する必要がないものであることから、上記契約相手方を選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	北）市民部総務企画課 011-757-2403
R6. 11. 27	亜麻ルシェ2024企画運営業務	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	1,414,600	R6. 5. 29	R6. 5. 29 ～ R6. 8. 30	本業務は、札幌エルプラザ公共４施設（１階、２階、4階及び屋外。以下、施設。）の大部分を使用し、一体的なイベントとして、企画・運営を行うものである。 　当業務の遂行に当たっては、(1) イベント実施における、施設全体の優先利用に係る調整、(2) 市民団体及び施設に入居する４団体（札幌市男女共同参画センター、札幌市消費者センター、札幌市市民活動サポートセンター、札幌市環境プラザ）に対する円滑な連絡調整、(3) 施設内の貸室や貸出備品のほか、一般に貸し出しされない共有スペースや施設設備等の利用等に関する調整、(4) 多数の団体が参加するイベントの企画運営の能力及び実績が求められる。 　（公財）さっぽろ青少年女性活動協会は、札幌エルプラザ公共４施設を管理運営する札幌市の指定管理者として、本施設及び本施設において活動する団体の管理運営に熟知するとともに、当該施設をはじめ、市内の多数の施設における豊富なイベント実施実績を有することから、本業務について必要な能力及び実績を備え、総合的かつ一体的に遂行する能力を有する、唯一の団体であるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	北）市民部地域振興課 011-757-2407
R6. 12. 4	木製玩具	社会福祉法人草の実会	1,974,500	R6. 11. 27	R6. 11. 27 ～ R7. 3. 10	本件調達物品は、北区内の子どもに札幌市産又は北区産の木材によって製作された玩具を配布し、北区への愛着を醸成する事業に使用するものであり、併せて、障がい者等の社会福祉向上に寄与する政策を達成する目的も有している。 これらの目的に鑑み、契約の相手方については、(1)札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者であること、(2)障害者総合支援法に規定する就労継続支援を行う施設を有し、かつ、木工製造部門を有することを要する。 また、乳児を対象とした玩具を使用することから、製造物に対する安全性や均一性には高い水準が求められるため、(3)本市を始め、企業・自治体等へ子ども向け玩具の製造・販売実績を有していることも要する。 当該事業者は、(1)及び(2)の条件を満たすほか、円山動物園の公式グッズとしても認定されている「木のZOOシリーズ」の製造・販売を手掛けるなど、長年にわたり企業・自治体等へ子ども向け玩具を製造・販売している。 したがって、当該事業者は本調達に必要な条件を満たし、かつ、本事業の政策目的を達成する製品を納品が可能なものであることから、契約の相手方とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	北）市民部地域振興課 011-757-2407
R7. 4. 2	令和７年度新川まちづくりセンター運営業務	新川まちづくり協議会	9,938,500	R7. 3. 25	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱（平成20年９月22日付市民まちづくり局理事決裁）第５条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。新川まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「新川まちづくり協議会」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき随意契約(特定)とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	北）市民部地域振興課 011-757-2407
R7. 4. 2	令和７年度麻生まちづくりセンター運営業務	麻生まちづくり協議会	9,999,998	R7. 3. 25	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱（平成20年９月22日付市民まちづくり局理事決裁）第５条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。麻生まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「麻生まちづくり協議会」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき随意契約(特定)とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	北）市民部地域振興課 011-757-2407
R6. 8. 7	北区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	18,097,800	R6. 4. 8	R6. 4. 11 ～ R6. 11. 29	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。高齢者等の雇用の安定等に関する法律第４１条第１項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第２項に規定するシルバー人材センターで、その所在が札幌市内にあるもの。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	北）土木部維持管理課 011-771-4211
R6. 11. 20	石狩市緑苑台地区雪堆積場管理業務	北創・一二三・丸輝特定共同企業体	49,500,000	R6. 10. 31	R6. 11. 1 ～ R7. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	北）土木部維持管理課 011-771-4211
R6. 11. 20	上篠路第2地区雪堆積場管理業務	共同・丸新特定共同企業体	55,220,000	R6. 10. 31	R6. 11. 1 ～ R7. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	北）土木部維持管理課 011-771-4211

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.11.20	拓北第2地区雪堆積場管理業務	テクノテック・マルホン北英特定共同企業体	123,431,000	R6.10.31	R6.11.1 ～ R7.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	北）土木部維持管理課 011-771-4211
R7.4.9	元町まちづくりセンター運営業務	札幌市東区元町まちづくり連合会	10,301,500	R7.3.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱（平成20 年9 月22 日市民まちづくり局理事決裁）第５条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。 元町まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「札幌市東区元町まちづくり連合会」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	東）市民部地域振興課 011-741-2429
R7.4.9	栄東まちづくりセンター運営業務	栄東地区まちづくり未来会議	10,406,999	R7.3.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	まちづくりセンター運営業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱（平成20 年9 月22 日市民まちづくり局理事決裁）第５条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。 栄東まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「栄東地区まちづくり未来会議」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	東）市民部地域振興課 011-741-2429
R6.5.1	東区自転車誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	9,427,536	R6.4.5	R6.4.8 ～ R6.11.30	軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	東）土木部維持管理課 011-781-3521
R6.11.20	モエレ地区雪堆積場管理業務	大同・中大・岩田地崎・板谷特定共同企業体	21,560,000	R6.10.31	R6.11.1 ～ R7.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	東）土木部維持管理課 011-781-3521
R6.11.20	上篠路地区雪堆積場管理業務	丸彦渡辺・丸二森建 特定共同企業体	151,096,000	R6.10.31	R6.11.1 ～ R7.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	東）土木部維持管理課 011-781-3521
R7.4.9	栄町駅交通広場清掃業務	株式会社シムス	1,584,000	R7.3.26	R7.4.1 ～ R8.3.31	栄町駅交通広場は、清掃業務の内容が隣接する同駅構内と類似しており、他の地下鉄駅に併設されているバスターミナルにおいても清掃業務を地下鉄駅構内と一体的に実施していること及び当該広場は同駅で下車した乗客が多く利用している施設であることを踏まえると、同駅と密接に関連する付帯的な施設であると言える。 同駅の駅舎清掃業務（栄町清掃区）については、交通局が令和６年10月１日から令和９年９月30日まで左記業者に委託しており、当該広場について単独で清掃業務を発注するよりも、当該業者に委託することが有利であると認められるため、当該業者と契約したい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	東）土木部維持管理課 011-781-3521
R7.4.9	白石区複合庁舎一般廃棄物収集処理業務	一般財団法人　札幌市環境事業公社	977,650	R7.3.24	R7.4.1 ～ R8.3.31	白石区複合庁舎から排出される事業系一般廃棄物（一般ごみ、資源化ごみ、粗大ごみ、生ごみ）について、札幌市域における収集運搬許可業者が当該１社のみであるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	白）市民部総務企画課 011-861-2405
R6.7.31	しろいしスイーツ普及振興業務	株式会社リライズ	1,997,600	R6.7.17	R6.7.17 ～ R6.12.16	当該業務については、下記を理由として、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に規定される価格による競争入札等には適さない業務と考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第３条第１項第１号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの」に該当するため、公募型企画競争を採用した。本業務を円滑に履行できるのは、上記の公募型企画競争により選定した事業者に限られることから、本契約は左記事業者を相手方とした随意契約とする。 記 選定事業者より下記の企画提案がなされ優れた事業成果が期待できること。 ・マスコットキャラクターを活用し、区内菓子店等の魅力を発信し食品産業振興に繋がる企画提案であること。 ・紙媒体を使用したポイントラリーだけでなく、参加者が所有するモバイル端末等でスタンプを獲得できる仕組みとするなど、より多くの参加を促す仕組みを提案していること。 ・地下２階イベント広場の限られた空間で、マスコットキャラクターをコンセプトとした白石区の菓子産業の魅力を発信するとともに、子どもや親子が恒常的に楽しめるようなスペースとするための独創的かつ実験的な提案であること。 ・複合庁舎のにぎわいを創出し、区民が親しみを持てる憩いの場とするため、１階中庭を試験的に期間限定でカフェ・ビアガーデンとして使用する提案がなされていること。 ・プロポーザル方式により、事業者から効率的なコスト構造の提案がなされており、限られた予算内で最大限の成果を得ることが期待できること。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	白）市民部地域振興課 011-861-2422

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.9	白石区複合庁舎まちづくりイベント広場管理運営・企画調整業務	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	3,474,700	R7.3.25	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、白石区複合庁舎地下２階「まちづくりイベント広場」（以下「広場」という。）において、利用者が効果的なイベントを実施することができるよう、広場の管理運営、企画調整、情報発信等を行うコーディネーターを配置するものである。 本業務の実施に当たっては、白石区複合庁舎まちづくりイベント広場等利活用協議会（以下「協議会」という。）での議論を踏まえ、多世代交流の積極的な推進が必要となることから、児童会館や若者支援センターなどの支援機関との連携が必須となる。 当該法人は、児童会館及び、各年齢層が利用する様々な施設の運営を受託しており、協議会が求める各年齢層を横断した連携を図る上で最も適したな団体である。また、「ポプラ若者活動センター」を白石区複合庁舎の隣接地で運営し、地域に密着して若者の活動を支援してきた実績があり、これまでに築いたネットワークを生かし、協議会が掲げる様々な多世代交流を効率的に実現することが可能である。 さらに、当課の隣接地に立地していることから、日々密接かつ迅速な連携を実現している。また、委託当初からこれまでの間、特段の問題を発生させていない。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき、特定随意契約といたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	白）市民部地域振興課 011-861-2422
R6.4.17	白石区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	14,414,856	R6.4.8	R6.4.8 ～ R6.11.21	臨時的かつ短期的な就業又は、その他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	白）土木部維持管理課 011-864-8125
R6.7.24	白石駅自由通路・柏山跨線人道橋窓ガラス等清掃業務	北海道クリーン・システム株式会社	2,917,200	R6.7.11	R6.7.11 ～ R6.11.30	白石駅自由通路及び柏山跨線人道橋は、ＪＲ本線に架かる通路（空中歩廊）であり、本市で維持管理を行っている施設である。 当該施設の通路外となる窓ガラスの清掃業務については、ＪＲ線路上での作業となることから、ＪＲ北海道の許可を取ったうえ、き電停止（線路上の電気系統の遮断）を行って線路閉鎖（一定区間に列車等を入れない）の措置をし、かつ見張り員等を配置するなどの措置が必要である。 更に、作業上の不備（清掃用具の落下や施設の破損など）によっては、列車運行に重大な影響を与えるおそれがあることから、ＪＲ関連業務の経験、知識や装備を有することが不可欠であり、左記業者以外にはＪＲ北海道の許可が下りない状況である。 このことから、特定とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	白）土木部維持管理課 011-864-8125
R6.5.22	厚別区役所等駐車場整理業務（追加分）	株式会社テックサプライ	4,604,600	R6.4.1	R6.4.1 ～ R6.9.30	現在、左記事業者は「厚別区役所等駐車場整理業務」を受託・履行しているが、当該業務は、既存契約における業務時間内の増員もしくは業務時間に連続して実施するものであるほか、一時移転を行う厚別区民センター駐車場と厚別区役所駐車場は出入口が近接していることもあり、駐車場整理にあたっては綿密な連携が必要となることから、人員の配置及び管理責任等の観点から、同社が受託・履行することが合理的であるほか、安全かつ円滑な業務遂行を確保するためには、本施設での駐車場整理に関する知識及び経験が不可欠であるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	厚）市民部総務企画課 011-895-2419
R6.10.16	厚別区第50回衆議院議員総選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務	株式会社六書堂	3,380,080	R6.10.4	R6.10.4 ～ R6.11.8	本業務は、市選管において調達（レンタル）した掲示板を使用し、ポスター掲示場の設置撤去を行うものである。 本業務のうちポスター掲示場の設置については、過去実績及び業者への聴き取り結果により、掲示板の引渡し後５日間の期間が必要であり、公示日の３日前である10月12日が設置期限であることから、掲示板を10月７日までに引き渡す必要がある。 一方で、ポスター掲示板の調達（レンタル）に当たっては、引渡しの３日前までに、引渡し場所の特定が必要である。この場合の引渡し場所とは、本業務の受託者が指定する場所であることから、引渡し期日の３日前である10月４日までに契約を締結し、本業務の受託者を決定する必要がある。 今回の衆議院議員総選挙については、任期満了年度に執行されるものではないことから、執行経費は令和６年度当初予算に計上されておらず、本業務に係る経費は予備費充用により措置することになる。予備費充用後執行可能となるのが10月４日であることから、競争入札による場合には10月４日に契約締結を行うことが不可能であり、特定随意契約による必要がある。 次に契約の相手方について、過去の同種業務に係る入札参加要件として、「過去７年以内において、本市またはその他官公庁が発注する選挙管理委員会のポスター掲示場に係る製作設置及び撤去業務を請け負った実績があること」を掲げていたが、今回の業務については、上記のとおり極めて短期間で業務を完了させる必要があり、履行前に現地確認等の準備を行うことも日程上困難であることから、過去７年間に当区内で同種業務の請負実績のある事業者でなければ、適正な業務履行を担保することができない。この条件に合致する株式会社六書堂に対し聴き取りを行ったところ、今回の選挙においても履行可能との回答を得たところである。 以上により、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当することから、特定随意契約により本業務の調達を行うものとし、左記事業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	厚）市民部総務企画課 011-895-2400
R6.6.19	厚別区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	7,541,028	R6.4.5	R6.4.8 ～ R6.11.30	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	厚）土木部維持管理課 011-897-3800
R6.11.13	大曲地区雪堆積場管理業務	開発運輸・日本国土・拓友道路・里塚総業・坂井特定共同企業体	92,400,000	R6.10.31	R6.11.1 ～ R7.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	厚）土木部維持管理課 011-897-3800
R6.11.13	もみじ台南地区雪堆積場管理業務	ケンウン・北日本・佐興・柴田特定共同企業体	40,040,000	R6.10.31	R6.11.1 ～ R7.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市内各地に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	厚）土木部維持管理課 011-897-3800
R7.5.7	豊平区役所等一般廃棄物収集運搬業務（単価契約）	一般財団法人　札幌市環境事業公社	1,196,157	R7.3.31	R7.4.1 ～ R8.3.31	事業系一般廃棄物は、排出事業者が自ら処理施設へ搬入するか、または許可業者へ収集 を依頼する必要があるが、本市における収集運搬許可業者は当該事業者のみであるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	豊）市民部総務企画課 011-822-2405
R6.4.17	豊平区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	10,274,880	R6.4.11	R6.4.15 ～ R6.11.13	軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	豊）土木部維持管理課 011-851-1681

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6. 11. 20	澄川南地区雪堆積場管理業務	水谷・大伸・内村・ネオアクシア特定共同企業体	82,610,000	R6. 10. 29	R6. 11. 1 ～ R7. 8. 31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	豊）土木部維持管理課 011-851-1681
R6. 11. 20	真駒内第２地区雪堆積場管理業務	宮浦ほか４社特定共同企業体	15,290,000	R6. 10. 30	R6. 11. 1 ～ R7. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	豊）土木部維持管理課 011-851-1681
R6. 11. 20	真栄ハイテクヒル地区雪堆積場管理業務	新立大一・スミセキ特定共同企業体	20,625,000	R6. 10. 31	R6. 11. 1 ～ R7. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	豊）土木部維持管理課 011-851-1681
R6. 11. 20	西岡第２地区雪堆積場管理業務	杉原・北央道路特定共同企業体	21,230,000	R6. 10. 31	R6. 11. 1 ～ R7. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	豊）土木部維持管理課 011-851-1681
R6. 12. 11	大和ハウス プレミストドーム関連道路施設等維持除雪業務	株式会社札幌ドーム	3,487,000	R6. 11. 28	R6. 12. 2 ～ R7. 3. 31	本業務は、札幌ドームの敷地に接続する札幌ドーム羊ヶ丘連絡橋等の冬期路面維持管理を行うものであるが、現在委託中の『札幌ドーム関連道路施設等維持管理業務』と同一区域である。そのため、複数の受託者が同時に業務を履行した場合、連携が図れないため非効率で緊急対応も遅くなるほか、経費面でも不利であることから、『札幌ドーム関連道路施設の維持管理等に関する協定書』の第4条及び第10条に従い、現在受託している当該業者と随意契約を締結するものとする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	豊）土木部維持管理課 011-851-1681
R7. 4. 9	真駒内篠路線（中の島1条3丁目）擁壁変状観測業務	株式会社エーティック	5,170,000	R7. 3. 25	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	本業務は、主要市道真駒内篠路線（中の島1条3丁目）に位置する擁壁について、安全管理を目的にリアルタイム観測によって変状の進行性を把握するものである。 上記選定事業者はリアルタイム観測を実施するにあたり、令和5年度業務の仕様に基づき本業務用に特化したソフトウェアを独自の技術により開発しており、動作確認及び異常時の解析等、稼働中のシステムを安定的に運用することが可能な唯一の事業者であることから特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	豊）土木部維持管理課 011-851-1681
R7. 4. 9	大和ハウス プレミストドーム関連道路施設等維持管理業務	株式会社札幌ドーム	7,799,000	R7. 3. 31	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	本本業務は、札幌ドーム歩道橋、札幌ドーム前広場等の清掃及び、その付帯施設である監視カメラや警報装置・エレベーター等の保守点検を行う業務である。 これらは、大和ハウス プレミストドーム運営（イベント）との連携の必要性が高いことから、イベント等との効率的な連携を図ることができ、緊急時に迅速な対応ができる事業者に委託する必要がある。これらのことを踏まえたうえで、平成13年5月に締結された「札幌ドーム関連道路施設の維持管理等に関する協定」の第4条及び第5条に、維持管理については株式会社札幌ドームに委託するものとされていることから、選定事業者としたものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	豊）土木部維持管理課 011-851-1681
R6. 11. 20	真栄芙蓉地区雪堆積場管理業務	テクノ・勝栄・日本マーキング特定共同企業体	29,887,000	R6. 10. 30	R6. 11. 1 ～ R7. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	清）土木部維持管理課 011-888-2800
R6. 11. 20	白旗山地区雪堆積場管理業務	ＳＴ・新太平洋特定共同企業体	25,630,000	R6. 10. 30	R6. 11. 1 ～ R7. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	清）土木部維持管理課 011-888-2800
R6. 11. 20	白旗山第３地区雪堆積場管理業務	ノース・共創特定共同企業体	14,696,000	R6. 10. 30	R6. 11. 1 ～ R7. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	清）土木部維持管理課 011-888-2800
R6. 11. 20	有明地区雪堆積場管理業務	杉原・東陽・北央道路特定共同企業体	16,929,000	R6. 10. 31	R6. 11. 1 ～ R7. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	清）土木部維持管理課 011-888-2800

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6. 11. 20	有明第２地区雪堆積場管理業務	新立大一・山王・北土・公清特定共同企業体	55,825,000	R6. 10. 31	R6. 11. 1 ～ R7. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	清）土木部維持管理課 011-888-2800
R6. 11. 20	白旗山第２地区雪堆積場管理業務	真栄・松平・南香園・日本緑化工・横山特定共同企業体	28,270,000	R6. 10. 31	R6. 11. 1 ～ R7. 7. 31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	清）土木部維持管理課 011-888-2800
R7. 4. 16	みすまい児童会館清掃業務	簾舞会館運営委員会	963,600	R7. 3. 31	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	簾舞会館運営委員会は、みすまい児童会館に併設する簾舞会館の運営業務を担うために地域住民により組織された団体であり、簾舞会館の清掃業務も常駐で行っている。 当該事業者は、令和４～７年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていないが、当該事業者に本業務を委託することで、突発的な清掃作業にも速やかに対応できるほか、簾舞会館と一体的な清掃作業が可能となり、効率的かつ円滑な履行によ り、経費の節減が確保できる。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	南）市民部総務企画課 011-582-4705
R6. 11. 27	西区第50回衆議院議員総選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務	株式会社札幌標板製作所	5,832,200	R6. 10. 4	R6. 10. 4 ～ R6. 11. 10	本業務は、市選管において調達（レンタル）した掲示板を使用し、第50回衆議院議員総選挙に係るポスター掲示場の設置及び撤去を行うものである。なお、本業務のうちポスター掲示場の設置については、法定上、公示日の２日前には設置を完了させなければならないとされている。 過去の選挙実績及び過去の請負業者への聴き取り結果により、掲示板設置作業については、ポスター掲示板の調達（レンタル）業者から掲示板を引受けた後、最低でも５日間の作業期間を要する。 また、ポスター掲示板の調達（レンタル）については、設置業者への引渡しの３日前までに、引渡し場所を特定するため、本業務の請負業者を選定しておく必要がある。 一方で、今回の衆議院議員総選挙に係る執行経費は、令和６年度当初予算に計上されておらず、予備費の充用を経てから予算計上されることから、一般競争入札による契約締結を行うことが期間的に不可能であり、そのため特定随意契約による契約締結を進める必要がある。 当該業務については、上記のとおり極めて短期間で業務を完了させる必要があり、履行前に現地確認等の準備を行うことも日程上困難であることから、過去７年間に当区内で衆議院議員総選挙に係る同種業務の請負実績のある事業者でなければ、適正な業務履行を担保することができない。 この条件に合致する株式会社札幌標板製作所及び株式会社中央ネームプレート製作所に対し聴き取りを行ったところ、株式会社中央ネームプレート製作所からは、上記日程では履行困難であり指名を受けても辞退する旨の回答があり、株式会社札幌標板製作所からは、今回の選挙においても履行可能との回答を得たところである。 以上により、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当することから、特定随意契約により本業務の調達を行うものとし、左記事業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	西）市民部総務企画課 011-641-6921
R6. 4. 17	西区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	9,027,216	R6. 4. 11	R6. 4. 15 ～ R6. 11. 22	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	西）土木部維持管理課 011-667-3201
R6. 11. 13	福井地区雪堆積場管理業務	北陽・北海道ロード・佐野特定共同企業体	23,595,000	R6. 10. 30	R6. 11. 1 ～ R7. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	西）土木部維持管理課 011-667-3201
R6. 11. 13	前田第２地区雪堆積場管理業務	八甲・丸源三上・マルコー特定共同企業体	14,960,000	R6. 10. 31	R6. 11. 1 ～ R7. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	西）土木部維持管理課 011-667-3201
R6. 11. 13	平和地区雪堆積場管理業務	株式会社坂ノ下興業	16,137,000	R6. 10. 31	R6. 11. 1 ～ R7. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	西）土木部維持管理課 011-667-3201
R6. 11. 13	平和第２地区雪堆積場管理業務	坂ノ下・鈴木東建特定共同企業体	19,338,000	R6. 10. 31	R6. 11. 1 ～ R7. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	西）土木部維持管理課 011-667-3201
R6. 11. 13	西野平和地区雪堆積場管理業務	花井・勇・朝倉　特定共同企業体	32,780,000	R6. 10. 31	R6. 11. 1 ～ R7. 6. 30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	西）土木部維持管理課 011-667-3201

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.10.30	手稲区第50回衆議院議員総選挙ポスター掲示場製作設置及び撤去業務	株式会社札幌標板製作所	4,304,300	R6.10.4	R6.10.4 ～ R6.11.8	本業務は、市選管において調達（レンタル）した掲示板を使用し、ポスター掲示場の設置撤去を行うものである。 本業務のうちポスター掲示場の設置については、過去実績及び業者への聴き取り結果により、掲示板の引渡し後５日間の期間が必要であり、公示日の２日前である10月12日が設置期限であることから、掲示板を10月７日までに引き渡す必要がある。 一方で、ポスター掲示板の調達（レンタル）に当たっては、引渡しの３日前までに、引渡し場所の特定が必要である。この場合の引渡し場所とは、本業務の受託者が指定する場所であることから、引渡し期日の３日前である10月４日までに契約を締結し、本業務の受託者を決定する必要がある。 今回の衆議院議員総選挙については、任期満了年度に執行されるものではないことから、執行経費は令和６年度当初予算に計上されておらず、補正予算の議決を経て契約が可能となる。補正予算の議決が10月３日又は４日であることから、競争入札による場合には10月４日に契約締結を行うことが不可能であり、特定随意契約による必要がある。 次に契約の相手方について、過去の同種業務に係る入札参加要件として、「過去７年以内において、本市またはその他官公庁が発注する選挙管理委員会のポスター掲示場に係る製作設置及び撤去業務を請け負った実績があること」を掲げていたが、今回の業務については、上記のとおり極めて短期間で業務を完了させる必要があり、履行前に現地確認等の準備を行うことも日程上困難であることから、過去７年間に当区内で同種業務の請負実績のある事業者でなければ、適正な業務履行を担保することができない。この条件に合致する株式会社札幌標板製作所及び株式会社なかむら美巧社に対し聴き取りを行ったところ、株式会社なかむら美巧社からは履行困難であり指名を受けても辞退する旨の回答があり、株式会社札幌標板製作所からは今回の選挙においても履行可能との回答を得たところである。 以上により、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当することから、特定随意契約により本業務の調達を行うものとし、左記事業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	手）市民部総務企画課 011-681-2427
R7.1.8	手稲区総合庁舎中央監視システムセンター装置更新業務	富士通Ｊａｐａｎ株式会社	33,440,000	R6.12.9	R6.12.9 ～ R7.3.31	手稲区総合庁舎で使用している中央監視システムは、システム全体をコントロールするソフトウェアが組み込まれたセンター装置（富士通製）と、センター装置からの信号を庁舎内各設備に伝達する末端装置（富士通製）で構成されている。センター装置のソフトウェアは、庁舎図面や空調・衛生などの各設備系統図などを盛り込み当庁舎用に構築されたものである。 本来、システム全体の更新を計画的に行うところだが、このたび、センター装置が故障したため、センター装置のみを更新する本業務を行う。 既存の末端装置（富士通製）と互換性を保ち、システム全体をコントロールするためには、富士通製のソフトウェアを組み込んだセンター装置が必要であり、対応可能なのは、開発メーカーである当該業者のみである。 以上により、本件は競争入札に適さないことから、当該業者を選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	手）市民部総務企画課 011-681-2425
R6.5.22	手稲駅自由通路南口３改修業務	大和技建株式会社	1,188,000	R6.5.10	R6.5.10 ～ R6.6.15	手稲駅自由通路南口3の1階風除室において　雨漏りが発生し一部規制している状況である。早急に屋上防水、排水路ヒーター設置を行い歩行者の安全性、利便性を確保するため緊急調達を行う。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第５号）	手）土木部維持管理課 011-681-4011
R7.1.8	前田地区雪堆積場管理業務	丸源三上・八甲・西岡特定共同企業体	35,750,000	R6.10.30	R6.11.1 ～ R7.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	手）土木部維持管理課 011-681-4011
R7.1.8	手稲山口地区雪堆積場管理業務	大泉組・大八拓殖・光建特定共同企業体	63,470,000	R6.10.30	R6.11.1 ～ R7.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	手）土木部維持管理課 011-681-4011
R7.1.8	前田第３地区雪堆積場管理業務	スペース・勇・日本庭園特定共同企業体	29,810,000	R6.10.30	R6.11.1 ～ R7.7.31	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	手）土木部維持管理課 011-681-4011
R7.1.8	山口東地区雪堆積場管理業務	大八拓殖・東海建設・寿・福田道路特定共同企業体	21,120,000	R6.10.30	R6.11.1 ～ R7.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	手）土木部維持管理課 011-681-4011
R7.1.8	前田第５地区雪堆積場管理業務	全幸・大東・ライフユーズ・田中組特定共同企業体	32,120,000	R6.10.31	R6.11.1 ～ R7.6.30	札幌市により確保する公共用地等を利用した雪堆積場のみでは、公共排雪や一般市民などにより運び込まれる雪の処理が困難である。そのため、雪堆積場を管理出来る能力を備えた提案者より、自己所有地や借地による市域内外に潜在する民間遊休地等を利用し、雪堆積場として必要な施設、立地条件、雪処理能力等を備えた雪体積場の確保を図るものである。したがって、価格による競争入札には適さないものと考えられ、公募による企画提案を実施し、選考委員会で採用となった提案者と随意契約を結ぶこととした。 （地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号該当） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	手）土木部維持管理課 011-681-4011
R6.12.18	手稲駅自由通路南口照明灯交換業務	株式会社高橋電気設備工事	1,760,000	R6.12.5	R6.12.5 ～ R6.12.10	手稲駅自由通路南口照明灯について　歩行者への安全性に支障をきたしているので緊急調達を行う （地方自治法施行令第167条の２第１項第５号）	手）土木部維持管理課 011-681-4011

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.6.26	チャレンジ自然体験及び自然体験活動リーダー養成講座企画・運営業務	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	3,180,727	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.21	本業務は、野外教育や自然体験活動が持つ教育効果を札幌市における課題解決の手段の一つとして活用し、札幌の子どもたちが等しく自然体験できる機会を創出していくことを目標に、野外教育総合推進事業として「チャレンジ自然体験」と「自然体験活動リーダー養成」の２つの事業を柱とし、他部局・他機関等との連携体制のもと、両事業を相互に連環させ、効果的かつ段階的に実施するものである。また、不登校児童生徒を対象とするなど、これまで実施してきた野外教育事業とは異なる視点で事業展開を図っていく必要があり、民間事業者の持つ高度な企画提案力、創造性や技術力、並びに専門的な知識・経験が不可欠であることから、事業者の選定にあたっては、能力を総合的に評価する公募型企画競争により契約候補者を選定することが適当であると考えられる。 以上により、契約の性質または目的が価格による競争入札に適しないため、公募型企画競争により契約の相手からを選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）生涯学習推進課 011-211-3872
R7.3.5	札幌市学校用ネットワークセンター運用管理業務	札幌総合情報センター株式会社	377,300,000	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	本業務を行うにあたっては、ネットワーク構成、セキュリティ対策及びアカウント管理等の、学校用ネットワーク固有の専門的な知識やノウハウを有していることが不可欠であり、これらの技術的な知識やノウハウを持たない業者からの調達では、学校用ネットワークの状況の把握等に膨大な時間と費用を要することから、障害発生時に迅速に対応ができないなど、業務履行に著しい支障が生じ、学校業務の円滑な実施が損なわれることとなる。 以上から、本業務を迅速かつ安全に履行できるのは、当該業者をおいて他にはなく、特例政令第11条第１項第１号に該当するため。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	教）生涯学習部学校支援課 011-211-3826
R7.3.5	統合型ID管理システム保守業務	東日本電信電話株式会社	27,268,560	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	本業務の実施にあたっては、統合型ID管理システムの開発コード、プログラム構成等を熟知している必要があり、これらの技術的な知識や経験を持たない事業者からの調達では、通常保守や障害発生時に迅速に対応できないなど、業務履行に著しい支障が生じ、学校業務の円滑な実施が損なわれることとなる。 以上から、本業務を迅速かつ安全に履行できるのは、システムの構築を行った当該事業者をおいて他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）生涯学習部学校支援課 011-211-3826
R7.3.5	札幌市学校用ネットワーク回線調達業務	東日本電信電話株式会社	188,691,360	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	各市立学校及び幼稚園等の学校用ネットワークにおいては、本市が整備したネットワーク設備に本業務にて調達する公衆回線を接続することによって、学校間、学校とネットワークセンター間等の拠点間の通信を実現している。 本業務によって調達する回線は、閉域網内で構成することに加え、各校に設置された既存のIP電話を継続的に利用できる必要があり、本要件を満たすことのできる回線を有するのは当該事業者のみである。 以上から、本業務を履行できるのは、当該業者をおいて他にはなく、特例政令第11条第1項第1号に該当するため。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	教）生涯学習部学校支援課 011-211-3826
R7.3.5	学校用無線LAN環境保守運用業務	東日本電信電話株式会社	50,925,600	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	市立学校等における無線LANネットワークについては、普通教室、特別支援教室、特別教室及び職員室等に無線LANアクセスポイントを設置することにより、教員、児童及び生徒が無線LAN環境下でタブレット端末を活用することを可能としている。 本業務の履行にあたっては、本市の現行の無線LANネットワークの構成を熟知している必要があり、本要件を満たすのは、無線LAN環境の初期構築を担った当該事業者のみである。 以上から、本業務を履行できるのは、当該業者をおいて他にはなく、特例政令第11条第1項第1号に該当するため。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	教）生涯学習部学校支援課 011-211-3826
R7.3.12	市立札幌開成中等教育学校単位制支援システム保守業務	株式会社札幌ウチダシステム	1,768,800	R6.4.1	R6.4.1 ～ R7.3.31	本業務の実施にあたっては、単位制支援システムの開発コード、プログラム構成等を熟知している必要があり、これらの技術的な知識や経験を持たない業者からの調達では、通常保守や障害発生時に迅速に対応できないなど、業務履行に著しい支障が生じ、学校業務の円滑な実施が損なわれることとなる。 以上から、本業務を迅速かつ安全に履行できるのは、システムの構築を行った当該業者をおいて他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）生涯学習部学校支援課 011-211-3826
R7.3.5	アクセス認証型ネットワーク構築仕様書案等作成支援業務	グラビス・アーキテクツ株式会社	27,995,000	R6.5.15	R6.5.15 ～ R7.3.31	本市では、令和4年度に実施した「アクセス認証型セキュリティ対策調査・設計業務」により次期ネットワーク構築に向けたロードマップ等を作成した。 本業務の履行にあたっては、アクセス認証型セキュリティ対策の導入、自治体等のセキュリティポリシー策定に知見があることはもちろん、札幌市教育委員会の目指すアクセス認証型のネットワーク構成を熟知し、なおかつ札幌市教育委員会の既存のネットワーク構成、セキュリティ対策及びアカウント管理等の、学校用ネットワーク固有の専門的な知識やノウハウを有していることが不可欠である。 これらの知識やノウハウを持たない業者からの調達では、学校用ネットワークの特性を踏まえた調達仕様書案やセキュリティポリシーの策定は困難であり、業務履行に著しい支障が生じる懸念がある。 そのため、本業務を受託できるのは「アクセス認証型セキュリティ対策調査・設計業務」を受託しており、学校用ネットワーク構成について熟知する、当該事業者をおいて他にはいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）生涯学習部学校支援課 011-211-3826
R7.3.5	学校・保護者間連絡システムライセンス	バイザー株式会社	19,140,000	R6.6.13	R6.6.13 ～ R6.6.28	本業務で調達するソフトウェアはバイザー株式会社が提供する「すぐーる」であり、市立学校において、昨年度試験運用、今年度本格運用が始まっている。本市では、大規模災害等緊急時の確実な学校・保護者間の連絡手段として利用するとともに、日常的な事務連絡においてもデジタル化を推進するため、当該システムを利用している。 今年度から本格導入した状況において、新たなシステムを導入し、サービス変更を行った場合、教員に校内運用の再考、さらには、保護者に再びアプリのダウンロードや使い方の学び直しを強いることになる。 一方、当該システムに関して、学校現場や保護者からの苦情や問い合わせがなく、利用定着が進んでいる状況である。 以上から、本市では引き続き「すぐーる」を導入する必要があるが、「すぐーる」を提供できる事業者は当該業者をおいて他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）生涯学習部学校支援課 011-211-3826
R7.3.5	新聞記事検索データベースライセンス	株式会社北海道新聞社	4,274,380	R6.6.23	R6.6.23 ～ R6.7.31	本業務で調達するソフトウェアは北海道新聞社が提供する「まなbell」であり、現在市立学校での活用がなされている。本市では学習指導要領において示されている授業における新聞の活用を推進するため、新聞記事検索データベースの整備を行っているが、頻繁なサービスの変更は教員がサービスの使い方や活用方法を都度学び、児童生徒に指導を行わなければならず、児童生徒もこれまで培ってきた知見が利用できなくなるため、新聞記事を活用した円滑な学習活動が損なわれることとなる。 以上から本市では引き続き「まなbell」を導入する必要があるが、「まなbell」を提供できる事業者は当該業者をおいて他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）生涯学習部学校支援課 011-211-3826

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6.7.24	札幌市学校施設冷房設備整備事業PFIアドバイザリー業務	有限責任監査法人トーマツ	36,850,000	R6.6.7	R6.6.7 ～ R7.3.31	本業務は、学校施設冷房設備整備においてPFI手法を導入するにあたり、事業者の選定手続き等の総合的な支援を行うことを目的とするものであり、高度な専門性・経験が求められるため、公募型企画競争により事業者の選定を行うことが適当であると判断した。 以上より、その性質から一般競争入札に適しないものであるため、公募型企画競争実施委員会において選定された契約候補者と特定随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）生涯学習部学校施設課 011-211-3835
R7.4.2	札幌市学校施設空調設備基本調査業務	三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング株式会社	18,117,000	R7.3.7	R7.3.7 ～ R7.8.29	本業務は、学校施設における空調設備の整備を検討するにあたり、課題の抽出や設備の機能及び整備手法等を整理するとともに、整備することを仮定したうえでのスケジュールの検討等について支援を行うものであり、高度な専門性・経験が求められるため、公募型企画競争により事業者の選定を行うことが適当であると判断した。 以上より、その性質から一般競争入札に適しないものであるため、公募型企画競争実施委員会において選定された契約候補者と特定随意契約を締結するものである。（地方自治法施行令第167条の２第１項第２号） （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）生涯学習部学校施設課 011-211-3835
R7.1.29	市立札幌啓北商業高校プログラミング講座業務	株式会社コエルワ	2,940,300	R7.1.17	R7.1.20 ～ R7.3.21	本業務はプログラミング教育を推進し国際的に活躍できる人材を育成することを目的とした事業であり、高等学校段階に実社会により近い講座を実施することを求めるものである。 そのため、一連の業務工程にはプログラミングの専門的な知識や生徒の興味関心をひきつけ講座を実施するなど高度なノウハウが必要であると考えられるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）学校教育部教育推進課 011-211-3851
R7.3.26	就学援助システム運用保守業務	株式会社アイティフォー	1,848,000	R7.3.18	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務の円滑な実施にあたっては、就学援助システム（以下、「本システム」という。）のプログラム構成やデータベース方式等について熟知していることが不可欠である。本システムは、株式会社アイティフォーが同社のパッケージ製品を本市向けにカスタマイズすることにより構築したシステムであり、システムの著作権が同社に帰属しているため、他の業者が本システムのデータベース構造、データベース方式、機能、特性及び制約条件を把握することはできず、本業務を履行することは不可能である。 以上のことから、本件委託業務の履行が可能な者は、上記選定事業者以外において他にないため、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）学校教育部教育推進課 011-211-3851
R6.6.5	札幌市図書館ＤＸ調査研究業務	グラビス・アーキテクツ株式会社	8,998,000	R6.5.27	R6.5.27 ～ R7.2.28	本業務は、ＩＣタグを活用したＤＸにより、今後の事業展開や新たな取組の可能性など図書館におけるＤＸの方向性についての調査研究・分析を行い、提案を行うことを目的とするものである。そのため、上記の調査研究結果を集約、分析し、企画提案を行うには、事業者の持つ企画力のほか、高度な創造力、技術力、専門的知識並びに経験等が必要であるため、複数の相手方から企画案を募り、その中から、より優れた提案を採用する企画競争により契約の相手方を決定することが適当であると考えられる。 以上により、契約の性質又は目的が、価格による競争入札に適しないため、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）中央図書館運営企画課 011-512-7330
R7.1.29	令和６年度図書館電算システム用機器再リース	ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社	1,483,119	R6.12.3	R7.1.1 ～ R7.3.31	令和６年12月31日をもってリース契約期間が満了する図書館電算システム用機器については、次期システムへの更新が令和７年12月末となるため、令和６年１月１日以降も機器を継続して使用するために再リース契約を締結する必要がある。これを提供できる業者は1社のみであり、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」に該当するため、同社を特命する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）中央図書館運営企画課 011-512-7330
R6.12.25	令和6年度後期札幌市図書館システム運用・保守業務	ＮＥＣソリューションイノベータ株式会社	12,621,675	R6.12.18	R7.1.1 ～ R7.3.31	本業務は、平成25年度より稼働している図書館電算システム（以下「システム」という。）の安定稼働及び効率的な運用を行うことを目的とするものであり、システムの機能・仕様のみならず、機器構成、各種設定及びアプリケーションの動作特性、関連システムとの連携における仕様等を熟知していることが要件となる。 当該システムはＮＥＣ社により開発されたが、ＮＥＣグループ内の業務見直しにより、令和２年度よりシステム事業が当該事業者へ事業譲渡された。 当該事業者は、システム開発から販売・サポートまでの一貫した体制を有し、上記要件を満たす唯一の事業者であり、迅速かつ安全、確実に業務を履行できるのは当該事業者をおいてほかにいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）中央図書館運営企画課 011-512-7330
R7.2.26	中央図書館エレベーター設備保守点検業務	株式会社日立ビルシステム	2,112,000	R7.2.17	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務を履行するにあたっては、専門技術者がエレベーターシステムに組み込まれた運転制御プログラム等に熟知していることが不可欠である。 この作業において、他の業者では、メーカーである株式会社日立製作所が独自開発したプログラムの把握・改定が困難であること、また、トラブル発生時の緊急対応や責任所在の切り分けが困難であり、エレベーターの信頼性確保、安全管理の観点から、業務を実施できる本市登録業者は、製造メーカーと提携関係にある保守管理専門の左記業者のみであるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）中央図書館運営企画課 011-512-7330
R7.2.26	中央図書館等自動扉開閉装置保守点検業務	フルテック株式会社	1,069,367	R7.2.17	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務対象の自動扉開閉装置はフルテック（株）製であり、設備保守点検業務を履行するにあたっては、メーカー独自の装置の構造や機器独自の運転制御プログラムに熟知していなければならない。 また、保守点検時の消耗部品や駆動装置等の交換時期の把握や、トラブル発生時には施設利用者への事故防止から、迅速な原因究明及び交換部品の確保等の緊急対応が求められることから、本業務を履行できる本市登録業者は、左記業者のみであるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）中央図書館運営企画課 011-512-7330
R7.2.26	中央図書館無停電電源装置保守点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	1,012,000	R7.2.17	R7.4.1 ～ R8.3.31	中央図書館の無停電電源装置は、施設維持機器やシステム用ネットワーク機器及びサーバ機へ電源供給するための非常に重要な設備であり、本業務は当該装置の安定稼働を目的とし、設備点検、故障発生時の緊急対応、本装置に関する技術的な支援・助言を行うものである。 左記業者は、同装置の製造元である三菱電機（株）の系列会社であり、保守専門会社として三菱電機（株）製の無停電電源装置の保守・修理・整備を一任されており、同装置に対する専門的知識、技術を有し、部品交換時期の把握、迅速な異常の把握、交換用部品等の調達及び修繕に必要な知識及び技術的要件を兼ね備えている。 また、保守点検は電源変換装置とバッテリを一体として扱う必要があり、無停電電源装置システムを提供するメーカーと提携関係にある業者が行うべきものである。 よって、同装置の運転の信頼性確保及び安全管理の観点から、左記業者が本業務を安全確実に実施できる唯一の業者であるため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）中央図書館運営企画課 011-512-7330
R7.3.12	新琴似図書館清掃及び除雪業務	社会福祉法人札親会	9,372,000	R7.2.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	教）中央図書館運営企画課 011-512-7330
R7.3.12	元町図書館清掃及び除雪業務	社会福祉法人札親会	10,219,000	R7.2.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	教）中央図書館運営企画課 011-512-7330

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.3.12	東札幌図書館清掃及び除雪業務	社会福祉法人札親会	9,559,000	R7.2.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	教）中央図書館運営企画課 011-512-7330
R7.3.12	西岡図書館・児童会館清掃業務	公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会	11,257,448	R7.2.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	就労を希望するひとり親家庭の母等に対して、その就労の機会又は就労に必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	教）中央図書館運営企画課 011-512-7330
R7.3.12	澄川図書館清掃及び除雪業務	社会福祉法人札親会	9,922,000	R7.2.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	教）中央図書館運営企画課 011-512-7330
R7.3.12	山の手図書館清掃業務	社会福祉法人札親会	7,161,000	R7.2.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	障がい者に対して、自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得等、社会福祉の向上に寄与するため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	教）中央図書館運営企画課 011-512-7330
R7.3.19	新刊書誌データ	株式会社図書館流通センター	4,444,000	R7.2.28	R7.4.1 ～ R8.3.31	本市図書館では、膨大な蔵書に対し様々な角度から目的の本の検索が可能となるよう、「TRC MARC」の新刊書誌データ（以下「当データ」という。）を購入し、図書館システムにおいて活用している。 図書館システムは、当データの使用を基に構築しており、今後も高度な検索性を維持するためには、当データの継続購入が必要である。 当データを供給できる者は開発、販売している選定事業者１者に限られる。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）中央図書館運営企画課 011-512-7330
R7.3.26	令和7年度前期札幌市図書館システム運用・保守業務	ＮＥＣソリューションイノベータ株式会社	41,942,142	R7.2.28	R7.4.1 ～ R7.12.31	本業務は、平成25年度より稼働している図書館電算システム（以下「システム」という。）の安定稼働及び効率的な運用を行うことを目的とするものであり、システムの機能・仕様のみならず、機器構成、各種設定及びアプリケーションの動作特性、関連システムとの連携における仕様等を熟知していることが要件となる。 当該システムはＮＥＣ社により開発されたが、ＮＥＣグループ内の業務見直しにより、令和２年度よりシステム事業が当該事業者へ事業譲渡された。 当該事業者は、システム開発から販売・サポートまでの一貫した体制を有し、上記要件を満たす唯一の事業者であり、迅速かつ安全、確実に業務を履行できるのは当該事業者をおいてほかにいない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	教）中央図書館運営企画課 011-512-7330
R6.10.23	札幌市図書・情報館座席予約システムクライアント機器システム設定業務	株式会社タック・ポート	1,614,800	R6.10.3	R6.10.3 ～ R7.3.14	本業務は「座席予約システム構築業務」（契約期間：平成30年2月6日～平成30年10月31日）において、当該事業者が開発したパッケージを本市の仕様に合わせてカスタマイズし、令和５年度にシステム老朽化のため現在のサーバ環境からクラウド環境へ再構築を行ったものを新機器環境に移行する契約である。このため、パッケージソフトの著作権を有する当該事業者をおいて、本システムの環境構築業務を実施できる事業者は他にない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）中図．利用サービス課 011-208-1113
R6.10.23	札幌市図書・情報館システム更新機器設定業務	ＮＥＣソリューションイノベータ株式会社	40,370,000	R6.10.3	R6.10.3 ～ R7.3.14	本業務は、図書・情報館で使用している図書館システム及び座席予約システムに係る機器類（端末、サーバ等）の設定や環境構築等を行うものであり、システムの安定稼働及び効率的な運用を行うためには、システムの機能・仕様のみならず、機器構成、各種設定及びアプリケーションの動作特性、関連システムとの連携における仕様等を熟知していることが要件となる。図書館システムはＮＥＣ社により開発されたが、ＮＥＣグループ内の業務見直しにより、令和２年度よりシステム事業が選定事業者へ事業譲渡された。また、座席予約システムは株式会社タック・ポートにより開発され、運用保守も当該事業者が行っているが、現行においてもネットワーク及び機器の保守は選定事業者で行っている。選定事業者は、システム開発から販売・サポートまでの一貫した体制を有し、上記要件を満たす唯一の事業者であり、迅速かつ安全、確実に業務を履行できるのは選定事業者をおいてほかにいない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第１号）	教）中図．利用サービス課 011-208-1113
R7.1.15	電子書籍（TRC・JDLSコンテンツ）	株式会社図書館流通センター	2,751,137	R6.12.2	R6.12.2 ～ R7.1.31	現在一般的に流通している電子書籍で、不特定多数の利用者に対しライセンスの範囲内で貸出を行う権利（複製権および公衆送信権）を有するタイトルを、札幌市電子図書館のプラットフォームで利用可能な形態で提供できる業者は一者に限定される。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）中図．利用サービス課 011-512-7320
R7.2.5	中央区民センター図書室什器等設置及びレイアウト調整業務	大丸株式会社	3,817,000	R7.1.23	R7.1.23 ～ R7.2.14	本業務は、中央区複合庁舎に納品予定の書架等の什器について、転倒防止等の措置を施したうえで設置し、図書室内レイアウトを調整する業務である。 什器の設置においては、転倒防止のため納品後直ちに固定作業を行う必要がある。 また、納品と設置の事業者が異なる場合は、有事の際の瑕疵責任が不明確になるなど納品と設置については密接不可分の関係にある。 以上のことから、本業務については什器納品業者である大丸株式会社以外に本業務を履行できる事業者がいないことから、地方自治法第167条の２第１項第２号を適用し、大丸株式会社と特定随意契約を締結する必要がある。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）中図．利用サービス課 011-512-7320
R7.2.26	電子書籍（児童書読み放題パック）	株式会社図書館流通センター	1,650,430	R7.1.28	R7.1.28 ～ R7.2.28	現在一般的に流通している電子書籍で、不特定多数の利用者に対しライセンスの範囲内で貸出を行う権利（複製権および公衆送信権）を有するタイトルを、札幌市電子図書館のプラットフォームで利用可能な形態で提供できる業者は一者に限定される。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）中図．利用サービス課 011-512-7320
R7.3.5	図書・情報館商用データベース（CD・Eyes50）	株式会社東京商工リサーチ	1,320,000	R7.1.31	R7.4.1 ～ R8.3.31	当該データベースは、別紙申立書のとおり、販売代理店には委託せず、サービス提供元の事業者が直接契約、請求業務等を行っており、当該事業者以外に本業務を履行する業者は存在しない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）中図．利用サービス課 011-208-1113
R7.2.26	電子書籍（TRC・JDLSコンテンツ）	株式会社図書館流通センター	1,575,230	R7.2.5	R7.2.5 ～ R7.3.31	現在一般的に流通している電子書籍で、不特定多数の利用者に対しライセンスの範囲内で貸出を行う権利（複製権および公衆送信権）を有するタイトルを、札幌市電子図書館のプラットフォームで利用可能な形態で提供できる業者は一者に限定される。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）中図．利用サービス課 011-512-7320
R8.4.1	令和７年度中央図書館もみじ台図書コーナー運営業務	日興美装工業株式会社	1,702,800	R7.3.31	R7.4.1 ～ R8.3.31	もみじ台図書コーナーが設置されているもみじ台管理センターは、平成24年に（一財）札幌市住宅管理公社から寄附を受け、本市（財産：まちづくり政策局都市計画部、運営調整：市民文化局地域振興部）が所有しながら、管理運営団体に貸付を行うことで運営を行っている。 図書コーナーについても、管理運営団体に包括的な運営を委ねることで、住民サービスの質の向上や運営上の効率化が図られることから、当業務はもみじ台管理センター管理運営団体への受託業務となっている。 このため、円滑な図書コーナーの運営に向けては、もみじ台管理センター管理運営業務と当業務は密接不可分であり、競争入札には適さないことから、管理運営団体となった当該団体を相手方として随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	教）中図．利用サービス課 011-512-7320

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R6.5.1	選挙人情報管理システム運用方法の検討業務	株式会社日立製作所	11,887,700	R6.4.24	R6.4.24 ～ R6.9.30	全国の自治体は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」等に基づき、基幹20業務について、国が示す標準仕様に準拠したシステム（以下、「標準準拠システム」という。）へ移行を行う必要があり、本市の選挙人名簿管理業務については、当該事業者が提供する標準準拠システムに移行することを前提に検討を進めているところである。 本業務は、令和５年度に当該事業者が実施したFit&Gap分析業務の結果に基づき、当該事業者が提供する標準準拠システムを用いた運用方法の検討を行うものである。 以上より、本業務を履行できるのは、現行システムの開発業者であり、また、Fit&Gap分析業務の結果を熟知している当該事業者を除いて他にないことから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に該当するため、当該事業者を特定した。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	選）選挙課 011-211-3247
R7.4.2	第50回衆議院議員総選挙　ポスター掲示場用掲示板借受	大丸株式会社	7,550,037	R6.10.4	R6.10.7 ～ R6.11.8	本業務は、ポスター掲示場に使用する掲示板を調達（レンタル）するものであり、各区選管が調達するポスター掲示場製作設置及び撤去業務（以下「設置撤去業務」という。）において、本業務で調達した掲示板を使用し、ポスター掲示場の製作設置を行うことになる。 ポスター掲示場の製作設置については、過去実績及び業者への聴き取り結果により、掲示板の引渡し後５日間の期間が必要であり、公示日の３日前である10月12日が設置期限であることから、掲示板を10月７日までに納品する必要がある。 今回の衆議院議員総選挙については、任期満了年度に執行されるものではないことから、執行経費はR6当初予算に計上されておらず、本業務に係る経費は予備費充用により措置することになる。予備費充用後執行可能となるのが10月４日の見込みであり、本業務はそれ以降に契約締結することとなるが、10月７日に納品するためには少なくとも前営業日である10月４日に契約する必要があり、競争入札により調達することは不可能である。 次に、契約の相手方について、過去の同種業務の受託業者すべてに、上記の日程での履行可否を聴取したところ、左記業者からは履行可能との回答があり、他の業者からは履行困難であり指名を受けても辞退する旨の回答があった。 以上により、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当することから、特定随意契約により本業務の調達を行うものとし、左記業者を契約の相手方として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	選）選挙課 011-211-3247
R7.4.2	選挙公報一部指定地域配布業務	特定非営利活動法人札幌障害者活動支援センターライフ	1,147,014	R6.10.7	R6.10.7 ～ R6.11.8	選挙公報の配布については、衆議院議員総選挙の場合、印刷・受領が選挙期日の８日前、配布期限が選挙期日の２日前までという日程が想定され、極めて短期間で各世帯に確実に配布する必要があることから、従前より札幌市広報誌（広報さっぽろ）に準じた配布方法をとっており、本業務は、広報さっぽろの「広報誌一部指定地域配布業務」に準じ、市内の一部指定地域を対象に、選挙公報の配布を行うものである。 本業務の実施に当たっては、本市保健福祉局が実施する「元気ジョブアウトソーシングセンター（以下「元気ジョブ」という。）」を活用し、選挙公報を配布可能な障害福祉サービス事業所等の選定、連絡調整、フォローアップ等を行う必要がある。当該事業者は元気ジョブ運営業務の受託者であり、当該事業者以外に本業務を実施可能な者は存在しない。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当するものとして、随意契約（特定）により本業務の調達を行う。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	選）選挙課 011-211-3247
R7.4.2	第50回衆議院議員総選挙に係る選挙人情報管理システム稼働環境設定等業務及び選挙人情報管理システム端末増設業務	株式会社日立製作所	8,211,500	R6.10.7	R6.10.7 ～ R6.10.28	本業務は、選挙人情報管理システムを活用して選挙人名簿登録事務、期日前投票事務、不在者投票事務等を遂行するに当たり、システムの安定的な稼働維持を保つとともに、不測の事態や障害等が発生した場合の速やかな復旧作業を行うことを目的としており、受託業者は選挙人情報管理システムの構成・仕様について十分熟知したうえで、委託者からの指示に基づき、システムの運用、障害等の復旧、操作面での助言、設定作業等を円滑に行えることが必要な要件となる。 当該事業者は、選挙人情報管理システムの開発業者であり、選挙時における稼働保守業務及びプログラム改修業務をすべて受託するとともに、各業務について確実に履行してきた実績があり、本業務を受託するのに必要な要件を満たしている唯一の事業者である。 当該事業者以外が受託した場合、選挙人情報管理システムの構成・仕様を習得するまでに多大な時間と経費を要し、本業務の要件を満たして履行期間内に業務を遂行することは困難である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	選）選挙課 011-211-3247
R7.4.2	投票用紙計数機（ビルコン製）点検保守業務	大丸株式会社	2,520,000	R6.10.10	R6.10.10 ～ R6.10.28	本業務で取り扱う投票用紙計数機は選挙事務用としてビルコン株式会社（本社 川崎市）により製造されたものであり、その保守点検や整備作業については、製造者又は販売特約店だけが実施できるものである。 製造者であるビルコン株式会社については、本市の入札参加資格者名簿の登録がないことから、本業務を履行できるのは、札幌市で唯一の販売特約店である左記業者をもって他に無い。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	選）選挙課 011-211-3247
R7.4.2	投票用紙計数機及び読取分類機（ムサシ製）点検整備及び保守等業務	株式会社ムサシ	18,111,500	R6.10.10	R6.10.10 ～ R6.11.8	本業務で取り扱う投票用紙計数機及び読取分類機は選挙事務用として製作されたものであり、その点検整備及び保守については製造メーカーのみが実施できるものであることから、本業務を履行できるのは製造メーカーである左記業者をもって他に無い。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	選）選挙課 011-211-3247
R7.4.2	第50回衆議院議員総選挙　選挙公報ポスティング業務（厚別区）	株式会社ミッド北海道	4,450,116	R6.10.16	R6.10.16 ～ R6.11.8	本業務については、令和６年10月11日に一般競争入札を行ったが応札者がなく入札不調となったものである。 今回の衆議院選挙に係る選挙公報の配布は、10月18日の印刷・受領後、直ちに選挙公報の配布を開始し、10月25日までに配布完了する必要があり、再度一般競争入札を実施し業者を選定することは不可能である。 次に、本市における過去の同種業務の受託業者すべてに、上記の日程での履行可否を聴取したところ、左記業者を除くすべての業者からは履行不可の旨の回答があり、左記業者以外に履行可能な業者は存在しない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	選）選挙課 011-211-3247
R7.4.2	第50回衆議院議員総選挙　選挙公報ポスティング業務（豊平区）	株式会社常口ミッドプロパティ	8,867,430	R6.10.16	R6.10.16 ～ R6.11.8	本業務については、令和６年10月11日に一般競争入札を行ったが応札者がなく入札不調となったものである。 今回の衆議院選挙に係る選挙公報の配布は、10月18日の印刷・受領後、直ちに選挙公報の配布を開始し、10月25日までに配布完了する必要があり、再度一般競争入札を実施し業者を選定することは不可能である。 次に、本市における過去の同種業務の受託業者すべてに、上記の日程での履行可否を聴取したところ、左記業者を除くすべての業者からは履行不可の旨の回答があり、左記業者以外に履行可能な業者は存在しない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	選）選挙課 011-211-3247

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R6. 11. 6	北海道人ブラジル移住105周年及びパラグアイ移住85周年記念事業旅行手配業務	株式会社日本旅行北海道	3,335,480	R6. 8. 15	R6. 8. 15 ～ R6. 8. 30	本業務は、北海道人ブラジル移住105周年及びパラグアイ移住85周年の記念式典への出席、移住功労者並びに北海道出身者への慰問等を目的として、北海道の呼びかけに応じた道内自治体関係団体が合同して派遣する訪問団に札幌市議会から参加する２名について、旅行を手配する業務である。 本市が旅行手配を行うにあたり外務省からも危険情報が発出されているブラジル及びパラグアイの治安情勢を考慮した場合、移動や宿泊、食事の手配については北海道その他の参加団体と共にして現地行動の一体化及び円滑化を図る必要がある。そのためには、北海道が旅行手配業者として決定した株式会社日本旅行北海道札幌支店と契約をするより他はないことから、随意契約（特定）とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	議）総務課 011-211-3162
R6. 12. 11	札幌市議会海外視察（欧州）に係る通訳・バス手配業務	株式会社日本旅行北海道	2,517,300	R6. 11. 8	R6. 11. 8 ～ R6. 11. 15	今回の札幌市議会海外視察（欧州）実施にあたり、視察先との日程、通訳及びバスの必要性について、調整を行ってきたが、このたび、別紙仕様書のとおり、確定した。 これにより、仕様書に定める行程における通訳・バス手配業務の委託をする必要があるが、視察先の急な日程、場所の変更、渋滞による遅滞等のトラブルが発生した場合に、効率的かつ確実に事業を遂行するためには、諸手続きや現地の状況等に精通した添乗員が、通訳者及びバス運転手と連携し、密に時間、場所の調整を行う必要があり、これは添乗員同行業務を行う業者しか対応することができない。 加えて、視察行程全体の確定が遅れたため、渡航当日まで時間的猶予がなく、添乗員同行業務を依頼し、行程の打ち合わせを行っている業者でなければ、短時間での通訳の手配、バスの手配及び時間調整は不可能である。 従って、視察団が、効率的かつ確実に事業を遂行するための通訳・バスを手配できるのは、添乗員同行業務を依頼している株式会社日本旅行北海道札幌支店に限られる。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	議）総務課 011-211-3162
R7. 3. 26	令和7年度札幌市議会議場制御機器等保守管理等業務	株式会社アセント	3,300,000	R7. 3. 17	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	当該事業者は、全国の自治体において、各々の実情に合わせ議場内の音響と映像配信を一体的に操作するシステム、いわゆる「議場システム」の構築を多数行った実績があり、本市においても令和２年度に「議場制御機器更新及び大型モニターの設置業務」を受託し、その経験や知識に基づく技術により、札幌市独自のシステム構築した豊富な実績を持ち、本業務を遂行するために必要なシステムの内部構造を熟知している唯一の事業者である。 また、当該事業者以外が当該システムに係る保守管理業務を実施する場合、本システムのデータベースの構造や議場システムの解析のほか特性の把握等が必要となり、これには当該システムを一から構築するのと同程度の膨大な時間と費用を要することとなることから、急な故障発生時等の際には、迅速かつ適正な対応が困難となり、議会の円滑な運営に甚大な影響を及ぼすことが明らかである。 以上により、左記事業者は本業務を行うことが可能な唯一の業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、上記委託予定業者と随意契約を締結することといたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	議）議事課 011-211-3166
R7. 3. 19	たよれーるＤＭＳライセンス調達及び運用管理・保守業務	株式会社大塚商会	1,942,644	R7. 3. 14	R7. 4. 1 ～ R8. 3. 31	現在、本市議会で導入しているタブレット端末の管理は、端末導入時の一般競争入札により調達した「たよれーるＤＭＳ」というＭＤＭを使用している。仮に新たに他社のＭＤＭを使用することとした場合、各議員において使用中のタブレット端末を全て回収し、改めて各種設定が必要となるが、その期間は２か月程度かかり、設定期間中はタブレット端末を使用することができなくなるため議会活動に大きな支障が生じることとなる。したがって次年度も当該ＭＤＭを継続して調達する必要がある。 また、タブレット端末の管理にあたり、当該ＭＤＭを活用して本市議会が要望する機能の追加や制限といった各種設定作業等を行っていく必要があるが、当該ＭＤＭを利用してこれらの業務を行うことができるのは、本ＭＤＭを設計・構築した事業者だけとなる。 以上の状況を踏まえると、左記事業者が本業務を確実かつ安全に履行できる唯一の事業者であると考えられることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、本業務は特定随意契約により実施することとし、上記委託予定業者と随意契約を締結することといたしたい。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	議）政策調査課 011-211-3164

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。